

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第1号

平成27年12月1日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

- 例の制定について
- 議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第85号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第85号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について

開 会 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成27年かすみがうら市議会第4回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井裕一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、2番 宮嶋 謙君、3番 設楽健夫君、4番 来栖丈治君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（藤井裕一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長等が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、閉会中の委員会活動として、産業建設委員会において視察研修会が実施され、その報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

おはようございます。

本委員会は、平成27年第3回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成27年9月24日に常総市の被災現場の現地視察研修を実施しました。また、平成27年11月18日にひたちなか・東海クリーンセンターでの視察研修を実施いたしました。いずれも帰着後に委員会を開催し、研修の結果を踏まえ意見の取りまとめを行いましたので、その調査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、常総市において平成27年台風18号による大雨等に係る被害地域の調査として現地を視察してまいりました。帰着後に開催した委員会における委員からの意見の主なものについてご報告

をさせていただきます。

当市でも防災倉庫等の整備をしているが、一たび災害が起きると現状の備蓄では物資が足りないと感じた。災害が起こってからでは遅いので、先を見越しての災害対策が大切であると感じたとの感想。

災害は忘れたころにやってくるとよく言われます。当市としても防災の部分では縦割りではなく、連携をとって取り組んでもらいたい。市職員、議会も含めて常にそういう緊急の事態に対応できる心づもりを持って、市民のためにすぐ初期対応できるようにしていただきたいとの意見。

当市での災害として一番考えられるのは水害だと思われるので、どれだけの雨量によって、どこがどれだけの水かさになるという想定を調べておくと、今後の対策につながると思うとの意見がありました。

委員会の調査の内容、経過につきましては、委員会会議録を配付しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

続いて、平成27年11月18日に実施したひたちなか・東海クリーンセンターの視察について報告いたします。

ひたちなか・東海クリーンセンターは、ひたちなか市と東海村がごみ焼却施設の老朽化等の問題解決を図るため、平成21年4月から建設工期約3年、工事費約133億円強をかけて建設をした施設です。施設の大きな特徴としては、余熱エネルギーを利用して発電を行い、施設内で必要な電力を補った後の余剰を電力会社へ売電しているとのこと。また、焼却炉を熔融し、最終処分場への埋め立て量を以前より大幅に削減し、灰熔融によって得られるスラグやメタルをリサイクル資材として有効活用を図ることにより、環境負荷に配慮した循環型社会形成のシンボルとなることを目指した焼却施設であるとの説明がありました。

帰着後に開催した委員会における委員からの意見の主なものについてご報告させていただきます。

ひたちなか・東海クリーンセンターの運営方式はDBO方式、20年間で年間約5億円の委託料、公設でつくって民間が運営するやり方、非常に効率のいい方法だと感じた。また、当市での契約の仕方もひたちなか・東海クリーンセンターを参考にして、できるだけ有利な契約の仕方を組み立てていければいいのではないかと感じたとの感想。

焼却する際に、生ごみを別にしたほうが費用的にも環境的にもいいのではと思っていたが、ある程度水分がないと、紙や布が一気に燃えて全部燃え切らないとの説明があった。当市としても焼却方式についてももう少し深く調査する必要性を感じたとの意見。

よりよい効率性を環境保護のために実現するに当たり、霞台厚生施設としても事務局のノウハウはあるようだが、そこに当市の新治広域事務組合の現場のノウハウ、さらには茨城町としてのノウハウをしっかりすり合わせができる場があったほうがよいと感じた。今からでもそういう機会をつくるべきだと思うとの意見。

新治広域では、例えばプラスチックごみを分別しているが、他のごみ処理場ではやっていない。そういうノウハウとか、技術というのが新治広域にあるので、そういうことをすり合わせてリサイクルということに対してももっと協議していくべきである。今後、リサイクルのノウハウを霞台厚生施設組合に提言し、プラントの大きさを少しでも小さく、初期投資が少なく済むよう

にできればよいと思うとの意見が出されました。

なお、11月18日の委員会会議録は、でき次第、配付いたしたいと思います。

以上で産業建設委員会視察研修の委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で閉会中の視察研修における委員長報告を終わります。

次に、閉会中における議員派遣の報告を行います。

最初に、10月29日から30日にかすみがうら市議会主催による議会議員全体研修を開催し、議員14名の出席により、福岡県糸島市の地方創生を目指す事業としての6次産業化への取り組みについて、及び福岡県大木町のごみの減量化とリサイクルの推進について、視察研修をしてまいりました。

代表いたしまして、櫻井繁行君から報告をお願いします。

1番 櫻井繁行君。

[1番 櫻井繁行君登壇]

○1番（櫻井繁行君）

皆さん、おはようございます。

平成27年度かすみがうら市議会議員全体研修について報告をさせていただきます。

平成27年度において議員派遣決定を受けた私ほか13名の議員は、去る10月29日、30日の2日間、福岡県糸島市役所並びに福岡県三潴郡大木町にある「大木循環センターくるるん」において行われた、かすみがうら市議会議員全体研修に出席してまいりましたので、その研修の概要についてご報告申し上げます。

第1日目は、糸島市役所の会議室において、市議会副議長から糸島市の概要説明の後、産業振興部農業振興課長及び係長から、「地域性を生かした6次産業化への取り組みについて」と題して取り組み内容の説明と質疑応答が行われました。

初めに、糸島市の6次産業化の説明内容について報告いたします。

6次産業化への取り組みとして、農林水産業者の所得向上と地域産業の活性化を目指し、新商品の開発と生産者の経営感覚の増進を2本柱とし、推進しているとの説明がございました。

1つ目の柱の新商品の開発では、糸島市内で生産されている製品の付加価値を図り、生産者の所得向上と農山漁村の活性化を図ることを目的に挙げております。平成23年度に、地域資源を生かした産業創出のまちづくりを達成するための事業として取り組みが開始されたとのことであります。

年度ごとの取り組みを紹介いたします。平成23年度は、糸島発祥のかんきつ「はるか」を使ったお菓子を4種類開発し、農産物直売所「福ふくの里」を中心に販売をしました。平成24年度は、さらに食の宝庫である糸島をPRするために、農産物からアマナツ、畜産物から豚肉、水産物からサワラを使って商品化いたしました。販路として、東京都の小田急百貨店の他ネット通販「糸島よかもん市場」へ出店し、拡大を図り、平成25年度は、福祉分野との連携による地域活性化を行い、「甘夏ようかん」、「サザエ飯の素」を開発。福祉施設の委託は原材料の洗浄作業でありましたが、丁寧な作業で、加工業者にも評判がよかったとのことでございました。

今後の課題として、幾ら商品を開発しても売れなければ生産者の所得向上にはつながらない。

このことから、今後は販路開拓へシフトをし、そのために第1次加工所の整備を進め、生産量の安定供給を図り、今年度からは売れ筋商品をセレクトし、糸島市内、福岡県内に特化し、販路拡大を推進してまいりたいとの説明でありました。

続いて、2番目の柱の生産者の経営感覚の増進について説明を受けました。目的は、糸島市内においてすぐれた農水産物をつくり出している農水産業者、加工業者のブランド化などの意識向上、国内外への販路拡大を担う実務者の育成であるとのことでした。

事業の主な内容は、基礎研修と実地研修の組み合わせであり、基礎研修として、農林水産業を取り巻く環境と貿易の流れ及びITを活用した直販のビジネスモデル等の知識を習得する講座を開いておりました。実地研修では、国内外の食品売り場等での販売活動や商品バイヤーとの意見交換を行い、消費者、販売者の視点を体験する研修を実施しております。実施期間は、基礎研修が5日間、実地研修は国内2カ所、海外1カ所です。こういった研修を通して、知識を得るだけでなく、販路拡大に向けての人脈の形成も見据えた研修が行われているとのことでした。

昔から博多の台所と言われた土地柄を生かし、購買力のある農水産物に絞ってブランド化を図ると同時に、販路開拓に向けて将来の人材育成にも力を入れており、6次産業化の成功例として参考にできることが多くありました。

以上が、1日目の糸島市の研修内容でございます。

2日目は、福岡県三潴郡大木町にある「大木循環センターくるるん」を視察してまいりました。副議長から大木町の概要説明の後、環境課長からごみの減量化とリサイクルの推進についてと題して取り組み内容の説明と質疑応答が行われました。

大木町のごみ減量化とリサイクルへの取り組みの主な説明内容について、ご報告をさせていただきます。

大木町は、2008年3月11日に「大木町もったいない宣言」を議会で議決し、無駄の多い暮らし方を見直し、これ以上子ども達にツケを残さない町をつくることを宣言している町です。また、ごみを貴重な資源と位置づけ、再資源化を進めることで、平成28年度までにごみの焼却・埋め立て処分をしない町を目指しています。この宣言を形にした施設が「大木循環センターくるるん」であり、大木町のシンボリック的存在でございます。大木循環センターは、町内から出るごみ、し尿、浄化槽汚泥を全て集めて処理をし、バイオマス資源として活用する施設です。

ごみを資源化するためには町民の協力が必要不可欠であり、ごみの分類数は26種類、これをきちんと分別しなければ、資源として活用することはできないとの説明がありました。地区ごとに環境クラブという分別の拠点になる組織があり、回収日になると指導員がきちんと分別指導を行っているそうです。

生ごみの回収方法は、バケツコンテナ方式を採用しております。各家庭に配付した分類保管用バケツに生ごみをためておき、水を切ります。同時に、異物を取り除き、ごみ回収日になるとごみ回収だるに、生ごみを入れます。これをくるるんに集めてきて、処理をして液肥を生産しているそうです。

燃えるごみから生ごみを分別することで燃えるごみの量が減ることは予想していましたが、意外な効果として、町民の皆様の協働の意識が生まれたとのお話を挙げておりました。町民一人ひとりが自分たちできちんと生ごみの分別をしないと事業自体が成り立たないとの自覚と、この事

業は自分たちが支えているんだとの参加意識を持つことにより、現在、非常にうまくいっているということでございました。

くるるんの生ごみ、し尿、また浄化槽汚泥の資源化方法は、メタン発酵です。特徴は、完全嫌気発酵のため、においが漏れないこと、メタンガスがエネルギーとして利用できるとの説明を受けました。くるるんで処理してできた肥料は、米と麦に主に使用しており、10アール当たり約5トンほどまいております。特に、米にはよく合った肥料であるそうです。

ごみは資源であるとの認識を徹底し、町民一丸となつてごみの資源化に取り組まれている、その結果により協働のまちづくりが形成されているとの説明がございました。ごみの減量化だけでなく、その点でも非常に参考になるということが私もございました。

以上、概要であります。平成27年度かすみがうら市議会議員全体研修会の報告とさせていただきます。

平成27年12月1日、派遣議員代表 櫻井繁行。

○議長（藤井裕一君）

次に、11月5日から6日に、茨城県市議会議長会主催による平成27年度第1回議員研修会が日立市を会場に開催され、川村成二君、来栖丈治君、設楽健夫君が参加されましたので、代表して設楽健夫君から報告をお願いします。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

それでは、代表しまして議員研修の報告をさせていただきます。

茨城県市議会議長会平成27年度第1回議員研修会結果報告。

去る11月5日、6日に日立市のホテルテラスザスクエア及び日立市内にある日鉱記念館において、茨城県市議会議長会主催による平成27年度第1回議員研修会に参加してまいりましたので、その研修の概要についてご報告申し上げます。

1日目、早稲田大学名誉教授で元三重県知事である北川正恭先生を招いて、地方創生時代の議会、議員の役割という演題で講演がありました。2日目は、日立市内の日鉱記念館の施設視察が行われました。

講演内容としましては、国でも地方の自治体でもそうだが、執行部が提案した内容を追認しているだけでは議会の必要性が生まれてこない。議会として強くなければ、民意としての議会の必要性が生じてくることから、地方政府としての役割を果たすべき力を持つことであり、その力とは3つ、自治行政権、自治財政権、自治立法権の機能であります。地方創生には、官主導ではなく住民自治の推進が必要であり、議会は民意の反映を主たる目的としており、必要とされる議会はこれまでの追認議会ではなく、地方自治としての力を持った議会へ改革しなければ、議会は不要となってしまう。ただ、これまで議会改革としてマニフェスト化している議員定数削減、議員歳費の削減、政務活動費の削減を改革の主たる目的としているようだが、議会がさまざまな活動をする上では議員の歳費が必要であり、民意を反映するためには議員数の確保も必要である。民意を反映するための議会活動を活発化して、議会の必要性を感じられるものにすべきであり、そこには地方創生が生まれてくるのではないだろうか。そのような講演がありました。

2日目は、日鉱記念館の施設視察で職員による施設概要の説明を受けながら視察を行ってまいりました。

この記念館は、日本鉱業として銅の採掘を基礎に日本産業株式会社をつくり上げ、グループの子会社としては日本のトップクラスの各種企業を生み出していったと、こういった内容であります。新日鉱グループの創業者、久原房之助翁、あるいは日産コンツェルンへ発展させた鮎川義介翁、日立製作所創業者、小平浪平翁、特に日産コンツェルンへ発展させた鮎川義介翁は後に日本中小企業政治連盟総裁、あるいは議員として活躍され、そのような実績が展示館の中で説明をされました。

このようなことは茨城県内においても余りよく知られていないと思われたことは残念であります。

以上、概略ではありますが、茨城県市議会議長会平成27年度第1回議員研修会の報告といたします。

報告代表 設楽健夫。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

以上で閉会中における議員派遣の報告を終わります。

次に、請願についてであります。平成27年11月20日受け付けで請願第8号 請願書と、平成27年11月24日受け付けで請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書を受理しましたので、報告いたします。

また、陳情書1件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

次に、平成27年第3回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、総務委員会、産業建設委員会及び決算審査特別委員会並びに第3回定例会議案審査特別委員会から会議録が提出され、その写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、監査委員より、平成27年8月から平成27年10月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、市長から、平成28年かすみがうら市議会定例会の召集予定期日についての通知があり、その写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3 議案第77号ないし議案第87号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第87号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用についてまでの11件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました条例7件、予算3件、その他議案1件につきまして、順次、議案概要書をもとにご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法第235条の2、第1項の規定による現金出納の検査、いわゆる例月出納検査において、予備調査を詳細に実施をし、現金管理状況等を的確に把握するため、現金出納検査の実施日について「15日」を「25日」に改めるものであり、施行は平成28年4月1日とするものです。

2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づき、市において個人番号を利用できる事務を定め、それぞれ機関内及び機関間で連携ができることとするものであり、施行は平成28年1月1日とするものであります。

11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正が行われたことに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の給与に関する条例、職員の旅費に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例について引用する条文を整理するものであり、施行は平成28年4月1日とするものです。

15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴い、納税に関する猶予制度の見直しを行うものであり、施行は平成28年4月1日とするものであります。

16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第81号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、番号制度の運用の見直しにより、かすみがうら市税条例等の一部改正を行うものであり、施行は平成28年1月1日とするものであります。

17ページをお開きいただきたいと思います。

議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストアの交付可能な店舗において、印鑑登録証明書等を交付するサービス等を実施するものであり、施行は平成28年3月1日とするものであります。

20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第83号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、これまでの基本水量及び基本料金並びに超過料金の見直しを行い、使用水量に応じた料金とするものであり、利用者の公平性を期するとともに、市民サービスの向上を図るものであります。施行は平成28年1月1日とするものであります。

次に、各会計の補正予算をご提案申し上げますが、それぞれ人件費の補正につきましては、職員人件費の不足によるものでございます。

それでは、24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第84号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1245万9000円を追加し、総額を182億4455万7000円とするものです。

主な内容についてご説明を申し上げます。

2款総務費では、647万4000円の減額となります。

内容といたしましては、ふるさと応援寄附件数の増加に伴う謝礼品の経費に対する予算を計上したほか、交通安全対策費として、地区におけます防犯灯設置にかかわる補助金、さらには公職選挙法の一部改正に伴うシステムの改修費の予算を計上したものです。

また、第3回定例会において補正予算を計上させていただいた地方創生総合戦略の重点プロジェクトでもあります子どもミライプロジェクトとマドンナプロジェクトにつきましては、国の採択を受けられなかったため、減額をしたものです。

3款民生費では、1526万9000円の減額となります。

内容といたしましては、子ども・子育て支援事業の推進に伴う財源の振替、養護老人ホームへの入所措置費、障害者自立支援事業並びに医療福祉事業につきましては、事業費の確定に伴う返還金でございます。

児童福祉事業につきましては、臨時保育士の賃金を計上したほか、子ども・子育て新制度への移行に伴う予算の財源振替や、放課後児童クラブへの民営補助金の予算を計上したものです。

4款衛生費では、174万6000円の増額でございます。

内容といたしましては、各種検診事業の事業費確定に伴う返還金のほか、保健センターの空調施設の修繕料の予算を計上したものです。

6款農林水産業費では、1858万3000円の増額でございます。

内容といたしましては、水田利活用推進事業補助金としては、飼料米作付に対しての実績による補助金、また農業生産基盤事業の事業補助金としての予算を計上したものです。

8款土木費では、1229万円の増額でございます。

内容といたしましては、高倉伝馬地区への大雨時の避難路の確保並びに戸崎地内の霞ヶ浦環境科学センターや3月移転開院予定の協同病院に通ずる市道の改良工事とあわせ、国の交付金事業の額が確定したことによる予算を計上したものです。

9款消防費では、消防水利を整備することに伴い、財源振替を行ったものです。

10款教育費では、122万7000円の増額でございます。

内容といたしましては、中学生の部活動遠征にかかわる車借り上げ料のほか、新治、七会、上佐谷3小学校の空調工事設計委託費、学校給食業務委託、新治、上佐谷小学校の校舎耐震補強工事完了に伴う額の確定。また、埋蔵文化財事業では、民間の開発行為に伴う試掘調査経費の予算を計上したものです。

次に、繰越明許費の内容につきましては、土木費の事業の中で、2路線、高倉伝馬地区並びに戸崎地区の市道について、年度内の事業完了が困難なことから、いずれも翌年度に繰り越して執行するものでございます。

地方債の補正につきましては、消防水利整備事業から臨時財政対策債までの3事業の事業費確定に伴い、借入限度額を変更するものでございます。

27ページをお開きいただきたいと思います。

議案第85号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億8402万9000円を追加し、総額を59億6502万3000円とするものです。

内容につきましては、制度改正に伴うシステム改修の委託費のほか、基金積立金につきましては、国保会計の運用を図る目的から積み立てをするものです。また、国庫負担金の返還につきましては、平成26年度事業費確定に伴う返還金でございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

議案第86号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ3015万8000円を追加し、総額を32億5705万4000円とするものです。

内容といたしましては、平成26年度事業費確定に伴う返還金でございます。

29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第87号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用につきましては、本市、土浦市の行政界において、効率性の観点からそれぞれ市域を超えて下水道を利用できるようにするため必要となる事項について、地方自治法第244条の3の規定により協議を行うものであり、内容につきましては、下稲吉、稲吉南2丁目地区においては土浦市の下水道を、土浦市の東中貫町、神立中央2丁目、3丁目、5丁目、神立東1丁目においては本市の下水道を利用できるよう、流入の取り扱いなど必要な事項について協定を締結するものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、ご審議をいただき可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第77号ないし議案第87号の提案説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の12月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日12月2日、定刻より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時41分

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

平成27年12月2日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
副 市 長	横 瀬 典 生 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 古 橋 智 樹 議員
- (2) 川 村 成 二 議員

(3) 宮 嶋 謙 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 古 橋 智 樹 議員

(2) 川 村 成 二 議員

(3) 宮 嶋 謙 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 神立停車場線を祭り対応仕様に～神立の皆さんと一緒に
		2. 教育環境の供給不足～下稲吉中体育館の新設を
		3. 周辺住民を苦しめる国道6号の公害～深夜のトラック騒音・振動
		4. 未来の少数精鋭の子どもたちに幼児からの英会話の習慣と小学生から数学的な考え方を
(2)	川村成二	1. 防災強化への取り組みについて (集中豪雨対策、学校統廃合による避難所のあり方、防災行政無線整備等)
		2. 神立駅周辺の防犯環境の整備について
		3. マイナンバー制度のリスク回避と制度浸透への取り組みについて
(3)	宮嶋 謙	1. 千代田地区と霞ヶ浦地区を結ぶ無料連絡バス設置について
		2. ゴミの減量化に向けた取り組みについて
		3. 当市の防災および災害対策について
		4. 市民の健康寿命を伸ばす施策について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。よって、市政以外に対する質問は認められないので注意し、また、法令を遵守した上で質問されることを求めます。

なお、11月13日の議会運営委員会の決定により、今後一般質問の時間は質問と答弁を合わせて90分以内で行うことになりましたので、ご注意願います。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をされるようお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

おはようございます。

平成27年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目の神立停車場線を祭り対応仕様に、神立の皆さんと一緒にについて伺います。

第1点の1項目、神立駅前区画及び神立駅舎の事業が進捗しております。大型総合病院の開業も間近となり、駅周辺道路の渋滞緩和、防災セキュリティ対策のためにも急務と考える次第でございますが、現状の事業の進捗を伺います。

第1点の2項目めです。

十分な幅員の計画路線とかすみがうら市と土浦市の市街化区域を踏まえ、この路線整備を夏祭りなどに対応するように、路線余剰地も有効活用させて、進入及び停車等仕様も加えて設計し、電線の地中化やイルミネーション電源等の特設にも対応させ、土浦市、神立地区の皆さんと道路占用を共有し、当該市街化区域内の最大活性イベントを設けるという取り組みの価値の有無等について市長の考えを伺います。

次いで、2点目の教育環境の供給不足、下稲吉中学校体育館の新設について伺います。

下稲吉中学校の現生徒数から見た体育館面積と周辺小学校の体育館や運動公園等を利用する現状は、まさしく供給不足でございます。市内の他中学校体育館同等以上の面積が最低必要と考えます。そして、市街化区域内の施設として付加価値を加え、つくり出す機会とも存じます。取り組み価値の有無等について市長と教育長の考えを伺います。

次いで、第3点目、周辺住民を苦しめる国道6号の公害、深夜のトラック騒音、振動について伺います。

市内国道6号線は、慢性の渋滞解消に向けたバイパス計画や複線化の取り組みについて国へ陳情するものの、市内の区域は市川地区以外に進捗がございません。実際の現状問題は、深夜の2時ごろから4時ごろに貨物を積載した重量のあるトラックなどがスピードを上げて傷んだ路面を走ることによる騒音と振動が大変6号線周辺の住民を苦しめている公害の実態がございました。

ここ近年、当市の土木部ではなく、環境保全課に騒音、振動の調査が権限移譲された模様でございますが、そのシステムが全くもって機能していないものと察します。さらには、国の重要幹線の1つでもございます国道6号線の通行量が随時把握できるようになっておりません。

舗装も市街化区域内路線エリアは修繕されず、市街化区域の固定資産税額格差の意義を保っておりません。高速道路の常磐道などの高速道路の運営がかねてより独立採算制となり、国と地域の生産性や地域環境を全く無視した実態にあらうと存じます。これらの惨状を正しく国に認識させる意思を市長はお持ちなのか伺います。

次いで、最後の4点目でございます。

未来の少数精鋭の子どもたちに幼児からの英会話の習慣と小学生からの数学的な考え方について伺います。

少子高齢化により、人口増減の見込みは厳しいものがあり、現状の子どもたちには将来少数精鋭として一人一人の生産性能力を高めさせなければ国や地域の維持は困難でございます。国内だけの取引は相互利益が組み合わせしがたい現状であり、既得権益の大型化がさらに進み格差が広がるものと予測されます。そういった現状に当市の子どもたちには国の教育フォーマットより以上の教育を施し、その郷土愛を享受してもらえ人材に育て、かすみがうら市地域の存続と発展を願うものでございます。物心つく前に英会話のストレス壁を除く教育、そして、数学的思考を優先できる脳を養わせる。現状の教育にこれら付加価値の実績を加えるべくこれら取り組みの価値の有無等について市長と教育長の考えを伺いまして、以上第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

1点目1番、神立駅周辺整備事業につきましてお答えをします。

本事業は、昭和38年に神立駅から国道6号までの都市計画決定後、ショッピングモール北東側T字路までの860メートルが先行整備をされた後、多くの市民が待ち望んだ中、残区間の1,150メートルが平成25年7月に事業認可がされた待望の事業着手が図られたところでございます。

現在の進捗状況であります。国への補助要望額に対します採択率が、事業着手後の3年間の平均が約66%と事業の進捗を足どめされている状況であり、当初全体計画では、本年度で用地買収及び補償事業は完了し、あわせまして一部改良工事に着手する予定でありましたが、現時点では1年のおくれが生じておりまして、本年度末には用地買収率では約84%、道路延長に換算しますと960メートルの用地が確保される見込みでございます。

また、防災セキュリティ対策につきましては、停車場線の標準幅員は18メートルを計画しておりまして、車道と歩道の間には安心・安全なまちづくりの一環として、両側に2.5メートルの有効空間を設けていることで、火災の際の延焼防止や緊急車両の容易な通行に寄与するものと考えているところでございます。

続きまして、1点目2番、かすみがうら市と土浦市の市街化区域を踏まえた活性イベントへの取り組みにつきましてお答えをいたします。

魅力あるまちづくりの一環として、ご提案をいただきましたイベント事業につきましては、隣人同士の関係が希薄化をする中、私といたしましても十分にその必要性を認識しているところで

ございます。本事業は、国の補助を組み込んでいるため、多方面にわたって制限がござい
ますが、先行買収した余剰地におきまして、地域住民の憩いの場の提供として、2カ所ほどになり
ますが、ポケットパークの整備を予定しているところであります。

また、ご質問の電線の地中化につきましては、東京電力、NTTへ提案をいたしましたところ、
地中化は計画していないとの意向でありまして、本市といたしましては、事業計画内への建柱に
つきましては基本的には認めない方向で申し入れをしておりますので、幅員18メートルが十分活
用できるものと考えております。

一方、路上イベントに伴う道路の取り扱いについては、国からの指針等によりますと、公共的
な要素が判断の材料となるなど難しい要素もある反面、日本国全体が世界史においても類を見な
い人口減少社会・少子高齢化社会に突入しているわけございまして、その中におきまして地域
の活性化を図る長期的な方向性においては、コンパクトシティという視点は欠かせないものと
考えおります。

本市で言えば、この市街化区域内、特に神立駅周辺は人口も集中しておりまして、そこで何ら
かのイベントを行うことは隣接するまち同士の連帯からも重要な点でありますとともに、本市の
発展、さらには地域の経済の活性化にとっても非常に有効な手段の一つであるというふうに見
ておりますので、地域の関係者等を含め可能性を探ってまいりたいと考えております。

2点目の教育環境の供給不足につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目の6号国道の市街化区域内路線エリアの現状等についてお答えをいたします。

国道6号の市街化区域は、隣接をします土浦市中貫町から県道戸崎上稲吉線と交差します下稲
吉十字路までの区間となっております。国は、定期的なパトロール等によりまして修繕箇所の早
期発見を行い、修繕等を行っております。今年度は下稲吉地内の一部補修が行われたところでご
ざいます。

本市に関しましては、市道においては、市街化区域や調整区域などの区域にとらわれず、緊急
性、危険性を考慮し、生活道路の補修及び整備を進めております。また、国や県と同様に、定期
的なパトロールを行って危険箇所の早期発見に努めております。ご理解を賜りますようお願い
を申し上げます。

国道6号線につきましては、平成25年度に自動車騒音調査を実施いたしてございまして、測定結
果でございますが、昼間と夜間の測定でともに67デシベルで、国への改善要請できる要請限度の
70デシベルについては昼夜間とも基準値を満たした結果となっております。この調査結果につ
きましては、環境省へ報告を行っております。

今後におきましては、国への要望活動に際しましても、環境面の視点を勘案することや、継続
的に主要路線の自動車騒音の常時監視調査を行って、快適な住環境の保全に努めてまいり
たいというふうに見ておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

4点目の幼児からの英会話の習得と小学生からの数学的な考え方については、教育長からの答
弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

2点目、教育環境の供給不足、下稲吉中体育館の新設をについてお答えします。

下稲吉中学校における生徒の部活動等については、現状として、全ての部が学校体育館で活動することができず、これまで近隣の小学校施設等を利用している状況であります。どの部活も活発に活動しており、下稲吉東小学校については、ほぼ毎日使用している状況となっており、冬場の時間延長時期においては、下稲吉小学校やわかぐり運動公園も使用していると確認しております。

また、建物の大きさにつきましても、霞ヶ浦中学校が1,545平方メートル、千代田中学校が2,115平方メートルに対し、980平方メートルと最も小さい施設となっており、1人当たりの生徒が占める面積からしますと、おおむね霞ヶ浦中学校が3.8平方メートル、千代田中学校が13.1平方メートルに対し、下稲吉中学校は1.6平方メートル程度となっております。

体育館の広さについては明確な面積要件がないことから、地域によってさまざまであると認識しておりますが、運動に親しめる学校づくりや活気あふれる部活動の実施の観点からしますと、他の中学校との教育環境の公平性は考慮する必要があると考えております。

なお、下稲吉中学校の体育館につきましては築30年以上が経過し、これまで建物の老朽化が著しい状況であったことから、平成22年に事業費約4200万円で改修工事を実施したところでございます。また、今年度予算において、つい先日であります、防災対策の一環として、非構造部材の耐震対策工事を事業費約4900万円で発注したところであり、生徒たちが安全に生活できる教育環境づくりに努めているところでございます。

続きまして、4点目1番、幼児からの英会話の習慣と小学生から数学的な考え方をについてのご質問にお答えいたします。

21世紀は、知識基盤社会化やグローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けて国際協力が求められるとともに、人材育成面での国際競争も加速していることから、学校教育において外国語教育を充実することが重要になっており、平成23年度から小学校5、6年生で年間35単位時間の外国語活動がコミュニケーション能力の素地を養うためにスタートしました。次期指導要領では、平成32年度から、小学校3年生からの外国語活動の開始と5年生からの英語教科化を検討しており、県では、平成27年度小学校ともに学ぶ英語推進事業（小学校への英語CD配布、活用）を実施するなど、英語になれるような取り組みを始めました。本市においても、県の事業に積極的に参加するとともに、今後は、授業研究等を通して、小学校教員の英語力及び指導力の向上に努めていきたいと考えております。

なお、幼児期に英会話などで英語に親しむことは、英語を語学として身につける上で大変有意義であると考えますので、幼児期の家庭学習の支援策などについて研究していく必要があると考えます。

また、数学的な考え方につきましては、学校教育法で定める学力の3要素、1つ、主体的に学習に取り組む態度、2つ目、思考力・判断力・表現力、3つ目として基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指し、算数的活動、これは小学校ですが、や数学的活動、これは中学校でございませ、を一層充実させるとともに、課題学習を重視しながら、各学年で指導計画に適切に位置づけ、

日々の授業に取り組んでいます。さらに、校内研修や授業研究等で教師の指導力の向上に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、神立停車場線でございますが、当市の行政界内だけではないと思うんですが、土浦市部分についての進捗もおわかりでしたら、ご答弁をまずいただきたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

土浦市の進捗についてはちょっと把握してございませんので、後ほど資料として提出をさせていただきますと思います。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

土浦市部分につきましては、何メートルですか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

約350メートルということになってございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

先ほど、84%の用地取得が進んでいるという市長からのご答弁がありました。筆数にしますと、今年度以降が37筆というふうに決算委員会などでご説明あったんですが、筆数に返しますと、何筆あと残っている形でございますか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

まだ見込みでございますので、最終的な筆数は出てございませんけれども、全体62筆に対する率として84%というようなことでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長、私は質問の中で、大型総合病院、協同病院さんがおおつ野に移転する、そういった中で、本来であれば、前回質問しましたとおり、千代田大橋からのアクセス道路を確保していただいた

いということですが、これがなかなか大規模な構想でもありまして、私が質問した後に執行部のほうでも石岡市さんと協議いただいている経過はご報告いただいています。

やはり今、この神立停車場線に取り組んでいる中で、先ほど来申し上げている協同病院までの救急のアクセス、神立周辺の渋滞を緩和させるためにも、これはしっかり国に予算要求を相談する。その意向が私は若干薄いような意識を感じました。

前回、消防長に踏切を渡らないでどのように救急車を動かすのかと伺いましたところ、日立製作所さん前の橋を緊急アクセス道路として、ライフラインとして走るということでございますけれども、実際、病院に全ての人が救急車で運ばれるわけではありません。ご家族が親や子どもを、けがや病気で痛いと感じる親子を乗せて、必死にカーナビを頼りにおおつ野へ向かう方もいらっしゃると思います。ましてや来年3月です。すぐのことですよね。神立周辺の方であれば、どの時間帯にどのあたりがすいているかわかるかもしれませんが、逆に我々がよその町へ行って、渋滞の中へ入ってしまったとき、これは抜け道なんて全く想像が付きませんし、ナビがもう頼りになってしまうのが現実だと思います。

市長、想像してください。その家族が病気やけがに苦しむ姿を必死に渋滞の中でおおつ野の緊急センターに運びたい、こういう思いをしっかりと部下に伝えて、国を初めとした上級庁に相談する、何とか次の3月に病院が開通するのだから、神立駅前の渋滞を解消したいんだ、ライフラインをとりたいたいと、そういったイメージを事務方に持たせて取り組むよう指示してこられたか。お尋ねします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まずもって、古橋議員の協同病院開院に対します、それに対する道路整備に対する熱い思いにつきまして大変敬意を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、この霞ヶ浦は南北線は強いんですけれども、どうしても横軸といいますか、東西線が弱い面がございます。なおさら鉄道で遮られている地域でありますので、そのアクセスにつきましては私も大変大きな課題だというふうに考えておりまして、前回ご提案いただいた内容につきましても、関係市町村と非公式でありますけれども、協議をしながら今詰めているところでございます。

また、今回の協同病院の開院につきましては、我々行政界、近くに来ていただきまして大変心強い面もありますが、神立との混雑を考えますと、今ご指摘のように、1日6,000人とか7,000人とか8,000人とかと言われる方々があの病院を何らかの形で行き来するわけありますので、大きな課題だというふうに考えておりまして、しっかりその辺は職員とともに整備についても取り組めるように考えていきたいと思っておりますので、ご指導、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、ライフラインの確保とともに、今回お祭りというものを引用しまして質問させていただ

いておりますが、決してこれが私のお祭り好きに乗じて質問しているものではありません。そのような積極的な楽しいことだけをイメージした質問ではございません。

先ほど来申し上げている生命、財産を守るとともに、神立停車場線がここまで84%も用地取得が進んでいる、そして、おおつ野の協同病院が移転する。当市にとりましては、これまたない絶好の地域活性のチャンスでもあります。やはり道路幅員、立派な道路を通すには、やはり地域のシンボルとなるような道路をつくっていただきたいと思うものであります。

近隣の先進事例を申し上げますと、研究学園都市、こちらが今もって万博以降も土地、そして各種関係事業に栄えている、この近隣の中では土地の値段としても高くなっている。これは私、1つの理由として、やはり県道の東大通りと西大通りという非常につくばの皆さんにとっては財産になっている道路がある。これがただ単に広い道路でケヤキが立派な大木が植わっているということだけではなくて、各縦横に交わる道路と非常に設計のディテールがしっかりできている。だからこそ、研究学園都市は、この景気の悪い中でも研究所という、ある意味取引が一方的な分野でもある研究所が建ち並ぶ中でも、この近隣の中ではずば抜けて価値が上がり、そして、多くの若者世代を魅了して当市からも多くの方が転出されて、つくば市に定住されているということもあります。

神立駅の橋上化も、昨日、NHKの中で放送がご紹介があったようでございます。3年後には駅の橋上化ができて、4年後には西口の駅前の区画整理事業を完成させたいという内容かと思いますが、先ほど来のおおつ野と、そしてこの駅の橋上化、駅前の整備、それにあわせての神立停車場線の整備であります。県内でも恐らく一、二番の古い都市計画道路であろうと思います。非常に注目されることであろうと思います。さらには、先ほど申し上げているとおり、おおつ野の協同病院に向かうために、当市を新たに交通アクセスとして需要が来るわけでございます。

やはりここがかすみがうら市の評判を交通アクセス、道路が走りにくい、渋滞している、家族の救急のときに非常に困ったと、そういうことであってはならない。だからこそ先ほど申し上げたんですが、もう一点として、私はこの神立停車場線、市長からも答弁ありました土浦市と当市行政界をまたいでいる路線でもあります。

さきの土浦市長選挙におきまして、中川市長が再選されました。その中で、公約として神立駅を、神立の皆さんお待たせしましたと、選挙の出陣式の中で、次は神立をしっかり取り組んでまいりますと明言されておりました。これを当市にとりましては最大の機会と考えるべきで、それこそ、そのためのしっかりとした担当者が常駐して、先ほど来申し上げているような活性、そして防災、それから当市の財政のためにも、税収を伸ばすためにも、しっかりこの事業の進捗を進める、そして成功させる、こういった絶好の機会でありますので、私は地域の皆さんに十分、坪井市長がアピールできる事業であろうと考える次第です。

神立のお祭りとともに逆西のお祭り、こちらにつきまして申し上げますと、私が小学校に進む前に、逆西という今、1から11まであるんですが、それが1つの区として祭礼を行っておりました。現在の逆西2区の豊川神社、逆西防災広場のところで集まりまして、当時は非常に団塊の皆さんの子どもも後々にはふえるということで、それで行政区が逆西が1から11までに分かれ、そしてお祭りも各11区それぞれで行うという形になりました。

しかし、今ここで人口減少という課題、そして今各地区で行われているお祭りの状況を見ます

と、非常に高齢化も進んでおります。子どもも少ない。私と同じ働き世代といえますか、30代、40代はもう大部分が外に転出してしまっている状況。これらをやはり中期的に考えれば、人口減少というのが、これは避けられないところであります。それを考えれば、お祭りを逆西がもう一つ、もう一回、もとの盛大にやることも地域の実情、さらには活性化につながろうと思うものです。

やはりお祭り、祭礼というのは、人間年を重ねれば信心深さが増すわけでごさいます、宮司さまがみたまをお迎えしてお祭りが起こるということは、たくさんの金銭の寄附なども動いて、非常に活性化もするわけでごさいます。引き合いに例を挙げますと、千代田地区で行われているかすみがうら祭、これはもう初めから産業祭ということで、特段に、山車みこしは出ていますけれども、御霊をお迎えしてやっているものではありませんから、お祭りの実行委員会に金銭の寄附を持って来る人はいません。しかし、逆西地区のお祭りはしっかり宮司がみたまをお迎えして執り行われることによって、地域の人もやはり神様を信用しまして、たくさん活性化が見込めるわけでごさいますので、こういった今現在の各世代の預貯金の格差なども対策としてイメージすれば、非常に祭礼をもとにイベントをやっていただくということが地域の逆西、そして神立、下原も含めますけれども、商業事業を営んでいる皆様にとっても、またとないイベントになるであろうと想像しております。ぜひそういった角度を、しっかり私がお祭り好きに乗じて質問したことだけでなく、しっかり経済効果として、市の事業の一環としてご検討いただけることを祈る次第でごさいます。

さらには、やはり幅員の広い道路を通るからには、先般の茨城県の常総市を中心とした豪雨災害がございましたけれども、そのときにも神立停車場線の既に国道6号に接続している部分については、冠水なども非常に起きてしまった状況でごさいますので、そういったものも十分に設計していただいて、私が申し上げるお祭り仕様というのは、先ほどの電線が道路を横断することなく、さらには電線の地中化が理想でしたが、電力会社もいろいろ電気料金を値上げしている中では、なかなかプラスアルファの事業はできないという実態もありますから、本市としてできることは、バリアフリー的な捉え方で、山車みこしが入ろうとしたら、通れないような車どめがあるのではなくて、段差があるのではなくて、そして、お年寄りから小さな子どもが集まってもつまずいて転ぶようなことがない道路を望むものであります。

単に道路設計会社に依頼すれば、既存にショッピングセンターのわきまで来ている歩道、それから外灯だの、同じように設計するものと想像しますが、長い区間がありますから、ここはしっかり設計会社に委託する段階となれば、無機質に道路の公共工事設計をされないように注視していただきたいんですが、議会の中でも非常に論議が起きているんですが、設計会社の無機質な納品がこのところの公共事業の教育関係で問題となっておりますので、やはりこれらを考えれば、地元の設計会社さんであれば、やっぱりいい仕事をして、地元貢献したいと思うわけでごさいます。

市長、いかがですか。これまで公共工事、学校関係、いろいろトラブルが起きているようでごさいますけれども、なるべくなら地元の設計会社に愛情を持って設計していただきたい。私が質問したようなこと、市外の方から、役所のほうから説明したとしても、この思いは伝わらないと思う。地元の設計会社であれば、しっかりその期待に応えられる。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君に申し上げます。

通告内容に従って質問をお願いしたいと思います。

○8番（古橋智樹君）

はい、わかりました。

関連としてお尋ねしたかったんですけども、地元の業者にしっかりと私が望む気持ちを取り組んでいただいて、お祭りの仕様をしっかりと対応できるような選定をしていただきたいということでお尋ねするつもりでした。

この神立停車場線を特に市街化の皆さん、あのエリアの中にたくさんお住まいになって、ほとんどの方が会社勤めの方です。納税に関しては、非常に会社勤めの方が当市の市税にとって貢献されているというのは、これまでの一般質問の中でもお示ししてきたとおりでございます。市街化の中にぜひ恩恵を還元すべき機会でございますので、神立停車場線の早期開通と先ほど来申し上げています申し分のない設計を市長はやっていただくものと確信したいと思ひまして、続いて、2点目の下稲吉中学校の体育館について再質問をさせていただきます。

私も議会の一員となりまして、なった当初からは10年弱ほどでございます。私も下稲吉中学校の卒業生として、なぜもっと早くこの課題に取り組めなかったと卑屈な思いもありますが、ぜひ財政的に厳しいからと片付けてもらうことなく、先ほどの神立停車場線と同じ捉え方になってしまいうんですが、市街化の皆さんに体育館も還元していただきたいと思う次第であります。

財政がないということで、私は財政の力が、金がないということで、難しいような答弁があるのかなと思ったんですが、そのフレーズは答弁からは出てこなかったもので、安心したんですが、当市、全部の保険も含めた会計で280億円ほどだと思ひますが、その中で、当市の税収が50億円ではほかのいろいろ保育料とか合わせて、その280億円の3割から4割ぐらいがプライマリー、自主的な財源で、あと残り7割のうち6割が国・県にいろいろこういった先ほど来申し上げているような状況を相談しながら、交付税を初めとした補助金をいただいて、市の会計、さらにそこに1割ぐらい借金、市債を起こして、当市の会計は成り立っていると思ひますけれども、学校の整備については、このところ非常に出島地区の学校の統廃合が進み、かなり1校当たり10億円規模の予算をかけてきて、志筑小学校も10億円以上の事業費がかかっている。用地取得も含めれば、かなりの十数億円、建物関連だけで13億円ぐらいだと思ひますので、それに加えて用地取得などもあったわけございまして、ここまでお金をかけて、なおさらに坪井市長が市長として1期目のときに、私が下稲吉小学校の老朽化を取り上げてお尋ねしました。矢口龍人議員も質問していたかと思ひます。

その中で、市長はなかなか検討しますというのも、非常に奥まった検討しますで、やっていただけなかった。市長が宮嶋市長となって、ぽんと事業を起こされてしまった。そのときの部長が、今、副市長の横瀬副市長が教育部長だったと。宮嶋市長の命を受けて、坪井市長がなかなか縦にうんと言わなかった事業を横瀬副市長が非常にいい仕事をして、下稲吉小学校、今工事している校舎も含めて15億円ぐらい起こしたかと思ひます。財源がない中でも、先ほど来申し上げているような、国にうまく相談しながらやればここまでできるということですので、市長、先ほどは大山教育長から運動場としての面積がほかの中学校に比べて大分格差があるという答弁でしたけれ

ども、市長に何う前に、中学校の先ほど1人当たりの面積がありましたけれども、これが中学校設置基準の学校教育法第3条に基づく中学校設置基準における運動場の面積という点では、校庭も含めては基準をもちろんクリアしているということによろしいのか、いま一度確認したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

学校教育法の設置基準に関してのお尋ねかと思えます。学校教育法の設置基準につきましては、文科省令におきまして、第8条におきまして、校舎及び運動場の面積ということで一定の基準がございます。これは屋外運動場という部分でございます。お尋ねの体育館であろうかと思えますが、体育館につきましては第10条におきましてその他の施設という規定がございまして、そこには面積を規定している数値というものは、残念ながらございません。

我々はどういう基準で……

[発言する者あり]

○教育部長（飯田泰寛君）

失礼しました。

運動場につきましては、省令ですけれども、中学校及び中等教育学校等という規定がございます。この中で、17学級までが、ただいまのは屋内運動場でございました。

大変失礼しました。運動場につきましては、生徒数が1人以上240人以下につきましては、3,600平方メートル、それから、241人以上720人以下につきましては、ちょっと計算が複雑でございますが、3,600平方メートルと生徒数を勘案した数値ということでございまして、基本的には下稲吉中学校の場合はクリアしているというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

原則は、中学校設置基準では運動場は同一敷地内に設けなさいと、ただ、下稲吉中学校、用地取得をしていないだけで、周りに土地をもっと確保することは可能なエリアだと思いますよね。現状、先ほど答弁あったとおり、わかぐり運動公園の体育館を借りたり、小学校までの体育館を使っているわけでございます。私も出身地区の集落から、夏祭りの太鼓の練習をする公民館施設がないから、ぜひ小学校の体育館を借りられないかという相談を受けまして、相談したところ、毎日中学校の運動部が入っていて貸せないんだということで、最後はどうなったのか、恐らくできなかったと思うんですけれども、それで何とか苦労しながらも、お祭りの太鼓を本番まで練習したと思う。これはあるまじき状況だと思う一例であります。

やはり小学校の体育館を有効活用するという観点もいいんですが、原則としてはやはり同一敷地内で必要な運動スペースを確保するというのが原則です。特に今、下稲吉中学校は非常に校長初めとして地域の皆さんも協力して、生徒の青少年活動に寄与するためにも運動部に力を入れていらっしゃるというふうに伺っております。

あの現状の体育館の広さの中で、屋内競技はいろいろあるんですけれども、雨が降ったときな

んかは、私も在校生として経験しましたがけれども、部によっては廊下なんかで腹筋やったりしているような状況でありました。私のときは増築棟ありませんでしたので、もっとスペースがなかったわけです。そういった活動をもっと活発化して、生徒たちの健全育成のためにも、やはり現状の体育館にさらにもう一つ体育館が必要であろうと私は切に思うわけですが、市長、いかがですか。取り組む、できる、できないは別です。取り組む意思があるのかどうかお尋ねします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

体育館につきまして、大変力強い期待も込めましたご質問いただいたところでございます。

ご案内のとおり、市内全小・中学校、非常に今、過疎と過密と二重構造になっている市でございまして、非常にそういった面でのばらつきが出ておりまして、大きな課題になっております。下稲吉中学校につきましては、今議員ご指摘のとおり、部活も大変活発でありますし、生徒数も多い中で、非常に我々も期待しているところでございます。

現状としては、そういう中で、わかぐりを使ったり下小を使ったり東小を使ったり、いろんな形でご苦労されていることも聞き及んでおりまして、このままでは大きな課題でありますので、将来にわたりましてどういう形ができるか、そういったことを含めまして、検討させていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、下稲吉中学校の再答弁を市長にいただきました。私は、坪井市長が下稲吉中学校の体育館というよりも屋内運動場の確保に積極的に努めてくださることを期待申し上げます。

下稲吉中学校の体育館も30年ですか、あの小さい中で耐えてきた。もしやもっとしっかりした屋内運動場があれば、もっとスポーツ面でも活躍できる方がもっといたかもしれない。あれだけの生徒数があるわけですから、そういう点も含めていただいて、市街化区域にもぜひ恩恵を還元していただくことをお願いします。

続いて、3点目の国道6号の騒音振動について再質問させていただきます。

先ほど、これまでの騒音の状況を67デシベルということでご説明いただきました。この余り一般の方は耳にしないデシベルという音の大きさの単位でございますけれども、要請値は70デシベル、3デシベルだったら大して変わらないんじゃないかとお思いの方もいるかもしれませんけれど

ども、結構1デシベルというのが大きな差でありまして、例えば、70デシベルはどんな音だと、部長から本当は答弁いただくところなんですけど、私が紹介させていただきますと、パチンコ屋の店内ですね。今どきのパチンコ屋はもっと静かなのかもしれませんが、パチンコ屋の店内とか、昔のお客さんがたくさんいるボーリング場とか、そういった例もあります。では、67デシベルに対して60デシベルはどのくらいかという、静かな乗用車とかふだんの会話とか水洗便所の排水が流れる音とか、今インターネットを調べればいろいろ出てくるわけでございまして、そういう状況であります。

私が再質問させていただきたいのは、私も委員会の中でお尋ねしたことがありまして、改めてこの一般質問で伺って、確認できなかったことがありまして、私が住んでいるのが上稲吉の清水という集落の国道6号沿いでして、これが土地の用途が準工業地帯ということで、工業なんかに騒音が出ててもできるような用途の地目であります。先ほど67デシベルとあったのは、私が聞く限りでは、国道6号沿いの土田地区ということで、説明がかつてあったと思うんですが、いわゆる市街化調整区域の土田のどのあたりかということ、先ほどの67デシベルの調査地、具体的にご答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

平成25年度に行いました上土田地区でございますけれども、住所でいうと、上土田50の1というところでございます。何々付近といいますとその付近には朝鮮食品さんの店舗があらうかと思っておりますけれども、その付近でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

国道6号は、当市のエリアは非常に渋滞がしているということで評判も悪いわけでございます。やはり評判が悪いだけではなく、実際の我々の経済活動の中でも非常に大きい損失であります。その損失が、土浦市は、土浦市の中村地区あたりも非常に騒音とともに渋滞もしているということで、事業化が進んでいるわけでございます。複線化とともにバイパスも整備されている。それで今度、車で国道6号を下ってくると、千代田地区でボトルネック、急に1車線になって昔ながらの道路になって、せっかく土浦市でバイパスや複線化をやっても、その事業の効果が当市の中にバイパス整備ができないと、しっかりとした経済損失をクリアすることができないと。このあたりの解釈は道路整備局などに伺ったときは、ちゃんと認識されているんですか。いま一度お尋ねします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

議員ご指摘のように、今、土浦地内におきまして2車線化が進んでございます。さらに、かす

みがうら市に入りますと、当然1車線化になりますので、当然渋滞は想定されます。あわせて、今、千代田の区間につきましては、まだ事業化の決定がされてございませんので、3市、かすみがうら市、石岡市、小美玉市の期成会、さらにはつい最近でありますけれども、県内18自治体で構成されました茨城県国道6号整備促進協議会を通しまして、要望活動をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

その新たな促進協議会、相談する窓口が広がるわけですから、非常に期待したいところなんです。それは重点的にどこを優先してやるとか、そういう整備順位はその協議会の中にはあるんですか。ざっくりと県内ほとんどの国道6号の市町村が漠然と国道6号をやってくださいということで、もっと先ほど私が申し上げているとおり、土浦市までの整備をさらに効果を伸ばすためには、我が市のエリア、非常に渋滞しているエリアの1つでもありますので、それをしっかり要望する、さらにはその中で先ほど来申し上げているような騒音や振動、特に夜中がうるさいんです。トラックがコスト削減のために夜中走って、有料道路を通らないでコストを軽減しているんですよ。トラックはご承知のとおり、タイヤが溝が横になっています。非常にこれがまたうなりを上げるんです。

国土交通省も車の騒音を従来のエンジン音だけではなくタイヤの回転、たたく音も組み込んでやろうということで、これももう既に取り組んでいる内容でございます。いずれにしても、渋滞、騒音、そして振動、これを総合的に国にしっかり要望していくということが、認識させることが事務方の皆さんにとっては技術として大事なポイントだと思いますので、今現状ですと、私が渋滞のところも測定してくれないかと環境部に頼んだら、渋滞のところは原則測定できないんですなんて、そんなご説明もありましたけれども、もっと真にバイパスを早く整備させるということを考えれば、せつかく権限移譲されたんですから、もっと有効にその騒音、振動の調査権限をしっかりと国に報告する、そして要望活動させていただくということが今後も継続して重要なことだと存じます。

騒音の公害のみならず、近隣だけではなくて、この茨城県のためにも国道6号の環境だけではなく経済の損失も解消するために、しっかり協議会の中でも市長には発言くださって、当市も含めて茨城県も魅力度を上げるように努めていただくことをお願い申し上げまして、最後の4点目の子どもたちの英会話と数学について再質問させていただきたいと思います。

非常に今もって円安、株が2万円ぐらいになっておりますけれども、各地域の経済はまだ苦しい、まだまだとても景気がよくなったとは言えない現状かと思えます。そういった中で、将来を担う子どもたちが夢だけではなく、現実として大学の進学や就職に当たったときに、今、非常にTPPを初めとした国内需要だけでは足りないという動きから、英会話が特に重要視されているかと思えます。

皆さんもご承知のとおり、英語の検定、通称英検というものは市長もご存じだとは思いますが、今、就職、それから学校の進級のために、新たなそういう英語の検定の分野も進出もありまして、TOEFL、TOEICとかこういったもの、市長はご存じかどうかわかりません

けれども、教育長であればご存じかなと思いますけれども、そういったものを見据えた先生方の英語指導というのは、現状あるんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほどの古橋議員さんに答えた4点目の1番の中でもお答えしましたように、議員さんおっしゃったように、英語教育が非常に大事であるということで、それを小学校段階から導入すべきであるというような、そういう世論的なそういう要望、世論の要望などを受けまして、学校現場においても先ほど述べましたように、平成32年度から小学校3年生からの外国語活動の開始というのも考えているわけで、こういったことを踏まえて、各学校の先生方は英語教育というものの重要性というものについては、私は認識していると思います。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長、市長は本当は教育総合会議の座長でありますから、もちろんこういった実態もご認識いただいているのは、私は当然だと思いますので、よろしくお願いします。

実際のところ、英会話、学校で英語と、私も含めてたくさん時間は費やしたけれども、じゃ、現場の英語を話す外国の方と接したときに、しっかり仕事として会話できるかといったら、なかなかできない日本人というのはほとんどだと思います。これから、少数精鋭の子どもたちには、そんなことにはなってもらいたくないんです。子どもたち自身が国語、数学、理科、社会、英語までの中から好きなものを選んで好きなようにやれという考え方も、選ばせるということも大事かもしれないけれども、やはりしっかりと現実に合った伏線を大人、そしてこういった行政でしっかりと将来子どもたちが困らないように、どういうものが必要かということを見据えて、やっていく必要があると思います。

先ほど大山教育長からは、指導要領の改定に伴って、小学校でも英会話のみならず英語が取り組まれているというご答弁がありましたけれども、それに加えて、以前のいろいろ論議はありますけれども、ゆとり教育という形の中で総合的な学習の時間、こういった中で、地域によっては英会話などもしっかり取り組まれてきたというところもありますけれども、当市、実績として、教員の中で英語担当の方が分科会をつくって研究していると思うんですが、何か当市の実績とか、当市は特に英語をどうやるべきかという、そういう何か話し合いの中で、論議の中で生まれたものというのは何かないんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

古橋議員さんのただいまのご質問にお答えします。

以前は確かに英語というと文法というようなことで、どちらかというと、会話がスムーズに親しめるような、そういう教育ではなかったかと思います。結局、受験対策用の英語教育というようなものの弊害がそこに出てきたのかなと思われる。それで、現在、英語教師ばかりでなく、

市の予算を割いていただいてA L Tが各市に配置されているわけで、本市においてもA L Tが配置されておりまして、A L Tと英語教師との連携によって、英会話、これが非常に大事な1つの子どもたちへの指導として重要なものとして捉えているということで、そういう事業の展開に現在努めております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私がお後に伺いたいのは、私が前回の質問から言っているとおり、中学校になってから、じゃ、ネイティブの英語、現場の英語はこうだよと聞かせるよりは、私がかねがね言っているとおり、幼児から英会話の環境、垣根を取っ払ってやる、そういう行政、教育委員会の仕組みが私はこれからはもっと大事だろうと考えている次第でございます。

文科省や厚生労働省は、小学校と幼稚園、保育園の連携をなささいという指針も出ているわけですね。保育所に対しても、保育所の指針の中でも小学校と連携しなさいと。その1つとして、やはり私はもっとA L Tとかの導入をもっと幼少のころから総合的な学習の時間の中でもしっかり取り組んでいく、子どもたちが将来、大人になって、かすみがうら市が小さいころから英語を聞かせてくれたから、今TOEFLとかTOEICとか試験は少しは助かっているよなど、かすみがうら市、ありがたいなど、そう思えるような取り組みを私はやっていただきたいと思うわけでありまして、当市の保育部門にもこれまでいろいろ質問してきましたけれども、平成19年に既に厚生労働省から保育所に対しても指針として先ほど申し上げた小学校と連携をして、各自治体でアクションプログラムという片仮名文字のポリシー計画書をつくれとやってきたんですが、当市はそういった取り組み、これまであったんですか。伺います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

アクションプログラムについては今手元に資料がございませんので、それとの整合性についてはちょっと申し上げることはできませんので、現在、保育所、これは民間の保育所でも一緒でございますが、小学校へ上がる前の就学のための準備というようなことで、英語または数学にふだんの保育事業の中でなれ親しむ、そういうようなところができるような部分での環境整備というようなところで、現在は幼児期における教育のほうを進めているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

保育所で実際に、先ほど答弁がありましたとおり、英語で遊ぼうとか、そういった取り組みがあるかもしれませんが、もっと1日の生活習慣のパターンの中でやはり英語も取り組んでいくということで、教育委員会ではない保育所の管轄ではありますけれども、管轄上の言葉で言うと、子どもを健やかに育てる養護というやつですか、それだけではなくて、やはりアクション

プログラムをつくれとはいいませんけれども、それ同等の取り組みをやっていただきたいということでこれまで言うておりますので、将来を担う子どもたちが将来のことを考えてよく勉強できなかったと、苦勞しないように、これからどうやったって、国内需要だけでは未来を担う子どもたちが大人になったときに英語の取引も加えないと、日本が強くなっていく、地域が強くなっていくということのきっかけにならないわけですから、やはり英会話ができる人材、基盤をつくっていくということが行政の使命であり、財政とかそういった面からも、しっかり一人一人が能力を発揮してやっていただくような人材を育てる、そういう意識が大事だと私は考えます。

また、それに加えて、先ほど申し上げている数学的な考え方でございますが、皆さんもご承知のとおり、文系、理系ということに分かれていた、こういった観念を私はもう本部の文科省なんかではなくそうといろいろやっている取り組みはわかりますけれども、もっと数学をしっかり筋道を立てて、問題でも遊びでも考えて子どもたちが取り組めるような、そういう脳を養っていただきたいと私は言うているわけです。

私はどちらかという感情で動いてしまうほうなんですけれども、そうではなくて、現実をしっかり見て筋道を立てて考えていただければ、苦勞する機会にそうぶつかることも減るだろう、数少ない子どもたちが効率的に活躍してもらうためには、総活躍していただくためには、やはり数学的な考え方というものがもっと根幹に染みついていただく、そういう教育が私は大事であろうと思います。

いろいろ大山教育長から取り組みについて答弁ありますけれども、大山教育長としてできること、私はあると思うんですよね。やはり一人でも多くの数学と英語の教員がプラスアルファで組める加配のところがあつたら、国語とか、国語はジャンルも広くて、ある程度一生国語は勉強だと思っています。日本人同士よりもやはり将来を担う子どもたちにはもっと拡張性を持っていただけのような教育を考えれば、英語や数学の加配を配慮すべきと私は思うんです。

下稲吉中学校のことしの入学式、私も出席させていただきました。第1学年の担任の紹介がありまして、クラス分プラス1という形で先生のご紹介がありましたけれども、国語の先生が2人なんですよね。数学の先生が若い女性の方1人、やっぱり身近に数学の先生が多いということのほうがこの厳しい経済が続く中では、やはり筋道立てて考えるような数学的な考えを持つ先生が身近に一人でも多くいることが、子どもたちもなるほどなと学べるわけですから、そういった取り組み、私はぜひ配慮いただきたいと思うんですが、これまで数学には力を、やはり国の産業のこれまでの歴史も踏まえて重要だということをご答弁いただきましたけれども、そういった考えで加配のほう、教育長として県の教育委員会、教育事務所とやりとりをやっているんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

本市の現状をちょっと話をさせていただきますと、指導主事が3名、市の予算で配置されております。その1人は数学、もう一人は国語ということで、国語と数学ということで配置をここ数年お願いしてきております。それとあと、これは県の事業と関係するんですけれども、学びの広場サポートプラン事業というのがありまして、これが小学校4年生、5年生、夏休み5日間、算数に限って学習をします。それから、中学校は、ことしから中学1年と2年、年900分間、これ

を目安に数学を重点的に指導に振り向けるというようなことで取り組んでおるところです。

中学校は教科担任制ですので、数学の教師ばかりというわけにはいきませんが、小学校においては、できるだけ今、古橋議員さんから要望がありましたような、できれば中学校の数学の免許を持っているような教師をできるだけ来ていただくような、そういう配慮はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それに加えて、校長、教頭、教務主任なんかもそれぞれ専門の科目があるわけですから、そこまで検討する余地はあるわけですね。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

管理職につきましては、県のほうで、こちらからこの先生をお願いしたいとか、この先生はちょっと勘弁してくれというのは特に申し上げられないような仕組みで人事異動が行われておりますので、極力そういう要望は出していきたいと思っておりますけれども、必ずしも教科によって管理職をかすみがうら市のほうにお願いするというのは、ちょっと難しいのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

こういった教育の現場の中身というのは、市議会としてなかなか、オブザーバーだとは思いますが、意見しにくいんですけれども、これまで総合的な学習の時間とかどういう実績でやってきたとか、私、議会の中では、教育委員会が予算でやっている中ではいろいろ報告書類は出てきますけれども、総合的な学習時間はこういうふうの方針決めてやっていきますとか、報告とかいただいたことないんですけれども、そういうものを市議会もいただくことというのは可能なんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

市内の小・中学校の総合的な学習の時間の活用方法についての報告は可能でございますので、まとめて報告させていただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

冒頭の総合教育会議ということをお願いしましたが、やはり市長が今度教育委員会をリードすることも可能な法律であるということは、やはり市のニーズに実態に合った形で応えてい

くのは百も承知だと思うんですけども、市長も、市長が余り出ると政治的色合いが出るからよくないとかありますけれども、どなたが政治をつかさどっても、将来のためを思えば、子どもたちのことを思えば、別に市長がいろいろ意見したって、これはとめる理由もありません。

市長にはしっかり市の活性化や基盤づくりという意味も含めて、まちづくりの中で、しっかり教育が原点であるということを心得ていただきまして、学習指導要領の状況等もぜひ市議会のほうにお知らせをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

5番 川村成二君。

[5番 川村成二君登壇]

○5番（川村成二君）

平成27年第4回定例会に当たり、既に通告の内容に従い一般質問をさせていただきます。

1番目に、防災強化への取り組みについて、4点お伺いいたします。

9月に、台風18号の影響で、関東地方と東北地方では記録的な大雨による被害が発生しました。茨城県では、この関東・東北豪雨により鬼怒川の堤防が決壊し、常総市に甚大な被害を与えたことは記憶に新しいところです。

かすみがうら市におきましても大雨警報が発せられ、災害対策本部を設置し、議会でも災害対策支援本部を設置し、対応に当たりました。今回の豪雨は、千代田地区では183ミリの雨量を記録したことから、河川の越水だけでなく、市街地の各所で道路が冠水し通行どめになるなど、市民生活を混乱させる事態となりました。

かすみがうら市の総合計画には、市街地の雨水流出量が増加傾向にあるため、下水道の雨水管整備については、河川、水路の改修などと調整を図りながら計画的に整備することが必要になっていますと課題と対策が記載されています。この総合計画の指針は、2007年度に公表され既に9年目を迎えているものの、市街地の道路が大雨になると冠水することが常態化している現状からも、総合計画の施策が目に見える形となって実行されていないことは明らかです。

また、かすみがうら市第2次総合計画策定に向けた市民アンケートでは、都市基盤について下水道や雨水排水対策に「不満」及び「やや不満」と回答した方は42.2%にも達し、早期の改善を求めていることがこの市民アンケートにもあらわれております。

そこで、1点目に、9月に発生しました関東・東北豪雨により、市街地の各所で道路冠水による通行どめが発生しました。降雨量に応じた浸水マップを作成し、豪雨による市街地の弱みの検証から、今後の雨水排水の対策を計画すべきと考えます。豪雨に対する今後の強化策をどのように行うのかお伺いいたします。

続いて、2点目に、防災に係る避難所のあり方についてお伺いします。

霞ヶ浦地区の小学校は平成28年4月に統合され、6校が閉校になります。閉校となる各小学校は、各地域の避難所及び避難場所に指定されていますが、閉校後の避難所のあり方をどのように考えているのか。また、関連して、防災倉庫など関連設備についてどのように対応するのかお伺いします。

続いて、3点目の質問です。

千代田地区の防災行政無線は、平成26年度末に全地域への設置が完了しました。今年度は放送の聞き取りを確認し、スピーカーの向きなど、問題把握と改善をすると聞いております。私のところに市民の方から防災放送が聞こえないとの苦情がありましたが、市はことし中に問題を把握し改善することを計画していますと返答させていただきました。千代田地区の防災行政無線を有効な防災設備として機能させるために、市はどのような整備を行おうと考えているのかお伺いします。

続いて、防災に関する4点目の質問です。

2011年の東日本大震災発生以降、毎年のように地震や大雪、そして集中豪雨など、想定外の気象災害が発生しており、そのたびに防災意識を強く持たなければならないと感じております。行政においても、常に防災に対する意識を高く持たなければなりません。

直近では、東京都が全都民へ配布しました防災ブック「東京防災」は、とても見やすく内容も充実しているとメディアにも取り上げられました。その防災ブックを個別に入手し、総務部防災安全室へ参考にさせていただきたいと、提供させていただきました。

そこで質問ですが、当市の防災ハンドブック、防災マップ、洪水ハザードマップ等、防災に関する資料は常に最新のデータとして把握し管理することが必要です。市が発行しているこれらの防災資料について、今後の見直し計画と市民への周知についてどのように考えているのかお伺いします。

2番目に、神立駅周辺の防犯環境の整備についてお伺いします。

市民の方から、神立駅周辺の防犯対策や街灯の設置などはどのようになっているのかとの問い合わせがあり、私なりに色々と調べてみました。かすみがうら市唯一の鉄道窓口であるJR常磐線神立駅は、通勤や通学の窓口として多くの市民の方が利用しています。その駅前広場周辺には4台の防犯カメラが設置されていますが、いずれも土浦市が設置したもので、土浦市が運営しています駐輪場建屋内にある防犯ステーションまちばんの事務所で監視され、状況を把握しており、神立駅周辺の主たる管理は土浦市に委ねているのが現状です。

この防犯ステーションまちばんは、土浦市が神立駅と荒川沖駅に設置しているもので、市民及び駅利用者の安全を確保するため、警察官OBによる立番、青色防犯パトロール車及び徒歩による巡回を行い、警察署と連携を図り、地域の安心で安全なまちづくりの整備を図ることを目的としております。また、防犯パトロール隊の立寄所として、防犯に関する綿密な情報交換を行うことで、防犯活動の強化並びに防犯組織相互の連携向上に寄与しており、神立駅と荒川沖駅にそれぞれ警察官OB6人、合計12人が土浦市に雇用され、まちばんに勤務し、防犯対応に取り組まれています。

こうした状況を踏まえ、1点目の質問は、神立駅の橋上化工事も本格化することから、かすみがうら市の中心商業地を形成する神立駅周辺については、隣接する土浦市と比べ見劣りする防犯環境の整備が今後の地域の活力向上には不可欠であると考えます。神立駅周辺の防犯環境の整備を今後どのように行おうと考えているのか、お伺いします。

2点目は、神立駅周辺の防犯環境について、土浦警察署管内神立交番からも情報を収集してきましたことを踏まえて質問いたします。土浦警察署神立交番管内における犯罪発生状況は、自動

車の窃盗や空き巣が多発し、空き巣にあつては、かすみがうら市の発生率は県内2位と最悪な状況となっています。神立交番からは、稲吉地区のフルーツ通りへ防犯カメラを設置することが望ましいとの意見もいただきましたが、このような防犯環境の整備にかかわるような情報を当市は把握をしているのでしょうか。

こうしたことから、当市は警察等との連携をどのように行っているのか、また、警察からの改善要望にどのように対応しているかお伺いします。

3番目は、マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

番号法が平成25年に公布され、ことし10月に国民一人一人に12桁の個人番号がつけられ、その個人番号が記載された通知カードが全国の世帯へ配達されております。その12桁のマイナンバーは、来年平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の分野における行政手続で、マイナンバーを提出したり記載することが求められることとなります。さらに、同時期の1月から身分証明やコンビニ交付サービスなどに利用可能なマイナンバーカード、いわゆる個人番号カードの交付も始まります。新しい制度だからといって、むやみに心配したり難しく考え過ぎたりする必要はないとは思いますが、マイナンバーは一生使うものですので、のんびり構えすぎるのも禁物だと思います。

そこで、リスク回避策を事前に講ずることや制度浸透へ万全の体制で取り組むことが必要であることは言うまでもありません。既に12月に入っていますので、通知カードの郵送はほぼ一巡している時期でもあり、住居者不明により戻された通知カードや、受け取り期間超過により未達となった通知カードなどが市役所へ届けられ、その管理をすることも始まっている状況かと思えます。

マイナンバー制度導入に関する1点目の質問は、制度を国民へ周知する段階で、住民票にマイナンバーを誤って記載したなどの自治体のトラブルが発生しています。当市のリスク回避策はどのように行ってきたのか、また、今後どのように行うのか、具体的な取り組み内容についてお伺いいたします。

2点目の質問は、今後の対応についてお伺いします。

マイナンバーの通知カードは、私のところには11月19日に配達されました。今後は、通知カードだけでなく、マイナンバーカードや既存の住民基本台帳カード、そして印鑑登録証などに使用する市民カードなどいろいろなカードが存在することになりますが、それぞれのカードの関連性や各種手続にどのカードが必要になるのかなど、そうしたことへの市民の理解はまだまだ深まっていないと思います。また、マイナンバーカードの申請及び受け取りに関連しても、その窓口はどこなのか、受け取りにどの程度時間がかかるのか、何が必要かなどは早く知りたいところです。

こうしたマイナンバー制度全般の手続等について、かすみがうら市独自の対応も含め、どのように取り組むのかお伺いします。

3点目は、マイナンバー、いわゆる個人番号は厳粛な管理が求められ、全ての市民にかかわる制度であることから、高齢者や学生などあらゆる市民に十分な周知が必要と考えます。これまで広報紙などに情報が掲載されていますが、段階的な周知では、全容の把握や自治体により異なる対応などが見えないのが現状です。誰もが制度全体を理解することができるわかりやすい冊子を全戸配布することが必要ではないでしょうか。

マイナンバー制度の周知や制度の浸透についてどのように考えているのかお伺いします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

[鈴木良道議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

川村議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、豪雨に対する今後の強化策につきましてのご質問にお答えいたします。

9月に発生をいたしました平成27年9月関東・東北豪雨につきましては、報道でもありましたとおり、台風第18号や台風からかわった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に関東地方と東北地方では記録的な大雨となりました。茨城県でも鬼怒川などの堤防の決壊や越水などによりまして、大規模な被害をもたらしました。

本市における降雨量につきましては、9月7日18時から9月11日まで、千代田地区では183ミリ、霞ヶ浦地区におきましては98ミリの降雨でありました。今回の雨は短時間に一気に降ったことによりまして、特に市街地におきまして雨水がはけ切れず、3軒で床下浸水となり、また、市内の道路でも通行どめや渋滞が発生するなど、自動車の通行にも影響が出たところであります。

これまで、市街地の雨水の排水整備を進めてきておりましたが、局地的な豪雨、さらには市街地の宅地化等により浸透域が減少していることから、今回のような集中豪雨には雨水の排水能力を超えてしまい、長時間にわたる道路の冠水が何カ所も同時に発生したところでございます。今年の豪雨、そして昨年の中規模の台風の冠水の状況をマップに落とすなどして、対応策につきまして検討していきたいというふうに考えております。

また、雨水におけます災害の解消のために、平成28年度から市街化区域内の雨水排水計画の見直しのため調査を実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、1点目2番、閉校後の避難所のあり方と防災倉庫について、3番、千代田地区の防災無

線について、4番、防災ハンドブック等の見直しと周知について、2点目、神立駅周辺の防犯環境の整備については総務部長から、次に、3点目、マイナンバー制度については市民部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

川村議員さんの1点目2番、閉校後の避難所のあり方と防災倉庫についてのご質問にお答えいたします。

現在の小学校体育館につきましては、全て避難所となっております、各種説明会や懇談会などの機会を通じて、小学校が統合した後、避難所がなくなってしまうのではないかとというような不安の声や、避難所を残してほしいというような声を伺っているところでございます。

これまでの地域的なつながりという面で、現在の小学校の体育館を利用することが適当であろうというご意見であると理解しておりますけれども、閉校後の体育館を避難所として単独で設置することは現実的ではないため、社会体育施設等として暫定的に活用するなど、検討しているところでございます。

一般論といたしまして、避難所として指定している施設が使えなくなった場合は、他の施設の利用を検討することとなりますので、当該体育館につきましても、近隣の公共施設等の指定もあわせて検討してまいりたいと考えております。さまざまな災害に対応するため、避難所は確保していく必要があることから、小学校統合後に閉校となる校舎や体育館の取り扱いについて、現在市民の皆様とともに進めている協議の中でさらに議論を深めながら、方針を定めてまいりたいと考えております。

また、防災倉庫の取り扱いにつきましては、避難所として運営する際の備品等が収納されております、避難所と一体でありますので、避難所である体育館等に隣接して設置することとしております。

次に、1点目3番、千代田地区の防災無線についてのご質問にお答えをいたします。

千代田地区の防災行政無線につきましては、平成26年度で工事が完了し、全ての地区で放送が開始されているところですが、聞こえにくいなど、これまで問い合わせいただいた行政区等は何カ所かありまして、音量等を調整するなど、その都度、保守業務の委託業者と対応策を検討しながら対処してきたところでございます。設置当初、必要な箇所につきましては、スピーカーの向きや種類を調整した経過がありますが、基本的には設計どおりの施工となっております、少しの向きの修正には対応ができますが、大きく向きを変えることにより、他方が聞こえにくくなる可能性もございます。

今後の対応といたしましては、平成26年度で全域の設置が完了したことを踏まえまして、各行政区に対し、防災行政無線全般のアンケートをとりたいと考えております。当初の設計では、おおむね全世帯に放送が届く設計となっておりますが、山ですとかくぼ地などとなっていることが原因で、障害物等により音が遮られてしまう地域などもあるかと思っておりますので、アンケートの結

果や現地確認などにより、現状を把握し、対策を検討したいと考えております。

具体的な整備方法といたしましては、電波の強度、音量の調節、スピーカーの向きや種類の変更、また、地域全体が難聴であった場合は、増設が必要となる場合もございます。現地の状況を把握しまして、最も適当な方法を検討したいと考えております。

次に、1点目4番、防災ハンドブック等の見直しと周知についてのご質問にお答えいたします。

防災に関する情報等につきましては、議員ご指摘のとおり、常に最新のものでなければならぬと認識をいたしております。その中で、議員から提供いただきました「東京防災」につきましては、本年9月に東京都が発行した都民向けの防災情報誌でございまして、震災時のシミュレーションや災害の種類、災害知識などの情報がとてもわかりやすく書かれておりまして、当市においても今後ハンドブックなどを更新する上でも非常に参考とする内容となっております。

当市で、防災ハンドブックや防災・洪水ハザードマップなどがございますが、これらのマップ等につきましては、一定の期間で見直し、新たな危険箇所なども最新のデータとして盛り込んでいくとともに、わかりやすさという視点も加えまして提供を検討してまいりたいと思います。

市長からの答弁にもありましたように、本年の関東・東北地方豪雨、そして昨年度の台風18号でも道路の冠水が発生をいたしております。本年度は稲吉5丁目で床下浸水が発生しており、昨年度も稲吉4丁目と稲吉東5丁目で床下浸水が発生をしております。この際の冠水の状況等をマップに落としまして、その経験値を雨水排水計画見直しに向けた調査に生かしてまいりたいと考えております。

2点目1番、今後の神立駅周辺の防犯環境の整備についてのご質問にお答えをいたします。

現在、神立駅では、土浦市が独自にまちばんとして防犯ステーションを設置しております。議員からご質問の中にありましたように、まちばんとは、警察OBの方2名により周辺の巡回や神立駅西口や人道橋に設置してある防犯カメラによる監視などを行っているもので、365日体制で行っているということでございます。また、平成30年度完成を目指しまして、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合が実施をいたします神立駅の橋上化及び自由通路整備にはまちばんも1階に配置する予定があるということでございます。このまちばんの制度は、平成20年に荒川沖で起きました土浦連続殺傷事件後に荒川沖駅に設置したのが始まりであり、神立駅にも平成22年に設置をされております。

現在の当市の防犯対策としましては、防犯連絡員協議会やセーフティマイタウンチームによる防犯キャンペーン活動や抑止活動のほか、行政区を中心とした防犯パトロール、青少年相談員などによる市内巡回などが行われております。

議員ご指摘の神立駅周辺につきましては、市街地として環境が大きく変わることで、犯罪も質、量ともに変化する可能性がありますので、今後の対策といたしまして、現在ある組織の活動の輪を広げて協力いただく方法や、土浦市のようなまちばんの組織の検討、また、土浦と連携し、まちばんの巡回を拡大していただくなどの方法も考えられるかと思っております。土浦市や土浦警察署とさらに連携を密にいたしまして、対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目2番、警察等との連携についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、空き巣被害につきましては、かすみがうら市においては世帯数における犯罪率が高く、県内では常に上位となっているような状況でございます。新聞報道等でもご存じ

かと思いますが、最近では自動車泥棒や空き巣、またにせ電話詐欺等の凶悪犯罪も非常に多く発生をしております、警察でも被害防止に力を入れているところでございます。また、にせ電話詐欺被害対策につきましては、本市といたしましても、警察からの依頼により、防災無線による被害防止放送、ツイッターやメールマガジン、フェイスブックなどを利用した広報を行っているところです。警察との連携につきましては、警察からの広報や協力依頼の際、また、防犯関連事業の際に情報交換を行っております。また、土浦警察署とは、防犯連絡協議会などの会議において意見交換なども行っており、防犯に関する情報等もいただいております。

そのような中で、防犯カメラにつきましては、以前、田伏地区において土浦警察署からの依頼により国道354号上に監視カメラを設置した経緯などもありまして、今後とも市街地の犯罪対策としての先進事例なども踏まえまして、警察の専門的な意見をいただきながら、防犯上の有効性や地元のご意見なども伺い、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、私のほうからは、3点目1番、マイナンバー制度について、トラブル回避策の具体的な取り組みについてお答えいたします。

今回、マイナンバー制度導入後に他市において発生しましたトラブルについては、新聞報道等でもございましたように、自動交付機の機械の設定ミスなど人為的なミスによって、本人が希望していないにもかかわらず、誤って個人番号、マイナンバーですね、これが記載された住民票が発行されてしまったというものです。

当市におきましても、11月中旬から通知カードが市内の各世帯へ送付されたことから、市民の方からも問い合わせや本人不在などにより郵便局から通知カードが返戻されてきておりますが、市民の皆様からの問い合わせ等に対しましては、なるべくわかりやすく丁寧な説明を心がけております。また、個人番号入り住民票の発行に当たっては、法定の目的、こちら当面は税の申告や年末調整になります、これに使用するために、請求された場合にだけ交付するというようなシステムの設定をしております。

これまでも、住民票等の請求があった場合には、2人の職員で申請書と発行内容の確認を行っておりますが、個人番号の記載の有無についてもさらに慎重を期すよう、課内全職員に対し朝礼や庁内メールなどを利用しまして、共通理解を図っているところでございます。いずれにしましても、マイナンバーに限らず個人情報の取り扱いの重要性に関しましては、職員研修などを通して機運を高めるとともに、市の情報システムを所管する部署とも連携を図りながら、対応を図ってまいりたいと思います。

続きまして、3点目2番、マイナンバーへの理解について、市独自の対応を含めどのように取り組むのかについてお答えいたします。

当市においても既に通知カードが届いていると思いますが、その券面には氏名、住所、生年月日、性別、また個人番号が記載されており、個人番号については課税や社会保障の手続の際に必

要となってきます。また、通知カード自体では、顔写真の表示がないこともあり、身分証明書としての使用はできません。

個人番号カードは、住民基本台帳カードと同様にＩＣチップのついたカードで、表面には氏名、住所、生年月日、性別、それと顔写真が記載されており、裏面にはマイナンバーが記載されています。このカードは公的身分証明書として使用できるほか、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明も搭載されています。

当市においては平成28年3月1日から、個人番号カードで住民票や印鑑証明書がコンビニのマルチコピー機で交付を受けられるコンビニ交付を開始いたします。一方、住民基本台帳カードは有効期間まではこれまでと同様に利用することができますが、本年12月22日をもって、新たな発行や更新はできなくなります。市民カードにつきまして、これは印鑑登録のカードですが、市民カードにつきましては、これまでと同様に窓口で印鑑証明書を申請する際は必ず必要となりますので、その点は注意が必要です。

これらのことにつきましては、今後、広報誌や市のホームページでもお知らせしてまいりたいと思います。

なお、当市独自の対応ということですが、今後の個人番号カードの利用につきましては、各部署との間で調整を図りながら、さまざまな行政サービスに広げていけるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目3番、マイナンバー制度の周知についてお答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、広報誌の4月号から関係記事を掲載して、随時、周知に努めてきたところであります。また、11月中旬から通知カードが市内各家庭にも届いていることと思いますが、その中でも大変わかりやすいパンフレットが同封されていますので、そちらも参考にいただければと思います。さらに、当市においても、独自にパンフレットを作成してございますので、今後、市民課の各窓口においてそのパンフレットを置かせていただき、制度の理解を深めていただきたいと思いますと思っております。

個人番号カードですが、申請されますと、早い人で来年1月下旬ごろから随時、千代田窓口センターにて交付を開始いたします。1人当たりのカード発行にはある程度のお時間を要するため、混乱を避けるためにも、カード発行に際してはお時間を指定するなど予約制なども現在検討しているところでございます。

このようなことで、カード発行については、当初は千代田窓口センターのみの対応とならざるを得ませんが、ある程度落ちついてきましたら、市内の各市民窓口でもカードを交付できるよう徐々に体制を整えてまいりたいと思いますので、どうかご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の防災強化の1番ですが、雨水排水の対策ということですが、市長から平成28年度から市街化区域内の雨水排水計画の見直しのため調査を実施するという答弁がございましたが、具体

的にはどのような調査をするのでしょうか。これにつきましては、担当部は上下水道部でしょうか。お聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

来年度実施予定にしております市街化区域内の雨水排水計画の見直しのための調査内容についてお答えをいたします。

9月10日に発生いたしました台風18号の被害によりまして、本市におきましても逆西排水区と位置づけをしております稲吉、稲吉東地内におきまして床下浸水、道路の冠水が発生しております。この排水区のこれまでの雨水排水計画の見直しのための調査を行うものでございます。この区域の雨水排水計画に関しましては、昭和52年1月に当時の千代田町の市街化区域を対象に開始されております。これまで主に道路整備にあわせました雨水排水所の整備を通しまして、対策を行ってきたところでございます。

しかしながら、近年の市街地の宅地化や全国的な短時間の集中豪雨の増加などによりまして、当時の計画が現状と乖離してしまっていると考えているところでございます。稲吉及び稲吉東地区を含む逆西排水区の中で、道路の冠水が多く発生していることを踏まえまして、道路台帳を使用し、逆西排水区を対象に徒歩による現地調査を行うとともに、特に区域内の冠水したところを重点的に現地測量を交えまして、より詳細に行うなどいたしまして、問題点の洗い出しとこれまでの整備計画の見直しを行うための基礎資料づくりを行うものでございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

今、具体的にどのようにやるのかという質問に対しまして、徒歩による現地調査という地道な調査を行って測量をしていくということですが、先ほどの市長の答弁の中にも、集中豪雨には雨水の排水能力を超えてしまうという表現がありましたけれども、排水能力という水準は、現時点では把握されていないような気がしてなりません。今回、雨水排水計画の見直しのために現地調査する、非常によいことですが、そのデータを例えば100ミリの降雨、200ミリの降雨、300ミリの降雨、それぞれの雨量に応じた浸水シミュレーションをして、どこが一番弱いのか、影響の度合いを見きわめながら対策箇所の優先順位を決めていく必要があるかと思えます。シミュレーションできるだけのデータがこの調査で集まると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

この区域での排水能力につきましては、千代田地区市街化区域内におけます平成2年度に当時の流出係数と区域の面積から雨水の流出量を計算いたしまして、当時、雨水排水計画の検討を行っております。それ以後は見直しを行っておりません。

来年度雨水がどれだけの割合で流出するのかを推定するための流出係数の把握を行うため、調

査を行いまして、快適なまちづくりのため区域全体の見直しの必要性の有無を含めまして、今回の調査のデータをもととした整備計画を検討してまいりたいと考えております。この点を踏まえまして、議員ご指摘のように、浸水シミュレーションの基礎資料が得られると思っておりますので、優先順位を加味した計画をつくっていきたいと考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

最近ではよくビッグデータという言葉が耳にしますけれども、やはりデータを十分集めて、それで自前でシミュレーションできる、要は災害を予測することができるというのが非常に重要になってきますので、逆西地区だけに限らず、かすみがうら市全体としてのデータ化は必要になってくると思いますので、その足がかりに、今回の来年度行う雨水排水計画の見直しについては足がかりにさせていただきたいと思います。

市街地で、今回の逆西地区の隣になるんですけれども、新治地区、私が勤務しております日立建機の社宅と寮がございます。社宅におきましては既に老朽化しているということで、解体して更地になっております。寮においても老朽化していますので、新しく建てた寮へ来年度から寮生は移るとということで、今年度いっぱい寮も閉鎖する予定にしております。会社のほうの考えとしては、その敷地は売却したいという考えを私、聞いております。広さ的には約4万平米ございます。

もし売却した場合、一般的に考えると、宅地等も想定されます。ただ、宅地等になった場合、大雨に弱いかすみがうら市という印象であると、非常に地価の影響もするでしょうし、買う人も二の足を踏む可能性がございますので、市のイメージダウンにならないようにしなければいけないというのと、現在、地方創生で人口の増を計画しているさなかでもございますので、それにも水を差さないように、大雨に強いかすみがうら市だという都市基盤と防災体制をPRするチャンスではないかと思えます。こういったことについてはどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。これは政策に絡む話ではありますので、副市長のほうから答弁いただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

それでは、お答えを申し上げます。

ただいまご案内のございましたいわゆる事業は、私どもからすれば再開発事業であろうというふうに踏んでおまして、先ほどもご指摘がございましたように、地方創生、そのための人口減少が見えておるわけでございますから、その対策、あるいは地域活性化への期待は持てるものだというところで、一定の歓迎を示すものでございます。

そういった中において、これから多分事業が進んでいくということになると、さまざまな課題が出てくるのはもう間違いないかなというふうに思っております。先ほど、上下水道部長からもございましたような、これから調査も加わっていくということもありまして、予想されるわけでございますが、市といたしましては、先ほど前段で申し上げました地方創生等への視点からすると、できる限り、市といたしましてもご協力をさせていただきたいというふうに現状では考える

ところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

今、副市長から、できる限りご協力という答弁があったんですが、ご協力という言い方をされますと、ちょっと要らぬ誤解を招く可能性もございますので、私としては市がみずからが都市基盤の強化整備に取り組んでいくということで理解したいということによろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

すみません、言葉が足りませんで、田崎のほうで申し上げました内容について政策的に実行していくと、結果として私が申し上げたようなことが出てくるんだらうということでございますので、誤解のないように、大変失礼しました。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

雨水排水計画、強化策につきましては、市街地の部分の管路だけを整備すればよいというものではなくて、その行き着く先の河川に対しても十分な整備点検が必要だと考えておるんですが、上下水道部としては土木部との連携が私は必要だと思いますが、この辺についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

上下水道部といたしましては、来年度の調査結果を踏まえまして、まず、逆西排水区の雨水排水計画の見直しを図りたいと考えているところでございます。雨水排水対策に当たりましては、河川を管轄しております土木部、それと災害を担当しております総務部とも連携を図りながら、有効な施策を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それでは、1点目の2番、避難所のあり方について再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど総務部長からご答弁いただきましたけれども、具体的な避難所をどうするというものは、現時点では答弁できなかったように思います。閉校後の体育館を避難所として単独で設置することは現実的ではないため、社会体育施設等として暫定に利活用する。または、避難所としても確保していく必要があるということですが、暫定利用する前に、避難所としての必要性をやはり精査する必要があるのではないかなと思います。

そこで、私の考えとして、一例を提案させていただきたいのですが、ちょっと数字が幾つか出てきますので、書きとめていただければと思います。

まず、かすみがうら市の人口ですけれども、ことしの4月1日現在で4万3372名です。そのうち千代田地区は2万6909人で、千代田地区の避難所は全部で現在9カ所ございます。避難所の収容能力というのが算定されます。各施設の面積から1人当たり約2平米必要という基準から計算しますと、千代田地区は収容能力が4,806人で、人口比で見ますと17.9%避難所としての確保ができています。片や、霞ヶ浦地区はどうかと見ますと、霞ヶ浦地区は、人口が1万6463人です。現在、避難所としては11カ所ございます。収容能力は4,121名です。人口比率でいきますと25%になっております。この25%を千代田地区と同じ17.9%というレベルで見た場合、かすみがうら市全体を17.9%として見た場合、必要能力は2,947人となります。

それで、来年4月以降、統合になった後、6校が閉校になるわけですが、その時点で学校として存在する霞ヶ浦中学校、それから南北小学校、それから施設として継続しています体育センター、これら4カ所の合計の収容能力は2,478人です。17.9%から算出した必要能力2,947人に対して既存の施設だけで見た場合に、2,478人ですから、不足の部分は469人ということになります。約500人ですね。閉校になる小学校の体育館、避難所で、一番小さな施設で272名です。ですので、2カ所の体育館を避難所として確保すれば、千代田地区と同じ17.9%の避難所の人口比の確保はできるということでございます。ですので、6校全てを残すという考えもあるかもしれませんが、2校でも十分避難所としての対応はできるのではないかなと思います。

そこで、その17.9%というのがどういうレベルかというお話をしますと、東日本大震災を踏まえて、避難者数をどのように想定するか。避難備蓄品だとか、そういったものを算出するために計算する指数がございます。かすみがうら市は茨城県の指数と同じとするという考えを以前ご提示いただきまして、茨城県の避難者総定数は人口に対して7.35%です。その7.35%からしますと、17.9%という水準は約2.4倍になりますので、十分避難者の受け入れが確保できる体制にあるのかなということが言えます。単純に避難者数、収容能力というレベルから見ますと、今のような水準にはなりますが、やはり2校で絶対いいということにはならないのかなとも私は思います。やはり地域性等も考慮しなければいけないと思いますので、避難所と避難場所、それから地域のエリアということも踏まえながら検討して行って、避難所のあり方を精査、整理する必要があるのではないかなと思います。こういった考えについては、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

避難所の設置でありますけれども、やはり従来は、全ての学校の体育館と社会体育施設ということで体育館を指定してきたわけがございますけれども、考え方としては、現有の施設を活用するというような観点であったかと思っております。そのような観点で全て指定してきたと考えております。

先ほど、避難所として単独で指定するのは現実的ではないとお答えをしましたが、その理由といたしましては、耐震化にかかる工事の費用の問題ですとか、また維持管理費の問題等もございます。こういったことも考慮する必要があるということで申し上げたものでございまして、

夜間開放の利用の状況ですとか、他の公共施設の設置状況なども踏まえまして、さらに、議員ご指摘のような収容能力の考え方もあわせて考慮をいたしまして、必要な施設を含め、現在、市民の皆様と行っている協議の中でさらに議論を深めながら、方針を定めてまいりたいというふうに考えます。

よろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

学校の統廃合の結果から見ますと、霞ヶ浦中学校、それから南北小学校、やはり1つの地域に集中している結果となっております。統廃合に当たっては、やはり避難所として機能をどう継続するかということも検討の1つとすべきではなかったのかなと思いますが、既にもう統廃合が決まっておりますので、統合後の学校をそのまま生かし、閉校になる施設をどう避難所として維持するか。やはりその辺は住民の理解も得ながらやっていく必要がありますので、その辺は住民に対して説明をしながら進めていっていただきたいと思います。

それから、暫定利用するということでしたが、体育館、避難所として、管理人が今後はいなくなるわけですね。学校に誰もなくなるわけですけれども、鍵の保管だとか施設の清掃、トイレの清掃、日常の管理はどのように行うのかというのが現時点でちょっと見えないんですが、この辺の管理については、教育委員会のほうになりますか。どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

ただいま暫定利用ということを検討しているわけでございまして、現行は、学校の鍵の管理は学校がもちろんやっているわけですが、学校体育館の夜間開放を担当しております生涯学習課でも鍵の管理をやっております。ですので、暫定利用する際には、教育委員会の内部で主に生涯学習課が担当していくようなことになるというふうに考えております。当然、年間のメンテナンスといましようか、維持管理、そういったものも教育委員会が所管していくことになるのかなというふうには考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

生涯学習課でやるということはわかるんですが、今度6カ所の施設が休日、夜間、全てに生涯学習課が対応できると思えないんですね。ちょっとその辺は実現性の乏しい答弁ではないでしょうか。

実際、鍵は夜借りにいくときは、どこに行けばいいんですか。その辺はまだ、来年4月以降ですけれども、やはり整理をしなければいけないのと、施設のメンテナンス、要は人が住まなくなれば家は朽ち果てていきますよね。風通しも悪い、やっぱりそういう意味では、やはり整理、整備、特にトイレだとか、そういった部分でのメンテナンスというのは重要になりますけれども、

その辺含めて生涯学習課で全て対応できるのでしょうか。そういう人材の余力が私はないように思います。

もう少し、具体的に検討していないのであれば今後検討する。検討しているのであれば、より具体性のある答弁をいただけないでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

私の説明が大変不足をしておりました。現在、夜間開放の管理につきましては、当然、日曜日、夜間に利用者があるわけでごさいます、こういった方々に対しまして、鍵を学校の近くの方に管理をお願いしております。ですから、利用者の方々は、まずその方々のお宅へお邪魔をして鍵を借りて、終わった後は簡易な清掃をしてまた鍵を返す。そういう約束事のもとに、従来利用をしていただいております。ですから、夜間開放ということに関しましては、また同じような手法でやっていくというふうに考えております。

それから、清掃活動の予算であるとかということのお尋ねだと思うんですが、現在でも学校の維持管理予算の中で、体育館の清掃等の予算を計上しております。ですから、そういったものが新年度予算の中で、まだ確定はしておりませんが、暫定利用をしていくということになれば、一括して生涯学習課、いわゆる教育委員会の内部で予算を確保していくと、そういうようなことが考えられる、以上のように考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

暫定利用ということで、体育施設、福利厚生の一環だと思うんですけども、利用するとした場合に、今、維持管理するだけでも非常に費用がかかる内容ですよ。ということは、やはり公共施設で見たときには、使用料という部分での適正なものがやはり必要になってくるのかなと思いますので、あわせて今後どのようにやっていくのか、しっかり整理していただきたいと思ます。

続いて、防災に関する3点目の質問で、千代田地区の行政無線ですが、行政区に対してアンケートをとりたいという答弁でしたけれども、アンケートの実施時期あるいは進め方はどのように行うのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

防災行政無線に係るアンケートについてのお尋ねでございます。アンケートにつきましては、行政区の区長宛てに12月中に郵送したいと考えてございます。内容につきましては検討中ではございますが、地域で聞こえにくい場所があるかということを中心に試験放送をいたしまして、聞いていただいた上で回答していただくなど、より実態を反映できるように計画をしてまいりたいと考えております。

さらに、チャイムの放送回数ですとか、こういったものについてもご意見をいただきたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

単純にアンケート用紙を配って回答していただくというふうに思っていたんですけども、内容をしっかり把握できるような体制でやるということなんですけど、11月25日に、11時に防災行政無線を用いた情報伝達訓練を実施しますという、こういう回覧が各行政区内に回ってきました。私はこの情報伝達訓練で、行政無線の聞こえを把握するのかなと思ったんですけど、この訓練でそういう把握はできたんでしょうか。どのような訓練だったんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の訓練でございますけれども、これはJ-A L E R Tの動作確認のために国が実施をしたものでございます。

市民の皆様が実際の災害と勘違いをされないように、こういう試験放送をするということで、お知らせをさせていただいたものです。申し上げましたように、国から我が市の防災行政無線が作動できるかどうかという国にとっての訓練でございましたので、ご案内の内容では、市民対象の訓練というふうに誤解をされる可能性もあったかと思えます。ちょっと配慮が足りなかったのかなということで反省をいたしております。内容といたしましては、市民の皆様にとっては試験放送に近い内容でございました。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

この回覧の書類を見ますと、やっぱり訓練ですから、何かあるのかなという気はしたんですけども、平日の昼間ですので、不在の方も多かったと思います。やはり内容がよくわかるように、試験放送なら試験放送ということで、大げさな訓練、やる側からすれば訓練だと思いますが、もう少しわかりやすい広報に努めていただければなと思います。

防災行政無線の聞こえ方という部分では、設置する段階でどこに防災無線を立てる、スピーカーは何個どの方向に向ける、どのエリアまで聞こえるという、そういう設計書があるはずですね。その設計書で、お互いに近い位置でやればハウリングをしたりしますので、ある程度離れたところに設置します。その設計図面を見るだけで、聞こえづらいデッドスペースというのが最初からわかるはずなんです。

ですので、今回アンケートで聞こえ方の調査をするようなんですけれども、設計図面が正しく機能しているのかということも確認する必要があると思うんですね。そういった意味からすると、アンケートに加えて、設計図面の検証という意味で、デッドスペースの聞こえ方をやはり行政が確認して、行政無線の有効性をさらに高めていく必要があると思いますが、そういった考えについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

先ほどお答えをいたしましたように、アンケートの実施方法についても検討させていただきま
すけれども、ご指摘のように、設計の内容についても改めて精査をいたしまして、デッドスペ
ースを消すというような能動的に状況を把握するような行動をしていきたいと、そのような調査に
していきたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

防災行政無線についてお伺いしたんですけれども、防災に関する情報伝達という意味では、防
災行政無線だけが全てではないと思いますが、これ以外で、今後市のほうで、何か新しい情報伝
達方法を取り組んでいく、あるいは考えているというようなものはございますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

防災無線につきましては、屋外子局が中心でございますので、天候の状況ですとか、住宅の構
造の状況、こういったものによってよく聞こえないような状況も想定をされます。そのため、現
在も防災無線の放送内容を確認できますテレホンサービスですとか、また、ホームページ、電
子メール、ツイッター、フェイスブック、こういった手法で情報を発信しております。

さらに、緊急的な情報並びに避難所の設置等の切迫した状況につきましては、携帯のエリアメ
ールを使用することができますし、また、Lアラートと申しまして、テレビのデータ放送で選択
ができるんですが、そちらのほうに避難所の開設を表示できると、こういったシステムがござい
ます。圏域のデジタル、NHK水戸放送局並びにy a h o oの画面にそれらが表示されると、こ
ういった段取りになっているんですが、これは県の防災情報ネットワークを使用することになっ
ておまして、これがただいま整備中でございます。この整備が完了しますと、現在の試験運用
から本運用になりますので、避難所を設置した場合などは、NHKテレビのデータ放送でも確認
はできるというふうな段取りとなる予定でございます。以上のように、多様な手法で情報伝達し
てまいりたいと考えております。

また、自主防災組織につきましても、先日、各行政区の区長さん並びに地区公民館の皆様等々
お願いをしたんですが、こういった組織が拡充することによりまして、隣近所の身近な住民の皆
様による共助の充実ということも促進をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

1点目、4番の防災ハンドブック関係で再質問させていただきます。

私、1回目の質問で紹介させていただきました東京防災というのはこういうもので、厚紙の箱
の中に入ったこういう防災マニュアルですね。非常に分厚い、そして、内容は非常に絵が大きく

て見やすいというものでございます。こういうものを先進的に都内では全都民に配布している。この中には、各都民が住まわれているエリアの防災マップがそれぞれ入っておりまして、配られております。これについては、都内で一般書店で販売をしたという話を聞きましたけれども、すぐに売れてしまったと。買った方が都民ではなくて、ほかの自治体の方が情報入手ということで買われていったという話も聞いております。

時代は非常に早いスピードで進んでいっていますので、やはりかすみがうら市で持っている防災に絡む資料、これについても、新しいものに常にメンテナンスしていく必要があると思います。ちなみに、防災安全室、総務部へ行ったときとかは、そういう地図は掲示されていないんですね。副市長室に行きますと、防災マップ、洪水ハザードマップ等掲載されています。でもことしのデータは記入されておりません。言い方は悪いですが、掲載しているだけで、やはり最新のデータを常に意識する、見ることをやらなければならないと思います。

今後、定期的に見直していくということですが、どのようなタイミングで見直していくとされているのかお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

防災ハンドブック並びにハザードマップ、こういった防災情報の更新というご質問でございます。

これらにつきましては、危険箇所ですとか、今申し上げてきました避難所、避難場所、こういったものに大きな変更があった場合は全面的に改定をする必要があるというふうに考えてございまして、大きな変更がない場合でも、ハザードマップ等については広報紙等や防災訓練などを通じて、住民に周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

やはり市民と行政が情報の共有ということからすると、新しい防災マップ、洪水ハザードマップ、その都度作成して配布するのが一番なんですが、やはり紙の媒体で配布すると、非常に費用もかかります。そういったことから考えると、ホームページのデータは最新版にすることはそう費用がかからないのでできるのではないかなと思いますので、ホームページ等に掲載する情報としては、常に新しい情報を載せる。そうすると、今度改正するときは、そのデータを落とすだけで済みますので、例えば、あとは来年4月以降、学校名が統合によって変わってきます。避難所の場所も変わってきます。そういったことも含めて、やはりホームページ上のデータは最終データにタイムリーに見直していくということが必要だと思いますが、その辺の対応についてのお考えをお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員ご指摘のとおりでございまして、やはり印刷物の作成には費用と時間がかかりますので、

ホームページの最新のデータの公表について、その体制等をつくりまして前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それでは、2番目の神立駅周辺の防犯環境について、これについてはまとめて再質問させていただきます。

初めに、市長にお伺いしたいんですが、市長選の坪井市長のマニフェストには、活力みなぎる安心・安全応援ということで、神立駅の整備を推進し、減災と安全を応援します。そして、周辺自治体との連携、防災面からの施設整備、防犯の観点から防犯カメラの設置等に努めますという内容のものがございました。しかしながら、執行部の答弁の内容からは、市長は執行部に対して具体的な指示をまだ出していないのではないかなというふうに思われます。神立駅周辺整備に対しましては、具体的な方策を打ち出す時期ではないのかなと考えますので、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをいたしたいと思います。

まず、神立駅が皆様のご協力、それから土浦市との連携のもとに、具体的に橋上化、それから駅西口の区画整理、そして停車場線と進んでくることになりましたことに対しまして、まず御礼申し上げたいと思います。私は、それに対しまして、選挙の際に、神立駅前の整備の促進、それから、それに合わせた形で、地域犯罪を防止するために神立駅周辺に防犯カメラを設置をするというような公約を掲げさせていただいたところでございます。

神立駅につきましては、当市にとりましても玄関口でもありますし、顔でもございます。その周辺の安全・安心は、市の発展にとっても大きな意味を持つものだというふうに認識をいたしております。現在も防犯灯のLED化、それから地域の皆様方によります防犯パトロールなど、犯罪に対する取り組みもありますけれども、関係各位のご理解とご協力によりまして、この神立駅整備が進みますことを厚く御礼申し上げたいと思います。

カメラの設置につきましては、これから具体的な整備が進む中で指示をしながら、設置に向けて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、これからもひとつご指導とご協力をお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 2時31分

再 開 午後 2時41分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

市長にマニフェストに対する考えをお話をさせていただきました。やはり、市長には積極的な旗振りをしていただきたいなと思っております。私は、まちばんの警察OBの方に話を聞いたんですけれども、やはりかすみがうら市の市民の方から、かすみがうら市の部分を回ってもらえないんですかという話があったんですけども、私は土浦市のほうに雇用されているので、行政界を越えて見回りをするのができないという返事をするしかないんで、まちばんの方も非常に困っているという話はしておりました。ぜひ自治体間同士で連携をとって、神立駅周辺という1つのエリアで対応することを今後考えていただきたいなと思います。

それから、つい先日、新聞折り込みで土浦防犯ニュースという、こういう黄色い土浦署管内の犯罪発生状況のチラシが入っておりました。いろいろ聞いたら、ある限られたエリアだけに入っていたんですね。こういう情報というのは、やはり市民全員に知らせるのが私はいいのかなと思いますので、こういった情報を警察のほうから市が入手しまして広報するというのも、防犯に対する取り組みの1つとしてやってもいいのではないかなと思いますが、そういったことについては、総務部長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘のニュースかわら版等でありますけれども、私どもはいろんな会議の際等に情報の提供を受ける機会がありますが、特に交番かわら版などにつきましては、区長に配布をしたり、交番での配布にとどまっているというふうにお話を聞いております。

今後はそういった内容を広報等を通じて周知をするということで、空き巣被害等も大変多いという中で、非常に有益な情報であると思いますので、日ごろから土浦警察署や神立交番との連携を密にする中で、身近な情報の提供に協力をしてまいりたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それでは、3番目のマイナンバー制度について、これも一括で質問をさせていただきますが、現在の通知カードの配達状況、それから返戻分、それから未達分等、状況をお聞かせいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、お答えいたします。

現在、通知カードのほうですが、送付件数が1万6909通送付いたしました。そのうち、戻ってきている分が1,126通、これは全体でいうと6.66%になります。その内訳ですが、宛所なしが306通、これが内訳は返戻分のパーセントでいうと27.17%、また、保管期間が経過したもの、郵便局で1週間置いたものが818通、72.65%、そのほかに受け取り拒否が2通ほどございました。

0.18%となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

この1万6909通、全てもう一巡したと、かすみがうら市は通知カードの配達は終えたという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

かすみがうら市の分は郵便局に確認しましたところ、土浦郵便局で、石岡もそうですけれども、11月12日から始まりまして、11月27日には全て終わっております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

この戻ってきた1,126通、これは一般的にテレビで見ますと、鍵のかかるところに保管するというふうな話を聞いているんですが、当市はどのような保管をされているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

当市においても、戻り分につきましては段ボール箱に入れて、今現在ちょっと仕分け中なんです。それをしまうときには鍵のかかる部屋にて保管しております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それから、これからマイナンバーカード、個人カードですね、ICチップのついたカードの交付が来年1月下旬からという話でしたけれども、混乱を避けるために千代田庁舎窓口センターで行うという答弁でしたが、要はここ1カ所ということですが、遠方にいる高齢者、そして交通弱者等は非常に不便で対応できないのではないかなど。なぜ千代田庁舎1カ所でしかやらないのか、霞ヶ浦庁舎や中央出張所でもやるべきだと思うんですが、その辺についての理由は何かあるのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

大体、通知カードの発行には、まだちょっと未定なんですけど、1人当たり30分ほどの説明をしたり暗証番号を設定するしかないんで、暗証番号は全部で4つの暗証番号が必要になります。最低でも2つの暗証番号が必要になりますので、そちらの設定や説明とかで、早い人でも大体30分ぐらいかかる見込みでございます。そうすると、1日に対応できる人数としては大体十五、六人が限度かなと思われまして。それには、今できれば霞ヶ浦庁舎、今後、中央出張所もやっていきたいんですが、最初ちょっと状況が全くどういう状況になるか把握できないのと、こちらの体制のほうはまだ整っておりませんので、当面は千代田庁舎で対応させていただいて、その後、霞ヶ浦庁舎や中央出張所等でも対応できるように体制のほうを整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

時間だけの問題、人だけの問題であれば、ふやせばいいんじゃないですかというのが市民感覚ですけれども、もっと物理的に無理、例えば機械、読み取り装置、発行する機械ですね。そういったもので物理的にできないというような理由はないんですか。もしあるんだったら、それをはっきりさせたほうが私はいいのではないのかなと。将来的に2カ所、3カ所でできるのであれば、最初からやればいい話で、物理的な問題は何かあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

当然、機械のほうもありまして、カード発行には、今予定しているのは顔認証システム、こちらのほうも導入しようと考えておりますので、この機械は今現在1台、千代田庁舎にこれから入れる予定なんですけど、そこしか対応できない予定となっております。今後状況を見て、そういう機械も予算化してふやしていければと思っております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

機械の都合で物理的に1カ所しかできないと、最初からそういう説明であれば理解できるんですけども、1人30分かかるからだとか1日何人しかできないじゃなくて、やはりそういうことははっきり説明していただければと思います。

それから、3カ月間保管した未達書留の通知カードの対応ですけれども、対象者への通知方法、受け渡し方法はどのようになるのか。それから、要望があれば書留で再送するのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

まず、3カ月間、こちら千代田庁舎のほうで保管いたしますが、こちらにつきましては不達の方については再通知を12月中に1回、また1月中に1回、計2回ほど考えております。その中

で、来庁交付方式をとっております関係で、また来ていただくというようなことになると思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

それから、保管期限3カ月過ぎますと、破棄するということですが、ただしナンバーは個人に割り当てられていますので、そのまま残ると思うんですけども、破棄された後、通知カードを再交付するにはメディアによると自治体によって異なると、無料もあれば有料もあると。かすみがうら市は無料なんですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

3カ月で今のところ破棄というふうな指針が参っておりますが、当市ではもうちょっと長くとおこうかなというふうには考えておりますが、再交付の場合には、基本的に500円の再交付手数料がかかるというふうには考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

そういったことも含めて、通知カードを受け取っていない方に対しては十分な周知をしないと負担がふえますよということをやはり丁寧に広報する必要があると思います。それから、マイナンバーカードの利用拡大については今後検討してまいりたいという話ですけども、コンビニ交付以外で、簡単に考えますと、私は図書カードなんかの利用に使えるのではないのかなと思うんですけども、そういうアイデアは今出されていないのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

今、議員さんおっしゃるように、マイナンバーカードにつきましては、各自治体で自由に運用できるということになっておりますので、当然図書館カードも含めて、将来的には健康保険証とか、その辺まで話が行くかどうかまだわかりませんが、その辺をよく関係部署と詰めて、なるべくかすみがうら市の独自性を出していきたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

すぐできることがあればすぐやったらどうですかということですよ。もう運用が始まるのに、今から検討するというのは、何か十分、庁内全体で何も考えていないような気がするんですね。ぜひ早急に詰めていただいて、かすみがうら市の職員全員がマイナンバーカードに対して共通認識を持つようにしていただくことが私は必要なのかなと思います。

それから、わかりやすい資料を全戸配布すべきだという話をしたんですが、窓口にわかりやすいパンフレットを置いているのでそれを見ていただければという話ですが、それがなくなれば、同じパンフレットを増刷するんでしょう。そうしたら、なぜ配らないんですか。周知する必要があるマイナンバーの制度だと思うし、かすみがうら市はこのようなことを考えていますよということ整理する1つの方法だと思いますね。ましてや、聞くところによると、その資料は外部の業者がつくっているんで、それをホームページに載せることもできないと聞いています。ホームページで見られないんですよ。かすみがうら市独自の冊子をつくってホームページに掲載する、全戸配布する、それがまず必要じゃないですか。重要なマイナンバー制度ですよ。その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

今、議員さんがおっしゃったようなことについては、庁内関係各課とも財政部門ともちよつと協議を詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

○5番（川村成二君）

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

今回の定例会から一般質問の時間が30分短縮されまして、全体で90分という形になりました。

市民の声を市政に届けてよりよい市政を実現するお役目をいただいているこの身といたしましては、議会みずからが市民の声を遠ざけるような決定をされたことをまことに残念に思っているきょうこのごろでございます。時間がございませんので、一般質問に入らせていただきます。

1点目は、千代田地区と霞ヶ浦地区を結ぶ無料連絡バス設置についてでございます。

現在、我が国の最大の課題となっております少子・高齢化社会、人口減少社会の到来ですが、当市においても、多くの市民の皆様が実感し、また将来を案じていらっしゃると思います。特にご高齢の皆様にとっては、お住まいの地域や集落から若い人が少なくなっていくたり、ご自身の体が不調を訴えるようになっていたり、そうした際には、将来への不安はもちろんのこと、毎日の暮らしでのご苦労もふえてしまっているのではないのでしょうか。

行政には、そういう高齢者の生活をサポートし、できるだけ元気で健康的な暮らしを送っていただけるように援助することが求められています。マスコミで、高齢者の孤独死という悲しいニ

ユースが伝えられることがあります。高齢者の孤立を防ぎ、できるだけ外出を促し、身体を動かしていただいて、交流をふやし、心身の健康が保たれるように助ける役目がございます。

さて、その観点から、市内の公共交通の状況を見ますと、自動車の運転が困難な、いわゆる交通弱者にとっては不便で暮らしにくい、外出や交流がしにくい方向へ動いているように思われます。

平成22年にコミュニティバスが廃止されました。交通弱者が頼りにする公共交通といえば、現在は広域バスと乗り合いタクシーということになりますが、中でも乗り合いタクシーは、低料金で自宅から主要拠点へ移動できるということで、多くの市民が頼りにしている大切な足となっています。

ところが、本年度から、常磐線をまたいでの移動については神立駅での乗り換えが必要となりました。例えば、千代田地区からあじさい館へ行こうとした場合、昨年度までは自宅からあじさい館へひと乗り、料金400円で行けたものが、本年度からは神立駅西口で乗りかえなければならず、料金も2倍の800円必要になりました。往復で使いますと1,600円、65歳以上の高齢者は半額になりますけれども、以前と比べれば2倍になったことは、こちらも同じです。また、もちろん時間的にも余計にかかることになりました。旧霞ヶ浦地区から働く女性の家へ行く場合も同様です。やはり神立駅で乗りかえなければならず、料金はこれまでの2倍が必要となります。これは、毎日の楽しみ、健康管理にあじさい館や働く女性の家に通っていた交通弱者である高齢者にとっては、非常に大きな負担増です。

確かに、細長い形のかすみがうら市ですから、線路をまたいだ乗り合いタクシーの運行には、難しい面もあろうかと推測されます。遠距離の移動のために、車両の動線に無駄が生じて、稼働率が下がるということもあるかもしれません。しかし、だからといって、交通弱者の高齢者が、もちろん一般の市民の方も含めてですが、コミュニティ施設やスポーツ施設へ行くことを躊躇したり断念したりしてしまつては、市民の健康増進という大目標は遠のいてしまいます。何らかの対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

そこで、私から、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎を結ぶ小型の連絡バスを設置することを提案させていただきたいと思います。

これは、2庁舎方式を採用している本市にとって、物資の輸送や職員の移動の効率化に大いに貢献するものです。事業所間に連絡・輸送の車を回すことは、民間では当たり前に行われております。本市に採用されれば、庁舎が2つに分かれているために発生する無駄の解消にもつながると考えます。そして、その連絡バスに、市民も無料で乗れるようにして、働く女性の家とあじさい館を経由することによって、市民の足としても活用していただこうというものです。マイクロバスでもいいし、ワゴン車でスタートしてもよいかと思います。

この連絡バスがあれば、千代田地区の住民の方は、千代田庁舎か働く女性の家へ何らかの方法で行けば、そこからは、あじさい館や霞ヶ浦庁舎へは無料で行けることとなります。霞ヶ浦地区の住民の方は、霞ヶ浦庁舎かあじさい館へ何らかの方法で行けば、そこからは、働く女性の家や千代田庁舎へは無料で行くことができるようになります。この連絡バスは、細長い本市の交通の背骨として機能し、千代田地区と霞ヶ浦地区の、ヒト、モノ、カネの交流の活性化にも大いに貢献をいたします。行政の効率化と市民の利便性、その両方に貢献する連絡バスは、これからのか

すみがうら市にとって大きなプラスをもたらすと思います。

現在、庁内では、公共交通のあり方について検討を進めていただいておりますが、その計画にもぜひ盛り込んでいただくとともに、来年度からの施策としてぜひ取り組んでいただきたいと思っております。お考えをお聞かせください。

2点目の質問は、ごみの減量化に向けた取り組みについてです。

去る10月29日、30日の2日間、市議会議員の全体研修として、福岡県の糸島市と大木町へ視察研修に行っていました。糸島市では、地域性を生かした6次産業化への取り組みについて視察をし、大木町では、町を挙げてのごみ減量化とリサイクルの取り組みについて研修をさせていただきました。

その大木町では、2008年に大木町もったいない宣言をしました。この宣言には、無駄のない町の暮らしの創造、ごみの再資源化を進め、平成28年度までにごみの焼却・埋め立て処分をしない町を目指すなどが盛り込まれています。実際の取り組みも町民挙げての徹底したもので、平成25年のリサイクル率は61.8%まで進んでおり、本気でごみゼロを目指して頑張っていました。

それを象徴する施設が生ごみとし尿処理を行うバイオガスプラントと直売所、レストランから成る、おおき循環センターくるるんです。特徴的なのは、一般には迷惑施設とされる廃棄物処理施設をあえて町の真ん中、中心地に配置したことです。行政と市民が一体となってごみゼロを目指す町のシンボルとしての役割を果たしているのです。

実際の生ごみの収集は、各家庭に水切りができる生ごみバケツが配られ、市民は集落ごとに置かれた収集バケツに生ごみを入れます。収集バケツは毎週2回収され、その都度、空の収集バケツと交換されるシステムです。こうして集められた生ごみは、くるるんのプラントで発酵処理され、生まれたバイオガスで発電しています。発酵の過程で出る液肥は、地域の農地へ還元されます。そして、その農地からとれた農作物は、学校給食やくるるんにあるレストラン、あるいは直売所などで消費・販売され、その生ごみがまた回収されるという循環が達成されているのです。

大木町の担当者は、ごみは燃やすものからごみは資源という考え方に切りかえていくことが大切だとおっしゃっていました。さらに可燃ごみはきちんと分別すると、90%減るともおっしゃっていました。地域の環境、歴史、その他もろもろの条件によって、必ずしもすべてをまねできるものではありませんが、少なくとも本気でごみを減らす努力をする姿勢は、尊敬に値するものだと思います。

さて、翻って、当市の状況を見てみますと、まだ十分に使用できる新治広域環境クリーンセンターの使用をやめ、茨城町、小美玉市、石岡市と共同で、132億円もの巨費をかけたごみ焼却場を建設しようとしています。視察した大木町とは180度違う方向へ進もうとしているのです。私はこれまで、ごみの減量化に取り組む、現在使用している焼却施設をできるだけ長く使うべきと訴えてきましたが、執行部は新規建設ありきの姿勢を改めておりません。当市の一般廃棄物処理基本計画では、ごみゼロ大作戦を基本理念に掲げておりますが、その姿勢は非常に心もとないものであることは、前回の一般質問でも指摘をしたところでございます。

さらに、広域での新規建設を推進する霞台厚生施設組合の施設整備基本構想の中間報告では、構成市町でのごみ分別ルールの統一化の必要性を掲げ、かすみがうら市の分別収集のあり方に再検討を迫っています。当市の先進的な取り組みである容器包装製プラスチックの分別を燃やすご

みに入れるべきと示唆する記述も見られます。根拠のない広域・新設優位論のために、将来の子どもたちへの負担を軽減するごみ減量・リサイクルへの取り組みがないがしろにされようとしているのです。

そこで、1番目の質問です。

生ごみの分別収集を行い、現在も行っている紙・布類の分別をさらに徹底すれば、大幅に可燃ごみが削減でき、環境によいことはもちろん、焼却施設の延命にも貢献します。当市でも生ごみの分別収集を検討すべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

2番目として、当市では、プラスチック製容器包装を分別回収・リサイクルして地球環境保全に貢献しておりますが、今後、この方向性をさらに徹底強化していく考えがあるかどうか、お聞かせください。

3点目は、当市の防災及び災害対策についてでございます。

本年9月に発生した豪雨災害は、まだ記憶に新しいところだと思います。本県においては、特に常総市で甚大な浸水被害が発生し、いまだに避難所生活をしている方がいらっしゃいます。私も数日、復旧支援のお手伝いに行っていました。市庁舎が浸水して機能停止に陥ったこともあり、被災地は混乱を極めておりました。泥だらけの役場に、救助を訴える人、救援を申し出る人、安否確認をする人、被災証明を求める人、水や食料を求める人、対応の遅さに苦情を言ってくる人など、さまざまな人が押し寄せて、職員さんに対応を迫るのですが、職員さんも混乱状態で十分な対応ができず、さらに苦情を生むという悪循環が繰り返されていました。

私は、危機管理の大切さを実感いたしました。特に、緊急時の指揮系統の早期確立、職員さんの役割分担の明確化、そして何よりふだんのトレーニングが本当に重要であると感じました。

そこで、1番目の質問ですが、当市においてはどのような災害が想定され、緊急時の対応はどのようなになっているのでしょうか、教えてください。

2番目として、常総市の災害対策について、幾つか問題点も報道されましたが、当市としては、どのような教訓を得、また、今後の防災に生かしていくか、お考えをお聞かせください。

3番目として、非核脱原発平和宣言をしている当市として、防災の観点から、東海第二原発の再稼働についてどのように考えているか、教えてください。

質問の4点目です。市民の健康長寿を伸ばす施策について伺います。

多くの報道で伝えられますように、日本は今、世界中からの旅行客が増加しております。暮らしている私たち日本人には当たり前の日本の生活文化が広く世界から注目を浴びるようになり、私たち自身が日本独自のよさを再認識させられる場面もあるようです。

このように注目を集める日本、そのすぐれた文化を持つ私たちですが、最も誇れるナンバーワンは、やはり長寿世界一ではないでしょうか。厚生労働省の発表によれば、2014年の日本人男性の平均寿命は80.50歳で世界3位、女性の平均寿命は86.83歳で世界一、いずれも過去最高を更新しました。これは本当に誇るべきことではないでしょうか。しかし一方で、高齢化社会を迎え、医療費、介護費用、これらの増大が大きな課題となっていることは、皆様ご承知のとおりです。また、介護施設や働く人材の不足も大きな問題として浮上しており、わが国の将来に暗い影を落としております。

こうした状況から、現在、盛んに言われるようになったのが健康寿命という考え方です。長生

きしても、病院で寝たきりで、本当に幸せと言えるのだろうか。薬づけ、介護づけの毎日で、人間の尊厳は守られているのだろうか。こんな素朴な疑問が投げかけられているのです。ですから、私たちが本当に目指していかなければならないのは、健康寿命ではないかということが言われているわけです。言われるまでもなく、健康で長生き、これが最高であります。

そこで、1番目の質問は、この健康寿命について、当市の現状はどのようになっているか教えていただくとともに、健康寿命を伸ばすために行っている施策、また、今後の計画などがありましたらお示しください。

2番目の質問は、健康寿命を伸ばすためには、市民スポーツやレクリエーション活動の促進が大切だと思われませんが、こうした活動の場をどのようにふやし、また利用を促進する施策を講じていく計画か、お聞かせください。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、千代田地区と霞ヶ浦地区を結ぶ無料連絡バスについては、市長公室長から、次に、2点目、ごみの減量化に向けた取り組みにつきましては、環境経済部長から、次に、3点目1番、想定する災害と緊急時の対応策については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目2番、常総市の災害対策についての教訓を今後どのように生かすべきかについてお答えをいたします。

今回の豪雨では、鬼怒川などの越水、決壊などによる災害対策本部機能の喪失等や、また、避難指示の発令のおくれなど、住民への周知の問題などが挙げられるかと思えます。そのようなことから、今後、本市の防災対策として考えなければならないのは、地域の安全度を高めるハード対策と危険箇所の周知などのソフト対策の両面からの取り組みが重要であるというふうに考えています。

市では、ハード対策について、現在、小・中学校施設など避難所としての体育館等を含めた公共施設の耐震化、また、霞ヶ浦地区における防災行政無線のデジタル化等を考えているところです。しかし、道路冠水による雨水対策などは課題となっており、また、急傾斜地等の整備や河川等の危険箇所の修繕など、国や県に対しまして、継続して要望をしていく必要がございます。

一方で、ソフト対策としては、災害時の避難情報の発令基準など、マニュアルの再点検、再確認などが必要かと思えます。また、防災ハンドブック、防災ハザードマップなどを作成し、市民へ防災情報の周知を図っているところではありますが、土砂災害ハザードマップや内水ハザードマップの作成、非常時の避難行動要支援者への避難支援体制などもこれから取り組むべき課題となっております。

ハード対策とソフト対策が一体となった体制が確立できるよう、防災対策の充実を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、3番、東海第二原発の再稼働につきましてお答えをいたします。

再稼働につきましては、原子力規制委員会の新規制基準をクリアするなど、国が原子力施設の安全確保を確約をし、地元自治体の合意を得ることを大前提とした上であれば、反対ではないという考えには変わりはありません。また、東海第二原発の地元合意についても、30キロ圏にこだわらず、県南地域も枠組みに入れることを継続して検討していただきたいという考えであります。

次に、4点目の市民の健康寿命を伸ばす施策については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目の庁舎並びに各施設間を結ぶ無料連絡バスの運行についてのご質問にお答えをいたします。

現在、市では、公共交通施策の1つといたしまして、市内循環型のデマンド型乗り合いタクシーの運行を行っております。霞ヶ浦地区に2台、千代田地区に1台を配置し、平日のみではありますが1日8便の運行となっております。ご質問にもありましたように、運行エリアが霞ヶ浦地区と千代田地区のそれぞれの区域内に限っているため、地区をまたがっての移動につきましては、神立駅西口での乗りかえが必要となっており、それぞれに料金を負担していただいている状況でもございます。この点につきましては、利用者の利便性も考慮した上で、乗り合いタクシーの運行は1時間単位で区切っているところでもあります。運行エリアを広範囲にしてしまいますと、効率的な運行の確保が難しくなるため、区域内に限った運行設定をしている状況でもございます。

ご提案のありました連絡バスも交通手段の1つとしての選択肢であると考えますが、そのルートにつきましては、市民ニーズにかなうものでなければなりませんので、今後、検討を要するところでもございます。また、その運営に当たっては、当然費用がかかるわけでありますから、受益者負担が原則であるという考えでございます。

市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画につきまして、今年度末の策定に向けて作業を進めております。この計画は、地域の公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえた公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通システムのあり方、住民、交通事業者、行政の役割を定めるものであります。本市の公共交通に関するマスタープランとして位置づけをしていくものでもございます。

この計画策定に当たり、市民アンケートを実施し、この結果から市民の公共交通に対する意識や移動ニーズなどの分析を行い、その結果を計画に反映させたいと考えております。民間事業者や近隣市を初めとする関係機関などと連携を密にしながら、今後の公共交通の維持継続に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目1番、生ごみの分別収集についてのご質問にお答えいたします。

現在、新治広域事務組合環境クリーンセンターに搬入されている可燃ごみの種類組成は、紙・布類が約43%、合成樹脂類が約26%、木・竹・ワラ類が約15%、厨芥類が約10%、不燃物類が約1%、その他約5%となっています。

これは、新治広域事務組合が民間業者に委託し、毎年行っている調査であり、平成26年度のデータになります。内容は、ごみピットの中から無作為に抽出したものを成分分析したものでありますが、厨芥類というのは生ごみのことであり、その割合は一般的には約3割から4割と言われる中で、約1割となっており、全国に比べても決して高くない割合となっております。その理由として考えられますのは、当市は農地が多く、コンポストにおける家庭での堆肥化等が浸透してきている結果だと推測されます。

また、生ごみの分別収集につきましては、土浦市において今年度の4月から導入されております。5月30日付の常陽新聞によりますと、4月の家庭ごみが14%減ったという結果が出ているものの、生ごみの分別収集事業に約2億9700万円かかると報じられております。生ごみの分別収集を実施しようとする多額の経費がかかることが懸念されます。

このような状況から、当市といたしましては、生ごみの分別収集を実施するよりも先に、家庭からのごみ排出量を減らすために、市が委嘱しているごみ減量推進会議委員等にご協力をいただき、生ごみの水切りによる水分の減量や段ボールコンポスト等による生ごみの減量を地域に普及していくことにより、より一層生ごみの減量を推進することが大事であると考えております。

また、新治広域事務組合環境クリーンセンターに搬入されるごみには、事業系のごみも多く含まれますが、先に申しました成分分析の結果からもわかりますように、既に分別収集している紙・布類が約43%と可燃ごみに含まれる割合が最も多い状況です。よって、紙や布類の分別収集の徹底を促進すれば、さらなるごみの減量が可能だと考えますので、家庭ごみを排出する一般家庭はもちろんのこと、事業系ごみを排出する事業者に対しましても、ごみの分別を徹底するようお願いし、ごみ減量の推進に努めてまいります。

続きまして、2点目2番、プラスチック製容器包装の分別回収・リサイクルについて今後の方向性についてのご質問にお答えいたします。

廃プラスチックの今後のリサイクル推進についてでございますが、現在、さまざまな製品に容器包装として使用されるプラスチック類は、新治広域事務組合環境クリーンセンターにおいて資源化されております。まず、当組合におけるプラスチックの資源化率は、平成26年度実績で21.31%となっており、全国的な材料リサイクル率を見ましても、市町村からの容器包装リサイクル協会への全引き渡し量の25%と非常に低い状況となっております。

次に、茨城県内における容器包装プラスチックの回収状況は、県内44市町村の中、実施している市町村は22市町村と、半数の市町村となっております。この状況を見ましても、また全国的に見ましても、容器包装プラスチックのリサイクルは、アルミ缶、布等とは違い、再生資源の市場

価値がないため、非効率で経費がかかり過ぎるなど、多くの問題を抱えている状況でございます。

これまで構成市町それぞれが主体的にごみの減量化、資源化に取り組んできたところですが、リサイクル社会は、モラルなどの精神面によるものだけではなく、経済的な仕組みによって支えられない限り限度があり、長続きもいたしません。このようなことから、ごみ処理の広域化に当たりましては、環境への負荷を含め、リサイクルの経済的な有効性を考慮しながら、分別の統一化を図るため、現在検討が進められているところでございます。

今後とも、発生抑制、再使用、再生利用の3Rの推進を図り、ごみの減量化に努め、循環型社会の構築を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

3点目1番、本年9月に発生した豪雨災害を受け、改めて災害対策の重要性が再確認される中、当市においてどのような災害が想定され、緊急の対応はどのようなになっているかとの質問にお答えをいたします。

9月に発生しました平成27年9月関東・東北豪雨につきましては、各地で大変な被害が発生し、本県においては常総市など、鬼怒川の決壊により甚大な被害がございました。本市の被害状況といたしましては、床下浸水3件、道路冠水が15件、河川の一部越水が1件などの被害がありましたが、幸いにも大事には至らなかったところでございます。

本市における今後の災害として想定されますのは、大地震や今回のようなゲリラ豪雨並びに大型台風による洪水及び内水などとなります。災害発生時における市の対応策といたしましては、平成26年4月に作成をいたしましたかすみがうら市職員初動マニュアルに基づき運用をしております。気象注意報や警報等の発令に伴いまして、庁内の配備体制や対策本部などの設置、避難の発令基準などについて定めた内容となっております。そのマニュアルにつきましては、全職員に周知を図り、災害に備えているところでございます。

9月の東日本・東北豪雨の際には、9月10日、午前7時45分に茨城県全域に大雨特別警報が発令をされまして、発令に伴って午前9時に災害警戒本部を立ち上げましたが、その後の大雨の影響が予測され、被害の拡大の可能性もことから、同日の正午に災害対策本部に切りかえて対応したところでございます。

マニュアルには、災害対策本部が設置された場合の各部署における業務分担も割り振られておりまして、対策本部長からの指示を受け、救援物資対策、災害復旧対策、給水応急対策、広報対策などへの指示系統が明確化をされております。また、今回の豪雨では、気象情報や各地の降雨状況なども踏まえ、避難準備情報等の発令はいたしませんでした。今回のような河川の決壊など、大災害につながる危険性もあることから、早目の避難行動を促す等の情報発信については、最重要であることは認識いたしております。

これにつきましては、市民の安全確保を最優先とした災害対策を講じるため、防災行政無線やLアラート等からの情報伝達に加え、緊急速報メールや茨城県防災情報メールなどの活用、また、

市のツイッターやメールマガジンでの配信など、緊急時にあらゆるツールを活用した情報伝達の確立も進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

宮嶋議員さん4点目の市民の健康寿命を伸ばす施策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1番の当市の現状と健康寿命を伸ばすため行っている施策、今後の計画についてをご説明いたします。

健康寿命につきましては、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間であるとして、WHO、世界保健機関でございますが、2000年に提唱したものであります。我が国の2010年における健康寿命は、国が示したところでは、男性の平均が70.4歳、女性の平均が73.6歳となっております。この中で、茨城県の健康寿命は、男性が71.32歳、女性が74.62歳であり、全国平均より上位に位置し、男性は4位、女性は7位となっております。この健康寿命の考え方は、介護保険の要介護2から5を不健康、要介護な状態としまして、それ以外を日常生活動作が自立している状態として集計されたものがもととなっております。

こうした中において、本市における介護認定状況につきましては、平成27年10月末現在で、市民総数4万3162名でございますが、これに対しまして、要介護2以上の方は1,072名で、率にすると2.5%となっております。また、65歳以上の方1万1704名でございますが、この中に占める割合としましては9.2%を占めるものとなっております。

健康寿命を延伸するためには、若年層から中高年及び高齢者に至るまでの方々が健康に気を使い、体を動かすことが重要であると感じております。このため、市としましては、生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要であると考え、高齢者の健康に焦点を当てた取り組みを強化するために、1つ目としまして、高齢者の介護予防体操教室、2つ目としまして、通所型介護予防プログラム、これが二次予防となりますが、3つ目としまして、いきいきヘルス体操、シルバーリハビリ体操などがございますが、それらの普及を行っているところでございます。

続いて、2点目の健康寿命を伸ばすスポーツなどの場と、また、利用を促進するののかについてお答えいたします。

健康寿命を伸ばすためには、ご指摘のように、体を動かすことが重要であります。そのため活動の場の確保は切っても切れないものと考えております。健康な体づくりを行うためには、無理せず継続することが基本であり、市では、スポーツ少年団から介護予防体操に至るまで、あらゆる世代を通したメニューを取りそろえ、市民の健康づくりに寄与しているところです。

このような中で、健康寿命を延伸するための施設の利活用につきましては、市で行っておりますファシリティーマネジメントや学校統廃合ともかかわってまいります。施設を有効に活用していきたいと考えております。また、介護予防体操の1つとして重要な位置を占めておりますシルバーリハビリ体操などにおきましては、各地区の集会場や集落センターなどを利用しまして、

より身近な場所での活動を行っているところでもあります。今後も会場の確保や、指導者の養成を継続して行ってまいりたいと考えております。

以上です。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ご答弁ありがとうございました。

2回目の質問させていただきます。

まず、ご提案させていただいた無料連絡バスの1について、ご答弁では、特にその余地はないように聞こえましたが、実際に、今まで線路をまたいで利用していた方から、不便になったと、料金も高くなって困ったと、そういうお声が届いております。恐らく、デマンドタクシーの受け付けですとか、運転手さんなどにもそういう声が寄せられているのではないかというふうに想像いたしますが、そういう方の要望に対してはどのように応えていただけるのでしょうか。あるいは、公共交通の新しい計画の策定実施を待ってくださいということだけでございましょうか。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

まず、現状のほうからご答弁を申し上げます。

なぜまたがった移動形態、運行形態にしたかということにつきましては、霞ヶ浦地区あるいは千代田地区、登録者は1日で大体40人の方が利用しているというような状況でもございます。どちらかという霞ヶ浦地区のほうが登録者が多いということでもありまして、その中で、かなり運行範囲が広がっていると。なるべく利用形態に合わせた形の運行をしていきたいというようなこともありまして、中心となるJR神立駅をハブ化をして、そこからの拠点、拠点の交通結節点といいますか、その部分を、例えばあじさい館であったり、病院であったりと、その運行形態をつくったということが、まず1点でもございます。利用が多いものですから、なるべく1時間の範囲で動ける範囲といいますと、特に中心となるJR神立駅を中心として、あるいは病院に行く、ショッピングモールに行く、あるいはあじさい館に行くというような運行形態に切りかえたのが1つでもございます。

また、運行形態を変えたことによる利用者からの苦情、それらをお受けをしております。今後のそういう新たな交通網計画の中では、そういう意見も反映しながら、少し土浦市、行方市、あるいはJR神立駅を中心とした運行形態というものも考えていかなければならないということは思っているところでもございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

運行形態が変わったということで、1時間ごとの運行にそれぞれの地域でなったということで、便利になった面も当然あることは認識しておりますが、一方で、反対側に行くのには不便になっ

たというところですね。ですから、その部分を埋めるべく、庁舎間で移動の手段を確保したらどうだろうかというご提案をしたわけなんですね。現状、2庁舎を結ぶ定期便ですとか、そういったものはございますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ご承知のとおり、平成18年10月から平成22年、約4年間、施設間を結ぶコミュニティバスというものを運行してございました。残念ながら、利用者が少ないということでもあり、廃止となって、現在のデマンド乗り合いタクシーに移行したというような経過もございます。また、先ほど来、施設間の一番の利用者の形態が多いということについては、JR神立駅、病院、あるいはあじさい館と、この3点が一番利用が多い。ましてや75歳以上の女性の方の利用が多いということもありますので、そういった数値的な分析をしながら、交通空白地域を今後どのように、例えば連絡バス、運行バスみたいなものを運行していくかというものは、検討課題とさせていただければなと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

職員さんですとか市の業務で使うものの移送ですとか、そういうものための連絡の車ですとか、そういったものは回してはいませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

庁舎間の連絡バスというようなご提案でございますが、現在、統計的には、これは昨年11月から40日間、いろいろ運行日誌等の統計資料をつくっておきました。庁舎間、これは千代田庁舎から霞ヶ浦庁舎、それから霞ヶ浦庁舎から千代田庁舎という移動の回数では、1日に5.8回ぐらいの移動があったというようなことでもございます。

ご提案の連絡バスだけで、例えば職員の移動に際してのこととなりますと、時間的な部分、あるいは現場に行かなくてはならない部分、あるいは関係団体との調整とか、いろいろ多機能的な目的もあろうかと思えます。その中で、ただ1点だけ連絡バスということになりますと、事務的な支障もあるのではないかなというような推察をされるところでもございますので、その点については、意見を拝聴させていただきたいというような形で、今回はお願いを申し上げるところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

業務の移動となれば、やっぱり個別に動かなくてはならないということも当然ありましようが、決まった定期便があれば、それを活用していく仕事の組み立てというのもできると思えます。議

会のたびに、大勢の方が一部乗り合いで来ていらっしゃる方は存じ上げていますが、そういう移動ですとか、あるいはあの便があるから、きょうじゅうに夕方までに資料をそろえておけば向この庁舎にものが届くようになるとか、そういう活用が普通の一般的な企業、事業所が幾つかある企業はそういうような使い方で便を回しておりますので、ぜひ業務の効率化も含めてご検討いただきたいということと、あわせて、繰り返しになりますが、利用者の多い両地域のあじさい館と女性の家を経由していただければ、市民の足が非常に利便性が高まるのではないかと思いますので、いま一度ご検討いただきたいと思います。

また、加えて言いますと、先ほど来出ておりました個人番号のカードの受け取りなどは、千代田庁舎でしかできないというようなこともございますので、霞ヶ浦庁舎にいる交通弱者は余計お金がかかるということにもなりますので、お互いのそれぞれの庁舎が2つあるということは、市民にとっても不便を感じている部分もございますので、そこを補う意味でも、両庁舎間、あるいは両二大施設を結ぶ足を整えていただきたいなと思いますので、ご検討お願いしたいと思います。

ご答弁は、これについては結構でございます。

続きまして、ごみの減量化につきましてお話を移ささせていただきたいと思いますが、可燃ごみの成分の分析をしていただいた結果、当市の場合は、当市というかこれは新治広域環境クリーンセンターのごみということですね。その成分では、生ごみは10%程度だったと。通常は30%から40%と言われておりますから、非常に低い数値ですね。ご答弁の中では、幾らか農村地域でコンポスト処理されているためではないだろうか、というような推測のお話をいただきましたが、都市部と農村部では、やっぱり大分、組成内容が違ってくるかと思うんですが、それぞれの数値の把握というのはございますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

調査結果が無作為に抽出したということでございますので、農村部、都市部の区分けはございません。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

実際、全体が10%というと、やっぱり相当低い数字だと思いますので、両地域、農村部、都市部との差は随分あるんじゃないかなと推察しますが、もし機会があればお調べいただいて、地域ごとの対策をとればなお分別が進むんじゃないかと思いますが、ご検討いただければと思いますが、生ごみが少ない。一方で、ごみの排出量は、当市は国や県よりも多いですね。ということは、それ以外のごみが物すごく多いということにもとれますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ちょっときょう、データを持ってこなかったんですけども、県の平均よりは少ないというこ

とで確認はしております。ただ、生ごみのほかにどういふごみかということについても、いろいろなケースはございますけれども、事業仕分けとか、そういうことも経験しておりますけれども、そういう中で、やはり例えばの話でございませうけれども、資源ごみと言われますアルミ缶とかそういうものが年によって、ビールとかそういう関係でふえた場合とか少なかった場合という、そういう中でもやっぱり資源ごみというのもごみの中に入ってくるので、そういうものであってもやっぱりごみ全体の増減にはかかわってくるかと思ひます。あと、そのほか分析はしていませんので、先ほどの無作為の分析と、または今言ひました事業仕分けの中でそういうお話もありましたので、ご説明いたしました。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

また、布・紙類が43%、これは非常に多いですね。本来分別収集すべきものが大量に入っていると。プラス生ごみが10%、合わせると、半分以上リサイクルできるものが可燃ごみで今現在は燃やされていると、そういう状況だと思ひます。これは徹底するように方向性を定めれば、行く行くはごみが半分になるということになるろうかと思ひますが、この認識は間違ひないでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

今のご指摘でございませうけれども、燃えるごみの袋の中に、やっぱり資源物というそういう布とか紙が入っているということは、逆に言ひますと、大変残念なことでございませうので、そういうものは徹底して資源化に向けるような形で推進、また周知もさらにしていきたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

具体的に、紙・布を混ぜないようにという告知といひますか、市民の方に実践していただくための施策はどのように行ひますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

理念の周知ということで、しなければならぬということで、まずはいろいろな広報紙とか、または、実際今まで継続してできなかったものとかいろいろございませうけれども、出前講座とか、そういうものを活用しまして、そういう中で推進していければいいと思ひます。毎年行くべきところ、いろいろな事情で抜けてしまったとか、そういうこともございませうけれども、この機会にさらにそういうものについて推進の機会を設けて、資源物を区分けするような形のごみ行政を推進していきたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

視察に行かせていただきました大木町のくるるんの生ごみプラント、こちらは処理能力が1日当たり生ごみが3.8トン、し尿が7キロリットル、それから浄化槽汚泥が30.6キロリットル、重量換算でざっくり1日40トンぐらいの量を処理する施設になっておりますが、ここの建設費がこのプラントの部分だけですと、5億2000万円ですね。トン当たり1300万円、一方、霞台厚生施設組合が建設をしようと計画しております施設、ひたちなか・東海を参考におよそ132億円とした場合、トン当たり6000万円、もう4分の1以下で生ごみの処理施設というのはできてしまう。しかも環境負荷も低いということでございます。霞台厚生施設組合においても、新しい炉の建設ではなくて、現有施設を温存して生ごみの共同処理を考えていく、まずそこから取りかかることが大切ではないかと思うんですが、本市として生ごみの分別を始めて、周辺市町に働きかけるというようなご意向はありませんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

視察とかそういうもので、それなりの確認はしてございましたけれども、今現在においては、生ごみについては焼却する方向で、組合のほうもそういう方向で発電というような形で計画をしているところでございます。そういう中で、生ごみの処理方法を複数設けるということは、それなりに経費もかかってくるということでございますので、私が思っているところでは、やっぱり生ごみのひとしぼり運動とか、または可燃物の袋の中を生ごみの資源物を取り除いてスリム化するというようなことで、複数の処理は考えないで、具体的に言いますと、可燃ごみの袋の中を整理していくというような形で減量化を考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

お隣の土浦市では、生ごみの分別収集を始めて、ごみ全体の量が自然減ですね、分別を強めたということで市民の皆さんの意識が高まったということで、ごみの自然減が10%もあったというようなお話も聞いております。やはり一般の市民の方の意識としては、燃やす方向よりも分ける方向、出さない方向、再利用する方向に向いているのではないかと思うんですね。ですから、全部燃やすという、分別しないで生ごみを燃やしてしまうということを前提とせず、いま一度検討をしていただくべきだと私は思います。

次いで、プラスチック製容器包装の分別については、既に私どもは取りかかって実績も上げているところだと思っておりますが、霞台厚生施設組合が出してきました施設の整備の基本構想、中間報告によれば、ごみ分別の統一化が必要であると。プラスチックはかすみがうら市だけが分別していると。どうするんですかと、崩して言えばそういうふうに書いてございますよね。どうするんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

容器包装関係のプラスチックでございますけれども、容器包装の関係といたしましては、プラスチックのほかにガラス瓶とかペットボトルとか、そういうものもございますけれども、価値のあるもの、ないものというようなことで、やはり容器包装のプラスチックにおいては、やはり業者に義務づけられているということで、価値のあるものについては義務なく経済の自然の流れでリサイクルされているというふうな状況でございます。

また、そういう中で、これはあくまでも霞台の基本計画に載っているものの中身を読みますと、先ほど布類の関係もございましたけれども、布類については資源物として集めて資源物の業者に売り渡すということで、ストックとかそういうものが必要ないですけれども、プラスチックについては、これはマイナス面でございますけれども、やはり組合でそれを対応するという事になると、施設の設置とかそういうものも考えられるということが1つと、実際にプラスチックのリサイクルをしている中で計算してみますと、これも1つの計算でございますけれども、かなりの経費もかかるということで、マイナス面もございますし、また、容器包装リサイクルという法律もございますけれども、これについてもやはり完全なものではなくて、努めなければならないというようなことで、完全に法で縛られるというようなそういうものではなくて、簡単にいいますと、各市町村いろいろ対応でございますけれども、資源化として集めたものを今度はそれを資源物にするということが業者の義務でございますので、市町村によっては、先ほども言いましたけれども、茨城県内でも半分が資源化で集めているし、その半分は資源化で集めていないという結果も出ていますので、このプラスチックの扱いについてはかなり経費の面とかそういうものについては、かなり難しい点があると思います。

ただ、霞台組合に対しましては、かすみがうら市といたしましては資源物として収集しており、資源化していることは構成市には現状を伝え、また要望しているところでございますけれども、最終的には組合が私たちの現状と要望を踏まえて検討し、結果が出ると思いますので、それに従わざるを得ないと私は考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時00分

再 開 午後 4時11分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

今、部長のご答弁の中で、価値があるものは、義務化されなくてもリサイクルを自然にすると。価値がないから義務づけられているんだというようなお話がありましたが、そこまでしてもリサ

イクルする必要性なり意味があるから、そういう法律が成立し、自治体によって実行されているというふうに思うんですが、その辺のご認識はいかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

これも日本包装リサイクル協会のデータでございますけれども、そこに集められたプラスチックが約66万トン、そのうちにいろいろなプラスチック製品に蘇るとというのが17.3万トンということで、約26.21%がプラスチックに戻るということなんです、そのほかについてはコークスろ過材とか合成ガスとか、床とか、そういうものになるわけでございます。それは商品としてはやはり燃やす材料になりますよね。そういうものにならなかったものについては、いろいろ資料によって違う書き方をしておりますけれども、単純な焼却処分というようなことが書かれてございます。早い話が燃やす、燃やさないの話をすれば、約4分の1がプラスチックに戻りますけれども、あとは結局は燃えているというのが私の判断でございます。

そういう中で、結局燃やしているという言い方の中にも、やっぱりもともと化石燃料でございますから、それをもととしてまた燃やすような材料にしているということなんで、熱の効率は普通の化石燃料よりはいいというのが1つと、あとは、化石燃料を燃やすのに対して、プラスチックを原料に戻して燃やしているということなんで、化石燃料を使わないというのが1つあると思いますけれども、ただ、もう一つの言い方をしますと、直接燃やすいろいろな製品にしてまた燃やすかという、そういう比較もあると思うんですよね。

それで、ネット上で調べた中では、その間の運搬費とかいろいろなものは計上されていないような気がしますので、リサイクルされても表面上は、表面上という言い方をするとちょっとおかしいですけども、できたものを化石燃料と比べれば、効率的には再生されたものもいいというようなことが書いてありますけれども、ただ最終的には燃やすということで、4分の1しかプラスチックには戻らないということを考えれば、直接お金をかけないで直接燃やすというのもまた1つの方法かなとは考えております。

ただ、先ほど言いましたけれども、どちらかといわれますと、それなりの法律で決まっているもので推進もされていることでございますけれども、よくよくこういう機会に勉強させてもらいましたらば、4分の1しかプラスチックになっていないということなんで、茨城県内の半分がそういうことで資源化していないという結果も確認しましたので、そういう経済的なもの、そういうものを含めて、各市町村の選択というのが正しい結果だと思うんですけれども、最小限の経費で最大の効果が上がるというようなことで地方自治法にも書いてあるようですけども、それを表に出しますと、そういう経済効果とかそういうものを考えますと、なかなか判断は難しいということで、茨城県内でも50対50というような結果になっていると思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

執行部には簡便な答弁をお願いします。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

今のご答弁は、再資源にしても4分の3は燃やすんだと、同じ燃やすんだから金かけないで燃やしちゃってもいいんじゃないかという、そういうお話でしたよね。そういう判断もあるだろうということですね。現在、私たちの市では、分別をしてリサイクルしているわけですが、これは余り意味がないというお考えでいるのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

意味がないというよりも、先ほども言いましたけれども、化石燃料に対しましては、エネルギー効率はいいということなんで、その辺の化石燃料を使わないというような、そういうサイドからの考えでリサイクルが推進されているということだと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ですから、すぐそのまま燃やすよりは、やったほうが良いということをやっているんだと思うんですよ。だから、それを進めるべきじゃないですか、今後も。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

これは大変難しいと思うんですけども、直接燃やしましても、今までただ燃やしているだけでございますけれども、今度は燃やして発電をするということなんで、今の新治広域と違って、今度新しく計画どおりできたとすれば発電をするわけですから、そこには大きな違いがあると思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

発電の件については、前の質問でも市長にもご質問させていただいて、発電をして、運営費が下がるのと、リサイクルをすることと、どちらを優先しますかというご質問をさせていただいたときに、市長はリサイクルを優先しますというご答弁をいただきましたが、それでいくと、このプラスチックの分別については、やっぱり分別を継続していくべきだというお考えにとれますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在、かすみがうら市におきましては、そういった形で進めておりますので、今後、霞台になった場合、そこは協議になると思いますけれども、市の立場としては、そういった形で話はいきたいというふうに私は考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

ぜひ、分別リサイクルの方向性を後戻りさせないように、推進させるように、あらゆる場面でそっちのほうに政策のかじを切っていただきたいと思います。

部長のご答弁の中で、容器包装プラスチックのリサイクルは、再資源の使用価値がないため非効率で経費がかかり過ぎて、リサイクル社会やモラルなどの精神面によるものだけではなく、経済的な仕組みによって支えられない限り長続きしないと、そういうようなご指摘がありました。実際、経済面でも無視して何でもかんでもやるべきだとは私も思いません。ところが、実際リサイクルの先進地、以前にもちょっとご紹介させていただきましたが、鹿児島県の大崎町や志布志市では、リサイクル率が80%前後まで行っておりますが、この2つの自治体は、ごみの処理にかかる費用は全国平均の大体半分だそうです。これは新聞発表でございます。それから、先だって視察に行かせていただいた大木町、こちらは2005年から2011年の比較ですが、ごみの量は53%減って、ごみの処理費用は3000万円減っています。

だから、リサイクルを進めることと経済性を追求することは相反さないんですね。同じ方向性なんですね、ベクトルが。ただプラスチックを分別回収をして、燃やすと幾らかかる、輸送に幾らかかると、それだけを取り出せば、あたかも分別リサイクルがお金がかかることだというふうな印象を持たれがちですが、ごみの分別全体を見れば、下がるんですよ、費用が。そのときのプラスチックの再利用、リサイクルにかかる費用というのは、全体から見れば影響は少なくなるわけですよ。だからそういう観点でもって、ごみの政策を根本から考え直していただきたいというふうに思うんです。いかがでしょうか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私の考えとしては、現実的な判断の中で、やっぱり3Rを進めて、減量化を進めることと、そしてまた一面では、やっぱり焼却も含めた現実的な処理の方法を両面から追及をしながら運用をしていくという、そういう道を我々としては進まざるを得ないのではないかとというふうに考えておまして、今回そういった形で検討させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

焼却以外は現実的ではないというご答弁でした。それでよろしいですか。焼却のみが現実的だと。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

3R等もできるだけ進めながら、また一面では焼却という方法もとらざるを得ないわけですか

ら、そういったものを両面見ながら進めていくという考え方でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

ぜひとももう一度、根本からリサイクルとは何か、循環社会をつくるということとは何か、しっかりとご検討をいま一度していただいて、組み立てをし直していただきたいと要望しておきます。時間がないので、次に移ります。

当市の防災及び災害対策について再質問させていただきますが、大災害といたしますと、当市も大きな損害を被りました東日本大震災のときは、停電が起きたりとか、あるいは断水が長引いたりとかそういうこと、あるいは千代田地区には防災無線がなかったので、連絡が行き届かなかったとか、いろいろ問題点があったかと思えますけれども、その後、これらについてはどの程度改良といたしますか、改善されているのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

防災担当の立場でございますので、それぞれの施策の概要というお話になってしまいますが、代表的な対策等をご説明申し上げたいと思えます。東日本大震災後に本市として改善をした点ということでございまして、まず、避難所がございまして、この避難所となっている場所には防災倉庫、また、各中学校及び下稲吉小学校には防災井戸を平成23年度に設置いたしました。また、学校の耐震化を進めておりまして、来年度、下稲吉小学校の工事の完了によりまして、学校の耐震化率は100%となるということとなっております。

また、お話にもありましたが、水道事業につきましては、霞ヶ浦地区の霞ヶ浦浄水場と千代田地区の下稲吉第二浄水場、これはそれぞれ県中央水道事務所と県西水道事務所から水道水を受水していますが、震災当時は県西水道事務所からの供給が漏水等によりしばらく停止をいたしました。千代田地区の住民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。このため、平成26年度に霞ヶ浦浄水場から下稲吉第二浄水場への送水管を整備をいたしまして、これら対策を行ったものでございます。

そのほか、千代田地区の防災行政無線、これは屋外子局93基の整備を完了しております。そのほか、太陽光発電施設及び蓄電池を設置した再生可能エネルギー促進導入事業などを行っております。

以上が代表的な施策でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

先ほど、川村議員からの質問にもございましたけれども、防災無線が新しく千代田地区には整備されて、ふぐあい等調査もやるというようなお話でございましたが、一部の市民の方から、聞

こえたり聞こえなかったりするよと、そういうようなご連絡もいただいて、担当部署にも照会をした件がございましたが、こういうものに対する対応というのは、即時していただけるような状況になっているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

防災無線に関しましては、保守の業務を委託している業者がございます。専門的な知識を有しておりますので、聞こえない等の通報がございましたらば、速やかに現地に職員ともども調査に向かいまして、その状況をお聞きをするようにしております。

また、通報をくださる市民の皆様もお名前を申し出ただいて、連絡先を伺うようにしてまして、その際には回答をさせていただいておりますが、連絡はいいとおっしゃる方もおられます。その辺はさまざまでございますが、速やかに対応するように心がけております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

これは万が一のとき聞こえないことで、命にかかわる重大事案も発生しかねませんので、ぜひ即時対応をお願いしたいと思います。

それから、いざというとき、災害が発生したときには、初動マニュアルが既にあつて、職員さんにも行き渡っているというお話でございましたけれども、それぞれの職員さんは既に自分がどういうふうに動けばいいかというのは、もう頭の中に入っているというような認識でいいのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

このマニュアルは一定の改定等を加えたものをおのおのがデータから出力をしまして、つづり直すというような作業をしておりますから、その都度、当然確認をされているものと考えておりますし、防災訓練の際にも、職員は参集訓練ということで、まず災害対策本部が設置をされて、全員集合という場合の参集の訓練をいたしておりますので、そのほか避難所の設置の訓練は必ず行っておりますので、そのあたりの業務に従事する者については訓練のたびに確認をされていると、そういうような状況にあります。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

やっぱりマニュアルがあつても頭に入っていないと、いざというときに役に立たない。実際常総市で私が目の前で見ただけの事案では、担当者が誰だかわからないとか、わかっているけれども、その人がどこに行ったかわからないとか、そういうことで混乱が起きておりましたので、よく訓練も含めて、徹底をしていただきたいと思います。

それと、気がかりになりますのは要介護者ですね。自分で避難できない方の避難体制というのはどのようになっているのか、あるいは、避難場所が数として足りているのか、その辺の状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

私のほうからは、福祉避難所の設置についてお答えをしたいと思うんですが、現在の福祉避難所につきましては、やまゆり館だけでございまして、収容人数についても137人というようなことになっております。今後のさまざまな災害も想定しまして、できるだけ要支援者の避難所を確保する必要があると考えておりますので、今後、他の公共施設や、また民間の福祉施設なども対象にご協力をいただき、指定をしていきたいというふうに考えてございます。

また、要支援者の避難の体制については、保健福祉部のほうの所管となっておりますので、そちらから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいまの宮嶋議員さんのご質問の要支援者のほうの対策でございますが、平成25年、平成26年度におきまして、避難支援プラン・個別計画というようなことで、災害時の要援護者登録申請書というものを個別に出させていただいております。この調査につきましては、対象者の住所氏名と、それと緊急連絡先、世帯の状況、あとは身体的な状況等、あとは、いざ災害が発生しましたときに避難などの支援をしてくださる方の住所氏名等が記載されたものでございます。

これらの調査なんですけど、今までの調査におきましては、これら個別にいただきました調査票を民生委員さんや行政区長さんなどに情報の提供をするということでの承諾をしますというようなことで、上段に記載がございまして、実態、この情報を提供させるのが嫌だというような方は情報としては使われていないというようなところもあるかと思っておりますので、今後、この計画書作成に当たりましては、これらの実態調査を再度改めてさせていただいて、その必要な数の把握、または収容規模の大きさ、あとは地域性とか、そこら辺も考慮して、今後配置計画をつくってまいればよいなというようなところで考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

実際に動けない方がどこにいらして、誰がどこへ運ぶのかということですね。なかなか本当にいざというとき、難しい判断を迫られることになるかと思っておりますのですが、少なくともシミュレートして、全員が無事に避難できる体制づくりは欠かすことができないと思っておりますので、ぜひ徹底してやっていただきたいと思っております。

時間がございませんので、ちょっと次に移りたいと思っておりますが、健康寿命については、茨城県は全国で男性4位、女性7位ということで、結構いい成績みたいですね。一方、平均寿命は、少

し平均からいくと低いというふうに聞いています。これは恐らくは、ずっと元気であるんだけど、平均的にいうと、少し若目で急病で亡くなってしまうとか、そういうような傾向があるのかと思うんですね。当市の健康寿命に関するデータというのはございますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

データとしては特に持ち合わせはございませんが、1回目の答弁のほうでお話をさせていただきましたが、この健康寿命を考えると、3種類の指標というものがございまして、日常生活に制限がない期間の平均、また、自分が健康であると自覚している期間の平均、この2つに関しましては、国民生活基礎調査の設問で上がってきた数値がもととなっております。それと、3つ目としましては、日常生活動作が自立している期間の平均というようなことになっておるところから、介護保険の要介護度の2からそれ以上の対象者、それらの人数の把握、あとはそれが重度化されたのか、軽度化されたのかというようなところからの一定の判断はできるものと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ぜひ健康寿命の係数を継続的に追っかけて、施策を組み立てていただきたいと思います。

最後になりますが、特に、予防医療ですとか予防介護ですとか、そういう考え方をもって高齢者の健康を維持することが、全体としての医療費ですとか介護費用が安くなるということもございまして、今、公共施設の利用料金の見直しが進められておりますけれども、単に施設の効率のことだけではなくて、より多くの高齢者の方に利用をいただいて、全体として経済性も満たすというような方向性を考慮していただいて、特にお年寄り、また若い方には、お金をとらないで気軽に使っていただくような施設づくりにしていただけないかと要望して、時間が来ましたので、私からの質問を終わりといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、明日12月3日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時38分

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第3号

平成27年12月3日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	15番	矢 口 龍 人 君
6番	岡 崎 勉 君	16番	藤 井 裕 一 君
7番	田 谷 文 子 君		

欠席議員

8番	古 橋 智 樹 君
9番	小松崎 誠 君
14番	小座野 定 信 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第3号

日程第 1 一般質問

- (1) 矢 口 龍 人 議員
- (2) 佐 藤 文 雄 議員

(3) 中根光男 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 矢口龍人 議員

(2) 佐藤文雄 議員

(3) 中根光男 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	矢口龍人	1. 交通体系を踏まえた道路整備について
(2)	佐藤文雄	1. 歴史認識について
		2. 広域ごみ処理施設建設問題について
		3. 国民健康保険について
		4. 子育て支援について
		5. 自衛官募集について
		6. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)
(3)	中根光男	1. 救急車の適正利用について
		2. イノシシ対策と電気柵の安全利用について
		3. 地域包括システムについて
		4. 若者の選挙投票率向上について
		5. 河川の整備について

開 議 午前10時00分

○議長 (藤井裕一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。よって、市政以外に対する質問は認められないので注意し、また、法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましても、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いをいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴をする際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

おはようございます。

平成27年12月第4回定例会、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番、交通体系を踏まえた道路整備について。

さきの9月議会の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、これからの本市の活力あるまちづくりを発展的に力強く推進するためには、国・県道はもとより、市の幹線・準幹線道路等の道路整備促進を図ることが最も重要な柱の一つと言っても過言ではないのではないのでしょうか。

幹線道路の中でも、特に本市だけでなく茨城県の大動脈となっている6号バイパスの一日も早い事業化、工事着工にこぎつけることが本市の活力あるまちづくり、ひいては、茨城県南地域の活力を推進するための必修事項であると考えます。

この事業を成就させるためには、これから何をすべきか、その可能性を模索するとともに、さらに込んだ協議・検証を行い、具体的な行動計画を整備する必要を強く感じたことから、再度質問をすることにしましたものです。

さらには、6号バイパスに接続する本市の都市計画道路を初めとする幹線道路等の整備計画を交通体系全体を念頭に、優先路線を計画的に整備することも連動して考えていかなければなりません。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず先に、①6号国道バイパス（中貫～石岡・千代田インターチェンジまでの9.9キロ）の事業化・着工に向けての具体的対策についてお伺いをいたします。

この6号バイパスの事業化については、広域市町村で構成する6号バイパス建設促進期成協議会で毎年国に要望してきましたが、中貫～石岡・千代田インターチェンジまでの区間については、いまだ何も手がつけられないとの現状については、皆さんもご存じのとおりでございます。

9月議会で横瀬副市長に答弁していただきました内容を繰り返しますと、石岡と霞ヶ浦地区の協議会の中でさらに詰めていく必要性や、国が動いていない現状等を踏まえ、今後何らかの対策ができるように行政としては動く必要があるとの認識を示されました。このことについては私も同感です。

しかしながら、問題は、本市が中心となって本気になって具体的な行動を起こさなければ何も変わらないことだと思います。そして、国、国土交通省はもとより、県が本気になってこの区間

についても何とか事業化にこぎつけ、茨城県の大動脈である県南地区の6号バイパス全線早期事業化・工事着工に向けて、具体的に行動していただく必要があります。

このことについては、この事業化に伴って国の財源確保はもとより、県の財政負担があることも重要な課題ではないかと感じております。これまでの単なる国への要望行政だけでは、いつになっても進展が望めません。国には、時期になると全国から要望書のオンパレードが毎年続けられており、どこの行政もやっていることをやっているだけでは事業化に向けての予算獲得を得ることはできません。障害となっている課題は、何か。課題を整理し、関係者でこの課題について共通認識を持ち、課題を解決するための創意工夫を真剣に考えなければなりません。さらには、国会議員、県会議員の先生方にも積極的に協力をしていただくことも必要ではないでしょうか。

以上の内容を踏まえ、国に対する要望の対応及び県の負担金の課題並びに本市と石岡市との協議並びに本市の内部協議について、具体的な今後の行動計画についてお伺いをいたします。

次に、②県道の整備要望の手順及び本市のあるべき計画と地域要望の取り組み方法についてお伺いをいたします。

県道については、既存道路の拡幅整備（歩道整備も含む）や、一部新設によるバイパス整備等があると思いますが、このことについては、地域の要望をどのような方法で意見を酌み取り、県道要望の優先順位を決定しているのでしょうか。

このことについては、学校周辺を初めとする児童・生徒、高齢者、障害者などの歩行者の安全確保や自動車の交通量等を勘案し、本市の都市計画道路を初めとする幹線道路（1級幹線道路）網の位置づけを念頭に置いて、市域全体の道路計画ができていなければいけないことになっておと思いますが、県道の整備要望の手順及び本市のあるべき計画と地域要望の酌み取り方法についてお伺いをいたします。

次に、③道路台帳の見直しについて質問をさせていただきます。

道路台帳の整備については、皆さんご存じのように、道路法28条に規定されているように道路管理者が整備しなければならないことになっております。9月議会でも一般質問の中で取り上げさせていただきましたが、道路台帳の見直しについては、中でも路線の見直しについては、答弁で土浦市、石岡市が見直しを行っていないことの答弁がありました。本市の道路台帳はいつ整備されたのでしょうか。

市道の幹線道路である名称が、1級の路線名、そして準幹線道路は2級の路線名称が入っているのが通常ではないでしょうか。

こうした道路名称等、わかりにくい道路台帳となっていることから、順次通告に従いまして、道路台帳、順次質問させていただきます。また、他市の状況についても答弁をお願いいたします。

④道路台帳の整備見直しについて。

（1）都市計画を含む幹線・準幹線道路の1・2級道路名称の格上げ変更についてですが、現在の路線名称は、幹線・準幹線道路の位置づけかどうかが路線名称からはわからない状況にあります。特に、市民からは全くわかりません。市職員でさえ、担当外の方はわからないのではないのでしょうか。このことについて、他市の多くの自治体の状況はどうなっているのでしょうか。

多分、多くの自治体では1・2級の名称をつけているものと思いますが、ぜひともわかりやす

い名称に変更し、市全体の国・県道及び市道の幹線・準幹線道路網の全体像が一目でわかるようにすることが、交通体系を踏まえたよりよいまちづくりを推進することができるのではないでしょうか。ご答弁をいただきます。

次に、(2) 1・2級以外のその他の道路名称についての見直しの必要性について質問をさせていただきます。

現在、その他の道路名称については、市道〇―〇号線となっております。これでは、どの地域にある路線かまるでわかりません。私が調べた限りでは、1・2級道路以外のその他の道路については、原則として、大字単位（大字であれば恒久的な名称であるから、いつになっても変わらないことから使用されていると聞いております。）で路線を指定していることが多いと伺っておりますが、全国的な他市の状況はどのような指定をしているのか、お伺いいたします。また、こうしたわかりにくい路線名称について、変更しようとする考えはあるのか、ご答弁をお願いします。

次に、(1)、(2)のわかりにくい名称の状況を踏まえ、現在の道路台帳の整備の必要性については認識していただけたと思いますが、現在の道路台帳整備のこれまでの経過・変遷について及び合併に伴う台帳はどのように処理されたのかについてもご答弁願います。

また、合併特例債での追加の道路台帳の見直しは可能かについて、あわせてお伺いをいたします。

次に、④市道の整備計画について、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、(1)都市計画道路（神立停車場線）及び千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続計画の具体的実施計画についてですが、この計画については、浮上しては立ち消えになったり、また浮上したりの繰り返しが水面下で行われてきました。

この計画道路は、千代田大橋を含めた都市計画道路の延長線上にある東西を結ぶための大動脈であり、千代田地区と霞ヶ浦地区とを結ぶ交通体系からの重要性、さらには協同病院の移転計画に伴い、アクセス道路としての必要性はさらに高まりました。

本来であれば、県道に値する幹線道路であります。本市の交通体系全体を踏まえた幹線道路網からの観点からも、さらなる延長計画の推進の必要性については、多くの市民の皆さんを初め、行政・市議会議員の方々の共通認識として共有できるものと信じております。また、近隣市の石岡市にとっても重要な幹線道路となることでしょう。広域的な見地から見ても大きな財産になることは間違いないと思います。

さらに、既存道路の渋滞緩和と通勤時間を初めとする車両の到達時間等の短縮、利便性など、さまざまな効果が期待できる路線計画であります。今さらの話ではありますが、こうした大きな相乗効果を念頭に置いて、多くの予算と時間を費やし、千代田大橋を含む都市計画道路ができたのです。合併後10年が経過した今、千代田大橋を結ぶ都市計画道路の延長を計画しないことは、既存道路をつくった意義・意味を大きく損なわれることになり、多くの税金を投入した市民に対しての裏切り行為にもなると思います。

以上、今後の方針・計画について、市長より答弁を願います。

また、石岡市との協議についても積極的なアプローチ・協議が必要になるとは思いますが、この点についてもご答弁いただきたいと思っております。

次に、(2) 1・2級その他の道路の交通体系を踏まえた行政主導型整備計画についてであります。9月の議会で答弁内容を確認しますと、過去10年間で、1・2級指定路線(都市計画道路を含む)の新設・改良工事の実績路線数の質問に対し、1・2級認定路線についての道路改良工事・舗装補修工事・排水整備工事等、1級市道が12路線、2級市道13路線との答弁がありました。

さて、この答弁によりますと、過去10年間で1・2級道路の工事に関連する路線数は25本であったということになりますが、9月での質問は、新設・改良工事の路線数を問うものであります。9月議会の答弁では、単なる既存道路の維持管理工事についても路線本数に入っており、新設・改良工事の件数質問の趣旨には答えていただいております。

まず、この点について、新設・改良工事のみの路線数と内訳及び工事延長並びに工事費の額をお聞かせ願います。あわせて、10年間の新設・改良工事のそれぞれの1年間平均路線数及び予算額についても答弁願います。

また、1・2級幹線・準幹線道路については、地域の要望以前に、市域全体の交通体系を踏まえたあるべき道路網のありようについて、具体的な構想が計画されている上で優先順位を勘案し、原則として行政が主体となって道路整備計画を準備した上で要望に応えるべきではないかと思いますが、この点についてもあわせてご答弁願います。

次に、(3)道路改良工事に伴う水道・下水道整備等、連携した計画的なインフラ整備についてであります。

都市計画道路はもとより、道路改良工事の実施に当たっては、下水道・水道の整備や配管の更新を初め、道路内の民間の埋設管等関連するインフラ整備についても、事前に調査・連携により、工事後、一定期間掘削させないための計画的・効率的な事業の推進を図っているか、お伺いをいたします。

次に、(4)要望主体の道路整備計画の弊害是正についてでございますが、道路の整備を行うに当たり、要望しても、できるかできないのかの明確な回答がない。また、近いうちに着工できそうな話はいただくものの、いつになっても工事を実施してくれるのか明確な回答がない、地域の市民からのお話をもとに質問をさせていただきます。

この要望については、区長からの地域の要望として上げられてくると思いますが、要望については限定された対応をしているのでしょうか。要するに、地域の区長から要望を挙げられるのが原則としているのか。また、要望は要望申請の内容を精査し、優先順位はどのように決定しているのか。優先順位を決定するに当たっては、判断するための基準となる要綱はあるのか、お伺いをいたします。

⑤交通体系を踏まえた道路整備と総合的管理計画における現状と課題並びに課題解決の方向性について。

公共施設等マネジメント計画(基本計画)における道路・橋梁についての現状から見た課題の記載について内容を見てみますと、1つ目は、国・県道路網と連携した幹線道路の整備や市民生活と直接かかわる地域生活道路について、安全性と利便性の向上が求められている。2つ目として、歩道整備に対する住民ニーズも高く、通学路の安全確保や高齢者が安心して歩いて暮らせるまちづくりを求められているとしておりますが、極めて抽象的な表現にとどまっております。現

状から見た課題としていながら、かすみがうら市における道路整備状況と維持管理の現況が記されておられません。

例えば、国・県道においても、歩道整備が相当路線数整備されていない路線や箇所があります。また、歩道整備が求められている道路でありながら、未整備の路線・道路延長の割合等、現状に対する実数が全く記されておらず、どこの自治体にも記載可能な抽象的な内容となっており、分析がされておられません。

また、課題解決の方向性についても、同様な状況であり、国・県道、幹線道路及び学校周辺の道路並びに歩行者の多い道路に対する計画的な歩道整備の必要性についての記載も何ら記載されておられません。要するに、本市としての方針、考えが示されていない、コンサル丸投げの様相を呈しているように見受けられます。

この計画を見る限り、本来目指すべき具体的数字目標・内容を記載されずに、最終的な計画書が作成されてしまうおそれ、懸念を感じましたので、質問をすることといたしました。本市としての今後の計画書の策定の進め方について答弁をお願いいたします。

1回目の答弁といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、1番、国道6号バイパス（中貫～千代田・石岡インターチェンジまでの9.9キロ）の事業化・着工に向けての具体的対策についてお答えをいたします。

国道6号バイパスにつきましても、慢性的な交通渋滞を解消し、広域ネットワークを拡大させる必要があることから、石岡市・小美玉市とともに期成会を構成いたしまして、矢口議員にも産業建設委員長としてご同行いただきまして、中央要望活動を実施してきたところでございます。

加えまして、先般、11月13日になりますが、県内において国道6号が通過しております18の自治体によりまして「茨城県国道6号整備促進協議会」が設立をされまして、早々に知事への協力要請をお願いしたところでございます。

今後は、この2つの組織を活用いたしまして、早期着工に向けました国への要望活動の実施に努めてまいりたいと考えております。

詳細及び2番、県道の整備要望について、3番、道路台帳の整備見直しについては土木部長からの答弁とさせていただきます。

次の4番、市道路整備計画についてのうち、千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続計画につきましてもお答えをいたします。

ご指摘のように、土浦協同病院へのアクセス道路としての整備は大変重要であると認識をいたしております。現在、具体的整備案はありませんが、担当レベルで「石岡・かすみがうら河川広域道路整備促進協議会」において、整備計画構想案を作成することとしており、関係機関との緊密な連携を持ちまして、市内交通環境の円滑かつ安全確保に向けました整備を図ってまいりたい

と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

同じく4番のうち、行政主導型整備計画について、インフラ整備について、弊害是正については土木部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5番、交通体系を踏まえた道路整備と総合管理計画についてお答えをいたします。

ご質問いただきました公共施設等マネジメント計画（基本計画）につきましては、第2回定例会にもお答えをしておりますように、総務省からの要請に基づき、公共施設等総合管理計画として本年3月に策定をしたものでございます。

この計画の構成といたしましては、箱物などの公共施設のほか、道路、上下水道といったインフラ施設など、市が所有します公共施設・公用施設について、人口や財政の見通しを初め、維持管理、修繕、更新等にかかわる中長期的な費用の見込みなどを踏まえまして、総合的かつ計画的に管理に関するための基本的な方針を示し、さらに、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を取りまとめたものであります。

道路・橋梁に関する課題の捉え方や今後の方向性の記載が抽象的とのこと指摘でございますが、基本的な理念や方針につきまして、まちづくりや市民生活の視点で考え、予防保全や安心安全の確保、維持管理コストの縮減などにつきまして計画的に取り組む方針としており、都市計画マスタープランなど関連計画と方向性を統一しながら、具体的な取り組みを推進することとしております。

また、インフラ施設につきましては、特に市民生活に密着したものでありますことから、その種別に応じた技術的な視点も加えまして、個別施設の長寿命化計画を策定するなど、適切な対応を講じる必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

矢口議員の1点目、1番、国道6号バイパス（中貫～千代田・石岡インターチェンジまでの9.9キロメートル）の事業化・着工に向けての具体的対策についてお答えをいたします。

国道6号バイパスは、土浦市中貫地先から石岡市東大橋地先までの15.7キロメートルが平成9年3月「土浦・千代田線」として都市計画決定され、そのうち、かすみがうら市市川地先から石岡市東大橋までの5.8キロメートルにつきまして、平成10年度に事業化となり、地域高規格道路の整備区間の指定を受け、現在事業に着手をしているところでございます。

ご質問の中貫から千代田・石岡インターチェンジまでの9.9キロメートルは事業化の決定がなされていない状況でございますが、本事業に対する要望活動は政治的な判断に期待が大きいことから、石岡市・小美玉市・当市の市長・議長・所管を担当する常任委員長により期成会を結成し、茨城県選出の国会議員を初め、担当省庁の国土交通大臣、直接的な事務方であります関東地方整備局に中央要望を実施してございます。

あわせて、市長からもありましたように、これまで各期成会や個々の自治体ごとに要望していた国道6号の整備につきまして、新たな組織として「茨城県国道6号整備促進協議会」が設立さ

れ、当該事業は国直轄事業であることから、茨城県選出の国土交通大臣が在籍していることも鑑み、今月18日から25日までの期間で調整をされ、要望活動を展開することも聞いております。今後は2つの組織から積極的な要望活動がなされるものと期待をしているところでございます。

また、設立総会后、知事に要望活動を行い、知事は問題の重要性について認識と理解を示されたとのことでございますので、事業化が再優先で認定されれば、付随して常陸河川国道事務所と県の間で費用負担に伴う予算協議がなされるものとなります。

市としましては、今後3市期成会における総会等において、常陸河川国道事務所や茨城県担当職員も同席をされることから、積極的な議論展開をお願いし、市の意向を反映していただければと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

1点目、2番、県道の整備の要望の手順及び本市のあるべき計画と地域要望の酌み取り方法についてでございますが、初めに、県道の整備要望の手順といたしましては、市の基盤整備に関する現況及び課題を添付し、5路線の要望書を土浦土木事務所に提出をいたします。その後、4月に開催されます「県議会土木企業委員会」へ説明、現地調査が行われてございます。なお、事業費予算の配分は、本庁で行っているとのことでございます。

次に、本市のあるべき計画と地域要望の酌み取り方法でございますが、市の骨格となる主要な幹線道路を1・2級市道と認定しており、その他の道路につきましては、生活道路として取り扱ってございます。

各行政区の要望内容といたしましては、生活道路が主なものでございますが、市民の要望であること、地権者の同意があること、道路整備の必要性が高いことなどを勘案し、判断を行っているところでございます。

さらに、道路を拡幅し、緊急車両の進入を可能にする道路改良工事、舗装路面の損傷による舗装打ちかえ、雨水排水施設の新設・改修などに分類をし、限りある予算を有効に活用し、検討することとしてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

1点目、3番、道路台帳の整備見直しについて。

都市計画道路を含む幹線・準幹線道路の1・2級道路（名称）の格上げについて、お答えをいたします。

霞ヶ浦地区は番号識別により、1級路線は100番台、2級路線は200番台、その他の路線は1,000番台としてございます。

千代田地区は道路種別により、1級路線は道路番号の前に6ハイフン、2級路線は7ハイフン、その他の路線は8ハイフンを表記しているものでございます。

このように、両地区の表記手法が異なることから、委託業者に統合及びデジタル化についての見積もりを徴した経緯がございます。その内容は、莫大な費用と時間を要するものでございました。議員ご指摘の格上げ、わかりやすい名称にとのことでございますが、先進事例の調査研究をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、近隣市の道路番号の名称でございますけれども、数字を使用した道路番号を使用しているところが多く、中には都市計画道路を地名などの通称名で呼んでいるところもございます。

また、合併時の近隣市の道路台帳の整備状況でございますが、全体的な路線の見直しをしたところはございません。数字を使用していることから、道路番号が重複するため、頭に地名やアル

ファベットをつけ、区別をして使用している状況とのことをございます。

次に、1・2級道路以外の道路網の名称区割り（大字単位）の見直しについて、お答えをいたします。

近隣市の状況でございますが、その他の道路において、一部、大字名を道路番号につけているところもございませが、数字を使用しているところが多くございませました。

これまでの経過・変遷及び合併特例債での追加見直しについて、お答えをいたします。

道路台帳の整備時期につきましては、昭和61年度で、これまで毎年道路整備等による加除修正を行ってございませ。

合併時は委託業者も異なり、それぞれ建設事務所ごとに管理を行ってございませましたが、その後、平成19年度に委託業者を統一し、現在に至ってございませ。

次に、合併特例債での追加の道路台帳の見直しは可能かについて、お答えをいたします。

一般的に地方債の対象経費としましては、地方財政法第5条において、公共施設及び公用施設の建設事業費のほか、公営企業に要する経費、出資金及び貸付金、地方債の借りかえに要する経費、災害復旧等に係る経費に制限されていることから、道路台帳整備の見直しに使用するのはい難しいと思われませ。

1点目、4番、市道整備計画について、1・2級その他の道路の交通体系を踏まえた行政主導型整備計画について、お答えをいたします。

過去10年間で、1・2級路線の新設・改良工事の実績路線数についてでございませけれども、新設工事はございませないので改良工事のみの実績となりませ。

路線数は12路線、内訳は1級路線が4、2級路線が8、工事延長は1級路線2,664メートル、2級路線3,486メートル、合計で6,150メートルでございませ。

工事費は、1級路線、3億6341万8000円、2級路線、2億8888万6000円、合計は6億5230万4000円でございませ。

次に、過去10年間の新設・改良工事、それぞれの1年間の平均路線数及び予算額につきましては、路線数平均1.2路線、予算額平均6,253万円となりませ。また、その他の路線となりませが、幹線道路の規定に基づいて整備を実施した市道7034号線（通称水資源道路）、市道8459号線（霞ヶ浦環境科学センターアクセス道路）、市道2583号線（西成井バイパス）の新設・改良工事について、お答えをいたします。

市道7034号線の工事延長は1,437メートル、工事費1億1828万3000円、市道8459号線の工事延長は1,920メートル、工事費4億6686万1000円、市道2583号線の工事延長は1,011メートル、工事費1億3836万9000円となりませ。3路線の合計は、工事延長4,368メートル、工事費7億2351万3000円でございませ。

道路改良工事に伴う水道・下水道整備と連動した計画的なインフラ整備について、お答えをいたします。

まず、事前に調査・連携により、工事後、一定期間掘削させないための計画的・効率的な事業の推進を図っているかについてでございませけれども、年度当初でございませが、上下水道部、土木部によりませ「連絡調整会議」を実施してございませ。

会議の内容といたしましては、それぞれの工事実施計画をもとに、議員ご指摘の工事完了後、

一定期間掘削工事は実施しない、すなわち、手戻り工事は行わないというものでございます。

次に、要望主体の道路整備計画の弊害是正について、お答えをいたします。

道路整備に対する地域の要望につきましては、代表者である行政区長要望を基本としてございますけれども、軽微な修繕工事等は市民、道路利用者からの要望として対応をしてございます。

また、要望に対する明確な回答がないとのご指摘でございますが、現時点においては、わかりやすく回答するよう心がけております。

次に、優先順位を決定するに当たって、判断するための基準となる要綱はあるのかとのご質問でございますけれども、要綱の制定はございません。市民生活に直結した道路の整備は、円滑な交通の処理、交通事故のない安全で安心な道づくりを目的としてございます。

優先順位の基本的な考え方を申し上げますと、事故の頻度、歩道の必要性や地形的な危険度などの緊急性、管理施設損傷等による振動などの環境、雨水流末排水処理や用地確保などの熟度、地権者の同意があるか、事業コストなどの効率性を重点に、限りある予算を有効に活用し、市民の皆様の要望をかなえていくことが必要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

答弁の内容をお聞きしておりますと、以前より少し前向きなお話もありましたが、①の6号国道バイパス、中貫から千代田・石岡インターチェンジまでの9.9キロの事業化・着工に向けての具体的な対策について、再質問をさせていただきます。

この6号国道バイパスの事業化については、さまざまな広域の組織で6号バイパス建設促進期成協議会等、さまざまな広域の組織で毎年、国に要望してきました。このことについては、引き続き要望していくことは当然のことではありますが、問題は、本市が中心となって、やっぱり本気になって具体的な行動を起こさなければ何も変わらないのではないかと、前進しないということを強く認識することが重要なポイントだと思います。

再度の内容になりますが、国はもとより、県が本気になってこの区間についても何とか事業化にこぎつけ、茨城県の大動脈である県南地区の6号バイパス全線早期事業化・工事着工に向けて具体的に行動していただく必要があります。

この事業を進展させるためには、何と言っても財源の確保です。国の財源確保はもとより、県の財政負担、道路法49、51条の第1項、事業費の30%があることも重要な課題であります。県の財源確保については、6号バイパスの早期事業化の必要性については、知事の認識、理解は得られているとの答弁をいただきましたが、具体的な行動計画を示していただくことが今後の課題となります。

また、今後の本市として今後やるべき行動計画についてですが、既存の国道6号線沿線の騒音苦情に対する要望の取りまとめの推進や6号バイパス沿線の地権者の整備要望等、市としても具

体的に行動できることはたくさんあると考えます。県に対する対策及び本市の具体的な行動計画について、この2点について、前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご答弁を申し上げます。

本市区間の状況でございますけれども、既に都市計画決定がされていることから、改めて地域地権者の要望によるものではなく、いかに早く事業化を決定していただき、速やかに工事に着手されるよう事業費を確保していただくことが肝要かと思っております。

事業化決定につきましては、現在、要望活動を行っております3市期成会や県内18自治体の促進協議会において、土浦までの2車線間が完了する見込みである中、現在も慢性的な渋滞を有する本市に入り、1車線となることにより、さらなる渋滞が予測されることなどを前面に出しまして、当市区間の早期事業化の必要性を訴え、中央へ要望してまいりたいと考えますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ご答弁の中で、地元のそういう要望等は必要ないというようなお答えでございましたけれども、昨日も古橋議員から騒音・振動等の公害の指摘や、古橋議員自身も市内清水地区に住居を構え、日々の生活の中で騒音・振動に苦しんでいることなど、身を持って感じたことを訴えておりました。以前から、お住まいの沿線の住民の方々も、この環境の悪さは皆さん一致した見解をお持ちでございます。こうした状況を考えますと、6号バイパス沿線の地域住民の意見を十分に反映させ、具体的な行動計画をして、できることから始めることが必要ではないかなというふうに考えます。

例えば、6号沿線住民の方々も騒音問題を踏まえ、沿線住民とバイパス計画路線の地権者からも、市が積極的にやっぱり整備要望の取りまとめを行うことなどが考えられます。要望と並行して、こうした地道な誠意と熱意を持って取り組む活動を行っていくことが、国・県を動かすことにもつながるものではないかというふうに思います。また、6号沿線には、商業者も多数おりますので、バイパス完成に伴う通過交通の減少に伴う弊害もあると思いますので、バイパス完成後の土地利用等、意向調査等も実施する必要があると思います。

また、事例を挙げれば、笠間市や筑西市を通過する50号バイパス周辺は商業地として大変なにぎわいを見せております。本市を通過するバイパス周辺の土地利用をどのように考えていくのか、戦略的な計画が望まれております。例えば、バイパス沿線の土地利用としては、レストランや量販店の誘致ができれば雇用の面で期待できるほか、税政上でも本市にとって大きなメリットがあると思われれます。

今後の土地利用計画についても、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

別な視点で、大変これまで国道6号バイパスにつきましては、長期間においての早期実現が待たれているというような状況でもございます。

また、それに対して、長期間にわたっていろいろなその各団体等の要望活動が行われてきたというのは、先ほどの矢口議員のご質問のとおりかと思っております。

ご質問であります千代田・石岡インターチェンジまで中貫間の事業化の決定というものにつきましては、先ほど土木部長のご答弁のとおりかと思えます。今後の進展の中で事業化が決定をされ、どういう道路体系になっていくか、また、その接続の路線については、市内のどこが接続の路線かについてというものにつきましては、十分関心を持っているところでもございます。

そういう中で、やはり市の活性化策、土地利用の振興策というものは考えていかなければならない。さらには、その延長線上にどういう市内の土地利用があるかという点も踏まえまして、そこはやっぱり整合性のある振興策というものは考えていかなければならないというふうには思っております。その際にはやはり議会にもよく説明をしながら、そういう対応をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

その周辺のそういう土地利用というのは、非常に重要な部分であると思えます。やはりそういうことを前もって市のほうが積極的に取り組むことがやはり事業化に向けてもやっぱり国・県を動かす、さっきもちょっと言いましたけれども、熱意とか誠意というものがやっぱり大事なんじゃないかなと。ただ、上から落ちてくるものを待っているというような、私はそういう時代ではないと、もちろんこの計画、まちづくりにしても、やはり市が積極的に関与していくことが私は肝要ではないかなというふうに思います。

特に、この6号バイパスの地形からしますと、山あり谷ありという広大な沿線に広大な土地が広がっているという状況ではございませんが、ある程度のその路線というものはもう発表されておりますから、やはりその辺をまちづくりの中でしっかりと計画を立てて、また、あそこには都市計画道路の中佐谷線も入ってきておりますので、あの辺の交差する地域にも、例えば道の駅、よく話があるように道の駅等を設置するというのも地域振興には大事なことではないかなというふうに思いますので、その辺の取り組み、考え方というものをもう一度お話しただければというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

その土地利用のあり方につきましては、総合計画の中での、例えば具体的に事業構想の中で示すか、あるいは別な地区計画等を持ちながら、その振興策と土地利用策というものを計画をするかと、その2案があるかと思えます。

そういうことも含めて、課題として取り上げさせていただきながら、前向きに検討をさせてい

ただければなというふうに思うところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市長の任期中にもう一步踏み込んで、この6号バイパスが進展することを期待したいと思いますので、市長のご見解をちょっといただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

矢口議員ご指摘の6号バイパス、この千代田バイパスの事業化に向けましては、大変我々市にとっても重要な課題だというふうに認識をしております。

先ほどお話しさせていただきましたように、県全体としましても、茨城県にとってはこの6号線はまさしく大動脈でありまして、その新たな期成同盟も発足いたしまして、そういう中で、地区には4つほどの、例えば日立とか、それから石岡、土浦、牛久と、個別の期成同盟会がありますが、そういったものが一緒になってやる形になります。

そういう中で、これまでは都市を中心とした恐らくバイパスというような形で、そこが優先されてきたようではありますが、今後は、この地区においても大変渋滞が深刻化しておりますので、また、政治的な要望が大事だという認識の中で、ついこの前も東京に行った際には、地元の関係者の代議士ともお会いしまして要望をしてきたところでございまして、そういった形をつくりながら、機運をつくっていききたいというふうに考えておりますので、ご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

次に、②県道の整備要望の手順及び本市のあるべき計画と地域要望の取り組み方法について、再質問いたします。

質問の、地域の要望をどのような方法で意見を酌み取り、県道要望の優先順位を決定しているのでしょうか。質問に答えてもらっていないので、再度答弁をお願いします。

本市のあるべき計画と地域要望の酌み取り方法については、市道のみならず、県道の整備要望の優先順位を決めるためには、児童・生徒、高齢者、障害者などの歩行者の安全確保や自動車の交通量等を勘案し、本市の地域全体の交通体系を踏まえた道路計画ができていなければ、県道の整備要望の優先順位を決めることはできないのではないかとこの質問です。要するに、言い方を変えれば、市域全体の交通体系を踏まえた道路計画はできているのか、できていなければ作成の必要性があるのではとの質問でありますので、このことを踏まえご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

市域全体の交通体系を踏まえた道路計画はございませんが、主要な広域幹線道路となる県道を補完し、市内の道路ネットワークの骨格、市内拠点間の連携強化を図るという基本的な考え方に基づき、道路整備を推進しているところでございます。

県道要望の優先順位の決定でございますけれども、朝夕の交通渋滞が著しい区間や、特に通学路に指定された歩道の未整備区間を最優先課題としてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

次に、③の道路台帳の見直しについて再質問いたします。

道路台帳の整備関係については、9月の議会でも一般質問の中で取り上げて、道路台帳の見直し、中でも路線の見直しについては、答弁で、土浦市、石岡市が見直しを行っていないとの答弁がありました。私が知る範囲では、幹線道路は通常は1級の路線名称、そして準幹線道路は2級の路線名称が入っているものと認識しております。

9月の時点で疑問を投げかけているにもかかわらず、先進事例の調査研究はこれから行うとの答弁ですが、道路台帳の本来のあるべき姿、市民にわかりやすいサービスを提供する観点から、他市の状況を9月の時点で把握していないばかりか、現在も把握していないということになります。これは、課題に対する勉強不足、怠慢ではないでしょうか。これから幹線・準幹線の路線を名称変更するのに、多額の予算を要するとのことですが、理解できませんので、この2点について答弁をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

幹線道路は1級の路線名称、そして準幹線道路は2級の路線名称が入っているとの認識でございますけれども、当市の道路台帳の加除修正を行ってございます委託業者は、県内23自治体の道路台帳管理も行ってございます。その業者からの聞きとり調査結果を申し上げますと、土浦市だけが、ご指摘のとおり、都市計画道路について通称名で呼んでいるとのことですが、道路台帳の表記につきましては、霞ヶ浦地区と同様、100番台が1級、200番台が2級となっているというようなことを伺ってございます。

次に、多額の予算を要するとの答弁につきましては、幹線・準幹線の名称変更、さらに、その他の路線6,084路線の大字単位の路線名称変更、路線番号の改編を行った場合の金額でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、次に（2）の1・2級以外のその他の道路名称についての見直しの必要性について、答弁内容が質問に対して一部理解されていないと思われますので、再質問させていただきます。

1・2級道路以外のその他の道路の路線番号のつけ方ですが、路線番号がどの地域なのか全く

見当がつかない状況であります。わかりやすく、かつ恒久的に路線番号を変えなくても済むという観点から、大字単位で路線を指定しているところが多いのではないかと。また、全国的な他市の状況はどのような指定をしているのかとの質問に対し、数字を使用しているところが多いとの答弁ですが、私が質問しているのは、大字単位での区割りを提起しているのであって、質問に対する答弁になっていないので、再度答弁を願います。

また、現在の道路台帳、特に1・2級の路線名称を見直す必要性についての認識について、あわせて答弁いただきます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

大字単位で路線を指定というご質問でございますけれども、先ほどの答弁と重複をいたしますが、やはり土浦市につきましては、地域名、地域によって路線番号をつけているというような報告は受けてございます。

また、1・2級路線名称を見直す必要性の認識でございますけれども、今後検討してまいりたいと考えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、その道路の番号のお話ですけれども、先ほどご答弁で市道7034号とか、市道8459号線とかというご答弁をいただきましたけれども、議員の方たちも、さっぱりどこのことかわからないというのが現状であります。例えば、当然、傍聴者の方も先ほどの路線番号を言われてもどこのことかわからない。やはり、もう少しわかりやすい方法をやはり整備したらいいんじゃないかなと。確かに道路台帳ということで整備するのは、大変莫大な費用がかかるということでございますけれども、わかりづらさというのは、これはどなたが見ても一目瞭然わからない。例えば上佐谷の555号線とかというなら、上佐谷だなというふうに具体的にわかりますし、田伏のほうではないことはわかりますから。ですけれども、現在の番号のつけ方だと、本当に全然、皆目見当もつかないという状況でございますので、台帳は台帳として、今のままでいいかもしれないですけれども、やはり路線の呼び名というものをもう少し地域性を持ったわかりやすい呼び名にしていれば、非常に市民の皆さん方も要望するにしても何するにしても、わかりいいのではないかなというふうに思いますので、その辺も十分に検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、④です。先ほどご答弁いただきましたけれども、この都市計画道路、神立停車場線の今

後の計画について答弁が漏れていますので、その分、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

神立停車場線の現在の進捗状況につきましては、先日の古橋議員の答弁と重複をいたしますけれども、現在、国への補助要望額に対する採択率が、事業着手後、3年間の平均が約66%と事業の進捗を足どめされている状況でございます。

当初、全体計画では、本年度で用地買収及び補償事業は完了し、あわせて一部工事、道路改良工事に着手している予定でしたが、現時点では、1年のおくれが生じているというふうな認識を持っております。本年度末には用地買収率で全体の約84%、道路延長に換算しますと960メートルの用地が確保をされる見込みとなっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、④の千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続計画の具体的実施計画についての第1点目の再質問をさせていただきます。

この計画道路は千代田大橋を含めた都市計画道路の延長線上にある東西を結ぶための大動脈であり、千代田地区と霞ヶ浦地区を結ぶ交通体系からの重要性、さらには協同病院の移転計画に伴いアクセス道路としての必要性はさらに高まったものであります。

土浦協同病院へのアクセス道路としての整備の重要性については、坪井市長も認識をされているようですが、この計画道路は本市の交通体系上、また、広域的な幹線道路網からの観点からも、さらなる延長計画の推進の必要性があるということを多くの市民の皆さんを初め、行政、市議会議員の方々の共通認識として共有すべきものであり、市長は実施計画に向けて積極的に行動すべきではないかと考えているものですが、この点について、市長の認識についてご答弁をいただきます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的には矢口議員と全く同感であります。千代田大橋から線路を越えまして、県道宍倉地内への道路整備でありますけれども、当市にとってJRに遮られていることがございまして、東西線が弱い面もございまして。そういう中で、多くの市民の皆さん方がその道路整備については望んでいるのも事実、私も理解をいたしているところでございます。

特に、この線につきまして、今お話がありましたように協同病院の開院、あるいはまた交通渋滞が予想される中でそういった常磐線等が、ある意味では障害になってまいりますから、その辺のクリアを含めた中での整備、そしてまた霞ヶ浦地区の皆さんにとっては千代田インター方面へのアクセスといったそんなことも考えられるわけでありまして、大変重要な路線というふうに私も認識をいたしております。

ちょうど統合して10年になるわけでありますが、当初、特例債の1号の事業にも入っていたわけでありますが、それとコミュニティー関係の施設2つが見直しになりまして、一時話が消えてしまったところがありますけれども、そういった話がまた議員各位からも盛り上がってきている状況も、私も十分に認識をいたしております。

ただ、その整備に当たりましては、ご承知のとおり、石岡地内も入るといってもありますし、また、跨線橋などを含めた相当膨大な費用もかかります。ですから、その辺の手法とか、それから財政的な問題とか、その辺が大きな課題になってきますので、その辺も含めましていろんな角度から研究をさせていただき、検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご指導をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

この跨線橋に関しましては、先ほど市長のご答弁の内容にありましたように、10年前は合併特例債1号ということでございましたけれども、凍結ということになってしまいましたけれども、そういった中で、今、市長の選挙の公約の中にも災害対応幹線道路の指定をし、常磐線の跨線橋を推進しますというような選挙公約を掲げております。やはり、市長、市長のご答弁の内容を聞くと、何かちょっと他人事のように私はとれるんですけども、やはりここまで市長が選挙公約にも挙げているんですから、やりますと。とにかく努力、どんなことをしてでも実施するように頑張りますというような、そういう決意を私は聞きたいし、また、これは皆さんそうだと思うんですね。

やはり、できないからやると言わないんだというのではなくて、やはりやるというそういう決意の中で事業化に向けていくというのが、やっぱりそういうのが必要なんではないかなというように思います。どうですか。そこまではっきり決意をして、それで、どうやれば、どんな策を講じれば本当にかなうかということは、後は執行部のほうでいろいろ検討をして、それから検討をしていただければいいかなというふうにも思いますので、一言市長に決意をいただければというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういった強い思いで十分に検討はさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。よろしく願いをいたしたいと思います。

議会でも、当然、みんなで目標に向かって頑張って、跨線橋がかかるように推進していきたいというふうに思います。

次に、(2)の1・2級・その他の道路の交通体系を踏まえた行政主導型整備計画についての再質問をいたします。

答弁の内容を聞きますと、1・2級指定路線(都市計画道路を含む)新設・改良工事の実績路線数、工事金額が全体の工事の中で少ないと感じますが、市が行政主体となって幹線・準幹線道路の整備を実施している事業が少ないのではないかというふうに感じます。全体に占める割合について答弁を願いますとともに、今後の交通体系全体を考えた道路整備の方針・計画について答弁をいただきたいと思います。

○議長(藤井裕一君)

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長(渡辺泰二君)

全体に占める割合についてでございますけれども、過去10年間の工事請負費合計に占める割合は11%でございます。

次に、今後の交通体系全体を考えた道路整備の方針・計画についてでございますけれども、市民生活に直結した道路の整備は、円滑な交通の処理と交通事故のない安全で安心な道づくりを目的とし、上位計画事業との整合性を図りながら推進をしてまいりたいと考えてございます。

○議長(藤井裕一君)

15番 矢口龍人君。

○15番(矢口龍人君)

それでは、(4)の要望主体の道路整備計画の弊害是正についてですが、道路の整備を行うに当たり、要望をしても、できるのか、できないのか、明確な回答がない。質問に対し、わかりやすく回答をするよう心がけているとのことでございますけれども、現実是不明確との実態が聞こえてきておりますので、優先順位を客観的に決定するための要綱を作成する必要があるのではないのでしょうか。その中で、要望申請に伴うランクづけ、申請順番などを勘案した上で、申請区長等に対し、具体的な回答を心がけていくことが必要だと思っておりますが、この点について再度質問をいたします。

○議長(藤井裕一君)

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長(渡辺泰二君)

先ほどのご答弁を申し上げた緊急性、効率性などの4項目からなる整備優先順位の判定フローを作成し、評価区分を明確にするとともに、それをもとにわかりやすく具体的な説明、回答をしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(藤井裕一君)

15番 矢口龍人君。

○15番(矢口龍人君)

その判定フローとかというものは、各行政区長さんにも提供をしてやれますか。答弁をいただきます。

○議長(藤井裕一君)

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

各行政区からの要望に対しまして、担当職員が現地の調査をするわけですが、その中にいろいろな緊急性があるとか、今まで事故が発生している状況とか、評価区分を3段階に分けて、評価区分が一番高いものは何年度以内に工事を実施すると。さらに、中間に判定したものについては何年以内と、そういうような事業を何年度以内に進めるというようなことを一つ一つチェックリストに基づいて、現地の判定をするというような内容でございます。

さらに、ただ、当然社会情勢とか、財政とかいろいろな状況を踏まえた形で、当然見直しをしながら優先順位を決定をしていきたいというような考えは持っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

要綱的なものかなというふうに思いますけれども、ただ、それをきちっと行政区長さんに伝える、その土木の担当だけのものとしておくのではなくて、やはりこういう審査の中で何番目になるんだよとかという、そういう説明をきちっとやっぱりしてあげないと、ただ事務局のほうでだけ納得していて、後送りするというようなことになると、それこそやっぱり市民の人たちは何でやってくれないんだと、何でこんなに要望をしているのに順番が後なんだというふうなことになってしまいますので、きちっと、やはりその辺の審査基準というものを明らかにして、だから、何年後になりますとか、何番目になりますという、そういうふうな答えを出していただければ、もっともっと皆さん納得して順番を待っていただけるのではないかなというふうに思いますので、ただ無視するのではなくて、きちっとやっぱりその辺を整備して、区長さんとも要望に対しては答えを出していただきたいというふうに思います。これは要望をさせていただきます。

次に、⑤交通体系を踏まえた道路整備と総合的管理計画における現状と課題並びに課題解決の方向性についてを再質問させていただきます。

公共施設等マネジメント計画の54ページに記載されている内容は、かすみがうら市独自の内容は全く見当たりません。加えて、具体的な記載もありません。どこの自治体にも当てはまる抽象的な内容となっており、分析が全くされていないこと、要するに本市としての方針、考えが全くといって示されていない内容となっております。いわゆるコンサル丸投げの内容となっていることがうかがえます。

本市としての今後の計画書の策定に対し、本市の現状を十分に精査し、課題となる具体的項目を整理し、今後、優先的にインフラ整備を行うためのガイドラインとなるよう、関係各課の協議・検討を行うなど、積極的なかわり方が必要と考えますが、今後の計画書の進め方について再度答弁を願います。

また、インフラ施設の中で、特に道路橋梁に関しまして、具体的な長寿命化計画等があれば、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

まず、道路についてご説明を申し上げます。

道路につきましては、幹線道路につきましては既に路面の性状調査を実施してございます。現在、補助事業を活用しまして、1級幹線道路の舗装・補修工事を実施している状況でございます。

現在、本年度につきましては、千代田庁舎前の1級市道1号線、さらには、わかぐり運動公園前の1級市道6号線、さらには、来年度の要望といたしましては、土浦千代田工業団地までの1級市道13号線を引き続き要望を実施し、舗装の補修工事を実施したいというふうに考えてございます。

さらに、橋梁につきましては、地域道路網の安全性、信頼性の確保及び従来の事後保全型管理から予防保全型管理に政策を転換し、修繕コストの縮減を図ることを目的に、市が管理する165の橋につきましては、橋梁長寿命化修繕計画を作成してございます。

今後の方向性につきましては、その点検結果を踏まえた損傷データの評価において、常磐自動車道にかかる11の橋を最優先に、平成33年度までに国庫補助事業により修繕工事を実施をするというような内容でございます。本年度、その常磐高速自動車道にかかる松延橋、さらには、下志筑橋の設計に着手をしてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ただいま土木部長から実行計画についてのご説明がありました。この施設総合管理計画について、私のほうからお答えをいたします。

市長から答弁がありましたとおり、本市の公共施設等マネジメント計画、この基本計画につきましては、総務省からの要請に基づく公共施設等総合管理計画として策定しております。

この本計画は職員の手づくりでございますけれども、その基礎といたしました公共施設の効果的利用と適正な維持管理計画に関する調査研究につきましては、一般財団法人地方自治研究機構との共同研究でございました。

この公共施設等マネジメント計画につきましては、公共施設のほか、インフラ施設などの総合的、計画的な管理に関する基本的な方針と施設の類型ごとの管理、これに関する基本的な方向性をまとめたもので、いわば総論に当たるものとなっております。

本年度以降、実行計画として各論を策定していくこととなりますので、基本計画における基本方針と取り決め方針を踏まえ整理をしたものが、議員からご指摘ありました方向性という部分でございます。ここにその具体的な計画が入っていないというのは、ただいま申し上げましたような理由でございます。この基本方針と取り決め方針を踏まえ、ただいま道路橋梁について土木部長からご説明がありましたように、個別の実行計画が策定をされていくという予定となっております。

この基本計画の所管課といたしましても、議員ご指摘のように、進行管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今、総務部長からご答弁いただきましたが、個別に実施計画を作成していくということで、じゃ、公共施設等マネジメント計画は今の提示されたもので、それ以外に、その内容に対しての個別の実施計画は別に作成するというので、先ほど土木部長のほうからもご答弁があったように、この橋梁関係の補修等の計画、これはもう計画として作成されているものなんですか。答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

先ほどご答弁を申し上げました橋梁長寿命化修繕計画につきましては、もう決定をされている内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

高速道路、常磐自動車道にかかる11橋というふうなことで、32年までということでございますけれども、これ、国補事業ということですが、補助率はどのぐらいで、金額的に幾らぐらいかかる工事なんですか。教えていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

先ほども申し上げましたように、現在、設計を実施している段階でございますので、金額等につきましては決定はしてございませんけれども、現在55%の補助を活用してございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時34分

再 開 午前11時36分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄でございます。

今定例議会から一般質問の時間を30分短縮して、90分にしました。私はこのような議員の発言時間を制限する諮問をいたした藤井議長に怒りを持って抗議したいと思います。

それとともに、それに迎合して決定を下した議会運営委員会にも異議を申し立てたい。加えて、この決定が発言通告をした翌日であることは承服しがたいものであります。市民の負託を受け、要求実現のため、本議会で一般質問をする議員の発言時間を制限することはあってはならないこととあります。かすみがうら市議会のあり方が問われています。改めて、以前の時間に戻すことを求めます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1、歴史認識について。

かすみがうら市広報10月号「戦後70年、今ある平和について考えてみませんか」の特集記事にかかわって、市長及び教育長の歴史認識について見解を求めます。

この特集記事の中に「（第二次世界大戦）開戦とともに東南アジア諸国に進攻した日本は、欧米の支配下に置かれていた国々の独立を援助しながら連合軍を撃退していきました。日本国の存続のために我々の先祖は戦争を行いました。」と書かれてあります。この記事を読む限りでは、過去の日本の戦争は、侵略ではなく東南アジア諸国を開放した戦争であり、自存自衛のためのやむを得なかった戦争だったと解されますが、私は、この記述は日本軍国主義による侵略戦争であったアジア・太平洋戦争を美化し歴史を偽るものだと考えます。このような記述をなぜ広報に掲載したのですか。その理由も含めて、市長及び教育長の歴史認識について答弁を求めます。

2、広域ごみ処理施設建設について。

問1、国のごみ処理広域化の必要性の問題について伺います。

国（厚労省）は、1997年5月、都道府県に通知を出し、政策として広域化を進めるとしました。このごみ処理広域化推進の根拠として、①ダイオキシン類対策、②焼却残渣の高度処理対策、③マテリアルリサイクルの推進、④サーマルリサイクルの推進、⑤最終処分場の確保と対策、⑥公共事業のコスト削減などを挙げ、焼却施設については焼却能力日量300トン以上、少なくとも100トン以上という方向を打ち出しました。これが国の補助金行政と相まって大型焼却炉建設に拍車がかかる要因となっています。しかし、これらは、全てごみ焼却先にありきであり、ごみの減量化・資源化に反するだけではなく、自治体を大型焼却炉建設へと誘導するものだと考えますが、答弁を求めます。

問2、当市の一般廃棄物処理基本計画と霞台厚生施設組合の一般廃棄物処理施設整備基本構想（中間報告）との整合性の問題について伺います。

当市の一般廃棄物処理基本計画では、ごみ排出量を平成41年度まで10%削減するとしていますが、霞台厚生施設組合の一般廃棄物処理整備基本構想（中間報告）では、同排出量を平成40年度20%削減するとなっており、整合性がありません。

また、資源化率については、当市は平成41年度までに23%を目指すとなっていますが、同中間報告では、平成40年度までに26%に増加するとなっており、これも整合性がありません。

プラスチック製の容器包装について、当市は発生抑制・資源化を図るとしていますが、同中間報告では、石岡では可燃ごみに区分する計画のため、分別収集を継続するか、可燃ごみに含めるか検討が必要であるとあります。このことは、霞台厚生施設組合の基本構想としてはごみ発電を

前提にプラスチックを可燃ごみへと誘導していると思いますが、いかがでしょうか。

以上3点、答弁を求めます。

問3、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政について伺います。

(1) 市長は新治広域を維持することは、結果としては、かすみがうら市単独で維持することになる、ランニングコストの面からも大変高くつくと思っております。現存の環境クリーンセンターの維持管理について、その裏づけとなる数値的根拠を具体的に明らかにしていただきたい。加えて、焼却炉の延命化を検討しなかったのはなぜでしょうか。

(2) 新治地方広域事務組合の3市間、いわゆるかすみがうら市と石岡と土浦、この3市間ですが、この協定は平成31年度までとなっておりますが、霞台厚生施設組合のスケジュールでは、新たな広域ごみ処理施設の供用開始は平成34年以降といえます。その間の環境クリーンセンターの運営はどうなるのでしょうか。

(3) 霞台厚生施設組合によって、新たなごみ焼却施設が建設されれば当組合の焼却施設は廃炉となりますが、その具体的な解体費用の積算はいつ実施するのでしょうか。また、組合解散となれば全ての財産を処分しなければなりません、その検討はいつ行うのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

問4、市民の周知・意見の集約について、改めて伺います。

霞台厚生施設組合主催による一般廃棄物処理施設整備基本計画（中間報告）の説明会は、本市では11月4日に開催されましたが、一般市民の参加者は極めて少なかったと思っております。この中間報告を出す前に、組合はアンケートを実施していますが、7月末に無作為抽出の3,000人を対象に実施された約900人で、回収率が約30%とのことでした。

しかし、アンケートには、広域ごみ処理施設建設が前提になっており、公正さを欠きます。大きな問題があるものであります。これをもって、ごみ処理広域化について、おおむね理解されたと判断するのは早計だと考えます。新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターの延命化による利活用も含めた本市独自のアンケート調査を改めて全市民を対象に実施する考えがないか、市長の答弁を求めます。

大きな3、国民健康保険について。

問①、国民健康保険の都道府県単位化について、再度伺います。

約3500万人が加入する国民健康保険制度の大改編などを柱にした医療保険制度改革関連一括法は、新たな負担増や安全性が不確かな医療の拡大の危険などが浮き彫りになりました。いつでもどこでも誰もが安心して医療にかかれる国民皆保険を揺るがす危険は明らかです。

この改正法は、制度発足以来の大改革といって国保の財政運営を市町村から都道府県に移すこと目玉にしておりますが、都道府県単位化は、市町村が独自に決めていた保険税を平準化させることなどを通じて、住民に保険税の負担増や徴収強化をもたらす仕組みになっております。都道府県に医療費抑制を強引に進める計画をつくらせ、司令塔の役割を担わせようとしております。国保の都道府県化によって、高過ぎる国保税は改善されるのでしょうか。答弁を求めます。

問②、国保税の引き下げについて伺います。

国民健康保険制度について、1938年戦前の国保法の第1条では、相互扶助の精神と書いてありますが、それが1958年の全面改正で「社会保障並びに国民保健の向上に寄与する」とされました。

つまり、この制度は、単なる相互扶助ではなく社会保障であり、そのために国が財政責任を果たすという趣旨だと考えますが、まず市長の基本的な認識を伺います。

当市の保険税は所得250万、自営業4人家族、40代の夫婦、子ども2人の場合、40万3100円ありますが、所得の16.1%にもなります。当市の国保税水準は高過ぎるという認識はございますか。

私は、今年度から各市町村の国保会計に投入された1700億円で保険税の引き下げを求めました。しかし、保険給付費の増額分が見込まれるとして、一般会計繰り入れの縮小を今後の備えに充てて保険税の引き下げをしませんでした。この措置は来年度も継続して実施されます。ぜひ、高過ぎる国保税を改善する財源として活用することを求めます。

加えて、当市の均等割は県内でも高く、家族が多いほど負担が多くなっております。単純に子どもが3人だと、今言った40万程度が43万3100円、4人だと46万3100円です。国保加入者世帯での子育ては難しいということになるのではないのでしょうか。

そこで提案ですが、子育て世帯への子どもへの均等割を軽減することができないか、以上3点について、市長の答弁を求めます。

問③、短期被保険者証の発行について、改めて伺います。

当市は、国保税滞納者に対して期間の短い被保険者証を発行しておりますが、まず、その現況について報告を願います。

国保加入者にとっては命とも言える国保税は欠かせないものですが、当市では新年度に向けて保険証を郵送はしておりますが、しかし、短期被保険者証については、郵送後の期限切れとなった保険証の取り扱いをどのようにしておりますか。無保険状態の方は現在どれだけいるのでしょうか。答弁を求めます。

4、子育て支援について。

問①、中学校卒業までの子どもの医療費完全無料化へ、所得制限の撤廃について伺います。

この質問は何回も取り上げておりますが、なかなかよい回答がありません。現在、所得制限の対象となっている方はどれだけいるのでしょうか。「かすみがうら市人口ビジョン（案）」にも経済的支援などの充実を図り、出生率の向上を目指すとしております。完全無料化には3500万円が必要ということですが、子育て支援として思い切って踏み込むべきではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

5、自衛官募集について、お伺いします。

18歳の名簿提出について市長の見解を伺います。

本年6月5日に自衛隊茨城地方協力本部長は、18歳の男子及び女子の自衛官募集対象者を紙媒体で提供するよう、市町村長に依頼しました。6月22日には県市町村課が、自衛官募集事務主管課長会議を開いて説明をしております。法的根拠は自衛隊法97条、施行令120条としておりますが、市町村に提出を求めることができる資料は統計資料であり、個人情報ではありません。住民基本台帳法は、外部提供を原則禁止しております。個人情報保護法に基づき、名簿作成や住民台帳の転記はやめるべきと考えますが、市長の見解を求めます。

6、水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業の無駄な水源開発

にあります。これらの水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

問①、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画にかかわって伺います。

最高裁判所第一小法廷は、本年9月10日付で八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する決定を下しました。決定は、上告申し立てに対して「上告を棄却する」、上告受理の申し立てに対しては「上告審として受理しない」という不当きわまりないものであります。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会及び弁護士は、「嚴重に抗議する」と声明を発表いたしました。私は、原告の1人としてこれまで裁判にかかわってまいりましたが、余りにもお粗末な判決に驚いております。人口減少の中、利水面での必要性は全くありません。治水面でも鬼怒川の堤防決壊に見られるように、洪水時の雨の降り方はさまざまであり、上流にあるダムでは洪水調整をしても、中下流域では降雨が卓越すれば中下流域は氾濫の危険にさらされることとなります。ダムでは、流域住民の安全を守ることはできないということでもあります。霞ヶ浦導水事業も目的は失われております。これ以上の無駄な水開発は不要だと考えますが、市長の答弁を求めます。

また、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業ができたとして、その水を使い切れるのでしょうか。当市の水道事業の計画ではどのようになっているのか、地下水の利活用も含めて答弁を求めます。

問②、水道料金の引き下げについて伺います。

今定例会に水道料金の引き下げ条例が提案されました。引き下げることについては評価いたしますが、余りに引き下げ幅が少ないと考えます。せめて、土浦市並みの水道料金に引き下げるべきだと考えますが、それにはどれぐらいの財源が必要となりますか。答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員に申し上げます。自席のほうにお戻りください。

先ほど、佐藤議員から議長が定めた発言時間90分に対する会議規則第57条による異議が申し立てられました。この異議に賛成の方はございませんか。

[賛成者確認]

○議長（藤井裕一君）

先ほど、佐藤文雄議員外から、議長が定めた一般質問の発言時間90分に対する異議が申し立て

られ、所定の賛成者があり、成立をいたしました。

会議規則第57条の規定により、「議長は、必要があると認めるときはあらかじめ発言時間を制限することができる。」とされており、この規定により、議会運営委員会の答申に基づき、発言時間を定めているものであります。

しかしながら、会議規則第57条第2項において、「議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いなくて会議に諮って決める。」とされていることから、先ほどの発言に対し、採決をいたします。

先ほど、佐藤文雄議員から申し立てのとおり、一般質問の発言時間を90分から120分に変更することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立少数であります。

よって、議長の定めた発言時間の制限90分に対する異議は否決されました。

議事を進行いたします。

佐藤議員は席にお戻りください。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、広報の特集記事にかかわる戦争歴史認識についてお答えをいたします。

我が国の太平洋戦争における国際法上の侵攻、侵略の定義については、我々、さまざまな議論が行われているところであると認識をいたしております。

本年がちょうど戦後70年の節目に当たるため、過去の戦争の史実を風化させることなく、次の世代に語り継いでいくことが私たちに課せられた重要な使命であると思い、今回の広報誌の掲載にした次第でございます。

また、11月9日に挙行いたしました市の戦没者追悼式においても述べさせていただきましたが、改めて大戦でお亡くなりになられた全ての御霊に対し、謹んで哀悼の意を表する次第であります。

次に、2点目、1番、国のごみ処理広域化の必要性について、4番、市民の周知・意見の集約について、あわせてお答えをいたします。

ごみ処理の広域化については、国と都道府県、市町村が一丸となって再編、統合の広域化を推進する中、茨城県では、国の通知を受け「茨城県ごみ処理広域化計画」、「茨城県におけるごみ処理指針」を策定し、最終的には「第3次茨城県ごみ焼却処理広域化計画」において県内10ブロックとする案が示されたところでございます。

ごみ処理広域化のメリットにつきましては、今後多くの自治体において焼却施設の更新が見込まれる中、多額の施設建設費の財源確保をする点でも、また、建設・維持管理のスケールメリット、環境面など、さまざまな面で住民サービスの向上、さらにはごみ処理体制の基盤強化が期待されるというように考えているところであります。

私は、昨年7月にかすみがうら市長に就任をし、このような状況を踏まえ、3市1町による枠組みにおいて十分に議論を行っていく必要があることから、さまざまな状況を見据えまして時期を逸することなく対応をしてきたところでございます。

今後とも、構成市町との意見の調整、あるいは住民の皆様に対する情報の公開というものはもちろん、広域化を実現するためには必要なことであるということを十分に承知しているところでありますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、2番、一般廃棄物処理基本計画と一般廃棄物処理施設整備基本構想との整合性の問題点について、3番、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目、1番、国民健康保険の都道府県単位化についてお答えをいたします。

都道府県単位化になると、県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの事業納付金の決定及び標準保険料の設定、保険給付に要する費用の支払いを行います。

国保税の決定に際して重要となります事業納付金は、市町村ごとの医療費の水準、所得の水準、年齢構成、保険者数等を考慮することとされており、その詳細は、茨城県、県国保連合会、市町村による連携会議内に設置をいたします国保事業費納付金算定検討部会、標準保険料率等算定検討部会において検討され、連携会議に諮られます。

このようなことから、今後事業納付金等が示された段階で、現在の国保税率を勘案して本市の国保税率を決定していきたいと思っております。

次に、2番、国保税の引き下げについてお答えをいたします。

まず、制度の基本的な認識でございますが、社会保障制度の中核として重要な役割を担う健康保険は、疾病、負傷等の困窮の原因の発生に備え、経済的保障を講じるものであり、その負担、いわゆる保険料は加入者の能力に応じて支払い、給付は拠出した負担とは必ずしも対応しないことから、社会的な相互扶助の精神にのっとり、困窮に陥ることを未然に防止しようとする制度であると認識をいたしております。

また、国保税水準についてですが、シミュレーション世帯で比較をしますと、平均よりやや高い水準となります。しかしながら、応能応益割がそれぞれの市町村により税率、均等割単価が異なることから、おおむね平均的な水準ではないかと考えております。しかし、ご承知のとおり、保険税は医療費の給付総額や納付金などを含め判断すべきものでありますので、一概に水準が高いとは判断しかねるところでございます。

次に、前回3回定例会でご質問にお答えしておりますが、国の保険者支援金を活用した保険税の引き下げについては、平成27年度保険者支援申請額、8月本算定時の被保険者数をもとにシミュレーションいたしますと、1人当たり約2,500円の影響額、いわゆる減額できる額となります。

しかし、前回定例会で答弁しておりますが、平成26年度の保険給付費の決算額と平成25年度の保険給付費の決算額で比較をいたしますと、前年対比で3.3%の伸びとなり、被保険者1人当たり約8,300円の増となっております。一般会計から赤字分を繰り入れしている状況でありますので、現段階で保険税を下げる方向での見直しは難しいというふうに考えております。

また、ご質問の被保険者均等割のうち、子ども均等割だけ引き下げることはできないかということでございますが、応益という観点から課税の公平性にかかわる問題でありますので、難しい

ものと考えております。

次に、3番、短期被保険証の発行については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目、子育て支援についてお答えをいたします。

所得制限によります医療福祉費の非該当となっている方は、8月末現在で、980名ほどいらっしゃいます。これら非該当者を含めた中学校卒業生までの医療費の完全無料化については、平成27年第2回定例会において、約3500万円の給付費の増加が予想できるとお答えをいたしております。

平成26年10月から県の医療福祉費制度が改正をされ、補助対象が拡大されたため、その影響額を反映しました5カ月分の医療費をもとに試算をいたしますと、約3,300円の給付費の増加と予想をいたしております。県補助拡大によりまして、前回より200万円の減額の試算となりましたが、本市においては財政の健全化を進めている中、本市単独での完全無料化は難しいというふうと考えております。

そのため、今後も高校生世代までの医療費補助と所得制限を撤廃した県の医療福祉費制度に改正するよう、県補助実現に向けまして、継続して要望を続けていきたいというふうと考えております。

次に、5点目、自衛官募集についてお答えをいたします。

都道府県及び市町村が、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を実施することについては、自衛隊法第97条第1項に基づく法定受託事務となっているところです。

本市におきましても、自衛隊茨城地方協力本部長からの依頼に基づきまして、適齢者情報の提供を行っているところであり、法的には問題はないものと考えているところです。

なお、議員ご指摘のとおり、適齢者情報については個人情報に当たることから、個人情報を外部提供するに当たっては、提供した情報が適切に取り扱われるための必要な措置として、市個人情報保護条例及び個人情報保護条例施行規則の規定によりまして、秘密保持及び第三者への情報提供の禁止、目的外使用の禁止、複写・複製の禁止、さらには提供した情報の紛失や盗難がないよう適切に管理をし、紛失や盗難があった場合は直ちに本市に報告することを求めているところでございます。ご理解賜りますようお願いをいたします。

次の6点目、水道事業につきましては、上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

先ほどの答弁の中で、子育て支援につきまして、県の医療福祉費制度が改正されました。補助対象が拡大されたため、その影響額に反映した額として3,300円というふうに申し上げましたが、3300万円の間違いでございますので、訂正させていただきます。失礼をいたしました。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

1点目、1番、教育長の歴史認識についてのご質問にお答えいたします。

戦後70年を迎え、戦争を実際に体験してきた方々が少なくなってきた現在、戦争の悲惨さや平和の大切さを知ることは大変重要なことであると認識しているところです。

学校現場におきましても、戦争に関する事実を正確に伝えることは、教育的観点からも適正に行わなければならないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目、2番、当市の一般廃棄物処理計画と霞台厚生施設組合の一般廃棄物処理施設整備基本構想（中間報告検討資料）との整合性と問題点を問う、にお答えいたします。

霞台厚生施設組合で作成した一般廃棄物処理施設整備基本構想（中間報告）につきましては、3市1町それぞれの構成市の一般廃棄物処理計画の整合性を確保することを基本とし、策定されたものです。

策定に当たりましては、既存3施設を1施設に集約し、施設規模の算定、分別区分の一元化や収集運搬方法の違いによる環境への影響、施設建設等を想定し、効率性、環境負荷、経済性などの観点から方向性を見出そうとしているものです。

議員ご質問のごみ排出量20%の削減目標ですが、基本構想において24年度の3市1町のごみ排出量6万9340トンと20%削減し、40年度目標値5万5428トンとしているものでございます。

一方、本市の基本計画では、25年度のごみ排出量1万6678トンと41年度1万3256トンとしており、削減率は20.52%となります。

次に、資源化率ですが、本市の計画目標年次の41年度で23%に対し、基本構想では、40年度目標26.1%と、より高い目標が定められております。3市1町の平均は、40年度で見た場合、19.98%となりますが、一番高い目標値を定めている構成市に対応するため、さらに努力目標を加味し設定したものです。

プラスチック製容器包装につきましては、宮嶋議員へお答えした内容と一部重複いたしますがごみ処理の広域化に当たりましては、環境への負荷を含め、リサイクルの経済的な有効性を考慮しながら、分別の統一化を図るため、現在、協議を検討しているところでございます。

続きまして、2点目、3番、新治広域事務組合と霞台厚生組合の二重行政について改めて問う、のご質問にお答えいたします。

前回の9月の答弁と重複いたしますが、新治地方広域事務組合においては、ごみ処理に関して共同処理する事務は、既存する施設の関連する施設の設置、管理及び地域のごみ処理であります。一方、霞台厚生施設組合で共同する事務は、広域化に関する検討事務と広域化施設の建設事務であり、ごみ処理など重複して実施しているわけではありません。

次に、ランニングコストについてのご質問であります。6月定例会において、設楽議員へお答え申し上げました内容と重複いたしますが、新治広域事務組合では、平成25年度決算で全体運

営費が6億3545万9002円で、そのうち当市の分担金は2億5917万8000円、負担割合にいたしまして40.79%、市民1人当たりで換算いたしますと約6,000円でございます。

一方、3市1町によります新広域施設の場合、ひたちなか、東海の事例を参考に、同じく平成25年度決算で、全体の運営費が5億2121万6180円で、当市の負担割合を建設負担割合の22.38%で換算しますと、分担金は1億1664万8181円となり、市民1人当たりで換算いたしますと約2,700円でございます。

現在の新治広域と霞台厚生施設組合を比較いたしますと、スケールメリットによる維持管理費の縮減効果を生かした霞台厚生施設組合のほうが、1人当たり3,300円負担が安くなると試算しております。

また、ごみ処理広域化につきましては、平成9年5月28日付で旧厚生省から各都道府県宛てに出されました通知によりまして計画策定が求められたものでございます。国はこの方針に沿ったごみ処理が普及するような施設整備に対する補助制度といたしまして、交付対象地域の人口、面積要件に下限を設けて推進策としているところでございます。すなわち、下限に乗らなければ国庫補助金が受けられないということで、この経費は非常に大きなスケールメリットと考えております。

次に、焼却炉の延命化の検討についてのご質問ですが、これまでもことしの6月と9月の定例会におきまして宮嶋議員からご質問がございました。重複する答弁となってしまいますがお答えいたします。

現在の環境クリーンセンターを長寿命化した場合の改修費でございますが、費用の積算においては、施設を構成する設備機器、数ある設備機器を一つ一つ性能検査を行いながら、耐用年数を推定し金額を算出していきますので、それ相当の日数と費用がかかってきます。また、費用の見積りに当たっては、構成市のご理解と費用負担が必要不可欠となりますことから、組合においても、また本市においても行っておりません。本市を含めた構成市における現状、ごみ処理の方向性など総合的に判断した結果でございます。

続きまして、平成31年度以降の環境クリーンセンターの運営と解体、財産処分についてお答えいたします。

去る9月の第3回定例会、さらには新治広域事務組合の定例会においてもご質問をいただいております。重複する答弁となってしまいますがお答えいたします。

新治地方広域事務組合の運営については、5月27日に行われた管理者会議において協定期間満了までの組合事務については、現状どおり運営することとし、その後の運営については現時点での新施設の建設スケジュールなど不透明な部分があるため、それに関し、ある程度詳細な説明が可能となった時点において、管理者会議を開催し、協議を行うこととしております。なお、現在、霞台厚生施設組合において、新しいごみ処理施設の基本構想地域計画を策定しているところでございます。

解体につきましても、組合定例会でのご答弁と同じ内容となってしまいますが、現在のところ、解体費用の積算や費用の負担区分につきましては検討をしておりません。解体費用につきましては、協定書におきまして、地域計画等の変化により施設解体等の処分が生じた場合には、施設建設時の全ての市がその経費を負担すると書いております。解体及び財産処分につきましては、あ

る程度詳細な説明が可能となった時点において、管理者会議が開催されていくものと確認しております。

いずれにいたしましても、市民が生活する上で、また企業等が事業活動をする上で、ごみは日常的に必ず発生します。電気、ガス、水道といったいわゆるライフラインと同じく、ごみを処理することは市民生活に欠かせない重要な役割を担っています。

ごみ処理に関しては、市民、企業にも、減量化や再利用等、ご協力をいただく必要がありますが、施設の更新を行い、焼却炉を安定し稼働できる、常に皆様のごみを受け入れられる環境を整えるのは、私たち公共団体の責務と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、3点目、3番、短期被保険者証の発行についてお答えをいたします。

平成27年10月末現在の短期被保険者証交付状況ですが、658世帯、1,290人となっております。そのうち、前年度に未納があり有効期限が6カ月となっているものが279世帯、654人、また、前年度以前にも未納があり有効期限が1カ月となっているものが379世帯、636人となります。

被保険者証の有効期限が切れている方につきましては、4月当初に発行した状況と比較しますと、363世帯、470人の方については、更新の手続がされていないため、資格は有しておりますが有効期限切れの状態となっております。

なお、短期被保険者証については、税の公平・公正の観点からも、必要な措置であると認識しており、県内各自治体においても頭を悩ませながら同じような対応を迫られているところでございます。しかしながら、人道的な見地からも、急病など急を要する場合には、納付状況にかかわらず、随時、被保険者証を発行するなどの対応に努めているところでございます。

今後とも納税相談などを通して、それぞれの状況に合ったきめ細やかな対応を心がけてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

○上下水道部長（田崎 清君）

ご質問の6番、水道事業についての「①八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画にかかわって問う。」についてお答えをいたします。

八ッ場ダムにつきましては、千代田地区におけます県西広域水道用水供給事業の水源となるものでございます。このことから県西用水としましては、今後、水利権が確保されるものとなるものでございます。

千代田地区におきましては、水需要が減少傾向にあることに加えまして、東日本大震災を受けまして霞ヶ浦地区からの送水を開始しておりますので、現状の受水契約の継続を考えているところでございます。

霞ヶ浦導水事業につきましては、国において、平成26年8月に本体の検証が終了し、継続の手續が完了しておりますが、現在、国が進める霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口工事をめぐり、地元漁協の方々が請求されたものが棄却され、現在、東京高等裁判所に控訴していると聞いております。事業完了の当初の目標年次は、本年度、平成27年度でありますので、今後、見直しが図られるものと考えております。

八ッ場ダム事業、霞ヶ浦導水事業のいずれにつきましても、事業完了後は、減価償却分と水源管理費が水道料金に転嫁されると聞いておりますので、注視しているところでございます。

続きまして、②水道料金の大幅な値下げについて問う。（土浦市並みの水道料金引き下げにはどれぐらいの財源が必要か？）について、お答えをいたします。

本市につきましては、一般用、営業用、団体用それぞれの用途別に基本水量と基本料金を設定した二部料金制を採用しておりますが、土浦市の水道料金体系につきましては、基本水量をゼロ立方メートルとする従量制がとられております。

ご質問のように、一般家庭用水道料金を土浦市並みにした場合についてお答えをいたします。土浦市並みと申しましても、土浦市は使用水量が21立方メートルを超えますと、本市の1立方メートル当たりの上限額270円を超えておりますので、本市の上限額270円に置きかえて試算をさせていただきました。一般家庭用を土浦市並みに引き下げを行った場合、8%の消費税込みで約8000万円の減収を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず、歴史認識の問題なんですが、これが、かすみがうら広報10月号、こういう特集記事です。この特集記事に書かれているところが極めて偏った見方をしているということなんです。さまざまな認識があると言っていますが、さまざまな認識じゃないんですよ。一方的な認識なんです。市長。これはどういうふうに思いますか。さまざまな認識じゃないですよ、一方的ですよ、これは。私が言ったように、侵略を進攻と言っている。もしくは自存自衛の戦争だと、やむを得ない戦争だったというような形を言っているんですよ。どういうふうに思いますか。一方的でしょう。さまざまな認識じゃないでしょう。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

認識につきましては、先ほど申し上げましたとおり、さまざまなご意見があるわけですが、今回の記事につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、戦争の悲惨さと、それから平和の大切さ、そういったものをこの70年を機に記事として出したものでありまして、一方的なものを思想しすぎるとかPRするとか、そういったものでは決してございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いや、今、一方的だと言ったでしょう。だって今、侵略と進攻というのはさまざまな認識があるというのに、ここには進攻ですよ、一方的じゃないですか。ましてや「このすばらしい日本国が存在していることは全て純粋な気持ちで露と消えた英霊のおかげであることを忘れてはなりません。」なんて言っているんですよ。英霊というのは、これは靖国神社に参拝するというか、そこに祭られている人たちを言うんですよ。これも一方的じゃないですか。だから問題にしているんですよ。

特に、決定的なのは、日本による加害ということが語られていない。中国に対する侵略戦争、朝鮮、台湾に対する植民地支配、これはアジアの人々たちが受けた膨大な被害については何も書いていない。反省も謝罪も述べられていないんですよ。これがやっぱり一番問題だというふうに思います。

それから、この問題で、戦争の認識の問題では、戦後50年に当時の村山首相が談話を発表していますね、村山談話。我が国は遠くない過去の時期、国策を誤り、植民地支配と侵略によってアジア諸国の人たちなどに多大な損害と苦痛を与えたと述べているんですよ。ですから、こういうのが日本の認識になっているわけでしょう。安倍さんだって、これを言いたくなかったけれども、第三章として、自分での言葉じゃない、でも、侵略という言葉が羅列しましたけれども、載せているわけでしょう。市長は、あの戦争を間違った戦争だという認識はあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

戦争の歴史認識につきましては、コメントを差し控えさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

コメントを差し控えるレベルだというふうに認識させていただきたいと思います。

いずれにしても、この史実を正確に伝えるということを言っているわけですよ。これがやっぱり一番大事なわけですよ。正確な事実というのは、もう既に70年前、日本はポツダム宣言を受け入れて敗戦を迎えたわけです。ポツダム宣言は、日本の戦争について、世界征服の挙に出ずる過誤だということだったり、日本の侵略であったことなどを明確に判定しているし、国際的な認識になっているわけですよ。ですから、こういう問題が一方的にこのかすみがうら広報に載せているということが問題なんです。だから、市民の方から抗議にも似た声が、意見が、寄せられたわけです。

そこでちょっと教育長にお尋ねします。

これは郷土資料館となっています。これは学校教育課というか、教育委員会、学校教育課の担当だということになって、なぜこんなのがすらすらとなったのかということなんです。広報の論文に対する批判的な意見も、教育長は何も言っていないんですよ、今の答弁は。意見を述べていないんですよ。ただ、戦争の事実を知らせていきたいということだけでしょ。

今、私は、非常に問題なのは、この教科書採択にかかわることだということなんです。この

ような内容の記事というか、内容は、憲法を敵視して戦争を美化する、いわゆる育鵬社の教科書、これと同じ内容なんです。これ、教科書採択、いわゆる中学校では歴史及び公民ですが、当市は第6採択地区だと思いますが、この社会科の教科書は育鵬社のやつですか。どうですか。どのような結果になっていますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

当市の学校で扱っている教科書は、東京書籍でございます。小学校、中学校とも同じでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、この育鵬社というのは、今言ったようにアジアの解放だとか、それから自存自衛だとか、あと憲法9条に対してもかなり批判的な形を述べているんですよ。

それで、今おっしゃった採択された東京書籍というのは、日本は東南アジアへの進攻によって、ここには進攻と書いてありますけれども、石油やゴムなどの資源を獲得しようとしたというふうに書いているわけです。これは侵略というふうに認識されると思うんですね。育鵬社とは違ったまともな教科書を採択されたと。

こういう問題は全国で育鵬社の教科書を採択するなという父母の皆さんの運動があるんですよ。こういうことから言えば、この記事は、この採択された教科書とも違うというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまのご質問にお答えします。

学校現場におきましては、あくまでもこの東京書籍に記載されている内容にのっとって教育されておるといことで間違いはございませんので、決して偏った教育がなされているということはありません。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私、それでいいと思いますけれども、ただ、この記事が問題なんです。教科書が育鵬社という問題になったら、これは私もそれをやめるように運動しなきゃいけないと思っていますから、東京書籍でよかったと思いますよ。

ただ、広報に載せたんですよ、これ。これがどういうふうな認識でいたのかというところを私は聞きたいと思うんです。これは市民だけでなく、この広報は子どもたちも見わけですよ。教科書とこの広報が食い違っているじゃないですか。これは誤った認識をそのまま書いたら、子ど

もたち、市民は混乱するんじゃないですか。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほども述べましたように、学校現場におきましては、戦争の悲惨さ、それから平和の大切さ、このことをしっかりと子どもたちに教育しているという点でいささかのぶれもないと私は確信しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

では、教育部長のほうですね。これは、責任者は教育部長なのかどうかわかりませんが、私は。ただ、学校教育課として、市民に一方的な記述を押しつけてしまったというこの記事について、このかすみがうら広報に、私は、これ、汚点を残したんじゃないかなと思うぐらいですよ。それから言ったら、せめて訂正記事とか、そういうものをこの広報に載せるべきだと思いますが、どうですか、教育部長。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

私のほうからは郷土資料館で行っている事業について申し上げます。

ご指摘の10月の広報誌でございますが、企画展「語り継ぐ太平洋戦争」、こちらでございます。見開き2ページにわたって紹介をされています。こちらにつきましては、佐藤議員がおっしゃるように、さきの太平洋戦争を美化するとか、あるいは歴史を偽るとかの考えは一切ございません。そういった事業でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、ここにこういうふうに書いているでしょうと言っているんですよ。だから、市民が読んだ人が、これは何だというふうになっているわけですよ。ですから、ずれていると言っているんですよ。だから、私が言っているのは、これをこのままに放置できないというふうに言っているんですよ。放置したままで、このままでいるということですか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時15分

再 開 午後 2時16分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

広報の訂正のお尋ねがございましたが、広報につきましては、私どものほうで何とも申し上げられませんが、いわゆる事業、特別展の中ではそういった誤解のないような事業の展開をしてみたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あくまでも訂正はしないという回答だというふうに認識していいんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

原稿の訂正というようなことに関しましては、何とも私のほうでは申し上げることにはなりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これは堂々めぐりになりますからやめますが、これは一方的な記事になっています。ですから、これがかすみがうらのこの広報としてのレベルになっちゃうんですね。説明がなければ、こういうレベルだということになっちゃうわけです。食い違う。これは、やはり検討していただきたいということを要請したいと思います。

それでは、次に、広域のごみの問題にいきたいと思います。

今、国が焼却炉を建設しろというふうな形になっているのが現実ではないかなと思うんですね。2013年度の日本のごみの総排出量は、4487万トンなんですね。前年度で0.8%減、わずかながら減少していますが、ここ数年、ごみの排出量の減少は停滞しているんです。燃やすごみについても同じことが言えます。そして、リサイクル率についても全然、近年、前進が見られておりません。ですから、このごみが減らない一番大きな原因というのは、大規模な施設の建設や広域処理にこだわり続けている国の方針があるというふうに思うわけです。

今、環境経済部長も言ったように、広域化を進めるという中身で、いわゆる人口5万人以上、面積400平方キロメートル以上の地域というふうな形でやっただと。そうすると、大きく焼却炉をつくらなければいけないというふうになるわけです。10トンとか20トンの小型の炉だったら大きなメーカーでなくてもつくれますし、価格競争ができます。ところが、100トン以上になると、プラントメーカーと言われる鉄鋼とか造船会社のいわゆる談合体質が強いこういう企業が思うままに市場を操れると。これは、私は何回も指摘をしてみました。今回のエイトという委託業者も、全国清掃会議のこの協賛団体だったと。それから、ひたちなか、東海の落札した荏原製作

所ですか、タクマと一緒に入札をしましたね。これも同じ業者だというふうなことから言うと、いわゆる焼却炉メーカーの談合体質は明らかなんですよ。その背景に政官財の癒着構造があるのではないかと疑われて仕方がありません。

経済性が向上するのは焼却炉メーカーだけであって、我が国での大型ごみ処理のメーカーは限られているんです。海外では、一般的に競争入札、国際入札をすると、価格が半分ぐらいになるということが言われております。

この前、私たちは学習会をいたしまして、ごみ弁連の坂本博之先生にお話を聞きましたが、もう福島県内の仮設の焼却炉の建設計画がずらっとありまして、約19カ所、もう大体受注企業が大きな焼却炉メーカーがもう並んでいるんですね。ここには、私が何回も指摘している日立造船が本当にへばりついている。合計で金額を言いますと、3456億円だそうです。このような問題があるということを私は指摘したいと思います。そこで、質問をいたします。

私の最初の質問の20%については、私も勘違いをしておりまして、1人一日当たり10%削減をするというのが、人口も含めて減るから、最終的に20%になるよということですか。まず、それをちょっと確認します。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

計画では1人一日当たりが表示されておりますけれども、全体的な計画では、その10%減と人口の減を合わせて、20%以上になるという計算でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、新治広域の問題と霞台厚生施設組合の二重行政の問題でいろいろと経費の問題が出されました。でも、単独運営についても延命化についても、全く新治広域の中ではやっていないんですよ。具体的な精査をしていないんですよ。それなのに、ああいう設楽議員に報告した内容でいいのかということが問われているわけです。精査をしなかったと言っているでしょう。それで計算はできないですよ。延命化をする、もしくは単独でやる、これが単独の場合どうだったのかということが検討されなければいけないんじゃないですか。

ましてや、解体とか、解体費用とか、財産処分、跡地利用問題が課題となっておりますが、これはもう先送りになっているわけでしょう。でも、31年までは協定によってこのままいくけれども、あとは34年に新しくなる予定になっておりますが、このタイムラグ、期間の間の問題についてはそのときになってみないとわからないというふうに言っているわけでしょう。これでは、市民が納得できないんじゃないですか、市長。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その数年の違いにつきましては、先ほど部長が答弁しましたように関係自治体で協議をして決めることとなりますけれども、結果としまして新しい施設が稼働するに合わせまして、そこまで

使用をして、それに継続して移行をするという、そういう形になるというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

新しい回答になりましたね。31年までは協定だけれども、平成35年の3月までということになるんですかね。そういうことになると、その間はこのままいきますよという新しい答弁だったのかなと思いますが、そうすると、今、協議をすると言ったけれども、このままいきますよということに理解をしてよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

あくまで構成市があるものですから、協議は前提となりますけれども、私どもとしては市民の皆さんに迷惑はかけられませんので、新しい施設にきちっと引き継いでいくという形になると思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私、毎回毎回、このかすみがうら新聞というのをつくって、この中でアンケートを今回やっただんです。この中に建設の是非、それから現有施設の問題についてどうなのかというのが、このパネルです。これは今、皆さんにお示ししているのは、新たな広域ごみ処理の建設計画についてですが、現有施設改修というのが82%、このままで132億でいいよというのが賛成7%です。数字的には266人の回答があったんです。霞ヶ浦地区と千代田地区で若干、千代田地区のほうが多い回答になっていますが、逆に、建設の是非は住民投票で問えということも、賛成が73%、反対が17%。このように、知れば知るほどおかしいと思う方が多いんじゃないかなと思うんです。

実を言うと、私、解体の問題については、新治広域事務組合に聞きましたら、前の古い施設の解体は4000万ぐらいで済んだそうです。ところが、龍ヶ崎地方塵芥組合が、平成13年度から17年度にかけて旧工場の解体工事を行っています。その総額は何と13億3686万円。焼却炉の規模は1日15トンのこれが4基、60トンなんです。こういう規模で13億円もかかっている。これはつまり、ダイオキシン対策、環境保全対策費が極めて大きいと。解体工事費に占める割合が非常に大きいということだと思います。

したがって、新治広域環境クリーンセンター、60トンの2基ですから120トン。これを解体するとなると相当な額となると思うんですね。これは費用に入っていないでしょう。132億円以外の費用なんですね。これは霞台厚生施設組合のクリーンセンターもそうですし、茨城美野里クリーンセンターも同じであります。そういう意味では、重要な問題だと思いますよ。この解体について、このままどんどん進めていいのかということが問われていますが、市長、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

解体の費用等については、まだ精査しておりませんが、いずれ遠かれ、少なくともいつの時代かは改修をしたり、それから解体をしたりするわけですので、それはそれでしっかりと精査をして対応するというのが筋だというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、相当な額だよと言ったでしょう。いわゆる60トンクラスだって、もう13億円以上かかっているわけですから、簡単にこれをよく計算するのに、1日トン当たり、処理能力で逆算すると、1トン当たり幾らだのというふうによく言っていますから、これを逆算すると、解体費用、いわゆる環境面も含めた環境保全も入れた総合的なものについては、トン当たり2000万円なんです。そうすると、建設費が132億円、解体費用が今言ったトン当たり2000万円と見積もって、3施設が合計で351トンだと、これに2000万円をかけると70億円ですよ。これに広域化に伴う諸対策費、この前の中間報告で言いましたよね。収集、戸別収集をやるとか、遠くなるから、それをごみステーション、ごみの運搬の中継所もつくらなければいけないかもしれないとか、これが加わる。さらには、広域化の設備施設整備として伴う関連施設、いわゆる道路等々を含めると相当な額になるわけですよ。

加えて、この時期は東京オリンピックになる時期と重なります。そうすると、今でも資材や人件費が高騰状態であります。これについて、どういうふうに思っていますか。この負担は軽い、軽いと、スケールメリットがあるというふうに言われますか。それとも、今、市民のアンケートを見ると、現有施設を延ばして使ったほうがいいと。私はごみの減量化をどんどんどんどん進める、昨日、宮嶋議員がおっしゃったように、生ごみを堆肥化する、そしてどんどんリサイクルを資源化、ごみを資源化する、そのことによって処分する量が少なければ少ないほど、いわゆる現有施設は長もちするわけですよ。もったいない、こういうことを考える大木町に倣うことも必要になるとは思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

いずれにしても、このごみ処理施設につきましては、お金のかかる大きな課題だというふうに考えています。そういう中で、我々は少なくともごみ減量化も進めながら、一面ではごみ減量化だけでは片づきませんので、焼却ということも含めて、こういったスケールメリットを出しながらコストを抑える施設をというようなことで、今回この4市町の加入になったところでございます。

そういった中でも、これからまた検討する内容がたくさんございますが、いずれにしても、市民の皆さんに迷惑かからないような形で施設のほうの整備に向けて努力させていただきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時34分

再開 午後 2時44分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、フランスのパリで地球温暖化防止のCOP21が開かれております。人類の生存がかかっていると150カ国首脳が次々と発言しております。

日本の自治体の公的施設のうち、温室効果ガスを一番多く排出しているのは、ごみの焼却施設だと言われています。地球温暖化対策は化石燃料やごみを燃やすことではなく、自然再生エネルギーに転換していくことではないでしょうか。

当市が議員研修として、福岡の大木町「くるるん」という施設を視察をして、ごみの減量化を図って、ごみの資源化を図っているということですので素晴らしい実績を上げているということを宮嶋議員がお話ししておりました。

調べましたら、人口10万人未満の市では、資源化率、リサイクル率、鹿児島県の大崎町が79.2、同じく志布志市が74.9、大木町は2012年度で4番目の62.9、このように資源化をしていく、ごみを燃やさない、こういうふうにしていくということが今求められていると思います。

建てかえや大規模改修はごみ減量推進のいわゆる絶好のチャンスだと、住民の議論を得て大胆なごみ減量の方針、焼却炉等の延命化を決断すれば、ごみ減量や施設運営の縮減によって新たな財源を生み出すことができます。その税金で福祉や教育の充実に充てることができると、私はそういうふうを考えます。市長、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ごみ減量化は大事な取り組みだというふうに考えております。ただ、一方では、当然、焼却をしないで全部済むわけではございませんので、しっかりとスケールメリットを出して、一番安い方法でごみを焼却すると、その両方を取り組みながらごみ環境問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

相変わらず国言いなりの方針、そして、ごみは燃やさなければだめだという固定観念、こういう固定観念でいいのかということが問われていた今回の一般質問だったかなというふうに思います。

それでは、次に行きたいと思います。

実は、国民健康保険が非常に高い、これもアンケートの中でありまして、国民健康保険税について、引き下げるべきだというのが77%です。

私、子どもが1人、2人、3人、4人とふえると、いわゆる人頭税と言われる、いわゆる均等

割が大きいというふうに言いましたけれども、均等割は平成24年度の医療分と後期高齢者支援分の合計合わせますと、かすみがうら市は3万円なんです。当時は5番目に高いんです。今はどうですか、市民部長。

時間がないから暫時休憩。大丈夫ですか、言えますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

均等割ですが……ちょっと、休憩もらっていいですか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時49分

再 開 午後 2時50分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

今、当市の均等割は3万2000円ですが、今現在で何番目かというのはちょっとつかんでおりません。申しわけありません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、24年度では5番目に高いですよ。ですから、平均して高くないなんていうそういう認識では困るんです。

もう一つ、子どもの問題、いわゆる少子化対策の問題で、実を言うと、厚労省の塩崎大臣がペナルティの問題について、子どもの医療費の、このペナルティはなくす方向を打ち出してきたんです。当市はペナルティはどのぐらいありますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えします。

ペナルティにつきましては、当市は、26年度の実績でいいますと約4000万円ほどになっております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それで、所得制限の問題も含めていろいろ言いましたよね。その所得制限を取り払うのに、

3300万円か、今のがペナルティ4000万円だったら、すぐクリアできるんじゃないですか。そうすると、このペナルティがなくなれば、それができると、いわゆる完全無料化ができるという見通しが立ちますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

その辺については、今後よく検討させていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ぜひ、子育て支援ということで、そういう環境が変わりますので、これをぜひ実行していただきたいというふうに思います。

時間があと5分しかありませんので、八ッ場ダムと霞ヶ浦導水、この問題が大きく私はこの水道料金の引き上げにつながっていると何回も話をしました。

この霞ヶ浦のCOD、これが実際に7.5ぐらいになっているんですが、これが5年間で改善されてきているんです。霞ヶ浦導水をやらなくても改善されている。

これについて、上下水道部長、ご認識はありますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

霞ヶ浦の浄化につきましては、ちょっと情報を持ち合わせておりません。議員のおっしゃるとおりなのかなというところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際に5年間でCODが2.7グラム減ったというふうに言われています。わざわざこの水を那珂川から持ってくれば、逆に那珂川の水が足らなくなるんです。じゃ、どれぐらい、霞ヶ浦に水を入れて希釈できるかというふうに、それを研究した方がいらっしゃるそうですが、今の施設の倍必要だそうです。これでは、無駄遣いもいいところだというふうに思っております。

それと同時に、私が言いたいのが、上下水道部長からのデータもいただきましてつくったやつなんです。これは県の中央用水の事業の受給契約なんです。今現在、この青いのが契約予定の水量です。この茶色っぽい、紫っぽいやつが実際には今の施設見合い、今もうできているやつ。幾らでも供給できますよと。実際には、この水色のやつが契約している実態なんですね。このグラフを見るとわかりますように、かすみがうらは今の契約水量からいうと、かすみがうらは3.19倍も水をもらわなきゃいけなくなると。ひたちなか市なんかひどいもんですね。今、1万トンですが、これ、導水完成したら7万トン、6.34倍ということになるんですね。私は一緒にひたちなか市に行きましたね。ひたちなか市は今、地下水をどういうふうにしていますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

ひたちなか市でございますけれども、ひたちなか市につきましては、県中央用水と自前の河川水並びに地下水を水源にしてございます。ひたちなか市につきましては、東日本大震災を受けまして、地下水を主な水源にしたいというような意向があることを聞いているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

導水事業を進めるよりも、今の地下水を生かしていく、これが水行政だというふうに思います。無駄な水開発によって押しつけられた水、そして無駄な公共事業、これをやめなければ水道料金の引き上げに通じます。何としてでもこれをやめさせなきゃいけないと私は思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 2時58分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

平成27年第4回定例会に当たり、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、救急車の適正利用についてお伺いをいたします。

高齢化や核家族化が進む中で、救急出動件数が年々増加している状況であります。救急搬送された人のうち、半数以上が軽症者という状況でございます。救急本来の目的である救命率向上へ救急車の適正利用のための対策が必要であります。

その上で、救急車を呼ぶべきかどうかの判断基準となる症状を紹介する電子版の救急受診ガイドを市消防局のホームページで公開するとともに、内容も具体的かつ理解のできるよう、さらなる充実が必要であります。

また、救急隊がタブレット端末を利用して病院とリアルタイムに情報を共有する救急情報共有システムの充実も必要であります。

その観点から、①適正利用の広報と周知徹底について、②救急車の利用状況について、③救急情報の共有システムについて、④今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、イノシシ対策と電気柵の安全利用についてお伺いをいたします。

全国各地で今野生動物の生息数が増大し、農作物の被害は全国で200億円前後に上っており、

当市においても年々増加し、死活問題となっている状況下にあります。厳しい農業経営にさらに追い打ちをかける状況に、具体的な対策を講じなければならないと思います。

また、国は電気柵の使用者に対し、安全な使用管理を呼びかけております。背景には、7月に静岡県西伊豆町で感電事故による死傷者7名が出ました。事故の原因は、住民の自作による安全装置のない電気柵でありました。

農林省の緊急点検では、調査した全国約10万カ所のうち、7,090カ所で安全対策が不十分であるという結果が出ました。周知徹底、指導を継続的に、かつ繰り返し行っていくことで適切な安全対策を徹底していくことが重要であります。

①現在のイノシシ対策実施状況について、②イノシシの捕獲状況について、③電気柵の補助制度について、④電気柵の安全対策についてお伺いをいたします。

次に、地域包括システムについてお伺いをいたします。

埼玉県にある和光市では、高齢者の自立支援への取り組みを市が徹底して行っております。このことを和光市では介護予防前置主義と呼び、2002年に政策基本方針として方針を示しており、この実現のために、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）、生活の質の向上のためのマネジメントの実施と施設を極力建てないという目標を立てまして、日常生活圏域と地域密着型サービスつき高齢者住宅を整備する方針を示しました。

一般に要介護認定を受けた高齢者は、終生、介護サービスを受け続けるものと多くの地域では思われ、そのことに対して、行政は滞りなくサービスが提供されている状況をよしとしているわけですが、和光市の行政ではそうではございません。

和光市では、介護予防前置主義に基づき、要介護認定の申請時に、申請者の体、精神的な状況を詳細にアセスメントし、この内容を分析し、改善の可能性を多職が集まる会議、いわゆる地域ケア会議で詳細に議論し、これを経て、さらに期間的自立支援というサービス提供期間を限定し、その期間内での改善目標を立て、それに向かって自立支援サービスを提供するという仕組みになっております。

この結果であります、要支援から自立に改善する割合は、2007年度には64%、12年度は40%という驚異的な数値が示され、自立された高齢者の方々には卒業式が実施され、新たに自立に向けたプログラムへの移行を促すという仕組みが機能しております。

この結果、和光市の要介護・要支援認定率は9.4%であり、これは同年の全国平均18.2%の半分程度となっている状況でございます。

当市といたしまして、①高齢者の自立支援の取り組み状況について、②今後の具体的な支援策についてお伺いをいたします。

次に、若者の選挙投票率向上についてお伺いをいたします。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。若者の政治意識を高めるための施策が重要になってまいります。特に、主権者教育の認識がかなめとなり、正しい判断力を養う場も提供しなければなりません。

その観点から、①選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた政治意識を高めるための取り組みと周知徹底についてお伺いいたします。

次に、河川の整備についてお伺いをいたします。

一級河川については、地域整備及び流入河川の整備などにより排水量の増加や短時間の集中化傾向が見られ、排水能力が低下しているところがございます。このため、地域の安全性の確保や生活環境の向上を目指したきめ細かな整備が必要になってまいります。また、準用河川については、水田の圃場整備事業の関連や市街化区域の流末として整備をしなければなりません。引き続き、地域環境の変化に対応した改修や生活環境衛生の確保を目指した整備が必要であります。

また、筑波山系の水郷筑波国定公園の一角を占めております雪入山成沢地区は、県の砂防指定地域に指定されており、急傾斜地の崩壊や大雨による土砂の流出により河川の増水が予想され、部分的に危険性があるため、未然防止対策も必要になってまいります。

①河川の整備計画について、②危険箇所の調査についてお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、救急車の適正利用についてお答えいたします。

かすみがうら市が単独で消防本部の運用を開始した平成18年中の救急車出動件数は1,656件であり、昨年の救急車件数は1,789件で、比較をいたしますと134件の増加、率では8%の伸びとなっているところでございます。

このように、年々と増加をする救急車件数の対応といたしまして、適正利用が重要な課題となっているところでございます。

詳細につきましては、消防長から、次の2点目、イノシシ対策の電気柵の安全利用については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目、1番、高齢者自立支援の取り組みについてお答えをいたします。

本市の高齢者の自立支援の取り組みの現状につきましては、生活支援と介護予防を目的とした地域支援事業を中核とした事業展開を行っているところでございます。

今後の高齢者の自立支援施策につきましては、団塊の世代が75歳となります2025、平成37年度を目途に今後の地域での医療・介護のあり方として、国が示しました「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでまいります。

この「地域包括ケアシステム」におきましては、中核となるのが、本年4月の改正介護保険法の施行によりまして制度化されました新たな地域支援事業となります。新たな地域支援事業は、国が何よりも鮮明に生活支援と介護予防に局面転換を図った内容となっております。市町村独自の介護サービスや生活支援といった地域の自主性や主体性が求められております。

本市におきましても、平成29年度からの事業実施に向けまして、制度の構築に取り組んでいるところでございます。

事業の詳細及び次の2番、今後の具体的な支援策につきましては保健福祉部長から、4点目、若者の選挙投票率向上については総務部長から、5点目、河川の整備計画については土木部長か

らの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

1点目、救急車の適正利用についての1番、適正利用の広報と周知徹底についてお答えいたします。

平成18年3月、総務省消防庁から「救急需要対策に関する検討会報告書」が示されました。その内容につきましては、直ちに取り組むべき対策として、軽症利用者及び複数回利用者に対して、救急車の適正利用対策がございます。

消防本部といたしましては、迅速な処置を必要としている重症患者等の搬送に支障を来す可能性は大きいものであると考えますので、これまで行ってまいりました救急車の適正利用の普及啓発活動として、市の広報誌や救急講習会、市民が集まる催し物等における広報、救急医療週間でのパンフレットなどの配布等、今後も継続して活動を実施し、1分1秒を争う救急傷病者を迅速に搬送できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、1点目、2番、救急車の利用状況についてお答えいたします。

平成26年中の救急出動件数は1,789件で、1,707名を病院に搬送しております。出動件数は前年に比べまして、件数で30件、搬送人員で85名の増加となっております。

病院に収容した1,707名の傷病者の内訳でございますが、死亡が52名（全体の3%）、重症が149名（8.7%）、中等症が535名（31.3%）、軽症が968名（56.7%）になっております。軽症者の搬送割合が高い状況でございます。

続きまして、1点目、3番、救急情報の共有システムについてお答えいたします。

茨城県においては、一般財団法人茨城県メディカルセンターが行っている救急医療情報コントロール事業がございます。

内容につきましては、県内の医療機関・市町村から情報を収集し、各消防本部に速やかな救急搬送を行えるよう救急医療機関の応需状況を提供されております。

また、県民の方には、電話での案内やインターネットや携帯電話で当番医情報や医療機関の診察状況の情報提供を行っております。現在、事務担当者レベルの会議ですが、平成28年6月から消防指令センターの開設により、救急車に積載された機器に救急医療コントロールを導入し、情報の共有化を図ることができれば、救急搬送時間の短縮になるのではないかと県に要望しております。県担当課からのお話ですと、前向きに見直しをして検討したいと回答を受けているところでございます。

今後、高齢化の進展等により、救急需要はますます増大すると考えることから、現段階では、3次医療機関の受け入れが難しくなるため、救急医療情報システムが充実すれば、1次、2次医療機関に搬送できると考えております。

1点目、4番、今後の取り組みについてお答えいたします。

緊急性のあるけが人や急病人に対する迅速・適確な対応に支障を来すことがあってはなりません。

るので、市民の皆様にご理解をいただくため、市の広報誌やホームページに掲載するほか、さまざまなイベントや救急に関する講習会など、あらゆる機会を利用して広報活動を継続し、救急車の適正利用のさらなる普及に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目、1番、現在のイノシシ対策実施状況、及び同2番、イノシシの捕獲状況については関連がありますので、あわせてお答えをいたします。

イノシシの被害については、雪入地区を中心に被害報告がされており、有害鳥獣捕獲事業を中心とした農作物被害防止対策を実施しております。

イノシシの有害鳥獣捕獲につきましては、年4回の実施を計画しており、ことしにつきましては、既に春・夏の2回実施で、65頭を捕獲しております。また、現在3回目として秋の捕獲活動を12月21日まで実施中で、来年2月には4回目捕獲活動を予定しております。

さらに、狩猟意欲の向上を促すため、かすみがうら市在住の猟友会会員が行う狩猟期間中の狩猟区域でのイノシシ捕獲に対し、報奨金1万2000円を支給する形で、イノシシ個体数の抑制を図る対策を行っております。

続きまして、2点目、3番、電気柵の補助制度についてお答えいたします。

国の鳥獣被害防止総合対策交付金による支援の一つとして、鳥獣による農作物被害防止のための防護柵設置に伴う補助制度でございます。

同補助につきましては、地域ぐるみの被害防止を前提としており、受益戸数が3戸以上であることを基本要件とし、上限単価はありますが、自力施工であれば資材代を定額、それ以外の場合は2分の1以内での交付率となっております。

これについては、今年度、県内複数市で同補助を活用し、防護柵を設置する計画を立案、県を通じて国に補助要望をしておりましたが、結果的に全ての市が不採択となった経過があるなど、確実性のある補助制度とは言いがたい点がございます。

市としては、国の交付金支援の方向性や農作物被害状況に注視しながら、県や地元農協と連携を図り、今後も農作物被害軽減に向けた対策を検討したいと考えています。

最後に、2点目、4番、電気柵の安全策についてお答えいたします。

今年の7月、他県において鳥獣被害防止用電気柵により、7名の方が死傷するという痛ましい事故が起きました。今回の事故原因については、市販品を使用したものではなく、自家製の電気柵であり、感電防止のための適切な処置が講じられていなかった可能性があったと言われております。

当市では事故後、平成22年度鳥獣対策交付金で設置した電気柵（市販品）を対象に安全状況調査を行い、特に問題がなかったことを確認しております。

しかし、個人で購入設置されている方も含め、市内で全ての電気柵を把握することは困難なことから、8月上旬にイノシシ被害地区に対し、電気柵による感電事故の防止を促がすパンフレッ

トを回覧しております。また、両庁舎・千代田公民館に事故防止ポスターを掲示し、あわせて、J A土浦千代田支店にも同ポスターの掲示を依頼しております。

今後についても適宜、事故の防止を促がすよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員さんからの3点目、地域包括システムについての2番、今後の具体的な支援策についてのご質問に、あわせて1点目の高齢者の自立支援の取り組み状況もあわせてお答えをいたしたいと思います。

先ほどの市長答弁と一部重複する内容もございますので、ご了承をお願いいたします。

現状におけます本市の高齢者の自立支援の取り組みは、地域包括支援センターを軸に事業を展開しており、その中核となるのが生活支援と介護予防を目的とした地域支援事業となります。

地域支援事業を構成する主な事業としまして、介護になるおそれのある方を把握し、その方の状況の改善、または悪化を防ぐことを目的とした「第2次予防事業」、また一般高齢者の介護予防を目的として教室を開催する「1次予防事業」、3つ目としまして、要支援に認定された方が自立した生活を送れるよう、適切なサービスの提供のため、ケアプランの作成を行う「新予防給付ケアマネジメント事業」、4つ目としまして、虐待や成年後見人に対応した「権利擁護事業」などがございます。

今後の高齢者の自立支援の具体的な方策は、地域包括ケアシステムにおいて中核となる新たな地域支援事業となります。この事業の目的は、生活支援と介護予防であり、この点についてはこれまでの事業と同様の内容となっておりますが、事業内容は団塊の世代が75歳となる2025年（平成37年度）を見据え、施策の拡充を図るものとなっております。

その要諦を申し上げますと、1つ目に、在宅医療介護連携の推進、2つ目に、認知症施策の推進、3つ目としまして、地域ケア会議の推進、4つ目としまして、生活支援サービスの充実・強化、この4点となります。

まず、1点目の在宅医療介護連携の推進は、高齢者の方が住みなれた地域で生活が継続できるよう、医療機関、介護サービス事業者等が連携をして一体的なサービスの取り組みを目指すものとなっております。

2点目の認知症施策の推進は、高齢者の4人に1人が認知症、またはその予備群と言われており、今や誰もがかかる可能性がある身近な病気となっていることから、個人の状況に応じたサービスの提供を行う「認知症ケアパス」や認知症の初期段階から家庭訪問を行うとともに、専門医と連携をした対応と、その家族の支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置をする内容となっております。

3点目の地域ケア会議は、多様な専門職により構成される組織で、単独の専門職だけでは解決することが難しい困難事例に対応するものとなっております。

4点目の生活支援サービスの充実強化につきましては、現在、全国一律の運営基準で提供され

ております訪問介護・通所介護が、介護予防給付から地域支援事業に組み込まれたことが大きく注目されている内容となっております。具体的には、市町村が地域の実情に応じて多様な主体と連携し、サービスの提供を目指すものとなっております。この事業の注目すべき点は、要介護認定を省略して、「基本チェックリスト」と呼ばれる簡易判定により、訪問・通所サービスを受けることを可能とした点にあります。

今後の事業推進に当たりましては、長期的な視点に立ち、行政や介護事業者だけでなく、住民ボランティア等の多様な主体と連携しながら、高齢者の自立の支援に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

4点目、若者の選挙投票率向上についてお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、公職選挙法等の一部を改正する法律が平成27年6月19日に公布をされまして、来年の夏に予定されている参議院議員選挙から高校生を含めた18歳、19歳の方々も選挙権を得ることとなります。

茨城県選挙管理委員会及び茨城県明るい選挙推進協議会が発行をいたしました中学3年生向け選挙ガイドブック「18歳のわたしへ」によりますと、平成26年衆議院議員総選挙（小選挙区）における投票率につきましては、茨城県平均が55.24%であるところ、20歳から24歳につきましては29.23%、25歳から29歳につきましては34.36%となっておりまして、ご指摘のとおり、若者の投票率は伸び悩んでいる実態があるものと考えております。

本市におきましては、同選挙の投票率が全体で57.52%と茨城県平均の投票率を2.28ポイント上回ってはいるものの、年齢別投票率の集計を実施いたしました第13投票所、これは下稲吉小学校になりますが、こちらにおける投票率につきましては、20歳から24歳については22.05%、25歳から29歳については29.63%となっております。若者の投票率については、県全体の投票率よりも低迷をしている、こういった状況が見受けられるところでございます。

本年第2回定例会における古橋議員の一般質問に対してお答えをしておりますけれども、これまで本市におきましては選挙管理委員及び関係職員による市内スーパー等での啓発活動を初めとしまして、広報車による投票の呼びかけ等により投票率の向上に取り組んできたところでありますが、選挙権年齢が引き下がることによりまして、早い時期から政治や選挙に関心を持ってもらえるような取り組みがより重要になってくるものと認識をしております。

本年度の取り組みといたしましては、教育委員会、市内中学校のご協力をいただき、中学校3年生を対象に出前授業と模擬選挙を行ったところでありまして、10月15日には下稲吉中学校、10月22日には霞ヶ浦中学校、11月25日に千代田中学校において開催をいたしております。

出前授業につきましては、選挙制度や今般の法改正について講義を行いまして、その後、模擬選挙については、給食の献立を候補者と見立て、得票数が最も多かった献立を給食に反映させるというような内容で行っております。今回は、生徒たちが早い段階から選挙の仕組みや意義を学

び、体験することで選挙に対する意識を高め、将来の投票行動へつなげようという目的で実施をしたところでございます。

本市におきましては、選挙権年齢の引き下げによりまして、約800人の有権者がふえる見込みであります。広報誌やホームページの活用を初め、より若い世代に対しても政治・選挙に関心を持っていただくような取り組みを実施・検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

5点目、1番、河川の整備計画でございますが、本市が管理する準用河川については改修が完了し、現在は県が管理する恋瀬川において改修事業が行われ、計画的な改修及び整備を進めているところでございます。

また、石岡市と進めてございます「石岡・かすみがうら河川広域道路整備促進協議会」では、恋瀬川にかかる五輪堂橋上流において、今年の台風18号による大規模な浸水被害を受け、県に対して早急に事業区間の延伸を強く要望することといたしております。

本市の計画といたしましては、今後、全国的に短時間の集中豪雨が増加している現状を踏まえ、稲吉地区の冠水被害拡大も想定されることから、雨水排水計画を策定するに当たり、現況の排水系統である逆川・菱木川につきまして、流下能力の正確な値等、現地の実態を詳細に調査いたしまして、河川状況や地域の特性に応じた河川の拡幅など、調査結果に基づいた適切な対策を講じてまいりたいと考えてございます。

次に、2点目、危険箇所の調査についてお答えをいたします。

台風による大雨の影響で河川が越水し、道路等の冠水被害箇所につきましては、千代田庁舎下の天の川、霞ヶ浦地区一の瀬川など、7カ所把握をしております。

県土浦土木事務所河川課においては、逆川と天王川の合流箇所の調査測量、高倉伝馬地区の総合治水を踏まえた計画を早期に策定し、浸水想定区域図作成のための測量調査に着手をすることとなっております。

市管理の河川につきましては、大雨や洪水、地震に対し、河川構造物の耐震・耐久性の確保が重要であると考えてございますが、今後、現地の実態を詳細に把握いたしまして、必要に応じて適切な対策を講じ、災害の未然防止に努めてまいりたいと考えてございます。

また、大雨洪水警報発令時や災害発生時には、職員が現地に駆けつけ、通行止め措置をとるなど、原因を調査し、関係機関、担当部署と協議を行い、応急対策に当たってございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、救急車の適正利用について、具体的に答弁いただきましたので、かなめとなるのは、やはり救命率の向上にいかにか徹していくかということが一番のかなめになるかと思ひますし、軽症者でも救急車を必要でない方でも要請をしていることが、私も何件か伺っておりますので、やはりそういうことがないように、1分1秒を争うそういう命を救うための救急車でありますので、その啓発運動も含めて、消防本部含めて、どうか周知徹底をしていただいで、適正な利用をしていただくように努めていただきたいと、これは要望として申し上げます。

続いて、イノシシ対策と電気柵の安全利用についてなんですけど、まず、第1点目に、イノシシの特に上佐谷、それから志筑地区、下佐谷の一部の地区、そういう中で、やはりイノシシの被害が毎年拡大している状況下の中で、この被害状況及び聞きとり調査等は、現場で実際に実施しているのかどうか、その辺を伺います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

実際のところ、捕獲等が行われた場合に、そういう中での聞き取りということで、改めてその地域に入っの聞き取り等は今現在行っておりません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

やはり現場の状況、そして農家の方がいかに大変な状況下に置かれているかという現場の状況を把握するのがやはり行政の私は責任ではないかと思ひます。

そういう中で、今のイノシシの鳥獣捕獲について、既に2回実施して、今、3回目に間もなく入るわけですけれども、2回でもって65頭を捕獲したということですが、イノシシはやはり繁殖力が非常に高い状況でありまして、年2回出産するという話も伺っておりまして、捕獲する頭数よりも繁殖している数がかかなりまきっているというそういう状況下にあるかと思うんです。

既に、人里というか人家のほうにも、私の自宅のほうには昨年からはあらわれまして、27年度からは毎晩のように4頭から5頭が屋敷内を駆け回っている、そういう状況の中、そして、それだけならまだいいんですが、この近隣の梨とか柿とか、野菜類、芋類、雑食でありますから全てのものを食べてしまう。そういう状況下で、今、農家の人が経営が大変な状況下の中にあっ、やはりこれは深刻な現実の問題なんですね。

だから、地域の人、また近隣の方、農家の方からもたくさんの要望なり現状を伺ったときに、私は、すぐに被害状況も直接私の目で確かめ、そして、やはり何とか対策を講じなくてはならないというふうに感じてずっとおりまして、今回、さらに何とかしていただきたいという強い強い要請がございました。

そういうことで、何としてもこのイノシシ対策に力を入れていかなかったら、大変な状況下になるということで、国のほうの補助は3戸と一緒に電気柵を設置しなければ補助が出ないという、そういう非常に難しい補助制度になっておりますけれども、やはりこれだけ深刻な問題でありますから、市としての独自の補助制度も確立していかなければならないと思ひます。

大規模農家は既にもう設置を済んでおる方が大半でありますけれども、なかなか経済的にも設置したくてもできない方もたくさんおります。そのためにも、この電気柵の市独自の補助制度の確立をお願いしたいと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

イノシシが大変な被害を及ぼしている状況につきましては、私もいろんなところから聞き及んでいるところでございます。

補助につきましても、この場では申し上げられませんが、少し研究をさせていただきまして、検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ぜひとも新年度の中に、若干予算づけもお願いをしたいと思ひます。

できれば国の制度に適合したそういう対応を現場でするのが本来だと思いますが、なかなか3戸まとまるというのは難しいところもございまして、1戸でも補助が、国は2分の1という状況であります。それよりも若干下回ってもやむを得ないのかなというような思ひはありますけれども、何らか、市でもって手だてをしてくれたという、そういう誠意を示すことが私は大事なのかなというように思ひますので、どうか、いろいろな予算面で支障を来さない範囲の中での協議・検討をお願いしたいと、これは要望として申し上げておきます。

それから、捕獲用のおりなんですけれども、今現在、何カ所設置してありますか。また、これからの捕獲用のおりは、新たに増設する予定、計画というのはどうなっていますでしょうか。再度確認したいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

わなについては、固定式、移動式わな、また、くくりわなとありますけれども、くくりわなについてはちょっとデータがないものですが、固定わなについては10基、あと、移動式箱わなについては22基ということでございます。

今後の予定ということでございますけれども、年次計画をしていきまして、まず10基というようなことでその計画に沿った10基ができたということがまず1つでございます。

また、その中で、あとは予算折衝の中で、ちょっと確認をしてみたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

もう一点、要望をお願いしたいと思いますが、やはり今、猟友会が主体となってイノシシの捕獲をして、ボランティア精神でもって一生懸命に捕獲に当たっているわけですが、これは並々ならぬ大変なご苦勞をかけていることに対して、私は敬意を表しているわけですが、やはり猟友会も高齢化になっておまして、毎年猟友会のメンバーも少なくなっているというような現状の中で、やはり猟友会に少しでも負担をかけないような行政の対応、それが必要なのかなと思ひまして、できれば少しでも猟友会の予算の増額を新年度の中でどれだけ増額できるかわかりませんが、そういう中でどうか対応も、これは要望としてお願いをしておきたいと思ひます。

それから、電気柵の事故の件ですが、これはやはり正規の電気柵ではなくて、家庭用の電源からとって、それを電気柵に回したという、これは非常に恐ろしい実態だったわけですね。かすみがうら市ではそのような実態はなかったというような報告でしたけれども、全国では、やはり10万カ所調査をして7,000からの危険箇所が発覚したというような状況もありますので、どうか特に個人で設置した方、補助制度を利用して設置した方はほとんど市販の電気柵を利用していると思ひますが、個人で設置した人もこの安全対策がどうなっているのかという部分も含めて、再度、万全を期していただいて無事故をお願いしたいと思ひます。やはりちょっとしたところから、大きな事故につながってまいりますので、そういう認識の徹底が私は大事だと思いますので、環境経済部のほうでよろしくをお願いをしたいと思います。これは要望としてお願いをしておきます。

次に、3番目として、地域包括システムについて、これは部長のほうから非常にわかりやすい今後の対応策も含めて、具体的な説明がありましたので、私のほうからは本当に部長が真剣になって、向き合っていて取り組んでくださっていることに対して、私は本当にうれしく思っております。

そういう中で、やはりこの市町村独自のこの介護サービス、それから生活指針といった地域の独自性、それから主体性というのが特に今回大事になってまいりますので、かすみがうら市としてのこの地域性も配慮した中でのこの支援事業というのは大事になってくるかと思ひます。やはり市の特色を生かしたこの包括システムの確立というのが大事だと思うんです。

やはり、この事業の目的というのは、生活支援と介護予防が主体になってまいりますけれども、そういう中で先ほど部長のほうからも話がありましたように、今後の高齢者の自立支援のこの具体的な方策の中で、この地域包括ケアシステムに中核という部分で、今回、新たな地域支援事業になるわけです。そういう中で、特にこの4点、4点を具体化して再度取り組んでいただきたいと思ひます。これ、要望としてお願いしたいんですが、この在宅医療介護連携の推進が第1点目、それから認知症施策の推進、それから地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実、強化、この4点がこの要諦になると思ひますので、この件について、さらに具体的な積み上げ、組み立てをお願いしたいと思ひます。

非常に国の方針に従っての計画を今、部長もしておまして、そういう中で、本当にきめ細かなシステムが私はできるんじゃないかというふうに期待をしているところでございますので、どうか部長、課長も真剣になって取り組んでくださっておりますので、そのことに対しては、本当に私は敬意を表したいと思っております。本当にありがとうございます。

それから、若者の選挙権、18歳の選挙制度に対して、この18歳選挙権制度というのは、世界で

約87%の国が今、実施をしているわけです。しかしながら、各国ともいろんな情報でもって調べますと、やはり18歳選挙権を実際に制度をすぐになかなか実現できなかったということもあるらしいんですが、やはりこの18歳の方に、例えばイギリスの例をとりますと、イギリスはこの制度を導入する前から、中学生に対して授業の中で政治学習という形で、政治に対する認識というものを高めていったという話もデータの中にありますけれども、そのようにいろいろな形で工夫をしていると思うんですね。

だから、これは要望として申し上げたいんですが、やはり中学校の政治学習の中で、あくまでも中立を保つということが前提ですよ。学校現場での主権者教育を私は行う必要があるんじゃないかなと思うんです。主権者教育ということ、主権者とはどういうことなのかという部分を具体的にやはりその中で教えていく、そういう教育も私は大事なんじゃないかなと思います。

さらに、社会参画の力をやはり育むことができるように、この意識の高揚も私は大事になってくるかなと思いますので、どうかそういう中学校の現場でもそういうふうな努力、工夫をして、少しでも政治に関心を持っていただくような教育も必要だと思いますので、これは要望として申し上げます。

それから、最後に、河川の整備についてですけれども、さっき部長が話された具体的な話がありましたけれども、やはり流入する河川も含めた危険箇所調査も再度お願いしたいと思うんですが、これは流入する川で狭いところも含めてなんですけれども、やはり崩れやすい斜面のところとか、また、ひび割れしているところもありますよね。

それから、越水しやすい、さっき話した7カ所、これについても、私も大雨のときに朝早く行って、一番大変な状況の中で写真をとらせていただきましたけれども、私の把握しているところでは11カ所だったんですね。部長が把握した中では7カ所ということだったんですが、そういう中で一番大変ひどい状況の中で私は写真をとりましたんで、やはりそういうことも検証していただいて、越水しやすい場所とか、また大雨のたびに冠水するところとかに関しては、検証をしていただいて何らかの対策を講じていただきたいと思います。

やはり今回の常総市の鬼怒川の被害においても、以前から指摘されていた箇所が越水を起こし氾濫を起こしてしまったという、これは国の責任も問われる問題かと思えますけれども、それがもう取り返しのつかない大きなこの被害を出してしまったという結果に至ったわけです。これは1つの教訓といたしまして、やはり想定していないところに災害がある、油断をしているところに災害があると、そういう認識のもとに、私たちも行政も一丸となって、広域連携も含めて具体的な協議、そしていろいろな対策を講じていく中で、市民の安心、安全を守っていく、そういう対応をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日12月4日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会をいたします。
ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時50分

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第4号

平成27年12月4日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
副 市 長	横 瀬 典 生 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第4号

日程第 1 一般質問

- (1) 田 谷 文 子 議員
- (2) 設 楽 健 夫 議員

(3) 来 栖 丈 治 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 田 谷 文 子 議員
- (2) 設 楽 健 夫 議員
- (3) 来 栖 丈 治 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	田谷文子	1. 義務教育学校の制度化に伴う本市の進むべき方向・計画について
		2. 千代田地区4小学校統廃合計画実施に伴う影響について
		3. 広報活動の推進による市民に対する情報提供の円滑化について
		4. 女性の活躍推進法施行（H28. 4. 1）を踏まえた今後の行動計画について
(2)	設楽健夫	1. 市民の権利として、特別職政治倫理条例の制定を求めて
		2. 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）H26. 3と地域ケアシステム推進事業について
		3. 公共施設の統廃合・使用料金値上げ、霞ヶ浦地区公民館閉鎖は「千代田地区小学校統合」まで「休止・モラトリアム」、バランスある行政を求める。
		4. 「公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画に関する調査研究報告 H26. 3の検証と総合計画について」の再検討を求める件について
		5. 世界湖沼会議、国体、オリンピックへの市長の抱負と取り組み準備について（求められる漁協・JA、近隣市との共同の取り組み）
(3)	来栖丈治	1. 急傾斜地崩壊危険個所と水防の現状、今後の対策について
		2. ごみの減量化とリサイクルの現状、今後の推進について
		3. 霞ヶ浦地区の統廃合後小学校登下校の安全と学習支援について
		4. 下大津公民館の廃館と廃校後の学校跡地活用について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

よって、市政以外に対する質問は認められないので注意し、また法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましても、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問の前に、昨日の佐藤議員の答弁について市民部長から発言の訂正をしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

昨日開催されました佐藤議員の一般質問の中で、答弁の金額に間違いがありましたので、訂正の上、おわびを申し上げます。

訂正させていただきたい答弁につきましては、3点目、国民健康保険について、保険料の賦課にかかる介護分を除く保険料の均等割分について、3万円のところ3万2000円と答弁してしまいました。訂正をお願いしたいと思います。まことに申しわけありませんでした。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。

平成27年第4回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ことしも師走を迎えました。慌ただしい年の瀬を迎えることとなります。そしてまた、新しい年を迎えることができます。この冬は、大規模エルニーニョ現象により6年ぶりの暖冬となる見込みでございます。どおりでことしは秋が長く感じておりますし、また私も秋を楽しんでおります。

一方で、本州の南岸を発達しながら進む南岸低気圧が発生しやすく、太平洋側での雨や雪に注意が必要でもあるようで、そのような予報も出ておるようでございます。

先ごろ安倍首相が一億総活躍社会に向けた緊急対策に掲げたのは、皆様方ご存じのとおりでございます。アベノミクスの新3本の矢は、出生率1.8、介護離職ゼロ、名目国民総生産（GDP）が600兆円の実現を明示しております。掲げられている新3本の矢は、いずれも密接に関連して

おりますが、出生率の引き上げ目標が考え方の軸であってほしい、また、そうでなければならぬだろうと思うところでございます。

一億総活躍社会は、国民全員参加による社会全体の活力を引き出そうという目標を力強く掲げたものと受けとっております。とりわけ、女性の地位向上、労働環境の整備、子育てと家族支援、出生率の上昇には、女性が働きやすい、そのような環境を整備してほしいものと、女性の私が本当に切に切に切望するところでございます。

それでは、本題に入らせていただきます。

9月議会においても義務教育学校の制度化の創設に伴う小中一貫校に関する本市の基本方針・計画について質問をさせていただきましたが、いよいよ来年4月には、義務教育学校、いわゆる小中一貫教育制度施行の運びとなります。また、小中一貫校の取り組みの実施、もしくは計画している自治体が年々多くなっている状況、さらには周辺自治体の取り組み状況が進展している中であって、私の9月議会での答弁は、近隣市町村の動向、小中一貫校のメリット・デメリットなどを考慮し、本市の小中一貫教育のあり方について検討していきたいとの答弁に終わっております。具体的な方針が示されないまま今日に至っている状況にあります。こうした本市の煮え切らない後ろ向きともとれる行政に対し、多くの市民の皆さんは怒りと不信感を持っておられます。この膠着した状況を一日も早く脱し、市民の皆さんが安心して子どもたちを学校に送り出すことができるよう、再度質問をすることにした次第でございます。

それでは、1点目として、義務教育学校の制度化に伴う本市の進むべき方向・計画について、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、1点目、制度の目的・効果を踏まえた本市の教育方針・具体的行動計画についてでございますが、文部科学省が小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律についての通知の中で、「今回の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育学校の制度を創設するものとしております」。また、目的、効果について示されていることは、小・中学校教職員が義務教育9年間の教育活動を理解することで、9年間の系統性を確保し、教育基本法、学校教育法に新たに規定された義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等をよりよく整えるようにしていくことは、全ての小中連携、一貫教育に共通する基本的な目的としていることでもあります。

さらに、小中一貫教育の効果については、文部科学省の調査によれば、「既に小中一貫校として進めている市町村においては、ほぼ全ての市町村において効果が認められており、中学生の不登校出現率の減少、学力調査における平均回答率の上昇、生徒や教職員の規範意識の向上、異年齢の集団活動での自尊感情の高まり、教職員の児童生徒の理解や指導方法改善意識の高まり等、意識面の変化などの成果が得られていること。今後は、そうした成果を一貫教育に取り組む他の学校、市町村においても普及していく観点から一貫教育の効果検証のあり方、評価指標について国において検討することが必要である」としております。

さらに、法第38条において、「市区町村は、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもって、小学校及び中学校の設置に代えることができる」としております。また、義務教育学校の設置のあり方の中で、地域とともにある学校づくりの観点から、「小中一貫教育の導入に当たっては、学校関係者・保護者・地域住民との間において、新たな学校づくりに

関する方向性や方針を共有し、理解と協力を得ながら進めていくことが重要である」としております。これは、方針決定後において、地域の中に入って十分な説明・協議を行い、地域住民のコンセンサスを得るための時間と努力が必要であるということを示しているものと思います。

さらに、小中一貫教育の創設制度化は、全国的に見て、極めて多様であること。特に、学習面の向上以外の効果として、少子化の進行と相まって、児童数の急激な減少や地域コミュニティの弱体化、核家族化による人間関係の固定化しやすい中、児童生徒が多様な教職員、児童生徒とかわる機会をふやすことで、小学生の中学校進学に対する不安感を軽減する目的とする事例が、典型的な事例として示されております。この典型的な事例は、本市の千代田中地区への導入目的には願ったりかなったりの事例と思われる。

以上、今まで述べてきた状況を十分に念頭に置いていただき、質問に移りたいと思います。

さて、前回9月議会の答弁でいただきました答弁内容については、国（文部科学省）が示している一貫教育の内容との整合性について疑念が生じておりますことから、9月の答弁内容について順次質問をさせていただきます。

まず、本市の小中一貫教育の基本方針に対する教育長の答弁の中で、「近隣市町村の動向、設置形態及び小中一貫のメリットやデメリットなども考慮し、本市における小中一貫教育のあり方について検討していきたいと考えております」との考えが示されました。

さて、近隣市町村とは、具体的にどの自治体を差しているのでしょうか。土浦市は既に新治地区内に小中一貫校を設置している盛りですし、つくば市は全市が小中一貫校として今既に回っておるところですので、既に実施の決定を行っておる2つの市のことではないはずですね。

また、メリットやデメリットについてですが、さきの9月議会の答弁では、メリットは2つあり、1つは、中1ギャップの軽減、もう一つは、不登校生徒の減少を挙げておりましたが、文部科学省の調査によれば、そのほかにも多くのメリットが挙げられていることはご存じだと思います。9月議会で取り上げていただいておりますので、今回あえて申し上げたいと思います。

1点目は、既に小中一貫教育に取り組んでいるほぼ全ての市町村において効果が認められております。1つに、学力調査における平均回答率の上昇、2つに、生徒や教職員の規範意識の向上、3つに、異年齢集団活動での自尊感情の高まり、教職員の児童生徒の理解や指導方法改善意識の高まり等、意識面の変化等の成果が得られていることは、どの報告にもそのような報告がされております。答弁では、学力向上については、今のところまだはっきりと向上したとは明確に言える段階ではないとのことでしたが、この食い違いについては、どのようなご説明がいただけるのでしょうか。

2点目としては、実際に携わった関係者に伺ったとのことでしたが、どのような方にお聞きしたのですか。また、文部科学省が掲載している内容（小中連携、一貫教育の推進：平成24年9月掲載）については、どのように理解しているのでしょうか、あわせてお伺いいたします。

3点目として、デメリットについてですが、先生方の負担増を挙げられておりましたが、児童生徒の健やかな育成、成長が第1であり、先生方の負担増については、小中一貫教育を実施する方針を決定し、その中の課題として負担軽減の対策を別に検討することが必要であり、小中一貫教育推進を図る上での判断としては、事後の課題とすべきではないでしょうか。教育長の考えを

お聞かせ願います。

次に、2点目として、千代田中地区4小学校統廃合実施計画と千代田中との連携について質問させていただきます。

小中一貫教育については、本来、統廃合とは別問題であるとは思いますが、この時期に至っては、地方財政状況や千代田中地区の小中学校の適正規模化の観点を初め、適正規模条件については4小学校及び千代田中学校どちらも満たしていない状況下にあることを考えると、同時並行で考えなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。

また、9月議会での質問の中で、4小学校の統廃合をどのように考えていますかとの質問に対し、市民の合意形成が図られていないから早急に統廃合を進めたくてもできない状況にある旨の答弁がありました。この合意形成が図られていないと判断する根拠は、何を持って、そのような答弁をいただいたのでしょうか、非常に疑問に思います。アンケートもとっていないのではないですか。加えて、今後、地域の住民の方々の方々の合意形成を図るために、どのような方策を考えておられますか、あわせて教育長の考えをお伺いいたします。

次に、市長答弁の中で、統廃合の方向性については、統合委員会等でも検討し、早急に結論を出す必要性の考えが示されましたが、具体的な手順、日程について、計画は定まりましたでしょうか、市長に答弁をいただきたいと思います。

次に、来年4月には、いよいよ霞ヶ浦中地区の小学校が統合され、開校の運びとなります。一方、千代田中地区の統廃合は、統廃合の計画が実施されず、進展のないまま来年4月を迎えることとなります。この千代田中地区の統廃合計画が実施できないことについては、市民の合意形成ができていないからとの9月議会での答弁でしたが、これまで統廃合に向けての期間、市民に対して、しかるべき説明や合意形成に向けてのどのような手続を行ってきたのでしょうか。いずれにいたしましても、行政側に大きな責任があるのではないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

次に、2点目として、千代田地区内の千代田中地区4小学校統廃合計画実施の遅延に伴う影響について、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1つ目として、既存小学校のエアコン設置整備経費については、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校の空調設備（エアコン）工事費用総額4342万5720円、設置委託料が1000万円と伺っておりますが、学校ごとの工事費及び整備費工事内容等、確認の意味でもう一度答弁をお願いいたします。また、統廃合計画により、廃校予定小学校にあえてエアコン設置することとなった経緯についても答弁を願います。

次に、2つ目として、新治小学校、上佐谷小学校の校舎耐震補修工事の経費については、総額5584万6800円と伺っておりますが、廃校予定の上佐谷小学校、新治小学校の2つの小学校の耐震工事を実施することとなった経緯及び工事経費について、学校ごとの工事費及び整備費工事内容について、確認の意味でもう一度答弁をお願いいたします。

次に、小中一貫教育の取り組みが行われている自治体が全国的に多くなってきている状況の中、平成28年度より、小中一貫教育が義務教育学校として制度化され、小中一貫教育が大きな潮流となりつつあります。このような状況下にあつて、本市の小中連携、一貫教育の推進に対する事業の進捗状況を考えますと、近隣自治体におくれをとってしまうのではないかと危惧を抱かざるを得ないところです。本市にあつては、今後のよりよい教育環境の整備推進に向けて一致団結

して強力に推し進めていくことが求められており、そうしなければとの思いを強く感じているところでございます。

そこで、3つ目の小中学校連携、小中一貫教育の推進の遅延の影響について教育長より答弁をお願いいたします。

次に、4番目として、公共施設等の総合計画の推進の遅延についてですが、4小学校統廃合の遅延により、公共施設等の総合管理計画の推進を図る上で、廃校となる校舎や校庭等の跡地利用について、地域住民との協議、検討、合意形成等のさまざまな手続が必要となることと思います。方針・計画・実行に対する判断のおくれにより、ますます時間は刻々となくなってきております。この4小学校統廃合計画の実施遅延による公共施設等の総合計画の推進にどのような影響を及ぼしているか、現在の心境、考え方を市長より答弁願います。

次に、5番目として、千代田地区と霞ヶ浦地区との歩調の乱れによる一体的なまちづくりの遅延についてですが、霞ヶ浦地区において、平成28年度4月には、小学校の統廃合が完了し、中学校・小学校全ての統廃合が完了いたします。一方、千代田地区は、今後の方針も示されないまま、何ら進展がありません。この歩調の乱れによる影響は、合併して10年が過ぎた今、一体的なまちづくりに大きな影響を及ぼすものと思われませんが、どのような見解をお持ちでしょうか、市長より答弁をお願いいたします。

次に、大きな3番として、広報活動の推進による市民に対する情報提供の円滑化についてお伺いいたします。

広報誌を初めホームページの掲示板による広報活動は、行政活動や市民の生涯活動を行う上で貴重な情報を得る有効な手段であることは、皆さんご存じのとおりでございます。こうした貴重な情報については、ホームページの更新や広報誌の配布が適切な手順・管理体制のもと、迅速に行われてこそ有効に機能いたします。そこで、これらの情報提供について、確認の意味を含めまして答弁をお願いいたします。

まず、1つ目のホームページの更新の管理体制及び手順についてですが、例月の各種事業をホームページに掲載するに当たり、各担当課において、どのようなサイクル・手順・方法で行われ、最終的にどこの部署がコントロール・確認しているのか答弁願います。

次に、2つ目として、広報誌の編集・発行・配達・配布（回覧）等の手順及び方法についてお伺いいたします。広報誌については、毎月1回以上発行されておりますが、編集から配布までの手順及び方法についてお伺いいたします。また、発行日から市民に配布されるまでに標準的にどの程度の日数を必要としているか把握していればお伺いいたします。加えて、合併して10年以上経過している中、千代田地区と霞ヶ浦地区の配布方法が異なっており、その理由は特別なものがあるのでしょうか。霞ヶ浦地区については、シルバー人材センターに配布を委託しているということですが、千代田地区は、職員数が不足している中、そういう中にも職員が配布しているのでしょうか。シルバー人材センターへの委託の考えはおありでしょうか。答弁をお願いいたします。

次に、4番目として、女性の活躍推進法施行（平成28年4月1日）を踏まえた今後の行動計画について、9月議会においても冒頭でお話しをさせていただきましたが、日本におきましては、女性の活躍の場の広がりはまだまだの状況の中、ことし8月に念願でありました女性の活躍推進法が創設され、来年4月より施行する運びとなりました。2014年度時点では、米国では43.7%、

欧州では34.2%の女性が管理職や役員として活躍しておられます。日本においては、11%台にとどまっており、諸外国に比べ極めて低い水準になっております。今後、少子高齢化と人口減少が急速に進行する中、女性の活躍の場と女性独自のマネジメント、ひらめき、また気づき等の能力を適正に承認・登用できる体制づくりが求められているものと思われまます。

去る12月1日の記者会見で河野太郎国家公務員制度担当相は、中央省庁の課長・室長級以上に占める女性の割合がことし7月1日現在で3.5%、人数にして330人だったと発表しました。前年9月と比べて0.2ポイントふえましたが、政府が第3次男女共同参画基本計画で定めた「2015年度末に5%程度」との目標には達していません。国の地方機関の課長や中央省庁の課長補佐級以上の女性の割合が6.2%で、こちらも目標の「15年度末に10%程度」には届かないわけです。河野太郎氏は、「第2次安倍政権がスタートしてから飛躍的に伸びてはいるが、息長くやっていくしかない」と述べました。

参考までに述べさせていただきますと、14年度中に育児休業をとった男性の国家公務員は3.1%。政府は20年までに13%にする目標を掲げております。この辺もかすみがうら市はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

そこで、この法律施行を受けまして、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目の本市の女性職員数及び管理職の全職員に占める割合並びに女性登用の課題について。

2点目として、行動計画の策定についての考え、計画について（女性の活躍状況の把握・課題・改善すべき事項についての分析等）お伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、義務教育学校制度化に伴う本市の進むべき方向・計画につきましては教育長から、次に、2点目1番、エアコン設置整備経費、2番、新治小・上佐谷小耐震工事経費については教育部長から、次に、3番、小中連携一貫教育の推進の遅延については教育長からの答弁とさせていただきます。

次の4番、公共施設等総合管理計画の推進の遅延についてお答えをいたします。

ご質問いただきました公共施設等総合管理計画につきましては、本市では、公共施設等マネジメント基本計画として、本年3月に策定したものでございます。この中で、学校施設については、小中学校適正規模化実行計画の推進による施設環境や教育環境の改善を方向性としております。そのために、まずは、このことを最優先に取り組むことが、総合管理計画における位置づけであるというふうに考えております。

また、総合管理計画の期間といたしましては、今後30年間を見通して、当面10年間に取り組む基本的な方向性を取りまとめたものでございますので、現段階におきまして、総合管理計画が遅

延しているという認識はございません。

次に、5番、一体的なまちづくりの遅延については教育長から、次に3点目、広報活動の推進による市民に対する情報提供の円滑化については市長公室長及び総務部長から、次に4点目1番、女性職員の状況と登用の課題等については副市長から、2番、行動計画については総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

[副市長 横瀬典生君登壇]

○副市長（横瀬典生君）

それでは、お答えをいたします。

4点目の女性の活躍推進法施行を踏まえた今後の行動計画についてでございます。

女性の職業生活におけます活躍の推進に関する法律は、平成27年9月4日に公布・施行されました。この法律では、「豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。」とされております。そのため、1つ目として、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること。2つ目として、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。3つ目として、女性の職業と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきことの3点を基本原則とし、女性の職業生活における躍進を推進するとされています。

この法律の中で、政府は基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を定めなければならないとされています。また、市町村は、基本方針及び都道府県推進計画を勘案して、区域内での女性職業における活躍の推進に関する施策について計画を定めるよう求められています。

さて、具体的な質問4の2でございますが、本市の女性の職員数及び管理職の全職員に占める割合並びに女性登用の課題についてをお答え申し上げます。

平成27年4月1日現在の女性職員は134人です。そのうち課長補佐以上の管理職の女性職員数は7人で、全職員420人に占める割合は1.7%、全管理職114人に占める割合は6.1%でございます。

一方、男性の管理職は107人で、全職員420人に占める割合は25.5%、全管理職114人に占める割合は93.9%でございます。

本市では、課長補佐及び係長については、平成23年度に昇任試験実施要綱を定め、課長補佐昇任試験、係長昇任試験を実施しております。女性の課長補佐級職員や係長級職員は31人です。しかし、部長級及び課長級の女性職員はおりません。

女性登用の課題については、かすみがうら市第2次男女共同参画計画に基づきまして、男女共同参画社会の実現のためには、男性職員の育児休業取得促進や女性職員の管理職登用など、行政から意識をかえていく必要があり、あらゆる施策に対して多くの意見、さまざまな視点を反映していくため、市職員の男女共同参画意識の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

まず初めに、田谷議員の本市教育に対する熱い思いに対しまして、敬意と感謝を申し上げます。それでは、1点目1番、義務教育制度の目的・効果を踏まえた本市の教育方針・具体的行動計画についてのご質問にお答えいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることになり、自治体の判断で設置が可能となりました。これまでの小中一貫教育では、子どものつまずきの原因の一つである中1ギャップの解消が期待されており、文部科学省の調査によると、小中一貫教育を行っているほとんどの市町村で中1ギャップ解消などに成果があったと高く評価されております。

一方、小中学校の教員免許の問題や施設一体型では、時間割や日課の工夫、施設の使用時間を調整する必要があることや、施設分離型でも小中学校の交流を図る際の移動時間、移動手段の確保の問題など課題も見受けられるのも事実であります。

小中一貫教育については、これまでも申しておりますが、全国的に注目されふえてきているのが現状であり、近隣市町村でも、つくば市が平成24年度から、土浦市でも平成30年度には小中一貫教育完全実施を目指している状況であります。長期的視点に立った中で本市における小中一貫教育のあり方を考えていきたいと思っております。

1点目2番、千代田中地区4小学校統廃合実施計画と千代田中との連携についてお答えいたします。

本市では、児童生徒に対するよりよい教育環境をつくるため、平成25年3月にかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画を策定しました。この計画により適正規模化が進むと、クラスがえが可能な学級数になり、より大きな集団生活を通して、協調性や社会性を養うことができ、社会人集団への適応力や自立心を育むことなどが期待できます。

千代田中学校区の4校においては、統合校の位置について合意が得られないことから、統合委員会が一時休止となっております。子どもたちのためにも適正な規模での教育が望ましいと考えておりますので、地域や保護者の皆さんの意見をお聞きする機会を設けるなどしながら、地域の皆さんの統合に対する意識の醸成を進めてまいりたいと考えております。

また、千代田中との連携につきましては、千代田中学校区の小学校では、現在も社会科見学や宿泊学習などの小学校同士の連携を図り、教育成果を上げる工夫に努めていただいております。さらに千代田中学校と小学校で連携した事業にも取り組んでいる状況であります。小中一貫教育として計画していくかどうかは、現段階では、これまでもお答えしておりますように、霞ヶ浦中学校区、下稲吉中学校区も含めて、市全体での方針の中で位置づける必要があると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

続きまして、2点目5番、千代田地区と霞ヶ浦地区との歩調の乱れによる一体的なまちづくりの遅延についてお答えいたします。

小中学校の統合につきましては、ご指摘のように千代田地区は統合の協議が休止となり、霞ヶ

浦地区では計画のとおり平成28年4月に統合を迎えることになりましたが、この総意は、それぞれの地域の皆さんのご意見を尊重させていただいた結果であると思います。

霞ヶ浦地区では、これまで地域のシンボリック的存在であった小学校がなくなり、大変寂しい思いをされている方も多くいらっしゃると思いますが、新しくスタートする小学校を地域の皆さんに協力していただいて、素晴らしい学校をつくっていくように努めてまいりたいと考えております。

また、千代田地区では、統合校の位置の問題で4小学校の統合が休止している状況ですが、保護者の皆さんや地域の皆さんも、小学校の統合により適正規模化を進めることについては、基本的に了承していただいているものと認識しております。

今後、地域コミュニティのあり方などの視点から議論を進めることなども検討しながら、なるべく早い段階で地域の皆さんのご理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

答弁漏れがあります。

教育長。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

大変失礼いたしました。申しわけありません。

2点目3番、小中連携一貫教育の推進の遅延についてのご質問にお答えいたします。

小中連携につきましては、9年間を見通した系統的連続性のある学習指導を行うため、小小連携とともに学校間の交流を推進してきたところですが、小中一貫教育につきましては、これまでもお答えしておりますように、市としての方針を定めていない状況であります。

1点目のご質問でありましたように、国でも義務教育学校を制度化するなど、小中一貫教育が推進されているところですが、小中一貫教育の導入に当たっては、その地域に合った制度となるよう慎重に検討する必要があると思いますので、他自治体の動向も参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

大変申しわけありませんでした。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、まず2点目1番、既存小学校のエアコン設置整備経費につきましてのご質問にお答えをいたします。

エアコンを整備することになりました経緯につきましては、現在、千代田地区小学校統合協議が休止状態となっておりますことから、教育環境の公平性、児童の健康管理を考慮し、未整備であります新治、七会、上佐谷小学校に空調設備を整備することとしたものでございます。

議員ご指摘の小中学校適正規模化実施計画との関連でございますが、廃校を見据え、再利用可能なつり下げタイプを選択した上で、9月議会の補正予算に計上させていただきました。10月26

日に入札を行いまして、現在、全ての工事請負契約の締結がなされたところでございます。

整備をします教室については、各学校とも普通教室、特別支援教室、コンピューター室でございます。工事内訳につきましては、新治小学校が1512万円、上佐谷小学校1369万4400円、七会小学校が1461万1320円でございます。議員がおっしゃるように総額4342万5720円となっております。また、設計費につきましては、新治小学校が178万2000円、上佐谷小学校が174万9600円、七会小学校が203万400円で、総額は556万2000円でございます。設計費、工事費を合わせた3校の総額としましては4898万7720円となっております。

なお、工事期間につきましては、3校とも平成28年2月29日までとしております。

続きまして、2点目2番、2小学校耐震工事経費につきましてお答えいたします。

学校施設の耐震化につきましては、これまで27年度末までに耐震化率100%を目標としてきましたことから、空調設備と同様に耐震化未整備でありました新治小及び上佐谷小学校の耐震化工事を実施したものでございます。

なお、工事費内訳につきましては、新治小学校が2684万8800円、上佐谷小学校が2899万8000円となっております。議員がおっしゃるように総額で5584万6800円でございます。

工事は耐震補強判定会議によって指摘を受けました箇所の改修を行ったものでございます。内容について申し上げます。まず、新治小学校は建物を補強します耐震ブレースを3カ所、柱の剪断破壊を防止するための構造スリットを2カ所に整備いたしました。一方、上佐谷小学校では、構造スリット17カ所、屋根にかかる笠木部分の改修、屋上受水槽の改修を行いました。ちなみに、耐震ブレースについては指摘を受けてございません。工事は10月30日付で両校とも完了しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、3点目1番、ホームページの更新の管理体制及び手順についてお答えをいたします。

ホームページにつきましては、ご承知のとおり市の情報発信という大きな目的から、本年7月にリニューアルし、スマートフォンで広報誌が閲覧できるなどの配慮を行いました。利便性の向上を図ったところでございます。

ページの更新及び管理についてですが、ホームページの運用面については情報広報課で管理しております。各ページの更新管理につきましては、基本的に事務を所管する部署ごとに行っているという状況でもございます。

次に、手順につきましては、所属部署の担当がページを作成し、所属長が内容を確認し、決裁をすることとしてございます。最終的には、情報広報課でページの体裁や入力漏れなどの確認をした後に公開をしているという手順となっております。

3点目2番、広報誌の編集・発行・配達・配布（回覧）の手順及び方法についてのうち、市長公室の情報広報課が所管する編集・発行の内容についてお答えをいたします。

広報誌につきましては、今年度5月からお知らせ版の発行を開始してございます。月2回の発

行の中で、市政情報の積極的な発信に努めているところでもございます。

編集に当たりましては、基本的に各部署からの掲載依頼に基づき行っており、広報担当が編集したものを確認した後に発行しているという流れになってございます。毎号1万4300部を発行しており、各自治会のご協力のもとで各家庭に配布をしているという状況でもございます。また、日ごろ市民の皆さんがご利用されている市内の食品スーパーやコンビニエンスストア、金融機関などの協力のもとで広報誌を置かせていただいております、自治会に未加入となっている方々への配慮もしているところでもございます。

今後とも、市政情報の積極的な発信、情報が伝わるという大きな目標を掲げながら、職員個々の広報意識の高揚に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

田谷議員のご質問、3点目2番、広報誌の配達・配布の手順及び方法についてお答えをいたします。

広報誌等につきましては、ただいま市長公室長から答弁がありましたように、月2回配布を行っているところでございます。配達に当たりましては、千代田地区においては職員によって、区長、または常会長へ配達をしております。霞ヶ浦地区におきましては、業務委託によりましてシルバー人材センターにより区長へ配達をしているところであります。

配達箇所数につきましては、千代田地区が約390件、霞ヶ浦地区が約130件でありまして、2日間をかけて各行政区等へ配達しているところでございます。

なお、開催日や申し込み期限が過ぎてから市からの文書が届くことがあるというような苦情をいただいたことから、余裕をもった文書配布を心がけるよう庁内に周知を行っているところであります。

さらに、現在配達するものが地区ごとに異なっている状況でございますが、従前は千代田地区が用務主、霞ヶ浦地区が嘱託職員によって配達を行っていたところでございます。霞ヶ浦地区の嘱託職員につきましては、適切な後任が見つからなかったことから、平成20年度からシルバー人材センターへの委託を実施しております。用務主につきましては、単純労務のために雇用している職員でありますけれども、文書の配達作業のみを行っているわけではありまして、配達に当たっての事前準備やファイリングシステムに基づく文書の整理、保管作業等に当たっているところでございます。現在のところ、千代田地区につきましては、引き続き当該用務手等により配達を実施していく予定でございます。

4点目2番、行動計画の策定について（女性の活躍状況の把握・課題・改善すべき事情について）お答えをいたします。

議員ご指摘のように女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の中で、内閣総理大臣等は、基本方針に則して一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の策定に関する指針を定め、国及び地方公共団体の機関の長などの特定事業主は、この指針に則して特定事業主行動計画を定

めることとされております。

基本方針につきましては、男女を通じた新しい改革への取り組み、採用から登用までの各段階に応じた取り組み、職業生活と家庭生活の両立に関する取り組みのさらなる推進、ハラスメントへの対策等……

○議長（藤井裕一君）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時08分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、引き続きお答えをいたします。

公的部門による率先垂範の以上5つの観点から、特定事業主行動計画を定めることとされております。この基本方針に基づきまして、去る12月1日でございますけれども、国の策定指針が告示をされております。この策定指針では、特定事業主は、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、超過勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合、また各役職段階に占める女性職員の割合、男性の配偶者出産休暇、育児休暇の取得数とあわせまして、議員からお話のありました男女別の育児休業の取得率、こういったものを把握いたしまして、さまざまな課題に対応する幅広い内容の行動計画の策定が期待をされております。

なお、公務部門の特定事業主行動計画におきましては、採用から登用まであらゆる段階において実効的な取り組みを進めること。臨時、非常勤職員を含めた全ての女性職員を対象とすること。担当部局の明確化、計画期間を2年から5年程度とすることなどがポイントとされております。

この育児休業につきましてお尋ねのありました男性の取得でございますが、これまでの実績としては1名でございますが、平成25年度において5日間取得をしております。このような取得率につきましても向上させていくことが期待されております。

このようなことを踏まえまして、本市におきましても、平成28年4月1日までに行動計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

丁寧なるご答弁ありがとうございました。

それでは、私の再質問とさせていただきます。

過日、文教厚生委員会から霞ヶ浦北小学校を視察してまいりました。霞ヶ浦美並小学校のプー

ルは素晴らしいプールで、本当にオリンピックの選手も出現するのではないかと思われるような施設でして、感嘆いたしました。また、北小学校は、中学校をリニューアルするということで、一つ一つの教室が大変大きくありまして、音楽室などは素晴らしい音楽室に今リニューアルされているところで、感嘆した次第です。素晴らしい学校になっていました。

ですが、同じかすみがうら市の子どもたちであって、霞ヶ浦地区の子どもたちと千代田中地区に通っている子どもたちとの差ができてしまったのではないかなど、私はすごく寂しくなりました。整った設備、そして切磋琢磨できるたくさんの多くの友達との出会い、多様な考え方を持った友達との触れ合いが、やはり同じかすみがうら市の子どもたちでありながら差がついていくということに関して本当に寂しく、いたたまれない思いで、複雑な思いで帰って来たことを今思い出しました。そのようなことも含めまして再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど来、教育長さんが何度かおっしゃっていただいております。なるべく早い段階で、小中一貫校も、あるいは小学校の統廃合も考えておられるということに関しては、まだそのような計画もできていないということで理解してよろしゅうございますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほどもお話ししましたように、かすみがうら市小中学校適正規模化計画、これにのっとって事業が進められるということで霞ヶ浦地区は進んできておるわけです。あくまでもそれはまだ廃棄になったわけではないと認識しておりますので、それにのっとって進められるのかなという、そういう考え方もありますけれども、現状として場所をめぐって合意が得られていないということも、これも大きな事実でございますので、その辺を踏まえながら進めていかなければならないと認識しております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

何度も位置についてまだまだ認識が統一されていないというご答弁をいただきますけれども、位置に関して認識されていないということに関しては、来年の2月をもちまして丸2年が経過するわけです。土浦市もつくば市も、全国的に28年4月から小中一貫校を目指しましょうという、国のそういう企画がありながら、2年間をもう間もなく迎えようとするときに、位置がどうかということで、同じかすみがうら市に住む子どもたちにそのような差ができてよろしいと思っておられるのでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

統合の関係ですね、田谷議員に大変ご心配をおかけいたしまして、またいろいろな意味でご提言いただきましたことに関しまして感謝を申し上げたいと思います。

同じ環境でできないことについては、本当に私も決してよくないとは思っております。

ただ、学校が大規模であるから、例えば小規模であるから、教育の差が極端に出してしまうとか、

決してそんなことはございません。それぞれの特徴を生かした教育をしていると思います。そういう中で、より適正規模化に持っていくことが一番理想でありますから、そうなれるようにいろいろな角度から進めながら努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

市長さんがそのようにお考えのことは、私も重々承知の上でお話しさせていただきますと、そのような統廃合の会合に私傍聴した際に、小学校の校長先生から、要は少数人数ですと、球技もできないし、その少数人数の中で、男性も女性も奇数の場合は手をつないで、あるいはそういうふうな低学年のそういう子どもたちの、そういう部分も困るということでした。球技もできないということですし、いろいろな面で、いじめがあった場合とかは、それこそ逃げ場を失うという究極的なこととお話しされたこともございます。どうぞ、もう間もなく2年もたつところですので、早急に統廃合はやっていただきたいなと思うところです。

それで、教育長さんにちょっとお伺ひしたいんですけれども、メリットとデメリットのことをこの間お話しさせていただいたんですけれども、デメリットは教職員の負担が重くなるということをおっしゃっていただいたんですが、それはどういう角度から教職員の重度の仕事になるとお考えでしょうか、お伺ひします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在のそれぞれの小学校、中学校に配置されている職員は、それぞれの学校のための教育活動に携わっているわけでございます。ところが、小中一貫教育となりますと、現段階で考えますと、加配がないというようなことを前提として考えた場合には、中学校の先生が小学校の指導にも当たる、あるいは小学校の先生が中学校の部活動などにもかかわるというようなことで負担が増すというような、重立ったところはそういうところが挙げられるのかなと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

そうですと、小中一貫したメリットを政府のほうで挙げています。先ほど来、私がお話しさせていただきましたことは、全然関知しないということでしょうかね。私はそうは思いませんで、やはり先生も教育長になられる前は、一生懸命子どもたちをご指導なさったと思うんですけれども、先生は一心に子どもたちのことを思って教育なさると思うんですよ。それで、やはり一生懸命さが、そういうものも全部吹き飛ばして、そして子どもたちと一体になるのじゃないかなと私は思います。

担当の先生方は、その担当の教科に対して、すこぶるすばらしい教養も、そしてまた、すばら

しいご指導もなさると思うので、そういう面に関しても、小中一貫校になれば、5、6年になりますと、担当の教科の先生方がきちんと見ていただくということになりますと、子どもたちの成績にも差が出てくるのかな、そして成績が伸びていくのかなと思ったりもしますので、ぜひその辺のところもよくご考慮いただいて、早目に小中一貫校、あるいは統廃合に向けてご努力いただきたいなと思うところですが、教育長さん、もう一度お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

私は、メリットということで、田谷議員さんが4点ですか、挙げられております。これについては、そのとおりだと私も同感の思いでございます。

私は、先ほど言いましたようにデメリットのことについて、それがクリアができる、そういう見通しの確保、あるいは具体的には教師の加配などの措置がとっていただけるようになった場合には、負担過重というようなことも解消されるのではないかなということで、決して小中一貫教育そのものを否定したようなことではございませんので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

田谷議員、質問項目、どの項目か明確にしてから質問していただきたいと思います。

○7番（田谷文子君）

わかりました。私、今、1番と2番を総合的に考えさせていただきましたので、その辺はご了承いただきたいなと思います。

○議長（藤井裕一君）

はい、お願いします。

○7番（田谷文子君）

それから、先ほど来、エアコンと、それから耐震工事の経費のことをお伺いしました。

私、今ざっと計算しましたところ、エアコンと耐震工事で約1億円かかっているわけですね。ですので、やはりこの統廃合がおくれたということに関して、子どもたちも不便を感じているということに関して、市のほうの財政も1億円もかけているのかなと今しみじみ思った次第です。その辺もご考慮いただいて、統廃合をよろしくお願いしたいと思います。

それで、もう一つ、最後にお聞きしたいんですけども、教育長さんね、近隣市町村のどちらの、ご相談なさったということはあるんですか、どちらかの市町村に。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えいたします。

私は、つくば市教育委員会の関係者で実際に学校経営に携わった方にお聞きしまして、この前の議会でもお答えしましたように、重立ったこととしてメリット・デメリットを申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

つくば市では、今、実際、統廃合、小中一貫校を実施しているわけですがけれども、その中でそのようなメリット・デメリットがあるということでしょうかね、教育長さんがおっしゃるように。実際、教師がそういうふうにおっしゃっているんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

学力向上のことも、例えば文部科学省から出ている小中連携一貫教育の推進についてという冊子を見ますと、有効であるというようなことも記載されておりますけれども、それについての検証、このあり方について、今後進める必要があるというようなとらえ方をしておりますが、私が実際に小中一貫教育に携わった方に聞きましたところ、はっきりとは、そういう結果が、その小中一貫をやったからこういう結果が出ているとは言い切れないというようなことで、やはり文部科学省で言っている、もう少し検証をしていく必要があるんだろうなというように認識しております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

田谷議員、どの項目かおっしゃってから質問してください。今、どこをやっているかわかりませんので、よろしくお願いします。

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、千代田4小学校区の統廃合を一日でも早く、まず計画を立ち上げて、そして即効的に会議を開いていただくことをお約束していただけますか、市長、よろしくお願いします。ご答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

時期の明示まではできませんけれども、そういった気持ちで努力させていただきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

時期は明示していただけないんですか。そうしたら、またずるずるといくような気がしてちょっと心配ではありますが、そのような市長も教育長もまだなるべく早い段階で、そのようにしますよということを肝に銘じまして、次、3番目の広報活動の推進についての質問に移らせていただきます。

先ほど来、公室長の答弁の中で、7月にホームページをリニューアルしたという答弁がございました。どのような変化があったのか。また、一方で、広報誌の情報はどうようになっていくのか、その辺をお答えいただきたいなと思います。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、ホームページのリニューアル、これは7月の中旬から新しくスタートさせていただきました。どのように変わってきたかという点につきましては、まずホームページをリニューアルした大きな目標といたしましては、市政情報をいかに国内外、あるいは市民の皆さんに情報を伝えることができるかということを中心に大きな目標としてきております。その策といたしましては、ホームページにあわせまして、市の公式のツイッター、あるいはフェイスブックを活用しながら市政情報を拡散したというのが一つでもございます。その結果、アクセス数、ホームページの一番トップページのアクセス数でございますが、7月から10月までで約10万5000件のアクセス数がありました。その中では、特に日常生活にかかわるごみの収集日の閲覧、あるいは健診、これは保健センターの健診のほうですね、そういう部分とか、特徴のある部分では、やはり台風18号時に市内でどのぐらいの警戒態勢をとったとか、被害状況があったとかという、そういう閲覧の件数が多かったという状況でもございます。

また、一方では、ふるさと納税を一つ参考にとりますと、今現在で大体550件を超える寄附の件数がございます。額にしても900万円をもう既に超えてございます。そういう点でも、かすみがうら市の情報発信がいろいろな方策をとることによって拡散したということが成果として受けとめているところでもございます。そういう点も踏まえまして、今後とも日々、市政情報の更新に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、一方、広報誌におきましても、電子版、要するにスマートフォンで見られると、閲覧ができるというようなことで、フェイスブックを活用しながら、そのアプリのダウンロードができるような、そういう方策を11月の末から開始いたしましたので、この広報誌につきましても、市民の皆さん方に情報が伝わる、若い人たちにも情報を伝えることができるということを念頭に置きながら努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございました。

市政情報をいち早く報道するというところでリニューアルしました、あるいは体制を整えましたとおっしゃってございましたけれども、実際、私が見たわけでもないのですが、ちょっと核心的なことではないんですけども、かすみがうら祭の報道、ホームページの掲載が少し遅くなっていたということは、市長公室長さん、ご存じでしたか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

その点把握はしてございませんが、そういう不手際というか、おくれたということであれば、どんどん前もって情報を流していくということに考え方を切りかえながら、早目に更新をさせていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。ご期待申し上げておりますので、よろしく願います。

それでは、時間ももう間もなくですので、4番目の女性の活躍の推進法を踏まえた今後の行動計画について、先ほど来お話がありましたように、育児休業をとっている方もお一人いるということで、何かかすみがうら市も開けてきたのかなというふうに感じまして、ありがとうございます。

昇任試験をきっちり受けて女性の登用がなされるということに関して感銘しました。やはりこの昇任試験を受けるということに関しては、上司が受けたほうがいいよとかという、そういうアドバイスとかはなさるんですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

やはり上司の判断次第でございますけれども、やはり全体として受験を進めるような、受けやすい雰囲気の中で、ぜひ皆さんに昇任を目指していただきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

私もそういう中にきた者の一人として、やはり上司からそのような言葉を受けたことがすごくうれしく感じましたので、やはり引き上げる、そのような作用も上司にはあるのかなというふうに感じました。

それで、男性も女性も、男性とか女性とかにかかわらず、現在では女性の高学歴の方が多くございます。同じ土俵に立って、そして20代の育成時代から能力のある者は登用していく、そのような線路に乗せるような、そのような労務になってほしいなと切に思っています。

そして、採用、教育、育成、登用の流れを目標を持ってやってもらえたら、女性ももっと羽ばたいて、もっとかすみがうら市のために頑張ろうという気が湧いてくるんじゃないかなというふうに感じます。

これからも折を見て、その後の推進状況を質問していきたいなと思っておりますので、市長初め女性の活躍の場を広げていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時36分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

おはようございます。設楽健夫でございます。

通告に従い、質問させていただきます。私の持ち時間は90分でありまして、120分から30分短縮しておりますので、ちょっとわかりませんが、質問をさせていただきます。

テレビ中継でも放映されていますように、私は市民にできるだけわかるように、あるいは市民の方々とともに市政を考えていきたいというふうを考えて、これを基本に一般質問を続けてまいりました。本日もそのような観点で質問もしていきますので、よろしくをお願いします。

1番、特別職、市長、副市長、教育長、政治倫理条例、これを市民の権利としての条例制定を求めて質問をさせていただきます。

①市民の権利としての政治倫理審査権について。

過日、日立市で行われました茨城県議員研修で挨拶された高萩市の市長は、政治倫理条例、議会基本条例を制定し、議会全員協議会、委員会のテレビ放映を行い、シームレスな、市民にわかるような議会運営を行い、市民の信頼と一体感を持った市政運営を行っているという現況報告と挨拶を行っておりました。近隣のほとんどの市町村において制定されております政治倫理条例には、市民の権利としての政治倫理審査権が定められています。

お隣の石岡市の政治倫理条例の政治倫理条例審査会の項目を見てみます。

第5条に政治倫理確立のための必要な事項を調査するため、石岡市政治倫理審査会を置く。

2、市長、議長、市民から市長等及び議員の政治倫理基準及び遵守事項の違反に関しての調査請求があった場合、審査会は当該市長等及び議員に対し、事情を聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査を行うものとする。

3、審査会の委員は、7人とする。

4、審査会の委員の任期は2年とする。

5、審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

このような権利が市民に付与され、市民の権利として当たり前のものとして行使される条件が整えられています。

かすみがうら市の市民の権利として、政治倫理条例を定める必要があると思います。喫緊の課題であると思います。市長、副市長、教育長の答弁を求めます。

②特別職の政治倫理条例制定の責務について。

この点についても近隣の条例の中から説明をさせていただきます。

そして、市長及び特別職の政治倫理条例制定の前回の質問に対する回答にありました検討結果の説明を求めてまいります。

6月の市長答弁におきましては、平成25年市議会第2回定例会において提案をいたしましたとおり、市長、副市長、教育長を対象とした政治倫理条例については、再度議案を提出するかどうか検討してまいりたいと考えておりますという答弁でございました。そしてまた、今のは6月の答弁です。9月の答弁におきましては、各分野、部門、さまざまな角度から検討してまいりますので、もう少し時間をいただきたく、ご理解のほどお願いを申し上げますという答弁をいただきました。そうした観点を踏まえまして質問を続けさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、地方公務員法第30条には、全ての職員は、全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないというふうにあります。そして、この地方公務員法の2として、この法律規定は、特別職に属する地方公務員には適用しないというふうに述べられています。特別職、議員は、公務員の模範として、政治倫理条例を定め、そして市民に政治倫理審査権を権利として定め、そして信頼され、わかりやすい市政を行っていく義務がありますし、それは条例として定めていくのが日本全国、あるいは茨城県の中でも多くのほとんどの市町村で定められている政治倫理条例であります。

石岡市の政治倫理条例の第1条を見てみます。第1条、この条例は、市政が市民の厳粛な信託に基づくものであり、公職にある者が、私的な利害関係によって公職の遂行を妨げられることがあってはならないことを認識し、その担い手たる市長、副市長及び教育長並びに市議会議員が、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理性の自覚を高め、市政に対する市民の信頼を強固にすることを旨とするものである、このようにうたわれております。石岡市においては、市長、副市長、教育委員長、市議会議員による政治倫理条例として制定されております。

3月に続き6月議会で答弁いただきました市長及び特別職の政治倫理条例制定検討結果の報告を求めてまいりたいというふうに思います。

③、再び不祥事を起こしていかない信頼される市政を目指しまして、不祥事再発防止整備状況の年度総括の実施について。

「交通違反等不祥事の再発防止」、そしてまた、「公金取扱適正化計画」、「継続的な監査」、この3項目について質問してまいります。

前回、9月答弁の内容について結果報告及び来年度計画をご報告いただきたいと思います。その中で、前回答弁のありました、①5つの指摘事項の対策と確認、そして公金取扱適正化計画の改正が答弁にありました。そしてまた、監査事務局の監査が同時並行に相互に協力し合いながら行っているという報告もありました。この点についての報告をお願いします。

そして、2番目として、再質問の中で質問させていただきました、これから暮れにかけて飲酒運転等多く新聞で報道されてくるような時期に当たってまいりますけれども、安全運転管理者の道路交通法施行規則第9条第10項、7つの法定義務実施要綱についてお願いを申し上げますけれども、市の安全運転管理者の道路交通法施行規則に従って、どのようにその後整備されてきて

いるのかということについて報告をお願いします。また、二度と起こさないために市民の模範となる安全運転の励行意識の高揚のために、部課内のアルコールチェッカーの使用の実施要領、そのようなものについて定められてきているのかどうかということについても報告をお願いします。

そして、来年度に向けて、年間の基本的な実施計画を定められていく時期に入っていると思いますけれども、この点についても報告をお願いいたします。

大きな2番の項目に入らせていただきます。地域福祉活動計画の件です。

社会福祉協議会、これは平成26年3月に計画が定められていますが、この点について質問をさせていただきます。

①、この第1期活動計画実施計画、これは平成26年から29年とされていますけれども、地区協議会の活動について質問します。特に霞ヶ浦地区の整備、これは17ページに記載されています。また、福祉サービスの充実、これは39ページに記載されています。その中で、具体的に地区福祉協議会活動の現状と課題、17ページ中段、(1)千代田地区の組織の再構築及び霞ヶ浦地区の組織の整備が必要である。(2)地区社協としての柱となる事業——既存事業の再検討が必要である。①配食サービス——対象者拡大のための総合的な検討。これは千代田地区で毎年地区単位で行われている事業であります。これは小学校単位で構成されていますけれども、大きく2つの事業が各地区で行われていますけれども、その1番目が配食サービスです。ひとり暮らし老人等に対してですね。②交流会を実施しています。趣旨に沿った高齢者の交流、世代間交流、幅広い交流の総合的な検討が必要である。これは千代田地区においても参加者の年齢について大きく差がございますけれども、そういうことも含めての検討だというふうに思いますけれども、このようなことが記載されております。(3)で弱者救済事業——新規事業企画立案、これを実施していく必要がありますという記載があります。(4)、市民の方にこのような活動を広く知っていただくために、地区社協活動のPR、特に地区区長会(公民館活動)との連携を密にして地域活動の活性化対策を行っていく必要があるということが記載されています。この点について具体的にどのような形で、今どの段階に来ているのかという報告をお願いします。

そしてまた、千代田地区におきましては、これから千代田地区においても進んでいくこととなります。小学校統廃合の時期を踏まえ、地域包括支援センター、地域ケアシステム事業など福祉サービスを受ける高齢者を念頭に福祉コミュニティ圏構築の観点から地区区域組織の枠組みの再構築、こういうことについても準備していく必要がある。これは霞ヶ浦地区においては、また違う側面になりますけれども、こういうことがうたわれています。そして、霞ヶ浦地区においては、地区の社協の必要性について、区長、民生委員、ボランティア等の方々との調整の上、組織立ち上げの協議検討を行っていくということが記載されています。26年度に発表されているこの基本計画が、27年度、1年以上経過していますけれども、その中で今どの段階に来ているのかという点についての報告をお願いします。

②、国でもガイドラインが提出されてきています。介護予防・日常生活支援総合事業の本市における実施計画について質問していきます。

本年6月5日、厚生労働省からもやっと「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」が発表されています。市の総合事業の分類・実施計画について説明を求めていきます。

この点については、このガイドラインの中に具体的に、このような組織は社会福祉協議会を中心につくり上げていくのか、包括支援センター、地域ケアセンターを軸につくり上げていくのか、行政区を中心につくり上げていくのか、具体的な事例がその中に盛り込まれて、各市町村に検討をくみ上げていくことを案内しています。かすみがうら市においてどのようにこれを進めていくのか、この点について質問させていただきます。

そして、3番目として、茨城県において先行的な取り組みとして、3市において取り組みが進んでいます。これは茨城県福祉部の指導でそういう形で進んでいるのかどうか分かりませんが、福祉部の方に聞いても、この3市が行っていると。参考という形で見ていく必要があると思いますけれども、土浦市、牛久市、ひたちなか市において総合的な事業が先導的に実施されております。把握され検討されておりますかどうか。そしてまた、何を学んでいくのか報告を求めます。特にお隣の土浦市においても具体的な取り組みが開始されております。

④番目になります。かすみがうら市における介護ステーションの設立について、この点について質問させていただきます。

当市の介護ステーションは撤収されています。経過の説明を求めます。

今後、在宅医療が増加していくと思われまます。県の補助対象事業として、現在のですね、①在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための整備事業への補助。地域包括ケア推進に資する事業があります——に対する補助。要員は県看護協会からの派遣となります。これは土浦市にありますけれども、これは県の進める「在宅医療・介護連携拠点（ネットワークの構築）となり、役割分担と相互協力、「在宅医療と介護への参入とチームを組んだ一体的な取り組み」になっていくというふうに思います。茨城県在宅医療・介護連携事業にも合致してくると思います。そして、それは市の地域包括支援センターの機能の増強にもなると思います。お互いに情報交換を密にして、介護と、そして看護と、そういうものの対応をきめ細やかに行って、市民のニーズにこたえていくためにも必要なことかと思ひます。市民にとって在宅医療・介護のよりよいサービスにつながるものと思ひます。答弁を求めます。

⑤地域包括支援センターと関連相談窓口の連携について。

地域包括支援センターは、この庁舎のお隣に設置されておりますけれども、広い市でございますから、その連携についての質問です。地域包括支援センターに接続できる体制と市民への案内体制について報告をお願いします。

現状は、あじさい館入り口に50センチメートル四方の白色のボードで地域ケアセンターというふうにかかれ下がっています。サービス内容は表示されていません。地域包括支援センターへの案内表示もありません。各センターのサービス内容案内表示板も立てていく必要があります。市民がそこに行って何をやっているのかということがわかるようなサービスがぜひとも必要です。そのためには、各センターにおける職務内容の表示が必要です。また、相談窓口ですよという表示も必要になると思ひます。そして、土浦市においては「土浦市社会福祉協議会地域包括支援センター」という表示がなされています。そして、その中に「介護保険の対象となる方は、地域包括支援センター職員が訪問させていただくことがあります」と明示しています。これはかすみがうら市においても、社会福祉協議会を訪ねていった方が介護の申請をしていく上で、包括支援センターにつなげていく、包括支援センターは、ケアマネージャーが電話対応においても対応し、

必要に応じて、その方の自宅に訪問していくという取り決めの中で定められていますけれども、こうしたことが、例えば霞ヶ浦地区において、あるいは千代田公民館地区において、速やかにわかるような体制が必要になってくる。そして、中央センターの包括支援センターが的確に困っている人たちに対して対応していくような、そのようなきめ細かな体制を一刻も早く整えていく必要があると思います。答弁を求めます。

⑥地域ケアシステム推進事業の実施状況について。

この点については、平成17年3月28日「かすみがうら市地域ケアシステム推進事業実施要項」第4条の実施状況の報告の中に報告項目が記載されています。この第4条の実施状況の報告を求めます。また、前の⑤の質問と関連しますが、「対象者及び事業内容」が市民によくわかるように表示・説明することをあわせてお願いいたしまして、答弁を求めます。

⑦番に移ります。霞ヶ浦地区統合小学校の放課後児童クラブの受け入れ態勢と募集状況について。

この項目については、千代田地区においても、今、放課後児童クラブの対象は、1年生から6年生まで広がっています。そして、それは千代田地区にあります児童クラブと、そして学校と分担をして放課後児童クラブの運営を行っている状況があります。したがって、このことは霞ヶ浦地区のみならず、千代田地区においても、すぐに細かな対応が必要になってくる項目でもあります。

前回答弁、「霞ヶ浦地区の南小学校におきまして、第一保育所の余裕教室70名、南小学校のランチルーム35名から40名、仮称でございますが、私立みなみ児童クラブが60名の予定の3施設の受け入れ可能数は165名から170名である」という答弁がありました。

1番目として、放課後児童クラブの最新の申し込み人数、そして私立みなみ児童クラブの申し込み人数の報告を求めます。

2として、放課後児童クラブの一時的施設の整備計画実施状況、これは保育所を使っていくということになりますけれども、保育所との教室通路、グラウンドの境界、小学校からの移動通路、父兄の迎への駐車場、そして夜になりますから通路の街灯、防犯含めてですね。また、ランチルームの整備がどのような形で想定され準備されているのかということについて具体的に報告を求めます。新しい取り組みで、父兄も子どもたちも不安の中に落ち込まないようにしていく必要があると思いますので、丁寧な対応が必要だと思います。ぜひとも丁寧な対応の報告をお願いしたいと思います。

⑧番目として、今、霞ヶ浦地区の南小学校の放課後児童クラブは暫定的に保育所と、そして足りない場合はランチルームを便宜的に使っていくということになっています。北中は、今までも報告がありましたように、武道館を改造して立派なものできていますけれども、そういう状況になっています。暫定的にということとは、本施設、どういうふうにしていくのか、この点についての報告を求めます。設立計画について、現段階での準備状況の説明をお願いします。この点については、学校教育課の空き教室の利用だとか、あるいはさまざまな利用の複合的な利用、そういうことも含まれてくるというふうに思いますけれども、現段階における本施設計画について、その設立計画についての準備状況、あるいは考え方、そして今後の進め方についての報告を求めさせていただきますというふうに思います。

続きまして……

○議長（藤井裕一君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

質問を再開します。

3、公共施設の統廃合・使用料金値上げ、霞ヶ浦地区公民館閉鎖は「千代田地区小学校統合」まで「休止・モラトリアム」、バランスのある行政を求めています。

①公共施設のあり方、使用料金検討の地域住民の声について。

これは、説明会、ワークショップ、要望書等、地域住民の声、あるいは各委員会の意見等の報告をお願いします。

②霞ヶ浦地区公民館の看板取り外しとライフライン停止について。

霞ヶ浦地区の地区公民館長からの要望書が提出されていると思います。この点についての報告をお願いします。

ライフラインの停止は、あるまじき施策と思います。また、この管理を教育委員会から総務部に移し、ライフラインの停止後、その再開は総務部管財課に移り、そこでの検討に付するとの手法は、市民の地域活動を不安と路頭に迷わせる手法であり、およそ市民協働に反する行政のとるべき手法にあらざらぬと思います。答弁を求めます。

③霞ヶ浦地区公民館活動の近隣市町村での高い評価の検証について報告を求めていると思います。

地区公民館活動を担当する教育委員会から、近隣市町村からの評価をこの間得ていると思いますので、お伺いします。

④千代田地区は耐震施設、霞ヶ浦地区はそれがない不公平行政について。

前回の答弁で、閉校後の体育館、グラウンドの暫定使用については、活動を続けている方々の活動を守っていくために、同じく公民館の施設継続使用も、市民活動の拠点として暫定使用との回答をいただきました。これは活動を維持していくためには必要なことと思います。

小学校の全市統合も含めて、新しい全市の総合計画の中で施設をどのように使っていくのか、

そのような議論を先行させていくべきだと思います。全市の整合性のある、そして全市的なバランスのとれた市政を、そして構想を打ち出していき、そして市民に対してどういうふうにしていくのかということ問いかけていくべきだというふうに思います。答弁を求めます。

千代田地区には児童館、南小学校は暫定使用で放課後児童クラブ。

公共施設のあり方は、総合的に検討されていくべきです。これも統合後の施設のあり方も含めて具体的に行うべきであり、これも総合計画の中でどのような配置にしていくのか、児童館はどうするのか、放課後児童クラブはどうしていくのか、小学校の閉校後の使い方はどういうふうにしていくのかということの具体的な計画があって、そしてそれを提案していくということが必要だと思います。霞ヶ浦地区が先行しているということで、そのアンバランスな形で物事を決めていくということについては避けるべきで、これは千代田地区の学校の統廃合の基本的な計画、実施計画を含めて、そして千代田地区でもどこが閉校になり、どこが残っていくのかということをしちっと整理をして、そして全市的な形での形を決めていくということが必要であるというふうに思います。

霞ヶ浦地区で進むビジョン無き小学校閉校後の風景について。

行方市において閉校後の学校施設のあり方について、ファーマーズビレッジという形で新聞にも報道されているというふうに思いますが、閉校後の具体的な計画をさらに検討していくことが必要であるというふうに思います。特に公共施設のマネジメントのあり方の中にも、必ずと言っていいほど、廃校施設の有効活用、学校施設との複合化、統廃合と関連させた運動場、体育館の施設共用複合化等を検討すべきであるというふううたわれています。

公共施設のあり方は、やはりここでも総合的に定め、そして全市的な姿を早急に打ち出していくということが必要になっていると思います。

⑦バランスあるコミュニティ「まちづくり」の総合ビジョンについて。

市政は具体的に進んでいくと思います。

地域コミュニティについて申し上げますと、1) 社会教育を含む小学校の統合の千代田地区の統合と施設の有効的な活用、こういうものが進んでまいります。2) 千代田地区における公民館活動の28年度開始と霞ヶ浦地区公民館活動との交流、全市公民館活動と進んでいきます。3) 千代田地区社会福祉協議会活動の紹介と霞ヶ浦地区での組織化、全市的な地区社会福祉協議会活動が進んでまいります。4) 行政区における防災組織の全市的な展開が始まろうとしています。これの地域的な展開が始まっていきます。5) コミュニティバスのまちづくりに沿った運行と社会教育と社会福祉の複合的なバスの運行の検討等を含めて、新しいまちづくりの総合的な計画は具体的に進んでまいります。地域コミュニティのあり方も具体的に進み、複合化も進んでまいります。公共施設のあり方、料金改定もこうしたまちづくりのビジョンを示し、総合的に市民に提案し協議を進めていくことが必要であるというふうに思います。見解を求めます。

4、「公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画に関する調査研究書、平成26年3月」の検証について。

①小学校統合を初めとした全市的な取り組み行政。②公民館とこれからの千代田地区公民館を含めた地域コミュニティについて。③防災訓練と避難場所、防災組織と公民館設立、そして公民館活動との連携。④千代田地区公民館設立準備と地区活動について。そして、⑤霞ヶ浦地区公民

館の分館活動と地区公民館の施設整備について。⑥番として、行政機構改革について答弁を求めます。

この研究報告書は、市長公室と地方自治研究機構が事務局で整理されました。ところが、公共施設等マネジメント計画、公共施設等管理計画は総務部管財課に移っています。「まちづくり計画」は一部局で担当することは不可能です。現実に霞ヶ浦公民館の管理は管財課に移ろうとしています。管財課はあくまでも管理です。まちの魅力や市民生活の質が高まる施設は、当初の市長公室が主管となるべきであり、総合計画で展開される内容でもあります。千代田地区の新しい公民館づくり準備作業においても、この県のコーディネーターから再三、機構改革が必要であるという話が出されています。行政の機構改革が求められています。管理の施設ありきではなくて、まちづくりの基本構想を基本的に全体的に示して、そしてその中で今後の財政も含めた市のあり方を検討していくということに軌道を修正していくべきであるというふうに考えます。

⑦まちづくりのビジョンを前提とした研究報告書の再検討を求めます。

26年3月に報告書が出されています。この点について、かすみがうら市におけるあり方についても示されています。この点については、つまみ食いをしていく、あるいは何らかのものを選んでいくということではなくて、総合的にやはり検証して、まちづくりの観点から整理をし直していくということが必要だというふうに思います。そのことを求めてまいります。

⑧番、求められる市民協働のまちづくりの活動拠点について。

その201ページにうたわれておりますが、まちづくりには、市民協働、市民の自発的な活動、官民協働の行政と一体となった市民の活動が不可欠となってきます。市民が活動していく拠点が必要です。並行する施設の有効活用も含めて、市民の活動センターを創設することを求めてまいります。このセンターは、いつでも市民が使える市民管理のセンターとして創設していくことを検討する必要があります。既存の施設を使って、きょうはここ、あすはあそこという形ではなくて、市民の人がそこに集まって、そして全市的な形で市民活動、ボランティア活動、そういうものが展開していけるような、そういうセンターが今必要になっているというふうに思います。

5、世界湖沼会議、国体、オリンピックへの市長の抱負と取り組み準備について、見解を求めます。

①三大イベント、湖沼会議、国民体育大会、そしてオリンピック、この3つについての位置づけと、本市の取り組み計画について見解をお聞かせください。

②世界湖沼会議への取り組みについて。

ここでも世界湖沼会議霞ヶ浦95で霞ヶ浦宣言が出され、かすみがうら市と土浦市にまたがる霞ヶ浦環境科学センターが設立、泳げる霞ヶ浦を取り戻す事業が始まりました。1、人口と生物多様性に関する宣言では、人間が湖沼に及ぼす生態学的な影響を最小にするライフスタイルの転換、そしてまた、環境教育についての宣言、そして6番目、総合的な流域管理に関する宣言等が記されています。

かすみがうら市がいかなる取り組みを行ってきたのかを整理し、未来への取り組みを再スタートさせる絶好の機会でもあります。答弁を求めます。

③国体、オリンピックへの取り組みについて。

かすみがうら市をアピールしていく絶好の機会であると思います。世界湖沼会議が2018年、い

きいき茨城ゆめ国体が2019年、東京オリンピックが2020年、そしてまた、サッカー予選大会が鹿島スタジアムということが検討されています。日本の人々、世界の人々が茨城に霞ヶ浦に集まる三大イベントに、かすみがうら市がこれをどう位置づけ取り組んでいくのか、市を挙げて取り組んでいく市長の抱負をお聞かせ願いたいというふうに思います。

④平成25年4月「志戸崎地区活性化計画」の進捗状況について。

志戸崎活性化計画の2つの柱がありました。

1、地域のスポーツクラブとの共同による水辺を活用したカヌー体験など、多目的にしうる「棧橋」の整備、帆引き船発祥の地として内外から注目を集め、体験的観光の目玉となりつつある観光帆引き船の整備を行う。霞ヶ浦に生息する魚類を展示した水族館や帆引き船のメカニズム・漁民の暮らしを伝える郷土資料館等の歩崎公園内の施設と有機的に連携し、当該地区の交流人口の拡大を目指す。

2として、交流拠点としては小規模かつ老朽化した既存の生産物直売所にかえて、新たな地域連携販売力強化施設を整備し、農水産物や加工品を直接販売することにより、農家、漁師の方々、水産加工業者の経営改善と就業を促進し、魅力ある農水産業を創出するものであるという内容で、目標数値として、交流人口の増加では10.33%を増加させる。そして、販売力では、およそ倍を目指していく。以上の計画を実現していくために、平成26年5月、関東農政局に、①地域連携販売力強化施設の整備、②地域資源活用起業支援施設——棧橋です——の農村活性化プロジェクト支援交付金申請書を提出しています。

この志戸崎の活性化計画について、2つの大きな柱がどのような形で今進み、これからどのような形での課題があるのか。そして、どこを目指していくのかということについての答弁を求めています。

そして、私たちは、昭和55年3月、茨城県と出島村は共同で「水郷筑波国定公園—歩崎地区観光施設整備基本構想」を県と出島村、これは坂本村長の時代のもとに発表しました。2期目のときです。これまでの県—茨城県の取り組みの経過を整理し、改めて取り組みを総合的に進めていく必要があります。

このことは、歩崎地区において進められてきたことではありますが、雪入地区におけるあの公園とネイチャーセンターも同じような形で、先人が大きな構想と計画のもとに整備されてきたものと思われます。こういうものを大切にしながら、そしてその遺志を引き継いで、困難な財政の中にありながらも、一つ一つ進めていくことが今求められてきているというふうに思います。

⑤水郷筑波国定公園を礎石としたジオパーク構想について。

歩崎周辺は昭和8年、茨城県の名勝として指定を受け、昭和25年に茨城百景、1959年（昭和34年）3月に水郷筑波国定公園になり、1969年（昭和44年）に筑波山、加波山地域を加えて水郷筑波国定公園と定められました。霞ヶ浦地区レイクサイドゾーンとして観光開発をすべき地域とされてきました。対照的にジオパーク構想は筑波山から始まっています。かすみがうら市歩崎から千代田の山々までの台地の市として、水郷筑波国定公園を地域の中心として取り組んでいく価値があるというふうに思います。市のこれまでの取り組みと位置づけと、今後の構想について答弁を求めます。

⑥系統的な観光事業を推進する観光協会の整備について。

系統的な観光事業を進めていく上で、歩崎交流センターと、そしてまた、神立地区、そして雪入ネイチャーセンターを核に観光を企画し、リピーターを確保していく系統的な観光協会観光センターの設立が必要であると思います。全国で活躍してきた団塊の世代前後の方々が活躍していく時をも迎えていると思います。若い人々と手を結び夢を描いていく観光協会の整備を行っていく時を迎えていると思います。土浦市にも学び、系統的な歴史的事業を行う職員を配置すべきだと思います。答弁を求めます。

以上をもちまして質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

設楽議員の質問にお答えいたします。

1 点目 1 番及び 2 番、政治倫理条例についての質問をあわせてお答えいたします。

前回の第 3 回定例会の答弁と重複する点がございますが、ご了承願います。

市政を預かる身といたしまして、倫理の確立を図ることにより、市政に対する市民の信頼にこたえることは必要であるとともに、特別職という立場はさらに高い倫理観が求められていると認識をしております。

しかし、現在のところ、議員のご提案の特別職の政治倫理条例の再提出の結論には至っていない状況でございます。

今後も、ご質問のありました石岡市の例なども参考にしながら、各分野・部門、各方面から検討してまいりますので、お時間をいただきたく、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、3 番、不祥事再発防止計画整備状況の年度総括の実施については総務部長から、次に 2 点目、地域福祉活動計画と地域ケアシステム推進事業については保健福祉部長から、次に 3 点目 1 番、公共施設のあり方と、2 番、霞ヶ浦地区公民館の看板取り外しとライフライン停止については総務部長から、次に 3 番、霞ヶ浦地区公民館活動の近隣市町村での高い評価の検証については、4 番、千代田地区・霞ヶ浦地区の不公平感については教育部長から、次に 5 番、児童館・放課後児童クラブについては保健福祉部長から、次に 6 番、霞ヶ浦地区での小学校閉校後の風景については総務部長から、次に 7 番、バランスのあるコミュニティの総合ビジョンと総合計画については市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次に、4 点目 1 番、小学校統合を初めとしました全市公正な行政についての質問にお答えいたします。

小学校の統廃合につきましては、子どもたちの教育環境の充実という観点から、大変有意義な事業であるというふうに考えております。

小学校の統合につきましては、小中学校適正規模化実施計画では、下稻吉中学校区を除き、霞ヶ浦中学校区の 7 小学校を 2 校に、また千代田中学校区の 4 小学校を 1 校に、平成 28 年 4 月を目標に統合するよう推進してまいりましたが、残念なことに、千代田中学校区の 4 小学校につきましては、統合校の位置の問題で統合協議が中断しておりますが、それぞれの地区の特性を生かし

ながら、市全体で均衡のとれた環境を整えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番、公民館とこれからの地域コミュニティについてお答えいたします。

コミュニティについては、近年の人口の減少・少子高齢化時代の到来、都市部への人口流出、生活様式の多様化等によりまして、地縁的な「地域コミュニティ」の維持が困難になりつつある一方で、新しいコミュニティの形でもあります「目的別コミュニティ」は、自主的、主体的に活動するものであることから、現在、大小さまざまなコミュニティが各所につくられておりまして、その傾向は、これからはますます強くなるというふうに考えております。

特に、防災防犯、環境、保健福祉、子育てなど、あらゆる世代が安心かつ安全に暮らしていくための地域コミュニティの充実は必須であり、市民協働、新しい公共の観点から考えても、市としても今後、積極的に取り組まなければならない重要なテーマであるというふうに思っております。

このような中、地域コミュニティ活動の最前線でもあります地区公民館が、以前から活動が盛んであった霞ヶ浦地区に加えまして、来年度からは、千代田地区、下稲吉地区にも中学校単位として新たに組織化され、地区住民みずからが企画立案いたします公民館活動をスタートさせるという予定でございます。

これらの活動がきっかけとなりまして、生涯学習に限らず、多様な地域のコミュニティ活動に広がっていくことを期待すると同時に、市といたしましても、このような市民の要求にこたえられる体制づくりに取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

次の3番、防災訓練と避難場所、防災組織と公民館活動の連携につきましては総務部長から、次に4番、千代田地区公民館設立準備と地区活動について、5番、霞ヶ浦地区公民館の分館活動と地区公民館の施設整備については教育部長から、次に6番、地域コミュニティの運営に対応する行政機構改革については市長公室長から、次に7番、まちづくりのビジョンを前提とした研究報告書の再検討については総務部長から、次に8番、市民協働のまちづくりの活動拠点については市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の5点目1番、三大イベントについての位置づけと本市の取り組み計画について、2番、世界湖沼会議への取り組みについて、3番、国体・オリンピックへの取り組みについてをあわせてお答えいたします。

世界湖沼会議につきましては、先般ご案内したとおり霞ヶ浦における開催が決定したところでございます。

平成7年に第6回会議を開催して以来23年ぶりの開催でもあり、本市といたしましても、霞ヶ浦問題協議会の一員、また霞ヶ浦に面する自治体として、世界湖沼会議の開催を大いに歓迎するところであります。

議員ご承知のとおり、世界湖沼会議は、霞ヶ浦はもとより、圏域住民の環境保全活動のまたとないPRの機会となるばかりではなくて、湖沼の水質保全に向けた市民の機運を盛り上げることが期待できると認識をいたしております。また、一方で、本市の魅力を発信できる大きなチャンスでもあります。

開催に当たりましては、国際湖沼環境委員会と茨城県との共催によりまして開催することにな

っておりますので、今後、県の対応を情報収集しながら、市としてもどのように取り組んでいくか検討してまいりたいと考えております。

次に、茨城国体と東京オリンピックへの取り組みにつきましては、国民体育大会は我が国最大のスポーツの祭典であり、37の正式競技や公開競技などが開催され、本市においてはデモンストレーションスポーツとして、グランドゴルフの会場地に選定されたところでございます。

今後、開催に向けまして、関係競技団体と協議をしながら、よりよい大会になるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、茨城国体、東京オリンピック開催時の地域振興策、観光誘客につきましては、国体に続いて開催される全国障害者スポーツ大会とあわせまして、全国から約100万人とも言われる競技関係者や応援者が本県を訪れることが予測されております。

こうした来県者を本市に誘客できることが、地場産業の振興、ひいては地域経済の活性化につながる絶好の機会でもあるというふうに考えております。

そのためには、地域振興協定を締結しておりますJTB関東と連携を図りながら、霞ヶ浦や果樹観光などの魅力ある観光メニューの作成、地元の食材を使用した料理の提供など、行政だけではなく、市民のマンパワー的な協力も不可欠であるというふうに考えているところであります。

茨城国体及び東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、国内外にかすみがうら市をPRすることが、地方創生戦略に掲げました事業展開を図るまたとない機会ととらえて取り組んでまいります。

そのためにも、関係団体を初め、市民の皆様と、観光振興に対する意識の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

次の4番、志戸崎活性化計画の進捗状況につきましては環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の5番、水郷筑波国定公園を礎石としたジオパーク構想についてのご質問にお答えをいたします。

本市は、我が国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓に挟まれ、その一部は水郷筑波国定公園に指定されるなどすぐれた自然環境を有し、大変重要な地質や地形、水辺の環境などを初め、歴史や文化など地球の壮大な成り立ちから生まれた地域資源が数多く点在をしております。

こうした地域資源に国際連合教育科学文化機関であります「ユネスコ」の支援事業として、2004年（平成16年）から始まったジオパークという視点を通じまして、その価値を継続して高めながら、霞ヶ浦を含む筑波山周辺地域一帯の保全や継承、教育、観光振興などを目指すものでございます。

「筑波山地域ジオパーク構想」を2013年（平成25年）7月から本市、土浦市、石岡市、つくば市、笠間市、桜川市の6市と筑波大学、その他の関係機関と連携して、積極的に取り組んでいるところでございます。

また、フランスのユネスコ本部で開催されました第38回ユネスコ総会において、これまでユネスコの支援事業として行われてきた世界ジオパークネットワークの活動が、「国際地質科学ジオパーク計画」として、ユネスコの正式事業として、2015年（平成27年）11月17日に認定され、国

内外においてジオパークに対する関心がますます高まるものと思っております。

このジオパーク構想を通じまして、本市の自然環境を初め、歴史や文化などを保全し、郷土学習や環境問題などの教育活動を積極的に実施をするとともに、重要な地質や地形、文化や人々の生活に結びついた地質や地形などを活用した観光振興の推進を積極的に図ってまいりたいというふうに考えております。

現在、平成28年度の日本ジオパーク委員会による「ジオパーク」の正式認定を目指しております。

日本ジオパーク委員会による正式認定には、委員の皆様方並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたくお願いを申し上げます。

次に、6番、系統的な観光事業を推進する観光協会の整備についてお答えいたします。

現在、本市の観光協会では、観光振興などを目的に、主にあゆみ祭りなどの開催、観光帆引き船の操業のほか、市の観光PRなどを行っているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、系統立てた市全体の観光について効率的な運営がなされているかという点、不十分な点もあることは否めないと思っております。

今後、地方創生の中で、各種施策を実践していくに当たり、地域資源のPRをいかに行き、どのように交流人口を増加させていくのか、あるいはインバウンド需要をいかに取り組み、にぎわいの創出と地域の活性化を図っていくかなど、重要な課題が山積をしているところであります。

本市は、豊かな自然に恵まれ、湖もある、山もある、おいしい果物もあるなど、観光資源には大いに恵まれている地域でございます。これら有効なコンテンツを最大限に生かしながら、情報の発信に努め、市全体の観光について一体的にPRをしていけるような組織として、観光協会の法人としてのあり方、体制などを検討していくことは急務であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

設楽議員さんの質問にお答えいたします。

1点目3番、不祥事再発防止計画整備状況の年度総括の実施についてお答えをいたします。

交通違反等不祥事の再発防止につきましては、9月以降の取り組みといたしまして、所属部署ごとに提出されました飲酒運転撲滅宣言書を千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎の職員タイムカードの場所に設置をし、継続的な意識づけに取り組んでおります。

また、公用車で出張する際には、アルコールチェッカーを配置しチェックを行うこととしておりまして、運転日誌もチェック欄を設けてございます。

また、安全運転管理につきましては、その責務を果たすとともに、茨城県警察及び一般社団法人茨城県安全運転管理協会等の活動計画に沿いまして、職員一丸となって交通安全を常に心がけ、事故防止に努めております。現在は、夕方早目のライト点灯を励行しておりまして、これまでに県警及び安管協会主催の無事故・無違反チャレンジ安管いばらき2015や、土浦地区安全運転管理者協議会主催の安全運転協議会に参加をしております。

これから年末年始を控えまして、11月30日と12月1日の全体朝礼で注意を促したところですが、所属長を通じ、飲酒運転や交通事故の防止のほか、服務規律の確保について通知いたしまして、職員相互において十分な意識啓発が図られるよう注意喚起をしております。

次に、公金取扱適正化計画につきましては、7月に行った実地検査における5つの指摘事項の中で、現金通帳と印鑑の別ロッカー等への保管、伝票の連番処理、公金管理台帳への部長印の押印の3点につきましては、計画書の改定に反映をいたしております。

また、調定票の作成と団体の監事による定期的な監査につきましては、検査結果として遵守を通知するとともに、指摘した団体において実施、または実施準備中であることを確認しております。

今後も継続して再発防止を実践していく中で、実効性を高める新たな取り組みや事務執行の効率性を余りに損なう事態の発生、新たな課題などについては、常に最善の方策を目指しながら不祥事の再発防止に努めてまいります。

次に、3点目1番、公共施設のあり方、使用料に関する地域住民の声についてお答えをいたします。

ご質問いただきました公共施設のあり方、使用料金につきましては、それぞれワークショップや説明会などを通じ、市民の皆さんの意見を反映すべく現在検討を進めているところでございます。

このうち公共施設のあり方につきましては、昨年度に策定した公共施設等マネジメント基本計画に基づきまして、まちづくりや市民生活の視点で、今後の各論として、特に今年度は地域的な施設のあり方についてワークショップを開催しまして、地域別のグループに分かれて住民同士の話し合いを進めているところでございます。

今回のワークショップにおきましては、それぞれの地域における市民生活に着目いたしまして、今後の地域自治のあり方なども意識しながら話し合いを進めておりまして、各地域の現状や課題の洗い出しなどから議論を始めております。

これまでの議論における主な意見としましては、各地域に共通するものとして、人口減少や公共交通に関すること、コミュニティのあり方などがございます。また、農業の衰退や農地の荒廃など、市としてもまちづくりの課題としてとらえていることなどが挙げられておりました。

次に、公共施設の使用料の見直しに関するご意見といたしましては、自分たちの団体に当てはめた場合の状況、減免の取り扱い、高齢者福祉と流れが逆行し、行き場を失うのではないかと、また料金の額や設定の仕方、利用申し込みなどの手続、施設の状態、収支の改善効果、今後の進め方など、幅広いご意見、実情などをお聞きすることができ、特に今後の進め方といたしまして、このまま性急に進めることなく、さまざまな意見や要望に対する市としての考え方、対応策などをきちんと示すなど、丁寧な進め方を望むといったご意見もちょうだいしております。

また、説明会の来場者アンケートも実施しておりまして、減免制度の取り扱いなどにおいて、市民と市の考え方の違いなどもあらわれておりますので、基本的な方針は踏まえながらも、さまざまなご意見への対応や、市としての考え方を再整理いたしまして、実施時期や手順などを再調整してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番、地区公民館の看板取り外しとライフラインについてのご質問にお答えいたします。

地区公民館のあり方につきましては、事業仕分けをきっかけとしまして、これまで教育委員会において、霞ヶ浦地区の各地区間の役職員との協議が重ねられ、千代田地区においても、地域住民の有志の方々と新しい公民館づくりに関する話し合いが進められてまいりました。

このような話し合いの結果といたしまして、霞ヶ浦地区の地区公民館長からの要望書のとおり、公民館の活動や組織は充実させる一方、館としての霞ヶ浦地区の現在の地区公民館は、中学校区を単位として再編統合される方向となったものと理解しております。

正式な再編統合に当たりましては、当然のことながら議会の議決が必要となってまいりますけれども、先ほど申し上げた公共施設に関するワークショップなどを通じ、施設の有効活用など、公共施設のあり方の検討を進めているところでございます。

また、一方で、志士庫地区公民館長からは、次の活用策が決まるまでの間、地域の活動の場として暫定的に利用させていただけないかという要望をいただいているところでございます。さらに、地区公民館の多くを避難場所として指定している実態もでございます。そのため、ライフラインの停止という質問でございますけれども、電力や水道の維持を初め施設の警備などの維持管理が必要であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、6点目、霞ヶ浦地区の小中学校閉校後の風景についてお答えいたします。

最初に、行方市における廃校活用の事例についてお答えいたします。

新聞など各種メディアでも取り上げられておりましたが、行方市においては、小学校の廃校施設にサツマイモのテーマパークとして、本年10月30日になめがたファーマーズヴィレッジがオープンいたしました。この施設は、サツマイモの加工工場、菓子の製造や販売を行うとともに、農業体験も提供し、首都圏などからの観光客を呼び込むとともに、地元の子どもの学習拠点、農業関係者の交流拠点としても位置づけられておまして、大阪府の菓子製造会社と地元の農協や農家が出資をした農業生産法人が整備運営を行っております。この経過について行方市に問い合わせをいたしましたところ、当初は当該菓子製造会社が実施するオーナー制度の協力農園として平成17年に同市内の農家が参加したことに始まり、その後、平成20年には地元農協がその会社の工場を市内に誘致をし、サツマイモの継続的な取引が開始をされ、今回の誘致につながったということであります。

この間、行方市においては、6次産業に関する県主体のプロジェクトチームへの参加を初め、6次産業化に関する農林水産省の補助制度の採択に向けた支援を行うなど、およそ10年をかけてオープンに結びついたというものでございます。

なお、この廃校となった施設、敷地につきましては、運営主体である農業生産法人に適正価格で売却をしたとのことでございます。

次に、本市の小中学校の統合につきましては、平成25年3月に策定いたしました小中学校適正規模化実施計画に基づき推進されているところでありまして、その計画の中で、廃校施設については、公の施設としての転用や売却など、施設を生かした有効利用を最優先とし、適当な利用方法がない場合は、解体や土地の売却を検討することとしております。

また、昨年度に策定しました公共施設等マネジメント基本計画では、公共施設全体にわたってまちづくりや市民生活の視点で対応していくこととしているため、地方創生の取り組みとして現在策定が進められております総合戦略を初め、次の総合計画において示されるまちづくりの将来

ビジョンとも連動しながら、地域の方々のご意見も踏まえ、今後のあり方や有効な活用策を具体的にしていきたいと思いますと考えております。

4点目3番、防災組織と公民館活動との連携についてお答えいたします。

建物の崩壊や火災などが同時発生する大規模地震などの大災害時には、市や県、防災機関は全力で公助の災害救助活動を行います。活動に限界が出てくることも想定されます。こうした場合、何よりも地域の皆様の相互協力、共助が必要となってまいります。その共助の部分で重要な役割を担うのが、地域に根差した自主防災組織となります。地域のことを熟知している組織だからこそ取り組むことができる活動がありますし、その役割には大きな期待が寄せられております。

全国における自主防災組織の活動カバー率については80%となっております。茨城県における同率については72.3%、当市の26年4月1日のカバー率については、組織数が5組織で、活動カバー率23.8%ということで、本市としては積極的に組織化に取り組んでいく必要があります。いざというときに地域住民が協力して素早く活動できる自主防災組織のカバー率向上に努めてまいりますと考えております。

この自主防災組織とは、地域の住民が自主的に防災活動を行う組織でありまして、日ごろから地域コミュニティが必要であるかと思っております。今後、自主防災組織をそれぞれの地区において組織化されるに当たっては、日ごろの地域コミュニティがある組織、または地域等により組織化されることが最良であるかと考えられるところでございます。

組織化に当たりましては、行政区、地区公民館、また集落センター単位などにより設置されるのが適当でありますけれども、小単位で設置されるよりは、防災訓練や公民館等の一時避難場所として使用できる施設等もある場所を拠点としたほうが、より適切かと思われまます。

理想としては、各自主防災組織において防災訓練を行うなど、またその組織によって地域のさまざまな活動と防災活動を組み合わせることなど、地域コミュニティ等の連携についても検討してまいりたいと思っております。

次に、4点目7番、公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画に関する調査研究報告の再検証についてお答えいたします。

この調査研究の成果につきましては、それを生かした形で、総務省からの要請でもあります公共施設等総合管理計画として、平成27年3月に公共施設等マネジメント基本計画の策定に至っております。この策定に当たりまして、基本方針において、総量縮減や機能複合化、施設保全の適正化、効率的、効果的な管理運営として、施設運営の合理化や効率化に関する考え方を位置付けておりますが、途中の段階で議会などからのご意見も踏まえまして、理念として公共施設のあるべき姿を検討し、まちづくりや市民生活の視点で考えていくため、基本理念として「まちの魅力や市民生活の質が高まる施設へ」を掲げ、目指すべき姿を整理した上で、基本方針にまちづくりの連動という考え方も明確に加えた経過となっております。

また、この基本計画では、平成25年度の調査研究の成果も踏まえ、考えられるさまざまな手法や施設分類別の方向性などをいわば総論的に位置付けておきまして、今年度からはこうした考え方を踏まえ、いわゆる各論としての実行計画の策定に取りかかっております。

地方創生における総合戦略を初め、次の総合計画において示されるまちづくりの将来ビジョンとの関連を十分認識しながら、そうしたまちづくりと連動し、市民生活の視点に立った公共施設

の将来的なあり方を具体的に描き推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

設楽議員 2 点目、地域福祉活動計画と地域ケアシステム推進事業についての 1 番、第 1 期活動計画実施計画と地区協議会の活動についてのご質問にご答弁をいたします。

地域での福祉活動を行う事業として、社会福祉協議会における地区社会福祉協議会事業があります。地区社協は、千代田地区においては 6 地区、霞ヶ浦地区にはありませんが、ボランティア協議会や社協の事業として実施をしており、両地区とも同様な内容の事業を実施しているところでございます。

近年においては、高齢者を対象に自宅から歩いていける場所での生きがいつくりとして、ふれあい・いきいきサロンの活動が小さな生活圏域の中で行われております。地域での見守り活動や生活支援については、行政サービスだけでなく、地域住民の支援が必要であり、地域福祉の推進については、地域資源を活用しながら地域の実情に沿った組織体制の整備が必要と考えるところでございます。

地区社協の組織及び事業につきましては、市社会福祉協議会と協議をしており、地域の市民活動が重要であり、小中学校の統廃合や公民館組織の再編等による市民の活動形態、活動状況の研究等も必要であること。また、介護施策においては、介護予防・日常生活支援等の事業において、地域の担い手として期待されているところでもあります。

今後、具体的な検討を行いながら、これからの地域コミュニティと公民館防災活動など、複合的な連携により、地域に合った独自性のある地域福祉活動の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続いて、2 番、介護予防・日常生活支援総合事業の本市における実施計画と、3 番、県先導 3 市の取り組み事例と連携についてをあわせてお答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業は、改正介護保険法の施行を受け、全国の市町村で平成 29 年度の事業開始を目標に事業の構築に取り組んでいるところでございます。本事業の特色は、市町村の自主性、主体性を生かして事業を構築できるという点にあり、地域の実情に応じて柔軟な取り組みによるサービスの提供を可能としております。

県内の状況に目を向けますと、平成 29 年度を事業開始の初年度としている市町村が大半を占める中、牛久市、ひたちなか市などが先行した形で、平成 27 年度より事業を開始している状況であります。

牛久市では、通所型サービスに地区社会福祉協議会のサロンを活用して、ひたちなか市では訪問型サービスにシルバー人材センターを活用した事業展開が注目をされております。

近隣市町村の状況を見ますと、土浦市では、介護予防・日常生活支援総合事業の導入を本市と同様に平成 29 年度としておりますが、医療と介護を一体的に提供する在宅医療と介護の連携事業

において先行しており、本年度より事業を開始しております。

このような状況を踏まえ、本市では、先行市町村や近隣市町村の事例を参考に、地域の実情、地域支援、財政規模などを多面的に検証しながら事業の構築に取り組みたいと考えております。

具体的な事業推進に関しましては、基礎資料の収集、事例の検証、地域資源の掘り起こしといった作業を踏まえ、サービス提供の実現性を見極めながら、平成29年度の事業開始に向け事業構築に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、4番、介護ステーションの設立についてお答えいたします。

訪問介護ステーションの整備につきましては、茨城県型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業により、県の財政支援が制度化されております。具体的には、設置場所と訪問介護事業者を市町村が確保することにより、事業所の運営等に必要な財政支援が受けられる仕組みとなっております。また、訪問介護の状況ですが、本年10月の本市の利用数を見ますと、21人となっております。

また、過去において千代田地区に土浦訪問看護ステーションが設置をされましたが、土浦市の訪問介護ステーション事務所に集約をされた経緯がございます。事務所が集約された要因としては、本市のエリアが土浦市内の事務所において訪問可能な距離であったため、またランニングコスト等の採算ベースからの判断であったと思われる。これらのことを踏まえ、今後、必要に応じ、事業者と協議をいたく考えております。

続いて、5番、地域包括支援センターと関連相談窓口の連携についてでございます。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、介護支援専門員の3職種の有資格職員が介護予防事業、要支援認定者に対する介護サービス計画等を作成支援するケアマネジメント事業、虐待や成年後見制度の権利擁護事業など多様な事業を実施しており、個別訪問等を行いながら、高齢者の自立支援に取り組んでいるところでございます。

関連相談窓口の連携についての状況でございますが、社会福祉協議会におきましては、介護等の相談があった際には、地域包括支援センターへ連絡がありますので、その際は適宜個別訪問を行っております。また、相談窓口と内容が相違しますが、地域ケアシステム事業において、医療、福祉、保健の事業所、施設、行政等の多様な専門職員による会議を月1回開催し、それぞれが現在対応している事案への助言を行いながら、課題の解決に取り組んでいるところでもあります。

保健所に関しましては、高齢者の心の相談といった分野での相談窓口として連携をする形となりますが、事例としては数少ないものとなっております。

次に、国保団体連合会に関しましては、要支援認定者の介護保険サービス利用に関連した各主体間の内向的業務における連携が主を占めており、市民向けの相談といった内容の日常的な連携は行っていないのが現状でございます。

このことから、各主体間の連携から見た高齢者の相談窓口としては、社会福祉協議会との連携密度が高くなると思われまますので、今後はパンフレット等での周知により、連携の強化を図ってまいりたいと思っております。

次に、あじさい館内の案内掲示板においてでございますが、議員ご指摘のとおりで、現状としましては、あじさい館玄関脇に地域ケアシステム推進事業と書かれた立て看板が設置をされているだけで、今後につきましては、事業の内容や地域ケアシステム推進事業の委託先でありますか

すみがうら市社会福祉協議会の所在位置等を市民の皆様にはわかりやすく周知案内できますよう社会福祉協議会と協議を図り、改善に努めてまいりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

また、土浦市では、地域包括支援センターの業務は、土浦市直営ではなく、土浦市社会福祉協議会へ委託をして、包括的支援事業を実施していることから、案内板が土浦市社会福祉協議会地域包括支援センターとなっているものでございます。本市の場合は、市による直営として包括的支援事業を実施しております。

次に、6番、地域ケアシステム推進事業の実施状況についてでございます。

擁護を必要とする市民一人のケースについて検討し、効率的かつ最適な支援を行い、自立した生活を可能にするとともに、地域社会全体で取り組む総合的な福祉コミュニティの構築を研究し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とし、実施主体はかすみがうら市であります。実施は市社会福祉協議会へ委託をしてございます。

この事業の主な対象者及び取り組む事案につきましては、市内に住所を有し、在宅で生活をする方で、高齢者のいる世帯、身体、知的、精神障害者のいる世帯、子育て支援及び児童思春期精神保健などで支援を必要とする方を対象としております。

事業の実施に当たりましては、活動の拠点として社会福祉協議会にケアセンターを設置して、援護を必要とする方へ効率的かつ最適な支援方法を提起するためのケース検討会議を開催し、地域コーディネーターがケース検討会議の結果等をもとに、要支援者を支援する担当者の役割分担や相互連携を図ることを目的に、在宅ケアチームを編成いたします。

在宅ケアチームの効果的な活動を図るため、構成員の中からキーパーソンとなる方を選任し、要援護者の状況を常に把握し、柔軟な対応が図れるよう連絡調整をし、要援護者の支援を行っております。平成26年度の実績といたしましては、要援護高齢者、障害者等94名の方から188件の相談を受け対応した状況でございます。

次に、7番、統合小学校の放課後児童クラブの受け入れ態勢と募集状況について、また8番、南小学校放課後児童クラブの本施設計画と3点目5番、千代田地区には児童館、南小学校は暫定使用で放課後児童クラブについては関連性がございますので、まとめてご質問にお答えいたします。

まず、1つ目としまして、公設児童クラブの募集状況でございますが、募集は来年の1月18日からの募集でございます。現時点での募集状況は不明でございます。また、民設の新規開設をされますみなみ児童クラブでございますが、このクラブにおいても12月1日より入会の申し込み受け付けを行っているところでございますので、入会状況については不明でございます。

2つ目、放課後児童クラブの一時的施設の整備計画状況については、第一保育所内の余裕教室を利用して行う児童クラブ3クラブにつきましては、保育所の東側から3部屋を使用することとなり、児童や保護者の出入りは、各クラブ園前のテラスからとなります。また、トイレ等の使用時には廊下を利用しますが、入所児童への影響を及ぼさないように配慮したく考えております。

南小学校からの児童クラブ利用者の移動通路は、小学校校庭から、現在建築中のプールと保育所との間を通り、保育所のフェンス出入り口を利用することを考えております。グラウンドの使用につきましては、保育所の園庭は、遊具等が幼児用のため使用は控え、小学校の校庭を使用す

る予定です。

父兄の送迎時の駐車場は、南駐在所から入った保育所駐車場を利用させていただくことで考えております。南小学校のランチルームを利用する児童の父兄の送迎時の駐車場は、敷地内のバス駐車場を利用することとなると思いますが、今後、小学校と調整を行うこととなります。

通路街灯は、小学校授業終了後の放課後の移動時において、日照等を確認した上で、必要に応じ街灯の設置を考えてまいります。また、ランチルームの整備については、小学校との協議を行いながら進めている状況であります。

2点目8番、南小学校放課後児童クラブの本施設計画についてのご質問でございます。

本年度、新制度が施行となったことから、子育て家庭への支援策として、児童クラブの量の拡充や資質の向上が重要になりました。南小学校地区の児童クラブ受け入れにつきましては、先ほどお答えしましたが、新たにできる南小学校のランチルームでの受け入れは一時的な予定でありますので、利用状況等を踏まえ、29年度以降、南小学校地区の新たな受け入れ場所を検討してまいりたいと考えております。

3点目5番の千代田地区には児童館、南小学校は暫定使用で放課後児童クラブについてのご質問でございます。

児童館については、千代田地区に3児童館があります。1つは、大塚児童館は、下稲吉地区の旧水戸信用金庫隣でございまして、平成8年4月1日に開設をしております。構造は、鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積としましては597.17平方メートルでございます。1階部分はふれあいセンターとして292平方メートル、2階は児童館として305.17平方メートル、敷地面積としまして1,255.08平方メートルでございます。

次に、稲吉児童館は、稲吉2丁目地内の市勤労青少年ホーム隣で、昭和60年4月1日に開設し、施設構造は、木造平屋建て、延べ床面積204.12平方メートル、敷地面積607平方メートルであります。

次に、新治児童館は、新治小学校隣で、平成18年6月26日の開設でございます。施設構造は、鉄筋コンクリート平屋建て……

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 3時06分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

設楽健夫議員の質問時間の90分が終了しましたが、執行部の1回目の答弁が終了しておりません。

本来であれば、以上で設楽健夫議員の一般質問を終了するところではありますが、今定例会から制限時間を90分に変更したことに鑑み、特例により執行部の1回目の答弁に限って発言を認めることといたします。

発言を求めます。

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、先ほどの続きのご答弁をいたします。

延べ床面積300.48平方メートル、敷地面積856.86平方メートルであり、最も新しく開設された児童館となります。

今後につきましては、市内全体の児童クラブの地域性やバランスを考慮した配置を検討してまいります。また、児童館のあり方についても検討してまいります。ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、放課後児童クラブの全国の実施状況でございますが、厚生労働省が実施した調査によりますと、平成26年5月1日現在で登録児童数が93万6452人、放課後児童クラブ数が2万2084カ所で、そのうち小学校内の余裕教室や敷地内専用施設を利活用して児童クラブの開設を行っているクラブ数は、全国で1万1653カ所でございます。全クラブ数の52.8%となっております。

以上です。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは4点ほどございますが、まず3点目3番、霞ヶ浦地区公民館活動の近隣市町村での高い評価の検証についてお答えをいたします。

霞ヶ浦地区の地区公民館は、昭和30年の出島村誕生以前の旧村単位であった6地区にそれぞれ公民館が置かれ、その下部組織として行政区単位に分館が置かれるという組織体系となっております。そして、地区公民館には、公民館長を初めとする本部役員が、また分館には分館長を頂点に体育厚生部など4つの部の部長が置かれており、6地区合わせると約400名もの方々が地区公民館活動のスタッフとしての役割を担っております。これらは長い年月をかけてつくられてきた地域に密着したシステムでありまして、地域や行政区の中では当たり前のようにこれらの役職は引き継がれ、引き継ぎを受けた方も、その役割を当然のごとくこなしていく、こういった伝統の中に培われているものでございます。

事業としましては、6地区とも体育祭、球技大会、ハイキング、移動講座等を実施しており、その参加者総数は、平成26年度実績で6,000人にも上ります。スポーツのチーム編成やハイキング、移動講座の募集の取りまとめなどは分館単位で行っており、これらの行事は地区の住民にとって、例えばお祭りなどと同様、その行政区の恒例行事として定着をしております。

また、これら共通事業のほかに、餅つきやならせ餅を飾るなどした収穫祭や、ワカサギの人工孵化事業など、地区の特性に合わせた特色ある事業にも取り組んでおりまして、その実績が国からも評価をされ、平成22年度には佐賀地区公民館が文部科学大臣賞を受賞しております。その際には、先進地地区公民館として、他市から地区公民館の視察研修を受けた実績もございます。

あわせて、地区公民館の本部役員の方6名が公益社団法人全国公民館連合会から永年勤続表彰を受賞するなど、これらの活動は市外からも高く評価されております。

このように霞ヶ浦地区の地区公民館は、長い間、小学校単位の地域コミュニティ活動をリードしてきた実績があり、それらの活動については、次年度から新しく取り組む中学校単位での新しいコミュニティ活動とあわせて、今後も守っていかねばならないというふうに考えてございます。

次に、3点目4番、千代田地区は耐震施設、霞ヶ浦地区は無しの進む不公平行政についてお答えします。

耐震化の考え方としましては、学校の統廃合との整合性を考慮し、小学校適正規模化実施計画に基づき、適正規模化実施後に存続する学校施設の耐震化を平成27年度までに実施することとして計画しておりましたが、千代田地区4小学校の統合が予定した時期に間に合わなくなったことから、子どもたちの安全の確保を最優先に、統合予定の耐震性の確保をされていない新治小学校及び上佐谷小学校の校舎について、本年度、耐震工事を実施したものでございます。

また、霞ヶ浦地区の廃校となる小学校施設につきましては、公共施設等マネジメント計画で利活用を検討することとされておりますことから、今後、計画の中での活用方針に基づき、必要に応じ目的に沿った整備が行われることになるものと考えております。

なお、霞ヶ浦地区の廃校となる小学校屋内運動場につきましては、社会体育施設及び避難所として暫定利用するため、耐震化を検討しております。耐震化に当たりましては、利用状況や、各地域の施設の配置状況を踏まえ、必要施設について検討することとしております。

続いて、4点目4番、千代田地区公民館設立準備と地区活動についてお答えをいたします。

霞ヶ浦の6地区公民館で実施をしております地区コミュニティ事業を次年度からは千代田中学校地区、下稲吉中学校地区でも実施できるよう、市民活動など豊富な見識や経験を持つ地区住民の方40人に新しい地区公民館の形づくり準備委員に就任をしていただき、7月18日から9月27日の計4回にわたりましてワークショップ形式で次年度の事業計画案を作成していただきました。

準備委員の皆様からのご提案は、我々生涯学習課の枠を超え、保健福祉、子育て、防災・防犯、環境など多岐にわたっておりますが、とりあえず来年4月からは、生涯学習の観点からの地区公民館活動をスタートすることといたしました。同時に、これら市民の声に対しまして、総合的、横断的に対応できる体制づくりを全庁的に検討していく必要があるものと考えております。

最後に、4点目5番、霞ヶ浦地区公民館の分館活動と地区公民館の施設整備についてお答えいたします。

今まで進めてきました霞ヶ浦地区公民館のコミュニティ活動については、先ほど答弁させていただいたとおり、地域で営々と築き上げられてきたものであり、一朝一夕にできるものではないと感じております。そして、少子高齢化、人口減少時代の今だからこそ守っていかねばならない大切なものであると理解をしております。

霞ヶ浦地区の地区公民館の施設についてでございますが、全市域において中学校区ごとに地区公民館を設置するという市の方針に基づきまして、現在ある6地区の地区公民館をあじさい館に置く霞ヶ浦公民館に統合していくよう準備を進め、その方針については、地区公民館活動の中で地区住民の方にこれまで周知をしてまいりました。さらなる周知を図るため、10月26日から30日までの5日間にわたり、廃止となる予定の霞ヶ浦地区の地区公民館5カ所で地区公民館施設統合に係る説明会を開催させていただきました。その中でのご意見等を踏まえまして、千代田地区、

霞ヶ浦地区合わせた市内全域の学校や公共施設のバランスよい適正配置が決定するまでの間、現在の霞ヶ浦地区の地区公民館施設を暫定的に利用することも選択肢の一つではないかと考えておるところでございます。

27年度いっぱい霞ヶ浦地区の地区公民館のいわゆる看板を外すと同時に、その施設の暫定利用のための規定を制定するよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

コミュニティ関連のご質問にお答えをいたします。

3点目7番、コミュニティの総合ビジョンとのご質問でございます。

市の総合計画後期基本計画におきまして、みんなで作る連携と協働のまちづくりの中では、市民活動の支援として、コミュニティづくりを施策に掲げてございます。

コミュニティ活動は、市民相互の交流や相互扶助意識など、地域の連帯感を生み出し、地域づくりに欠くことのできない重要なものでもございます。しかし、近年では、都市化や少子高齢化の進展、生活形態の変化などによりまして、地域社会における連帯意識や人間関係が希薄となり、地域に対する関係が弱まりつつあるものと認識をしてございます。

こうした現況と課題から、地域コミュニティ活動への参加を促進するとともに、コミュニティ組織や各種団体の支援により、多様な主体の連携によるまちづくりを今後推進したいと考えてございます。

4点目6番、地域コミュニティの運営に対応する行政機構改革についてお答えをいたします。

秘書広聴課内に市民活動広聴担当を設置し、今後のまちづくりに不可欠なNPO法人などへの支援、多様化する住民要望に対応するために設置をしてございます。

ご指摘の地域コミュニティにつきましては、さまざまな形態が考えられると思います。現在、市が密接に関与しているのは行政区であります。広く地域コミュニティといった場合には、これに限定されるものではないと思っております。小学校単位ほどの大きなコミュニティも考えられますし、反対に一行政区内の常会よりも小さいコミュニティも考えているところでもございます。このようなさまざまなコミュニティ組織からの要望、あるいは相談に対し、市がスムーズに対応できているかと言われますと、必ずしも十分であるとは言えない面もあると認識をしてございます。

今後、少子高齢化や人口減少が進んでいく中で、まさに地域コミュニティの形も大きく変化することが予想されるところでございますが、市民の皆さんに接する基礎自治体といたしまして、市と住民のお互いが密接に結びつき連携していくこと、さらには協働関係を進めることは、これからの少子高齢社会や人口減少社会といった大きな課題を解消する意味では不可欠であると考えてございます。これらの点を踏まえ、現状の課題を十分精査しながら、課題解決に向けた組織の見直し等を検討してまいりたいと考えてございます。

4点目8番、市民協働のまちづくりにおける活動拠点につきましてお答えをいたします。

市民協働のまちづくりを進める上で市民活動が活発化していくことが大変重要であり、その活動拠点の必要性については十分認識をしております。

しかし、公共施設の中には老朽化している施設が多々あり、新規建設はもとより、修繕等においても苦慮しているのが実情でございます。利用可能な施設を効果的に利用していただくことをお願いしておりますが、現在、市では、市民協働のまちづくりを支援するために空き家等を活用する交流拠点施設の整備事業といたしまして、まちづくりファンド助成事業等も実施してございます。これはまちづくりに関する活動を自主的に行い、継続が見込まれる市民団体等の施設の整備、修繕等に係る経費を助成し、市民活動の拠点づくりを応援するものでもございます。ぜひこういった助成事業を活用しながら、市民の皆さんの活発な活動が行えることも、ある面期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、平成25年4月「志戸崎活性化計画」の進捗状況等についてご説明いたします。

志戸崎地区活性化計画につきましては、平成24年6月に農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を要望し、同年9月に、農林水産省の計画予定施設の現地視察を経て、平成25年4月に地域資源として霞ヶ浦を背景に、ブルーツーリズム、親水空間の創造と農水産業振興の両輪により活性化を目指すことを目的に、志戸崎地区活性化計画を作成いたしました。

同年6月に、農林水産省から交付対象計画として決定され、同年7月には、農山漁村活性化対策整備金500万円の割り当てを内示されました。そのため、同年、第3回定例会補正にて歳入500万円、歳出1000万円を計上し、農林水産物販売等施設の設計を実施しました。平成26年4月に農林水産物販売等施設新築工事に伴う交付金7650万円の割り当て内示があり、同年5月に交付金を申請しました。同年5月27日から工事が着工され、平成27年3月17日に竣工いたしました。同年3月にかすみがうら市交流センター設置及び管理に関する条例を制定し、条例に基づき事業者を同年3月25日から5月20日まで募集しました。応募者がいなかったため、6月16日から7月31日まで再募集しましたが、再び応募者がいない状況でした。そのため、9月20日、10月10日、11月22日、12月5日の歩崎イベントにあわせ、特産品販売を開催している状況であります。

今後も志戸崎活性化計画、活性化目標の達成のため、人的なことを含め募集を続けていくとともに、当地のイベント及び周辺施設を関連づけて有効利用を図っていきたいと考えております。

また、棧橋整備につきましては、歩崎公園の利用促進及び観光振興を図る目的から、水辺の環境整備を考え、交流センターから直接的に観光帆引き船の随伴船に搭乗が可能な多目的棧橋を湖岸に設置する予定でしたが、やむを得ない事情により中止となりました。棧橋整備は、地元の方の皆さんの協力ができないことでもあります。地元の方や関係団体等のご理解が必要でございます。今後も皆様のご協力をいただきながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時25分

再 開 午後 3時26分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

どうも皆さん、こんにちは。平成27年第4回定例会の一般質問をやらせていただきます。

9月10日の台風18号の災害、「平成27年9月関東・東北豪雨」により、常総市や被災地でお亡くなりになられた8名の尊い命、そして、けがをなされた50余名の被災者の方々、さらには、住宅全壊、半壊、床下・床上浸水、公共施設、工場、農地など甚大な被害を受けられた全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

9月14日に被災地のお見舞いに伺わせていただき、また、24日に産業建設委員会で調査に入らせていただきましたが、水の力のすさまじさ、自然の力の恐ろしさ、ひとたび牙をむいた自然には人の力など及ばないという当たり前のことを再度痛感をいたした次第です。

一方では、県内外から駆けつけてくれている災害支援のボランティアや義援金での支援など、「日本人に生まれてよかったなあ」という誇らしい気持ちを新たにしました。

また、当市から2人の方がボランティアとして活躍している姿に触れまして、大変うれしい気持ちになりました。

そして、平時、ふだんの守ってくれている川の堤の大切さやありがたさを感じるとともに、災害がないときの備えの重要性を改めて感じた次第であります。

「想定を超える」という事態がたびたび起こっています。改めて国土の保全と強化、身の回りの安全対策や地震、風水害対策など、当かすみがうら市の政治の果たす役割を再認識いたしました。

通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

私たちは霞ヶ浦の恵みをいただきながら、また自然の猛威に襲われながら、先祖代々この地で暮らしてまいりました。近年は堤防が整備され、河川の堤なども整備が進み、ありがたいことに人命を失うなどの大きな被害は減少に向かっております。

しかし、いつ何どき、先日の東日本大震災のような自然の猛威に襲われるかわかりません。当市の急傾斜地崩落危険箇所と水防の現状、今後の対策についてお伺いをいたします。

我が国の災害の歴史、調べてみましたが、昭和34年の伊勢湾台風による犠牲者5,098人、戦後最大の被害の教訓により、昭和36年に災害基本法が制定されました。その後、昭和44年に急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律が制定され、この事業により、市内の急傾斜地の条件をクリアした地域で指定整備工事により改善が図られ、私の住む戸崎も2年前におかげさまで工事

完了したということでございます。

平成7年に発生した阪神淡路大震災の対応のため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律を政令により定め、その後、平成11年6月に広島市や呉市で329カ所の土石流やがけ崩れで死者24名、全半壊家屋138戸の被害が発生したため、平成12年に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が施行されたというように、大災害が発生するとともに、対策のための法律が整備されているということでございます。

当市においても、今回の台風によって大規模な冠水の被害などがあったわけですが、そういう折、検証する、大災害に備えることが大事との考えから質問をさせていただきます。

1点目として、防災マップや土砂災害ハザードマップなどに区域指定している危険箇所の状況、対策の状況、そして今後の対策、対応などについてお伺いをいたします。

2点目として、水防関係になりますが、田伏の住民の方から「堤防の波止が以前から水没しているの、堤防が下がっているのではないかと不安を持っている方がいるので改善を図れないか心配をしてほしい」というような内容で相談を受けたものですから、今回、田伏下の堤防の現状と対策についてどのようになっているかお伺いをいたします。

3点目として、川尻川ですが、通称かん橋付近がたびたび越水し通行どめになります。隣接の河川の堤や水田、このたびの台風18号では道路ののりを削られる影響がありましたが、今後の対策についてお伺いをいたします。

次に、ごみの減量化とリサイクルの現状、今後の推進についてお伺いをいたします。

昨年8月、坪井市長の方針によりごみ処理の広域化計画への路線転換が示され、石岡市、小美玉市、茨城町で組織する一般廃棄物広域処理推進協議会への参加申し入れが行われ、参加が承諾され、4市町による広域での処理場の建設にシフトしていきました。人口5万人以下の対象地域には該当しない循環型社会形成推進交付金を広域で活用することで、当市の持ち出す建設費用等は確かに安価になります。また、長期的な視点から最終処分場を持たない当市にとっては、広域での処理が単独処理よりも安定的になるものと判断し、坪井市長の方針に賛成をさせていただきました。

広域での新たな処理施設建設を決定し、霞台厚生施設組合へ代表議員4名を送り、構成市町の調整が図られ、分別や処理方法、運営や建設に向けた協議が慎重に進められています。

霞台厚生施設組合による7月の説明会や11月の一般廃棄物処理施設整備基本構想中間報告にも出席をし、進捗状況を見させていただきました。また、産業建設委員会でも協議し、現在、各処理施設の現場の方々の意見交換の必要性なども市長から話してもらおうとの提言をしています。

私自身は、ことしに入り廃棄物施設5施設の視察に行き、各地域のさまざまな資源の地域循環の創意工夫や「リサイクルは大切だが、お金がかかるものもある」という現場のジレンマや苦悩などにも触れ学ばせていただきました。平成12年成立した「循環型社会形成推進基本法」により、それまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会を改め、繰り返し利用できる仕組みをつくる社会、限りある天然資源を大切に使う地球と仲よく暮らしていく社会を目指している、それが私たちの進む道と考えています。

新治地方広域事務組合では、廃棄物処理の現状が後退するのではなく、循環型社会形成推進基本法の精神に沿って、当市を含めた構成4市町において3R、発生抑制（リデュース）、再使用

(リユース)、再生利用(リサイクル)の普及推進を図る観点から質問をいたします。

1点目として、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画において、ごみの排出抑制資源化計画が示されていますが、現状の進捗と具体的な実践についてお伺いをいたします。

2点目として、生ごみの堆肥化で燃えるごみの減量化が図られますが、現状と推進策について伺います。

次に、霞ヶ浦地区統廃合後の小学校の登下校の安全と学習支援などについてお伺いいたします。

いよいよ来年4月から霞ヶ浦地区の小学校7校が南北2つの小学校に統合が図られ、美並小学校を修繕、増築し、また旧北中学校校舎を改修し、活用し、新たな小学校教育が始まります。新築よりも低コストに抑えられ、その点は歓迎していますが、小学校が徒歩で通う距離を超えていることから、スクールバスでの登校となります。南北の中学校に通った保護者などは、学区の状況はわかっていますが、新しく当地域で生活を始めた保護者は不安があるものと考えます。

平成26年4月から中学校が統合され、スクールバスの運行が行われています。乗降所の安全について相談がありましたので、先般、質問をさせていただく機会がありましたが、中学校よりも小学校は対象者が小さく、また利用者が増加する。それに伴い乗降箇所が非常に多くなり、その際の危険性は増すわけでありです。また、地区内の道路事情など考慮すると、多くの不安を抱えている保護者も少なくありません。

低学年と高学年と一緒に登校することはわかりますが、下校時はどのようになるのかなどさまざまな相談がありますので、私からの提案も含めまして質問をいたします。

1点目として、スクールバスの乗降時の安全対策の現状と今後の見込みについてお伺いします。

2点目として、下校の際、学年により就学時間が違うため、バス運行はどのようになるのか。現状での計画について伺います。

3点目として、低学年が学校に待機するようであれば、その時間を活用し英語などの教育に充てることが可能と思いますが、教育に生かす考えについてお伺いいたします。

最後に、下大津公民館の廃館と廃校後の学校跡地活用についてお伺いいたします。

平成23年から25年にかけて事業仕分けの取り組みが行われました。異例とは思いますが、公民館事業が2度、仕分け事業に提出され、25年の事業仕分けで、組織は要改善で、施設は不要との判定があったわけですが、それに伴って霞ヶ浦地区の公民館を中学校単位にする。地域の公民館活動を実践してきた霞ヶ浦地区は、学校が中学校が1つに統合されたため、1つの地区公民館になり、千代田地区は地区公民館の活動はなかったわけですが、中学校が2つあるため、新しく2つの地区公民館をつくるという行政方針で仕事が進められてきたと聞きます。

先般やっと開かれました下大津地区公民館での説明会で、下大津地区の公民館関係者の話を聞きますと、組織は中学校単位になっても支館として残すことは決まっているが、地区の公民館がなくなる点は承知していないという意見が多く出されました。

また、出席者から、小学校の統合により下大津小学校がどのようになるのか。避難所は要らなくなるのか。体育館を使用している団体からは、どの体育館を貸していただけるのか。近くでないと不便だなどの意見が出されました。千代田地区では中学校も小学校も統合しないで、耐震化し、エアコンの取り付けも行われ、この違いは何なんだと。下大津地区では、保育所がなくなり、

公民館がなくなり、小学校もなくなり、本当に情けないというような落胆の声であります。

今年6月の第2回定例会で、桜の保護活用の質問をさせていただいた折、学校の統廃合が進んだのは霞ヶ浦地区です。千代田地区はいまだ結論が出ていない。地域にはさまざまな考えを言う方がおり、そういう思いに耳を傾け、また先人への敬意や感謝の念を持って、この地域の将来のために何が必要かというような振興策というテーマを持って、公共施設のマネジメントとは別に住民とあらゆる機会に相談をかけるような視線で臨んでいただきたいと坪井市長の心のこもった行政運営を要望させていただきました。地域の思いにどのようにこたえていくのかを含めまして、誠意ある回答を期待いたします。

1点目として、各地区公民館施設の統合にかかる地域説明会の折、下大津地区に集会施設がなくなるとは困るという意見が多く出されましたが、今後どうなるのか、具体的な計画を伺います。

2点目として、下大津小学校も廃校になりますが、防災計画において避難所として位置づけられています。下大津小学校施設は今後どのようになるのかについてお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、1番、急傾斜地崩壊危険区域の状況、対策の現状、今後の対応についてお答えをいたします。

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況ですが、これまで市内7カ所で指定を受け、全ての指定箇所での整備工事が完了いたしております。

当指定については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づきまして指定をし、それに基づき施工を行うもので、これまで戸崎などの湖畔沿いの急傾斜地や千代田地区においては東野寺など県が整備を進めてきたところでございます。

しかしながら、平成11年、広島で起きました土石流やがけ崩れなど、各地で土砂災害の発生件数が年々増加いたしまして、対策施設の整備が危険箇所の整備に追いつかない状況となったところでございます。

それによりまして、従来のハード対策よりも、抑制対策等のソフト対策を行う必要性があったため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が平成13年に施行されました。

この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし周知を図ること、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図ること、一定の開発行為を制限すること、建築物の構造規制を行うこと」により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的といたしております。

このようなことで、急傾斜地法によるハード対策と土砂災害防止法によるソフト対策の両面か

らその対策を行っていくこととしたものです。

ハード対策については、急傾斜地法により、県の急傾斜地崩壊対策事業により整備を進めてきたところです。

県が急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い整備するものですが、指定と整備には、対象区域の全住民の同意や整備費の予算確保など、全ての危険箇所では実施するまでには、膨大な時間と費用が必要となります。このような現状から、土砂災害防止法によって、土砂災害発生のおそれがある箇所を明確にし、避難体制の整備を図ることなど、防止対策を推進いたしております。

本市では、同法の規定によりまして、今年度、新たに17カ所が追加指定され、市内39カ所が土砂災害警戒区域に指定をされております。危険性の高い箇所については、毎年、県と合同点検を実施し、施設の状況や災害発生の危険度などの状況把握を行っているところでございます。

今後、ハード対策としましては、急傾斜地崩壊区域への指定、整備に向けまして県へ要望し、また連携を図りながら取り組みを進めてまいります。

ソフト対策といたしましては、土砂災害警戒区域39カ所の地域に土砂災害ハザードマップを配布し、警戒区域の位置や避難所までの経路、日ごろからの備えなどを周知するなど、被害の未然防止が図られるよう努めてまいります。

次の2番、田伏地区の堤防の現状、3番、川尻川対策については土木部長から、次に2点目のごみの減量化とリサイクルについては環境経済部長から、次に3点目1番、スクールバスの安全対策、2番、下校の際のバスの運行については教育部長から、次に3番、放課後の余暇時間を活用した英語等の教育については教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目、下大津公民館の廃館と廃校後の学校跡地活用について、総括的にお答えいたします。

公共施設のあり方につきましては、まちづくりや市民生活の視点で考えることを基本といたしまして、今年度は地区公民館や小学校跡地など、地域的な施設のあり方を具体的にするため、従来のような説明会方式ではなく、ワークショップという方式によりまして、地域の皆さんによる話し合いを進めているところでございます。

市といたしましては、地方創生の総合戦略（素案）においても、コミュニティ活動の拠点の確保、廃校の活用を位置づけておりまして、市民生活や市民の活動のために必要な場合は、何らかの形で確保していきたいと考えておりますが、そうした場が有効に活用されることはもちろんのこと、維持管理や運営面も含めましてあり方を検討していく必要があります。

また、今回のワークショップを通じまして、公共施設をきっかけとして地域づくりの仕組みを考えるなど、市民協働のまちづくりを推進する一つの機会となればというふうに考えているところでございます。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

3点目3番、低学年が学校に待機するようであれば、その時間を活用し英語などの教育に充てることが可能と思いますが、教育に生かす考えについてお伺いいたしますとのご質問にお答えいたします。

先ほども説明させていただきましたが、スクールバス利用の低学年児童については、スクールバスが夕方1便のため、高学年が授業を終了するまで、1週間のうち1年生が4日間、2年生が3日間、3年生が2日間、学校で待機することになります。その際の具体的な活動内容は、現在、学校と調整しており、学校の管理下で宿題や読書などの自主学習や外遊びなどによる取り組みにより、安全に待機できるよう対応する予定でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

来栖議員の1点目2番、田伏地区の堤防の現状と今後の対策でございますが、沖の内行政区長より、堤防の沈下防止及び斜面の決壊防止についての要望があり、7月13日、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長宛て、市長名で要望書を送付、あわせて加固副議長、さらには外塚県議からも同事務所長、副市長を初め10名の方に早急な対策の要望をいただいたものでございます。その結果、9月15日、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所管理担当者が霞ヶ浦庁舎を来庁し、要望に対する回答をいただいております。

内容を申し上げますと、霞ヶ浦の堤防管理は、国で整備した堤防のほか、水資源機構で整備した堤防があり、要望箇所は水資源機構の管理であり、現在の堤防状況といたしましては、計画堤防の高さは確保されているが、護岸の高さが軟弱層による不等沈下により、おおむね80センチメートル低いとのことでございます。対策についてでございますが、護岸平場部の高さを確保するため、ふとんかご等の設置や堤防のり面部の電設ブロックの追加工事を行いたいとのことございました。平成27年度、検討、設計の実施、平成28年度以降、順次整備を実施するとのことでございます。

1点目3番、川尻川、通称かん橋付近の越水、道路冠水対策についてお答えをいたします。

近年増加するゲリラ豪雨、台風被害等により、川尻川流域における越水による水田、道路冠水被害が顕著となっておりますが、冠水は比較的短時間で解消することから、下流部の流下能力はある程度確保されているものと想定をされます。

今後の対策でございますけれども、河川改修は下流から上流に向けて整備するのが原則であることから、道路の嵩上げ、河川改修等、技術的検討を行い、改修にかかる期間や経済性、地権者の同意、環境の保全等、総合的に検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目1番、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画において、ごみの排出抑制資源化計画が示されていますが、現状の進捗と具体的な実践についてと、2点目2番、生ごみの堆肥化で燃えるごみの減量化が図られますが、現状と推進策についてのご質問にお答えいたします。

かすみがうら市の一般廃棄物基本計画につきましては、平成27年3月に策定し、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を理解し、主体的な取り組みを実践していく施策として、1、地域組織ネットワークを生かした協力体制の構築、2、事業系ごみの発生抑制、資源化、3、学校における環境学習、4、分別の徹底、5、新たにごみの処理施設の整備の5つを重点目標として挙げております。その中の一つとして、現在実施しているごみの排出抑制及び資源化の取り組みにつきましては、資源物の回収を行っている団体とコンポスト等の生ごみ減量化機器を設置する個人に対し、それぞれ補助金を交付しております。これにより家庭から出るごみの減量と資源物の分別収集を認識していただき、ごみ排出を抑える資源化を推進しているところであります。

資源物集団回収の状況につきましては、平成25年度が43団体で205.51トン、平成26年度が44団体で190.46トンとなっております。生ごみ減量化機器の設置基数については、平成25年度が44件の申請で60基、平成26年度が23件の申請で29基となっております。

さらに、学習機会の提供としては、市内小学校3、4年生を対象に配付している社会科副読本やそのDVDを活用し、ごみの分別やリサイクルについての授業を行うとともに、環境クリーンセンターを見学してもらう機会を設け、3Rのための意識づくりを行っているところです。

また、具体的なごみ減量化目標としましては、平成31年度までに5%、990グラム、平成41年度までに約10%、940グラムにすると掲げられておまして、市民1日当たり毎日卵2個分の削減が必要となります。この目標を達成するために新たな当市の取り組みといたしましては、家庭における台所の三角コーナーのに入った約600グラムの生ごみを水切りすると、100グラムの減量効果があることから、生ごみは水切りをしてから排出する水切り運動の実施や、段ボールでコンポストを作成し、生ごみの堆肥化を図る段ボールコンポストの活用等を広く市民の方に普及させていきたいと考えております。そのためにごみ減量推進会議委員の協力のもと、出前講座の開催や、かすみがうら祭で啓発資料の配布等を実施し、その他、市の広報誌やホームページを活用するなど、さまざまな機会を通して普及啓発を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

3点目1番、スクールバスの乗降時の安全対策の現状と今後の見込みについてのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦地区統合小学校のスクールバス利用及び乗降場所の選定につきましては、本年4月に通学班の地区役員の皆さんに対してスクールバスの説明会を実施をし、利用希望の取りまとめをお願いしまして、その結果を踏まえ、統合委員会でコースを選定した上で、委託業者を決定いたし

ました。その後、8月に委託業者と現地を調査し、コース及び乗降場所の安全確認を行い、9月に再度、地区役員の皆さんにコース及び乗降場所の説明会の実施をいたしました。その際、地区役員の皆さんからは、乗降場所の変更について要望のあった箇所については、再度、業者と現地調査を実施し、安全に乗降できる場所であるかの確認をさせていただきます。

乗降場所の決定につきましては、現在の調整状況を先月下旬から今月上旬にかけて、各小学校で開催しております在校生保護者説明会で説明をし、理解をいただくとともに、今後、中学校と同じように調整委員会を組織しまして、最終的な調整を行うよう予定をしております。

また、スクールバスの運行に伴う安全対策につきましては、今後も関係機関と連携をしながら、横断歩道の設置など、通学路等の安全対策を進めていきたいというふうに、こう考えてございます。

さらに、現在、各小学校で行われております保護者やボランティアの皆さんによる立哨指導等、通学路の安全対策も含めて調整していくことを考えております。

続きまして、3点目2番、下校の際、学年により就学時間が違うため、バス運行はどうなるのか。現状での計画についてのご質問にお答えいたします。

スクールバスの運行に関しましては、統合委員会で運行規定を定めており、その中で運行便数を朝の登校時1便、夕方下校時1便とし、スクールバス利用者のみ一斉下校とすることについて学校側と調整をし、統合委員会で決定を見ております。

ご指摘のように学年により就学時間が違いますが、低学年だけの下校を避けるために、スクールバス利用者については、学校で待機をさせ、全学年一斉下校とするよう学校側と調整をしております。また、徒歩通学児童——現在の美並小学校児童が多いわけですが——や放課後児童クラブ利用児童は、授業が終わると、下校、または移動をしていただくこととなりますが、徒歩通学児童においては、低学年だけでの下校を避けるため、学校の管理下のもと、高学年と一緒に下校できるよう配慮してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

4点目1番、下大津地区の集会施設に関するご質問、同じく2番、下大津小学校施設の今後についてあわせてお答えをさせていただきます。

霞ヶ浦地区の地区公民館施設につきましては、設楽議員の質問においてもお答えをしましたように、教育委員会における各地区間の役職員との協議が重ねられ、公民館の活動や組織は充実をさせる一方、館としての霞ヶ浦地区の現在の地区公民館は、中学校区を単位として再編統合される方向となったものと理解をしております。

また、下大津小学校に限らず廃校施設につきましては、特に体育館においては避難所として指定をしていることや、地域のスポーツ団体の活動の場としてのニーズなどから、今後の対応の具体化が求められている状況でございますが、地区公民館施設や学校施設につきましては、地区によって状態が異なり、さまざまな制約もございますので、一律的な対応は難しいと考えておりま

す。

今後の計画といたしましては、他の施設との関連も踏まえながら、売却や取り壊しに限らず、有効性を検証した上での改修なども含めて、必要な機能に応じた手法の検討が必要であると考えておまして、ご質問にありました地域説明会でのご意見や市長からの答弁にもありましたようにワークショップにおける話し合いの結果なども十分に踏まえて、具体的な検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時07分

再 開 午後 4時19分

[櫻井繁行議員、矢口龍人議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

丁寧な説明、まことにありがとうございました。

急傾斜地の関係から再質問をさせていただきたいと存じます。

以前にかけ崩れがあった場所、私が知っているのは、加茂の田宿と坂有河の2カ所ですが、そういう経験をお持ちの方は、大雨の降るたびに眠れぬ夜を過ごす方もあるのではないかなというふうに考えます。

急傾斜地崩壊危険箇所として指定をされていた22カ所ですか、住民の方へのどんな伝達、あるいは地域での説明など実施されたのかお伺いをさせていただきます。

加えて、このたび指定をした17カ所の地域の方にどのように伝達、あるいは説明などしていくのかあわせてお伺いをいたします。

[矢口龍人議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域指定でございます。平成21年3月に、被害想定家屋5戸以上となります危険度1の区域を22カ所指定を行っております。また、ただいま議員からお話がありましたように、本年5月には被害想定家屋1戸から4戸、いわゆる危険度2ということになりますが、こちらと家屋のない、これは現在なくても、今後、新規の住宅立地等が見込まれる箇所を含みますが、危険度3、この2と3を合わせた17カ所の指定を行っております。都合39カ所ということになってございます。

初めに、平成21年に指定を行った際には、指定をする際に対象地区の住民説明会を実施いたしまして、また、土砂災害ハザードマップを作成しまして、対象地区に配付をいたしております。

また、本年指定を行うに当たりまして、昨年度、26年度において対象地区の住民説明会を開

催しております。

今回につきましても、土砂災害ハザードマップを28年度に危険度1の従来のデータも盛り込んで作成をいたしまして、対象地区に配付を予定してございます。

また、今回はホームページについてもダウンロードができるようにデータを掲載したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で、県の急傾斜地崩壊対策事業で指定するには、膨大な時間と費用がかかるということですが、どのようなハードルがあるのかお聞かせをいただきたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊対策事業の指定のお尋ねでございます。

先ほどお話がありましたように、市内では7カ所指定されまして、いずれも施行が完了しております。

お話のありました戸崎の急傾斜地につきましても、平成17年度から26年度までの事業で、県の単独事業として行っております。この工事費につきましては約1億2000万円という費用となっております。

このように先ほどもお伝えしましたとおり、平成11年の広島土石流などの土砂災害以来、各地の土砂災害の発生件数が増加いたしまして、ハード対策が追いつかなくなったことで、急傾斜地法の指定がされにくくなっているというような状況があるということでございます。

このハードルとしましては、採択の基準といたしまして、市のほうで実施している県単事業で申し上げますと、急傾斜地の高さ、まずこれが5メートル以上であるということがございます。また、被害想定家屋に移転適地がないというような状況もございます。さらに、崩壊による被害想定家屋が5戸以上である、いわゆる危険度1以上であるということになってまいりますけれども、それらに加え、優先度の判断基準というのがもう一つございまして、地権者の同意や協議会など、地元の協力体制がとれていること。また、影響範囲への災害時要援護施設、こういうのが立地をされているかどうかということ。また、過去に被害があったかどうかということ。さらに、避難路や避難所の指定がされているか、こういった優先度の判断基準があるということがございます。

また、これらの制度の住民の皆様への周知につきましては、土砂災害防止法によって危険箇所指定をする際、その内容についてお伝えしておりますけれども、先ほどお答えをいたしました土砂災害ハザードマップを配布する際にも、同法律等の内容についてもお伝えをできるようにし

ていきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

この事業、なかなかうちの戸崎でも、うる覚えなんですけれども、県会の先生に頼んで、20年ぐらいたってからの事業実施だったのかなというふうに聞いております。

指定地域の説明などで、ぜひとも実施したいというような地域があった場合は、千里の道も一歩からと申しますので、地域住民の命と財産を守るために、行政として最大限の仕事をさせていただければというふうに要望いたします。協力は惜しみませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、水防関係ですが、集中豪雨が多発するに伴い、水防法の改正が相次ぎ、本市においても洪水ハザードマップが平成26年2月作成され、浸水予想区域、予想される水深、避難場所、避難経路など記載され、公表がされております。

平成27年9月、関東・東北豪雨により鬼怒川が決壊した大災害により、霞ヶ浦の堤防を含め、河川の安全について調査があったと聞いております。やっと動き出し、新しく動きがあったということをお聞きしておりますので、10月21日かと思いますが、霞ヶ浦や河川の洪水対策などについて河川事務所で会議があったということですので、どのような内容で動きがあったのか、新しい情報についてお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

10月21日の会議でございますけれども、この会議につきましては、国土交通省霞ヶ浦河川事務所におきまして、避難を促す緊急行動に関する説明会ということで実施をされております。内容につきましては、ご指摘のように本年9月の関東・東北豪雨災害を踏まえました課題ですとか、避難を促す緊急行動を実施するというような概要説明となっております。

この避難を促す緊急行動につきましては、首長を支援する緊急行動としたトップセミナー、こちらの開催、また災害対応チェックリストの作成、さらに洪水に対しリスクが高い区間の共同点検などを実施すると、こういった内容となっております。

トップセミナーにつきましては、国と首長によるホットラインを構築し、また水害対応チェックリストにつきましては、洪水時に刻々と提供される情報に対しまして、一般的な事例を想定して何を行うべきかについて整理をするものでありまして、市としましても、国が定めた霞ヶ浦の水防基準水位、これをもとに避難準備指示等の明確な発令基準を定めていく予定であります。

また、共同点検につきましては、11月5日、田伏地区並びに牛渡地区において、地元区長並びに地元住民の方とともに、霞ヶ浦河川事務所と市役所等で共同点検を実施いたしましたところでございます。

この共同点検を実施しました箇所ですが、霞ヶ浦の堤防の計画余裕高、これはY P3.5メートルということになっておりますが、この3.5メートルに満たない地区が周囲県内12市町村の23カ

加えて、おかげさまでというか、科学センターへの連絡道をつくっていただいて、その排水ができた。また、池の整備をしてもらって、またこの排水が流末として、その川に入っていくということで、一気にそこがあふれやすいような環境になっているということが根底にはあるかと思うんですが、そこの堤が毎回削られて、今回は道ののりが削られて、砂利がどんどん隣接の水田に入ってしまうような状況があるわけなんです。何とか蓮田をつくっている人が、あぜ波でとめていって、1坪まではないと思うんですが、そういった場所で手の出しようがないけどというような苦情も私に相談があるものですから、何とかご心配いただいて改善が図られればなというふうに考えているところなんです、土木のほうで何とか骨を折ってもらえればと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ただいまの議員さんのご指摘を踏まえまして、ちょっと現地のほうの調査に入りまして、測量等は実施をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、ごみの減量化の関係であります。

3月の第1回定例会、一般質問において、私、小型家電の回収で、有用金属のリサイクル推進をお願いしたおり、部長から周知すること、意識改革が重要。今後、イベントの回収等の先進事例も参考にして、回収の啓発を十分に行うというような答弁をいただきました。

また、担当課に対して、ごみの減量化の推進の観点から、リサイクルの住民啓発、当市のリサイクルの実情、例えば回収したビニール製品が再資源となった活用実績とか回収の実績などホームページに掲載し、協力を仰ぐような取り組みを要望させていただきました。

しかし、日常の業務で大変お忙しいとは推察されるわけですが、私は、答弁や要望などへの動きを感じ取れません。

小型家電リサイクル法の推進で訴えても響かないというようなことなのか、みずからが3月にまとめられたかすみがうら市一般廃棄物処理基本計画において、ごみの排出抑制、資源化計画も計画倒れにならないか、心配が私としては募っているわけです。

改めて今後、3R、発生抑制、再使用、再生利用のリサイクルの普及がなされ、当市の循環型社会の形成に向けた具体的な行動をしていくのかお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、お答えいたします。

まず、小型家電につきましてでございますけれども、小型家電の回収につきましては、現在、新治広域において市の粗大ごみに分類し、粗大ごみとして取り扱っていますが、25年4月1日に

施行された小型家電リサイクル法に基づき、ピックアップ方式により適正に処理しているところでございます。

ご指摘の件でございますけれども、啓発的な目的として、現在、小型家電回収ボックス設置に向けまして予算要求を行っているところでございますので、今後も周知徹底を図り、リサイクルの推進に努めていきたいと思っております。

また、3Rの関係でございますけれども、平成27年度に行いました広報等についてであります。まず4月上旬に発行いたしました広報誌へ回覧として、生ごみ処理機設置の補助金のお知らせと題して、文書を区長へ発送しております。

また、10月下旬に発行いたしました広報誌へ3R及び生ごみの処理容器設置の補助の広報内容を1ページ分のスペースをいただきまして掲載しております。

次に、11月3日に行われましたかすみがうら祭におきまして、かすみがうら市ごみ減量推進会議の委員さんの方を中心といたしまして、来場者の皆様にごみ分別クイズと題しましたクイズ形式による啓発活動を行っております。クイズにお答えいただいた方に、啓発品といたしまして、マイバッグ、水切りネット等を配布しております。また、ご自宅で同様のクイズを家族で行えるように、ごみ分別クイズとクイズの回答も一緒に配布しております。

なお、新治地方広域事務組合におきましては、年2回ほど新治広域だよりを発行しており、平成27年4月1日発行の新治広域だよりにて、間違いやすいごみの分別と題しまして、ペットボトルや廃プラスチック等の分別等の記載がされております。また、平成27年12月1日発行の新治広域だよりには、家電リサイクル・アンド・アンサーということで、家電リサイクルの処分方法等を記載したものを作成しております。こういうことで推進は行っております。

ごみ事業につきましては、処理施設をつくるのがハード事業とすれば、その他の資源化、減量化というのは、俗に言うソフト事業でございますので、継続は力なりと言いますけれども、逆に言いますと、マンネリとか刺激がないというような表現もありますので、新たな気持ちでさらなる推進をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。どうぞ、さらなる質、量ともに推進を図っていただければありがたく存じます。

次に、スクールバスの乗降時の安全対策の関係ですが、安全第一でお願いしたいということに尽きるわけですが、本来、通学路の歩道整備がされ、できるだけ徒歩で安全に通学できる環境が整えられて統合されるべきである。それがあべき姿だと思いますけれども、スクールバス化によって、安全な通学と通学路の整備が希薄になってしまったような感も持っているわけです。

昨年9月の定例会以来、通学路の環境整備、歩道化、見通しの改善、信号機の取り付けなど、水資源道路の周辺の改善等について質問をしてきたわけですが、小学校の統合までに、統合、開校までという思いが強かったわけですが、力及ばず、余り改善が図れないままであります。

乗降所は、バス事業者の意見や保護者の意見も大切ですが、近くて便利ということではなくて、子どもたちが入る待避所のような安全地帯の確保ができる場所が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

スクールバスの乗降所、乗りおりする場所の考え方が今示されたと思います。実は私も全く同意見でありまして、説明会を通してお母さん方から聞かれる話というのは、やはり道路上にいわゆる空き地がある。余裕地がある。ですから、たまりがあるので、そういったところをバス停留所にするというお母さん方もいるんですが、実はそういったところがカーブであったり、あるいは県道とはいえ幅員が狭い、歩道もないというような状況のところでは、停留所としては適切ではないのではないかと。むしろ自分の自宅よりも少し歩くことになっても、きちんとした見通しのいい道路であったり、余裕地があったりとかというところを、多少遠くなってもいいから、そういったところを乗降場所にしてほしいというようなご意見をいただいております。まさに我々も同じように考えておりまして、どうしても利用者の固まりが多いところにバス停留所をつくるという傾向がありますが、その辺は個別にお母さん方と協議をしながら、安全な場所で乗りおりができるというようなことを努めて考えていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

残念なんですけど、信号機がつかなかった場所なんかの見通しが悪いところに、「通学路スピードを落とせ」とかの看板を立ててもらおうとか、あるいは乗降所に、ここはスクールバスの乗降所だというようなサインとか、そういった工夫で注意喚起が図れないかなというような思いを持っているわけなんですけれども、また、前回の9月の第3回定例会で提案させていただいたんですが、通学路の交差点や見通しの改善、スクールバスの安全走行のために、身近なみどり整備推進事業という農林がかかわっている事業なんですけど、土地所有者などを紹介して、見通しの悪い森林とか、そういったところの地権者などに、そういう事業できれいにしてもらおうと、その通学の危険性が減るよというような働きかけなんかを学校教育課と農林と総務課あたりで連携して対策として動いていくというか、見通しの本当に悪いところ、環境の悪いところになるかと思いますが、そういったことについての見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

第1点目の危険箇所ということであろうかと思いますが、毎回お尋ねのあります水資源道路の交差点におけます信号機設置のご要望、こちらにつきましては、地元の区長会のほうからも要望をいただいているということを知っております。南中のPTAもあわせてお願いをしているところでございます。これはこれでまた引き続き要望活動を行っていききたいというふうに考えており

ます。

いずれにしても、教育委員会としまして、交通安全プログラムということをご昨年度策定いたしました。こちらは、関係機関、警察署であるとか土木事務所であるとか、あるいはかすみぐら市の場合も教育委員会のほかに道路担当課、そういった関係機関が入りまして、実際に現地を歩いて、危険箇所をまず確認をし、さらに問題意識を持って、改善できるものは改善していくというような、大きな組織ではありますが、これは今後も継続して同じ問題意識を持って、できるものからということになってしまうかもしれませんが、同じように引き続き何らかの対策ができるように考えていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

あともう1点、待機時間、低学年の子どもたちの待機時間が発生します。学校の管理のもとで、社会教育を学校に入れて、1年生が4日、2年生が3日、3年生が2日でしたっけ、1日でしたっけ、その時間があるということで、宿題とか読書だけでは飽きてしまうんじゃないかなと思うんですね。仮に1週間に1回でも、遊び感覚で英会話をボランティアを入れてできる、英会話の遊びができる、あるいは算数的アプローチの中から数遊びに触れる、あるいはバスで動いて体力低下も気になりますので、スポーツに親しむとか、そういったプログラム、社会教育関係者との協力、あるいは学生のボランティアとかを加えて、統合校で新しい特色のある教育を始めたというようなことにもつながるのではないかなというふうに私は提案をしているわけです。

昨年9月の議会だったかと思うんですが、塾に行っている家庭とそうでない家庭で学力差があるというようなことで、新聞報道で教員をふやすようなことが載っていたり、ここにいる中根議員さんから最初にあったんですが、九州の豊後高田市で社会教育のアプローチで、スポーツ少年団、英会話ボランティアなどでやっていて、21世紀塾というのがすごく効果を上げていて、地域の子どもの学力を上げているというような報告を聞いております。

何らかの形で、そういった待ち時間を活用した、違う角度を少し変えたところから子どもを育てて、学力をつけていくようなアプローチというか、そういうものについて私は提案をさしあげたいんですが、教育委員会としての見解をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は、予定しております一般質問3名が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの来栖議員さんの質問にお答ひいたします。

教育委員会としまして、その待機時間を単なる遊びというような時間で済ませてしまうとい

うことは、余りにも軽率なことであろうと考えておまして、この時間については教育課程外ということになりますので、指導時間には当たらないわけですが、今、来栖議員さんがおっしゃいましたように、いろいろな活動の時間として運用していくことについては十分可能であるわけですので、そういった面について、今段階でも新しくなる南小学校、北小学校の学校づくりの一つの取り組みとして考えてもらいたいということで提案しております。できるだけ子どもたちには、その時間を無駄にしないように、いろいろな活動に充てていきたいというように考えているところであります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、市長から、公民館、あるいは下大津の小学校の関係、廃校を活用してコミュニティの拠点にしていったり、あるいは維持管理運営、あり方を検討する、ワークショップを通じて公共施設をきっかけに地域づくりの仕組みを考える、市民協働のまちづくりを推進する機会としたい、大変ありがたいご答弁の内容だったかと思ひます。

これまで地域のコミュニティを支えてきてくれた公民館関係の先輩方、熱心にやってきてくれました。そういったもとを壊さないように、また連携して、まちづくり、下大津というコミュニティをさらに広げていけるような、そういう取り組みを公民館長も考えております。

ことしの話、来年の話になりますが、この前、9月にお話しした桜の保存なども受けて、春に桜祭りでもやれるような協力体制をつくっていければなということ、地域づくり、地域のコミュニティづくりに力をさらに入れていこうというようなことでありますので、市長にはご心配をいただいて、地域の振興等にご助力を賜りますことをお願ひをいたしたいと思ひます。私、そのことをお願ひしまして、このたびの一般質問、閉じさせていただきたいと思ひます。

坪井市長を初め関係部課長様には、真摯なご答弁、まことにありがとうございました。長時間にわたりまことにありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議規則第10条第1項の規定により、明日12月5日及び12月6日の2日間は休会となります。

次回は、12月7日定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時00分

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第5号

平成27年12月7日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	8番	古橋智樹君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	15番	矢口龍人君
7番	田谷文子君	16番	藤井裕一君

欠席議員

9番	小松崎誠君
14番	小座野定信君

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第5号

日程第 1 議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に

関する条例の制定について

- 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 81 号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 82 号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 83 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 84 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 85 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 86 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 87 号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について
日程第 2 請願第 8 号 請願書
請願第 9 号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 77 号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 78 号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第 79 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 81 号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 82 号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 83 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 84 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 85 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 86 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 87 号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について
日程第 2 請願第 8 号 請願書
請願第 9 号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第 77号ないし議案第 87号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第77号ないし議案第87号までの11件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありましたので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、議案第78号のほうから、かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、1つずつ質問ということでよろしいですか。

今回、いわゆるマイナンバーというか、個人情報のマイナンバー制度が実際には来年の1月1日から施行されると。今、通知カードが発送されておまして、11月末にはもう全て、この当かすみがうら市には通知が行っていると。ただ、受け取りをされていない方がかなりの数があるというようなことを聞いております。

そこでお聞きしますが、非常に条例の中でわかりにくいのがこのナンバーの利用の範囲、そして、条例の必要性について、そのイメージ図がそれぞれ書いてあります。これについて説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

この議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定という内容についてでございます。

番号法の規定におきましては、個人番号を利用できる分野につきましては、ご承知のとおり、社会保障、税、災害対策の3分野に限られているということでもございます。

この条例を制定するに当たりましては、市独自の行政サービスを行うに当たり、個人番号の利用ができる事務を条例で定めるということが大きな目的でもございます。

その中で、アの部分につきましては、議案集4ページをお開きいただきますと、別表第1の1の事務から36までの事務においてこの番号法の利用ができるというふうに定めるものでもございます。

続いて、イの部分につきましては、議案集の8ページの別表第2の庁内の事務連携について定めるものでありまして、特定個人情報の授受を行う事務について規定をするということでもござい

ます。条例の別表第2に掲げる事務、35の事務が該当するというところでございます。

ウにつきましては、市長部局から教育委員会へ特定個人情報を提供するような、同一の地方公共団体内の別機関においての情報提供について定めるものでありまして、条例の別表第3に掲げる事務が該当するというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

庁内の連携のイメージについて。

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員、議案質疑に対しましては1回のみで、所属以外についてのみ3回ということになっております。特別委員会ですので、在籍しておりますので、これは1回のみというようなことです。

○11番（佐藤文雄君）

特別委員会。意味がわからない。

○議長（藤井裕一君）

いや、所属した、所属以外というようなことですので、3回は。これは1回のみです、質問。

○11番（佐藤文雄君）

これは所属、私は所属。

○議長（藤井裕一君）

特別委員会として。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時06分

[鈴木良道議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

特別委員会で具体的に質問をするようにと、再質問以降はということのようであります。

いずれにしても、そういうことで、特別委員会のほうで細かく聞いていきたいと思いますが、じゃ、2番目についてです。

このセキュリティーというのは実際には漏えいを完全に防ぐことはできないということは、もう既に前の審議の中でも明らかになっておりますが、それぞれのセキュリティー対策についてご説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、セキュリティー対策につきましてお答えをいたします。

システム関連のセキュリティー対策につきましては、国のガイドラインに基づき、3点ほどこれまで対策を講じております。

まず1点といたしまして、報道でもご承知のとおり、国におきましては、平成27年10月5日のマイナンバー法施行までに特定個人情報を含む基幹系ネットワークとそれ以外の情報系ネットワークを分離をするということを指示してございます。当市におきましても、10月5日までの施行までにこのネットワークの分離を施してございます。

2点といたしまして、個人情報を含む電子データにつきましては、万が一の流出に対しても容易に読み取ることがないように、暗号化処理を施すように各所属長へ求め、全部署について既に完了をしているところでもございます。

3点といたしまして、ご指摘の日本年金機構の情報流出事件の発端となりました、インターネット経由での電子メールに含まれたウィルス感染の防止策といたしましては、基幹系ネットワークにつきましては、インターネット閲覧の禁止、インターネット経由の電子メールの送受信禁止の措置を施し、こちらについても完全分離をしているという状況でもございます。

地方公共団体向け特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインにこれらは定められておりまして、当市におきましても、このガイドラインに沿ってまずは対応をしてございます。また、今後とも、その基準に沿いながら対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

第3番目ですが、マイナンバーの提供、これについては今さまざまな学習会なども開かれております。非常に不安が広がっているわけです。中でも、私も議会報告会を開いたときに言われましたが、これは受け取らなければいけないのかとか、本当にこれはナンバーを書かなければいけないのかという疑問がありました。

例えば、ナンバーを書かなくてもいいのかと、それは拒否できるのかという声です。罰則はないけれども、番号の記載は義務づけられているというふうに言われていますが、自治体なんかでは、その番号の利用機関が本人の提供がなくても、本人の提供がなくても、書かなくとも、付番機関、付番機関というのは地方公共団体情報システム機構ということになるんだろうと思いますが、これが、付番機関から直接番号の提供を受けて利用できる仕組みもあるということなんですよ。つまり、本人の提供がないまま、番号が取得される仕組みだということなんです。

本人の番号提供がない場合でも、付番機関から番号が取得され、利用されるケースとしては、第1に、住民基本台帳システムの付番が挙げられますという、そういう指摘がありました。簡単に言うと、本人が拒否をしたといっても、行政のほうはその市民の個人番号を知り得ることができるといふふうに言われているんですが、これについて具体的に説明願えますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

庁内において市民の個人番号を知り得ることができるかという点でございます。

これは事務処理上のシステムにおけるご答弁とさせていただきます。

システム上で事務手続を行う処理といたしまして、基幹系端末、住基ネット系の端末におきましては、権限のある職員がログインをしたときに限り、画面上に番号が表示をされることになってございます。

例えば、権限以外の職員、日直、あるいはその基幹系を扱う業務以外の職員の場合には、個人情報を検索したとしても画面上には表示がされないというようなシステムの仕組みになってございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

非常に中途半端な説明で、もっと具体的に話しなければいけないと思うんですが、そうすると、次に行かざるを得ないと。議案第81号になりますか。

議案第81号は、かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定というややこしい名前になっていますが、納付等に番号制度に係る法人番号を記載しないとするとというようなことが書かれております。このマイナンバー制度とどのように関連するのでしょうか。これについて説明をいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、お答えいたします。

マイナンバー法がことしの10月5日に施行されまして、個人番号及び法人番号の利用は平成28年1月1日からとなっております。導入後は、行政サービスの効率化とともに、行政手続が簡素化され、個人負担が軽減されます。

地方税分野におきましては、国の示した基本的な考え方に沿いまして、市県民税申告、法人市民税の申告を初め、地方税全般にわたりまして利用することになります。

今回の改正は、制度の運用に当たって必要となる各種事務手続の様式の改正に伴いまして、国税分野及び社会保障分野における番号の利用方法と整合性を図るために上位法が改正されたので、それに伴う部分的な改正となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、議案第82号です。かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてということで、個人番号カード、マイナンバーカードを利用して各種のサービスの提供が可能とな

ったと書かれております。本市において、全国各地に設置されているコンビニエンスストアの多機能端末機において、印鑑登録証明書及び住民票謄抄本の写しの発行を可能とするとしたというふうに書かれております。

この点についてお尋ねしますが、これに対してセキュリティーはどのように対策としてやられているのかお答えください。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

コンビニエンスストアでの通信回線を使ったセキュリティー対策というご質問でございます。

コンビニエンスストアでの交付事務におきます通信回線上のセキュリティー対策につきましては、本市とコンビニエンスストアのマルチコピー機とを中継いたします証明書交付センターの間で、これは専用回線の通信で結ばれてございます。

なお、全て情報は暗号化をして通信を行うということでもございます。

情報を受けた証明書交付センターにおきましては、情報データの偽造、改ざん防止を施した後に、専用の通信回線を使ってマルチコピー機に返信されるようなシステムとなっております。

なお、証明書を発行した後のその情報についてという部分もありますので、その点につきましては、マルチコピー機から即座に消去されるというシステムとなっております。

サービス全体のセキュリティーの対策面から判断しても、そういう面では万全の措置が講じられているというふうには理解してございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、このコンビニエンスストア、こういう利用の問題が言われていますが、実際には、住基カードなんかはかなり力入れたけれども、結果的に5%程度しか活用されていなかったということが実際に挙げられております。現実にはそういう事態があったんですが、今回はかなり国が力を入れているようでありますが、本市ではどれだけの効果・影響があると見込まれているのかお答えください。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

マルチコピー機にて住民票の謄抄本、また印鑑証明書が交付を受けられるわけですが、全国のどこでも平日や休日にかかわらず証明書が取得できますので、市民の皆様にとりましてはこれまで以上に利便性の向上が期待されるところでございます。

利用者の見込みですが、平成26年度の住民票、印鑑証明書の交付件数3万5761件のうち、自動交付機、窓口延長、日曜開庁での交付が5,234件ありますので、全体の14%となっております。現在、番号カードの申請状況がまだ未知数でございますので、これらの利用状況を勘案いたしま

して、初年度にコンビニ交付につきましては約4,000件ほどの利用を見込んでおります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、議案第83号です。かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定であります。

今回は市長の公約ということで、水道料金の引き下げが行われることになりました。なかなかこの概要だけではわかりにくいんですが、その中身についてまずご説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えをいたします。

水道料金の引き下げについての概要でございますが、少しお時間をいただいて、5点にわたって説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目といたしましては、これまで一般用、営業用、団体用の用途区分ごとに定めておりました基本水量を全て0立方に改めまして、使用した水量に応じた従量料金制に改めるとともに、あわせて料金体系の見直しを行い、水道料金の値下げを図るものでございます。

今回、資料を用意させていただきました。その中の水道料金体系改定案、比較表の改定案をごらんいただきたいと思っております。横長のグラフが入っているものだと思います。右側にグラフがあるものです。ごらんいただきたいと思っております。

まず、0立方メートルの場合でございますが、こちら1,620円になります。それと、10立方までは1立方当たり48.6円加算されまして、10立方ですと2,106円になります。それと、11立方から30立方までにつきましては、これまでより10.8円単価を値下げいたしまして、205.2円ずつ加算されることとなります。それと、31から50立方までにつきましては、こちらにつきましてもこれまでより1立方当たり10.8円値下げいたしまして、1立方当たり226.8円ずつが加算されることとなります。51立方以上につきましては、これまでと同じ設定でございます。ただ、50立方までが値下げになりますので、これ以後につきましてはその分が全て値下げされると、そのような設定にさせていただきます。

それと、使用料金につきましては、このほかに水道のメーター使用料を加算いたしまして、水道料金を加算いたしますけれども、これまで水道のメーター使用料を加算して、その合計額を10円未満は切り捨てということを行っておりましたが、今現在、県内ではほとんどこのような方式はとられておりませんので、県内に合わせるということで、改定後につきましては1円未満の端数を切り捨てるということに改めさせていただくことにしております。

2点目につきましては、1人当たりの月々の使用料は決算におきまして7立方でございます。ここまでの今回は使用料金を重点的に値下げさせていただくことにしております。

表を見ていただきますと、10立方まで、現行との差というところがございます。0立方ですと、これまでより518.4円、以下400円、300円と値下げをさせていただくことにしております。

このことによりまして、例えば、0立方ですとこれまでより518.4円値下げになりまして、率にしますとマイナス24.2%、これを年額に計算してみますと、0トンの方が毎月774件で、年間にしますとこれまでよりも481万5000円程度値下げされるというようなものです。以下同じになります。この7トンまでにつきまして、重点的に今回は値下げということを見せていただきたいと思いますと思っております。

こちらにつきましては、水道事業運営審議会に諮問いたしまして、原案のとおり答申をいただいているところでございます。

3点目といたしまして、0立方の料金設定について説明をさせていただきます。

0立方につきましては、1,620円ということで設定をいたしております。こちらにつきましては、日本水道協会が発行しております水道料金算定要領というのがございます。こちらを参考に設定をさせていただいたところでございます。

こちらによりまして、基本料金につきましては固定費を回収するものという考えがあります。それを今回参考にさせていただきました。水道事業の経理におきましては、持っております有形固定資産は使っても使わなくても毎年、価値の減少ということで、減価償却費、こちらを計上いたしまして決算をしております。こちらを固定費といたしまして、基本料金により皆様からご負担いただくような料金設定にさせていただきました。

続いて、4点目といたしまして、今回の改定によりまして、年間で約4000万円の減少を見込んでおりますが、今後の財政の見直しにおきまして、費用の縮減を図りまして、今回の減収分を一般会計からの補填に頼ることのないよう、経営に努めてまいりたいと思っております。全体といたしまして、給水収益は5%程度減収になるところでございます。

最後に、5点目といたしまして、料金体系の見直しを行わずに現行料金体系を来年度以降も続けた場合でございますけれども、経営見直しの中では剰余金が確保できると見込んでいるところでございます。

水道会計におきましては、決算において剰余金が発生した場合、純利益と言われる場合もございますけれども、この剰余金が発生した場合には、将来の企業債償還に充てるための減債積立金として処分する、あるいは、欠損金が生じた場合に備える利益剰余金として内部留保することしかできないという仕組みにされているところでございます。

今回につきましては、予測されます剰余金の範囲内で料金改定を行うことによりまして、一般会計からの補助金の増額は見込んではいないというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

4000万円ほど減収になるけれども、一般会計から頼ることなく今回は設定をして、剰余金そのものについては住民に還元をしたい。そうしないと、逆に減債積立金とかそういうところに法的には回ってしまうから、剰余金が見込まれると前提で出すと。実際には、水の使用料も5%ぐらい、給水収益ですか、5%ぐらい低く見ているというふうにおっしゃったのかなと思います。

それについてはそれぞれまた議案審査特別委員会ですら具体的に尋ねますが、今の私が話した

ことは、基本的に確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、次です。

県内での比較でどれだけの改善になったのかということでもあります。

私も一般質問で、当市の水道料金が低い、10立方、20立方使った場合が非常に高いという、上から数えたほうが早いということを言いました。10立方使用の場合と20立方使用の場合の全県的な比較について説明を求めたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

こちらにつきましても、資料として用意させていただいております。県内市町村別水道料金比較と改定案という、こちらも横長の表でございます。これを使いまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、基本料金、こちら0トンにつきましては、一番左側、上から数えて31番目にかすみがうら市でございます。これまで2,138円であったものが右側の1,620円ということになりますと、14番から15番、隣接しております湖北水道企業団並みに値下げされるというところでございます。

続きまして、使用水量10立方でございます。こちら中段、真ん中になりますが、こちらにつきましては現在30位でございますが、こちらが2,138円から2,106円に値下げされます。そうしますと、わずかではあります、2,106円といいますと30位から28番目になる。そういうようなところでございます。

続きまして、20立方の場合でございますけれども、現在、26位でございます。4,298円、これが4,158円になりますと、こちらもわずかでございますけれども、22、23あたりに行くと、そのような試算でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

0立方にして固定費を1,620円にしたところがぐっと下がったということで、前進はしたけれども、実際に10立方だと余り上がらない。20立方でも同じように上がらない。ですから、7立方ぐらいを前提に、ひとり暮らしの方の改善を図ったというような感じかなというふうに思います。

ちょっとこの表をいただいたんですが、市民にわかりやすい一覧表というのはこれを指すんでしょうか。何か一覧表というのはつくっていただきたいというふうに言いましたが、つくっていらっしゃるんですか。これではちょっとわからないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

市民の皆様方にお知らせする場合がございますけれども、今現在考えておりますのは、料金がこのように変わりますというチラシを全戸配布する。それと、1月の検針時に2月分から変わり

ますというような、使用水量のお知らせのときにまずお知らせする。そのほかに、市のホームページを使いまして早見表を皆様にご提示させていただきたいと考えているところでございます。

今回につきましては、先ほどの右側にグラフのある表をごらんいただきたいと思いますが、この左のほうに現行の料金と改定案という欄がございます。このあたりの資料を使いまして、皆様にホームページ上、早見表を見られるというような形にできればと考えているところでございます。こちらのこれを基礎として使っていければと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

わかりました。

引き続き、議案も引き続きでよろしいですか。

議案第85号です。平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算のほうでございます。

支払準備基金積立事業ということで、今回、繰り越し分、これを支払い準備基金の積立金の事業に使うということでございますが、簡単にこれについての説明をいただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、お答えいたします。

支払準備基金積立事業につきましては、

[佐藤議員「何ページ」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

概要書でいうと27ページになります。

[佐藤議員「概要書じゃなくて、金額を言わなかったから」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

53ページになります。すみません、お願いします。

[佐藤議員「53ページ」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

はい。よろしいですか。

この53ページの。

[佐藤議員「繰越額だね。繰越額が今回の補正額が幾らで、そのうちいわゆる今の事業に回す金額も含めて答弁していただきたい」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

はい。それ、2番で言おうと思っていたんですが、いいですか。

[佐藤議員「はい、じゃいいです」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、この基金事業につきましては、国民健康保険の診療報酬の支払いの円滑化及び保険

事業の充実強化を図るためとしております。積み立てる額につきましては、地方財政法第7条第1項に規定する金額で市長が定めるものとしております。

その内容ですが、基金の利用につきましては、流行性疾患の異常発生や災害などにより当該年度中の支払いに困難が生じた場合、また、保険事業の費用に充てるとなっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

支払準備基金事業そのものについての今説明だったのかなと思います。

そういう意味では、これまでは繰越金についても一般会計のほうに、今まで繰り入れた場合は繰り戻したと、繰り戻しというか、一般会計に戻ってしまったと。でも、今回はこういうふうな支払い準備基金の積み立てにしたということです。今回の議案の中での歳入と歳出との関連も含めて説明をしていただいて、その総額が実際には累計額がどのくらいになっているのか。これについて説明いただきます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

支払い準備基金の積立金の累計総額ですが、現在、1億5185万8715円ございますので、今回の補正をお願いしています1億5221万1319円と合わせますと、3億407万34円となります。この積立金によりまして、平成26年度の保険給付費33億1498万5830円に占める基金保有の割合は9.17%となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

では、後でまた聞きます。

この対策について、今、概念的に支払い準備基金の積立事業について説明をしましたが、私は、この突然に急病が出るとか、そういう突発的な問題で準備基金にしたんじゃないで、今、国保の都道府県化が前提になっています。そういう点で、給付ですか、都道府県が決める納付金について、必要な納付金が、十分に市民からの納付率が上がらなかった場合に、その分を補填するという一つの方法でもあるというふうに私聞いているんですが、こういうことも念頭にあったんでしょうか。この国保の都道府県化と関連するのかを教えてください。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

今回の補正は、国保の都道府県単位化とは直接関連性はございませんが、安定的な国保の運営を図るために、都道府県の単位化となりましても財政基盤の強化は求められるところでござい

すので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、議題となっている11件に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている11件の議案の審査は、先例により議長を除く全議員で構成する平成27年第4回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時56分

○議長（藤井裕一君）

再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、平成27年第4回定例会議案審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に川村成二君、副委員長に宮嶋 謙君。

以上のとおり当選されましたので、報告いたします。

諸般の報告を終わります。

日程第 2 請願第8号 請願書及び請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書

○議長（藤井裕一君）

日程第2、請願第8号 請願書及び請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りをいたします。

請願第8号、第9号の2件は、会議規則第141条第2項の規定により平成27年第4回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りをいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、明日12月8日から17日までの10日間休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、12月8日から17日までの10日間を休会とすることに決しました。

次回は12月18日、定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前10時58分

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第6号

平成27年12月15日(火曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	15番	矢口龍人君
7番	田谷文子君	16番	藤井裕一君
8番	古橋智樹君		

欠席議員

14番 小座野定信君

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第6号

日程第 1 議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

諸般の報告を行います。

本日の会議は、会議規則第10条第3項の規定により開くことにしたものでありますので、ご報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について

○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案概要書をごらんいただきたいと思います。

本案は、美並小学校プール改築工事にかかわる請負の変更契約を締結することにつきまして、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

主な変更内容といたしましては、建築工事では、土工事におけます残土処分や運搬費等を追加するほか、鉄筋工事やコンクリート工事における鉄筋の追加や、基礎工事の障害となる既存工房物の処理費を追加するものでございます。

電気設備工事では、照明器具を追加するほか、第一保育所用と共用する汚水処理等に伴う電源供給工事の追加や、機械設備工事では汚水処理に伴うポンプ槽の設置のほか、消防水利取水口の配管工事、外構工事では舗装工事の仕様変更のほか、既存遊具や樹木等の撤去処分工事を追加するものでございます。

変更額といたしましては、2365万2000円の増額となっております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第88号の提案説明が終了いたしました。

これより議案に対する質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事の変更請負契約の締結の問題ですが、全協でも話がされたと思いますが、この全協の中での説明の中で、設計変更の概要につきましては、当初設計において計上漏れなどにより変更する工事で655万8223円というふうにあります。これは具体的に何を示すのか。これについてご答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

655万8223円、こちらの分につきましては、まず、鉄筋工事における床スラブ筋、はりの上端にございますふかし筋等の必要数量の計上漏れを修正するもの、あるいはコンクリート工事におけるはりの上端のふかし分の計上漏れ、さらにはポンプ車損料の積算の誤り、電灯設備工事、こちらは天井部分につきます電灯でございますが、における照明器具の計上漏れ、さらには残土の処分がございますが、このうち雑工事と雑工事におけます雨水浸透設備、また体育……

[佐藤議員「具体的に表をもらっているから、この表に基づいて金額を一つ一つ言ってください。数量もちゃんと教えてください。そして、合計が655万8223円になるというふうに言ってくれませんか。」と呼ぶ]

○議長（藤井裕一君）

続けて。

○教育部長（飯田泰寛君）

では、お示ししてあります資料の6ページをごらんいただきたいと思います。A3の横長の資料でございます。

建築工事の、まずプールの本体工事でございます。

4番として鉄筋工事、こちらがございます。こちらが21.8トン、金額につきましては記載の290万332円。さらに、はり、これは抜きスリーブと言うんだそうですけれども、部材の漏れということで42カ所、7万1400円でございます。

続きまして、コンクリート工事でございます。基礎躯体コンクリートの追加ということで142立方メートル、231万5531円。ポンプ車損料の変更につきましては一式としまして137万3130円、こちら当初設計の減ということもございます。

さらに、次が鉄骨工事でございます。トップライト、排気筒の開口下地部分の部材の追加ということで4トンでございます。88万9125円。

続きまして、金属工事。床エキスパンション取り合いというんでしょうか、金物の追加ということで11メートル、5万5660円。

さらに、16の雑工事でございます。残土処分費の追加、これは雨水浸透設備ということでございまして、こちらが125立方メートルです。45万3416円。続きましては、残土運搬及び埋め戻しにおけます処分費93立方メートル、20万810円。

次は、体育倉庫部分でございます。

これも残土処分及び運搬費の追加ということで107立方メートル、38万7714円。

次、建具の工事としまして、強化ガラスの追加を行っておりまして、これが3平米、3万2485円。

続きまして、電気設備工事でございます。照明器具の追加、シャワーユニット制御盤、これを合わせたものでございまして、これが12台と一式、100万8000円と15万2000円。

最後に、給排水の衛生設備工事につきまして、浄水器あるいは不凍水栓の追加を行っておりません。こちらが一式15万4640円。

こちらの合計が999万4243円。減額部分が343万6020円でございます。このいわゆる計上漏れ部分に関しましての増減額につきましては、直工費でございますが、655万8223円という内容でございます。

こちらは、その前の5ページを見ていただきますと、この5ページにつきましては、計上漏れ部分とさらに現場協議において変更した部分と、いわゆる全体分の、ですから今回の変更契約分となります直工で1951万6833円というふうに記載がございまして、こちらが全体でございまして、その一番下の左側に、いわゆる赤字で記載しました計上漏れ部分と、それから黒字で記載しております、これは本資料の22ページでございまして、こちらを合わせました全体分の数字をこちらで計上していますので、こちらも参考にごらんをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員に申し上げます。

今後、議案審査特別委員会に付託する予定でございますので、詳細な内容についてはそちらのほうで質問をお願いしたいというふうに思います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

2回目は、だから議案審査特別委員会がいいんじゃないですか。

今回、工事の委託業者は友水設計というふうになってはいますが、この友水設計の業務委託の契約額及び入札の結果、何社があつて、友水が予定価格のどのくらいでなったのか、その内訳も含めて、後での資料提出も含めてお答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ただいまのご質問でございますが、この設計業務の委託でございまして、友水設計でございます。

入札の日は平成25年7月10日でございまして、応札が6社でございます。1社取り落ちがございましたので6社入札で、友水設計が622万円で落札をしております。落札率は57.59%でございました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

後でその資料も提出してください。

それから、工事入札です。これについては入札の結果、何社で、請け負う業者がこれはエム・テックと成島電気工業特定JVですね、この入札の結果と何社応札したのか教えてください。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

この改築工事の入札でございますが、平成27年2月12日に行っておりまして、エム・テック・成島電気工業の特定JVが落札をしております。ほかに応札がございましたのが1社ございます。

あと、このエム・テック・成島電気工業特定JVが落札をしました入札率は95.53%ございました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それも後でいただきたいと思います。

それから、工事のこの入札業者、今2社だとおっしゃいました。設計については基本的に入札の公告がございますよね。その中に工事請負業者については、設計図書、図面を含む、配布・閲覧または質問等ということがあります。その中で、設計図書に対する質問はございましたか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

質問事項はあったというふうに聞いております。ただ、詳細は今たまたま手元にございません。質問事項につきましては、あったというふうに聞いております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問はあったということですので、後で議案審査特別委員会のために、その詳細についてはご報告していただきたいと思います。

それから、この単純なる設計ミスに当たるというのが663万ですか、これが単純なる設計業者のミスだというふうに断定できますか。

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員に申し上げます。

先ほど設計業者に対する質問と重複しております。質問を変えていただきます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、今回のこの提案に当たって、設計をミスした業者に対してその責任を問うというこ

とについては検討なさいましたか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

今回の積算誤りにつきましては、設計業者による設計図書の精査不足ということでございます。契約上は瑕疵に該当するというふうに判断してございます。

中身につきましては修正をしたということで、いわゆる工作物の本来の機能、こちらは確保されまして、工事目的は達成されているというふうに考えてございます。ただし、この設計業者につきましては、かかる事態を引き起こしたという責任は、その度合いにつきましては今後検討するというものでございますが、免れるものではないというふうに考えてございます。

あわせて、発注業者である私たち教育委員会としましても、この設計図書の納品時の検査、さらには発注前の精査等について、十分な事務ができていなかったということで反省をしているというところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

10番 加固豊治君。

○10番（加固豊治君）

今回の変更契約については法的に問題はないのか、総務部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

今回の変更契約でございますけれども、本市の工事契約につきましては、国の中央建設業審議会、いわゆる中建審と申しますが、こちらから実施の勧告を受けました公共工事標準請負契約約款というものを使用してございます。

今回の変更は、その中で条件変更として定めてございますように、設計図書に誤謬、脱漏がある場合及び設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合等に当たるものというふうに認識をしてございます。

追加工事等に伴います追加変更契約につきましても、建設業法の規定を踏まえ、国土交通省のガイドライン、これにおきましても必要な増額を行うことや変更が可能なケースが定められておりまして、これらに該当をしているというふうに判断してございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

○10番（加固豊治君）

それから、今後の改善策はどのように考えているのか、その1点をお聞きしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

改善策でございますが、前回、美並小学校の増築工事の件におきましてご説明を申し上げました改善策がまず3つございまして、これについては既に取り組んでおりますが、そのうち工事監理業務の第三者委託というものには既に取り組んで実施をしております。

また、営繕チェックマニュアル、こういうものを活用した数量の点検、また見積もり期間の十分な確保、これにつきましては順次実施をすることとしているところでございます。

さらに、今回設計業務の委託契約時からの取り組みが課題であるというふうに考えておりました、今般の件を踏まえまして、その改善への取り組みを加速させたいと考えております。市長の指示もございましたので、そのように考えている次第であります。

この中で、1点目としては建築設計業務の委託内容に応じました入札参加資格の設定を考えております。これは建築士等の有資格者数を入札条件に加えていこうというものでございます。

2点目としまして、入札時に建築設計業務担当技術者配置予定調書、こういったものを提出いただくことで、受託者の適切な業務体制を確認したいというように考えています。

これらを入札条件に加えて、しっかりとした業者に応札をしていただくということを前提といたしまして、3点目として最低制限価格の導入を考えてございます。これでダンピング受注を防止していこうという考え方でございます。

4点目といたしまして、建築設計業務のこの成果品、この点検に当たりまして担当課の監督員、またはその上司のみならず庁内の経験者、また有資格者等もおりますので、実際にその設計業者の説明を聞く中で、チェックをするようなシステムをつくっていきたいというふうに考えてございます。

また、5点目としまして、建築設計変更ガイドラインの作成をしたいというふうに考えております。これは、設計変更を行う際の発注者・受注者双方の留意点、また手続、さらに事例等を明示しまして契約関係における責任の所在の明確化、また契約内容の透明性の向上、こういったものを図ることを目的としておりました、金抜きの設計書、こういったものの取り扱い、いわゆる参考資料としての取り扱い等も含め、作成をしまいたいというふうに考えております。

これら改善策につきましては、今後、庁内に入札制度検討委員会等がございまして、そういった中でよく協議を行いまして、できるだけ早く実施をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

1番目に、変更設計の概要についてという概要説明書がありますけれども、数量漏れ、これは

数量計算書の漏れから来る変更数字と、それ以外の設計変更については、これは質的に異なるものというふうに考えられますけれども、これを1つにして提出している理由についてお聞かせをまずいただきたい。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

設計変更につきましては、今般、計上漏れ部分と現場協議において行ったものと、いわゆる現場に合わせて内容を変更したものであるということで分けてのご説明をさせていただきましたが、基本的に変更設計につきましては1つという考え方でございます。今般の資料の作り方につきましては、いわゆる計上漏れ部分がどれぐらいかということを明確に議員にお示しするというような観点から、こういう資料の作成をいたしました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

設計図書という先ほどの法的根拠という質問に対して、設計図書という説明がありましたけれども、通常、設計図書の範疇に入るものには、数量計算書は一般的には参考資料として扱われてきているというふうに考えていますけれども、その設計図書の範疇について説明をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の数量計算書に関する取り扱いでございますが、確かに議員ご指摘のように、国の機関等においては参考資料ということで明示をいたしまして、その上で応札を促すようなシステムをとってございます。ただし、市におきましては、そのような精神を反映した約款は使用してございますけれども、そのような明示をしての入札ということは現在行っていないような状況でございます。そういった意味では、国のやり方のように数量書が設計図書には含まれていないと断言できるような状況ではないというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

続きまして、今回のこの補正予算の提出に当たって、3者のそれぞれの責任があるというふうに考えますが、これは市の、入札側のほう、もう一つ設計会社、もう一つは応札をしている施工会社の責任があるというふうに考えられますけれども、この点について、設計業者あるいは施工業者と、その責任の、何が原因で、どういう責任があるのかということについての打ち合わせ及び協議について報告を願いたい。これについては、書面で後ほど報告をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

書面だけでよろしいんですか。

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

後ほど。回答をいただいて、その後、書面ということでございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に続き会議を開きます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

ご指摘の3者の責任ということですが、やはりそれぞれにそれぞれの責任があるということは認識をしております。まず市においても、その設計図書を発注をしておりますので、それをしっかりと検収する責任というものは当然あるという認識がございます。

また、設計業者につきましても、先ほど答弁がありましたようにその計上漏れ等瑕疵がございます。これは変更することで修補はされております。その瑕疵を発生させた責任というのは当然あるということでございます。

また、施工業者に関しましては、工事のほうは図面どおりに完成をしている、工事のほうは完全な形で進行をしているというところで、現在その瑕疵ということは認識をございません。

現段階のそれぞれの状況を顧問弁護士に法律相談等はしている段階でございますが、3者のそれぞれの責任の度合いですとか、相互にそれぞれ相手方に対する責任の認識ですとか共通理解、そういったところには至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

入札に際して、施工業者は設計図書から数量計算を行い、みずからが精査をして入札に応じてくるというふうにさまざまところでは記されておりますけれども、当市において今回入札したのが25年、相当の日数がたっていますけれども、施工業者がこの相当長い期間の間にこの数量漏れに気がつかない、この点については市としてはどのような考えを持っておられるか答弁をお願いしたい。

○議長（藤井裕一君）

2度目の質問とダブっているような、今、思うんですけれども。

○3番（設楽健夫君）

では、続いて特別委員会でやらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

ほかに。

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それでは、ご質問させていただきます。

先ほど来から設計漏れ、積算漏れ等、何度か今年度に入っておりますけれども、改善策として第三者に依頼するようなご答弁がございましたけれども、当市としまして専門的な資格を有したそういう職員は常駐しておりますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

建築ということで申し上げますと、建築士が複数名おります。2級建築士がおります。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

そのような2級建築士では、このような設計漏れとか……

○議長（藤井裕一君）

2回目の質問です。

○7番（田谷文子君）

そうですか。

○議長（藤井裕一君）

一問一答でお願いします。

○7番（田谷文子君）

それでは、その2級建築士は成果品についてもきちんと検査・監査をできる職員ですか。

○議長（藤井裕一君）

いや。一問一答ですので、さっきの答弁で終わりということです。違う質問に変えてください。

○7番（田谷文子君）

じゃ、以上です。

○議長（藤井裕一君）

ほかに。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第88号に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第88号の審査は、既に設置されております平成27年第4回定例会議案審査特別委員会に追加付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は12月18日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時35分

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第7号

平成27年12月18日(金曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	君山悟君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	上下水道部長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君	農業委員会事務局長	高田忠君
環境経済部長	根本一良君	代表監査委員	瀧ヶ崎洋之君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第7号

日程第 1 議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81 号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82 号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 85 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 86 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 87 号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について
- 議案第 88 号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第 68 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 69 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74 号 平成 26 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 請願第 8 号 請願書
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 77 号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 78 号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 79 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81 号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82 号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 83 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 85 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 86 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 87 号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について
- 議案第 88 号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について
- 追加日程第 1 発議第 2 号 「議案第 88 号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）
- 日程第 2 議案第 68 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 69 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74 号 平成 26 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 請願第 8 号 請願書
（請願第 8 号の趣旨採択を求める動議）
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 16 名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

初めに、総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会から閉会中に開催された所管事務調査の会議録が提出され、お手元に配付しておきましたのでご確認願います。

次いで、平成 27 年定期監査結果報告が提出され、お手元に配付しておきましたので、ごらんお

きください。

諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第 77号ないし議案第 88号

○議長（藤井裕一君）

日程第 1、議案第 77号ないし議案第 88号までの以上 12 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

委員長の報告を求めます。

平成 27 年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君。

[平成 27 年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○平成 27 年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長（川村成二君）

平成 27 年第 4 回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成 27 年 12 月 7 日に付託されました議案第 77号ないし議案第 87号について、12 月 8 日に市長、副市長、教育長並びに各担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

また、平成 27 年 12 月 15 日に付託されました議案第 88号については、同日に参考人からの意見等も聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第 77号、議案第 79号及び議案第 80号、議案第 83号ないし議案第 87号については異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 78号、議案第 81号及び議案第 82号、議案第 88号については異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、平成 27 年第 4 回定例会議案審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ただいま議題となっている 12 件の議案の審査は議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により委員長報告に対する質疑を省略いたします。

次いで、議案第 77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第 77号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第 77号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

日本に住民票を持つ全員に12桁の番号を割り振り、国がさまざまな個人情報を管理するマイナンバーをめぐる混乱はおさまりません。来年1月利用開始をうたっているのに、番号を通知するカードの郵送が大幅におくれたり、カードそのものが印刷されていない地域が発覚したり、国民の不安は募るばかりであります。情報漏えいや国による住民監視の強化など、制度の仕組み自体についての懸念もぬぐえません。

安倍政権はあくまでも1月からの開始を目指しております。しかし、開始の前提が大きく揺らいでいることは明らかであります。

マイナンバーは赤ちゃんからお年寄り、外国人も含めて、日本で住民登録をしている約1億2000万人に番号をつけ、当面は1月から税申告や社会保障の手續などに利用させようという仕組みであります。住民全員へ番号通知が終わるめどもないのに、安倍政権は1月からマイナンバーや顔写真を記載した個人カードを1000万人に交付する計画であります。身分証明以外にほとんど使い道がなく、むしろ紛失すると個人情報が漏れるリスクが極めて高いカードであります。申請は任意で強制ではありません。そんなカードの危険性はほとんど触れず、普及ばかりに力を入れる政府の姿勢は、国民のプライバシーを危うくするものであります。

審議の中では、個人情報のセキュリティーの問題が議論になりましたが、庁内でも市民の個人番号を知り得ることができることがわかりました。私は不安のまま、この条例を制定することはやめるべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第78号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第79号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第80号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第81号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第81号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

マイナンバー制度について、ことし1月の内閣府調査では、特に懸念はないと答えたのはわずか11.5%で、プライバシー侵害のおそれがあると答えたのは32.6%、個人情報不正使用による被害に遭うおそれがあるが32.3%、国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあるが18.2%となっています。

条例だけが先行しており、個人情報の漏えいの危険性は払拭されておりません。マイナンバー制度の実施を中止したとしても、住民生活には何の支障も生じないと考えます。

また、住民票などコンビニで交付ができると言いますが、費用対効果も含め、セキュリティー対策では追いつかないのが現状ではないでしょうか。

以上、反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

1番 櫻井繁行君。

[1番 櫻井繁行君登壇]

○1番（櫻井繁行君）

議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から

討論をさせていただきます。

この条例案の目的は、かすみがうら市における便利で安全な情報通信技術の実現を図り、住民サービスをより充実させるというものです。これまで、市役所や中央出張所へ行かなければ取得ができなかった住民票の写しや印鑑登録証明書がマイナンバーカードを利用することで、全国各地のコンビニエンスストア約4万6000店に設置されている多機能端末機で取得ができるようになるものです。

さらに、証明書が交付できる時間帯も早朝6時30分から午後11時まで延長され、場所、時間ともに市民の利便性が飛躍的に向上いたします。

そして、現在、税証明書の交付についても検討がなされており、近い将来、その運用が期待をされているところでもあります。

本条例の改正については、市民サービスのさらなる向上が図られることから、賛成とするものです。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第82号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第83号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第83号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第84号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第85号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第86号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決を行います。
本件に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第87号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。
これより議案第87号の採決を行います。
本件に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結についての討論を行います。
討論の通告がありますので、順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

さきの第3回定例会で美並小学校増改築工事の案件がありました。まさにこの案件の二の舞となるのではないのでしょうか。

今回は鉄筋コンクリートだけではなく、コンクリート量の不足に加え、屋内プールの照明器具まで脱落、見落としていたとしております。

参考人質疑で設計業務委託の請負業者は、設計積算のミスを認め、謝罪をいたしました。その際、同業者参考人は、責任を痛感すると述べ、応分の負担については市の指示に従うと回答しております。

一方、工事請負業者は設計内訳書で積算したので、落ち度はないと答弁しております。通常、建築業者であれば当然なすべき設計図面との照合、これについてはしていないと述べ、誠実な答

弁とはとても言えない態度に終始したことは問題であります。

しかし、照明器具については、当初でも14個を2個で数量を示しており、内訳書の誤りは当然気づくのではないのでしょうか。その際、図面と照合するのは通常の作業であります。ましてや、JVとなったもう一方の業者は、電気工事を専門とする業者であり、このことだけでも参考人は言い逃れではないかとの疑いが濃いと考えます。

私は、責任を痛感するとした設計業者については、積算業務委託契約に関する債務不履行になりますから、この委託業務の対価として支払った報酬の返還を積算業者に対し請求することは可能だと考えます。設計積算ミスを不問にすることは許されません。

また、一方の工事請負業者についても、建築のプロと言われる施工業者、請負業者の責任も免れないと考えます。

今後の改善策で終わりとする事なく、責任の所在を明確にして、応分の負担を両業者に求めるべきではないのでしょうか。この議案を撤回し、改めて再提案することを要請して反対討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

[1 2 番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、賛成の立場から討論をいたします。

12月15日、本件にかかわる参考人として、設計業者と工事請負業者から変更契約に至った経過の趣旨説明を受けました。その後、質疑応答に入ったわけですが、私といたしましては次のことをまず指摘しておきたいと思えます。

1つには、設計業者の当初設計における計上漏れです。設計図は自前で作図をして積算は大阪にある積算業者に委託したことが判明をいたしました。その中で通常では考えられない完成された図書のチェック作業を行ったことにより、当初の計画から比較をすると9項目の工事について契約金額が増額されたことであります。

2つには、設計業者が現場をよく理解し、事務担当者と共通理解をしていたかということでもあります。そのことによる現場の協議により追加された工事が余りにも多く発生しております。ただ、幸いなことに工事は順調に進められ、県の中間検査も終了したことでありますので、完了するまでの工事管理は万全を期していただくよう強く要請をいたします。

今回、再び美並小学校統合関連工事の中で、設計業者の積算漏れという事態が発生したことは、業務を委託する上で発注時期の入札の進め方に問題があったのではないのでしょうか。このことは委員会でも多くの議員から指摘された部分でもあります。

この点を踏まえ、霞ヶ浦地区の小中学校の統合事業における工事や委託業務について、我々議員は今後も厳しく注視をしていかなければならないと考えているところであります。

今回の工事変更契約については、児童生徒の健全育成は市としての責務でもあり、現在のプール改築工事の進捗状況を考えますと、これ以上のおくれは認められず、この変更契約は必要であると思うところであります。

市長初め、執行部には今後このような混乱を来さないよう、再発防止策を早急に整備することを強く要請をいたしまして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論を終わりました。

ほかに反対討論はございませんか。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、反対の立場から討論を申し上げます。

私は補正をすることに反対するものではありません。子どもたち、そして保護者の皆様方、市民の皆様方にご心配をかけずに、無事、来年4月に開校の運びとなりますよう、工事が間に合うようにしてほしいという気持ちで、それは切に願うところでございます。

市民に対する適正化と透明化を図ることが守られるのであれば賛成であり、繰り返しになりますが補正をすることに反対するものではありませんが、ただ655万8223円の支出に対しては、3者、すなわち当市役所、設計業者、施工業者の責任に応じた応分な3者の設計負担が必要と考えられます。

参考人質疑で設計業者は積算事務所に数字の拾い出しを外注した。でき上がってきた数字を過信して、誤りを見落としたと説明し、責任を痛感すると陳謝されておりましたが、施工業者は設計図面は見えていない、応札額は設計内訳書で積算した、落ち度はないと述べられましたが、私としましては設計図面を見ないで金額を算出できるのかと不思議に思った次第です。このような業務に私は素人で疎いところはあるかもしれませんが、このようなことが図面を見ないで応札額が算出できるのか不思議に思った次第です。

2点目として、計上漏れの分と、純粹なるこのような業務に変更の分との内訳書が必要と思うのです。また、改築工事変更請負契約の中には、附帯事項を付記すべきだと思うところでございます。それによる市民に対する適正化と透明性を図ることができ、市民の皆さんによりよくわかるようにご説明すべきだと思っております。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

賛成討論はございませんか。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

議案第88号について、私は賛成の立場から討論いたします。

未来を担う少数精鋭の子どもたちのために、ますますの教育振興を目指す私どもにとりまして、増築工事等の一件に加え、今回も重ねて行政の手間を引き起こしてしまった設計数量の計算ミスは、当市の学校環境の評判までを行政みずから発注者として足を引っ張る形と私も思うものであ

ります。

建築士が懸命に描いた設計図を慣例の下請けで仕上げた形式的な公共事業の数量計算書のために、この騒動に至ったものであります。これはすなわち請負側だけの責任でなく、発注者としての工事管理責任に加え、学校統合事業の責任と行政運営の責任で、まさしくあります。

平成26年8月にこのプールの工事は約2億円の希望価格で不調となり、小中一貫利用を目的とした美並小学校のこのプール工事も、平成27年2月に4000万ほどの増額で3億3000万で落札され、当初の本年10月の横浜で起きました傾きマンション発覚後に、施工側が過敏に反応して対応したともとれるタイミングに今回の増額2000万余りを加え、最終的にはこの提案として6000万以上の増額、3億8000万余りで紆余曲折としてこの提案に至っているのは皆さんもご承知のとおり。大事な子どもたちの教育環境のためにも、事前に不測の事態に至ることを一部回避できたとして評価はできますものの、多額の補正を加え、その補正額は多くの鉄筋として作業道線が苦しいのではないかと心配するほどの、幅2メートルほどのプールサイドで子どもたちがしっかり水泳指導できるのかと心配するものの、今回の補正でプールの躯体が傾かない安全が主であろうという補正に賛同するものです。

加えて、屋根つきボイラーなしのプール稼働後の水温調整や空調の安定設計に確信はいまだつかめておりませんが、私として今後実用面に不安もございますので、払拭できるよう執行部には努めていただきたいものであります。

この計算ミスの顛末の背景には、清廉潔白とする公共事業の一般競争入札の拡大により、たんとインターネットの郵便で進められる入札制度の競争性を高めた実態で、市民の思いが置き去りとなっているあかしも私は捉えているところでございます。

かつての入札制度には、予定価格や歩切りなどの行政側の全事業に対する配慮や、請負側の業者も経済活動として、資材の変動などに柔軟に応じた設計から、柔軟のある施工にまで取り組めた仕組みも、今や談合などの要因と一方的に切り捨てられ、今や入札制度は低価格競争が起こる非常に窮屈で無機質な制度であり、応札側もコスト削減がいかに営業技術であるかという事実、今回の騒動の原因であろうと察するものであります。

現在の設計コンサル選定から現場説明、一般競争入札といった清廉潔白な、かつたんと血の通わない、血の無用な一連の流れが、応札の不調までも生み、特に建築工事においては低い落札価格で入札差金をも上回る設計変更が今回のように相次ぎ、当初の計画予算額を超えることも常態化しております。

やはり、公共事業も決められた予算額の中で、当市のホームページの入札結果のメニューにはレアではございますがプロポーザルやコンペを用いて、市民のニーズや思いを確かめ、発注後の変更契約や追加補正などの経費、手間を極力抑えるべきと考えております。

さらに、応札条件を広げたならば、請負業者の資格や実績でなく、請負業者が当市の事業に最後まで集中力を持って務めてくれる人格であるのか評価することこそ、かすみがうら市としての発注責任であろうと存じます。

それならば、なぜここまで注文ばかりして、賛成を唱えるのか。それは、本案がまちづくりの土台となる教育行政にかかわるからこそ、ひいてはかすみがうら市と、さらには霞ヶ浦地区の威信をかけての学校統合の事業に対し、否決などというこれ以上の不慮の事態を招いてならないの

であります。

そして、いささかの経費や手間の損失より、設計数量ミスに市がいそいそと賠償請求するような小さな度量の否決となつては、当市の行政の立場として、さらなる大きな損失となつてしまうものであります。本案には賛成しか唱道はないのであります。

執行部の皆様におかれましては、いま一度、公共事業に血を通わせていただき、ぬくもりのあるまちづくりに責任を持って取り組んでいただくことを求め、本案の賛成採決が当市教育のますますの振興と、能率的なまちづくりの推進となることを心から切に願ひまして賛成討論とさせていただきます。

議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

[発言する者あり]

○議長（藤井裕一君）

静かに願ひます。

○3番（設楽健夫君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、反対討論をさせていただきます。

変更額2365万2000円、この中、大きく2つに分類されてきます。計上漏れ655万8223円、設計変更が必要という形で提案されてきているものが1295万8610円、こういう内容であります。計上漏れの設計図面の数量計算書、いわゆる金抜き計算書と言われるところの欠落部分の主なもの、鉄筋21.8トン、コンクリート142立米、照明器具14台中12台等、13件計上漏れ総額655万円相当を市民の血税の負担とする件であります。

追加議案当日に行われた審査特別委員会での参考人出席で明らかになったことは、1、市側として設計業者から提出された設計図及び金額を除いた誤れる数量計算書をもって入札に臨んだ。2つ目に、数量計算書にあくまでも参考資料として、参考資料の明示を行っていない。こういう点が挙げられます。

また、設計業者、参考人発言を含めまして、1つ、積算事務所に数字の拾い出しを外注したが、でき上がってきた数量計算書をチェックせずに、誤りのある数量計算書を市に納品、これは参考人の発言でもあります。そしてまた、設計者はその中で設計図面に誤りはないということを明言されています。3つ目に、責任を認め陳謝、そして市側の指示に従うという発言をされています。

3つ目、参考人として出席した施工業者は、どのような発言をしていたのか。設計図面を見ていない。応札額は市提出の数量計算書から作成したと、このように話をしています。そして、その発言の態度は、私の口の判断となりますけれども、責任及び謝罪の様相が見受けられなかったという点が特別委員会の中でありましたことの話をも市民の皆さんにもわかっていただきたく発言をさせていただきます。

私は、この案件について、1、今回の不足分が発生した原因を3者にて市、設計側、施工業者が分析し、おのおの責任を明らかにしていく必要があるというふうに思います。

そして、その1番目、市側は入札業務を前に、設計業者から提出された設計図、特に数量計算書の精査を怠ったこと、そして2つ目に先ほども申しましたが、参考資料としてこの数量計算書に対する扱いを明確に明示し、規定をしていなかった、こういう点。

設計業者の責任については、設計業者が外注し、納品された数量計算書の精査をせずに誤った数量計算書を市に提出してきた、この責任があります。

そして、3点目に施工業者は、入札において、市側が提出した設計図を見ることなく、そして誤った数量計算書により応札額を計算し、提出し、そして2月の入札以来、数カ月がたっているにもかかわらず、このような回答をしている、この点についての施工業者側からの責任をはっきりと整理をしていく必要があるというふうに思います。

おのおの責任を明らかにし、3者が責任ある協議を誠実にを行い、655万円相当の責任負担区分を明確にして、市税を投入する重大なこの案件について、市民に対して説明をしていく必要があります。

2番目、提案されている補正予算は、数量計算書の誤りから端を発した655万円と、設計変更から必要となった補正予算の2つによって構成されています。先ほども申し上げたとおりであります。当初設計において計上漏れ等により変更する工事一覧として資料が提出されていますが、数量計算書漏れ655万相当は、設計図に当初から記載されているものであり、第88号議案の今回の変更契約額に含めるべきものではないというふうに考えます。655万円相当は、今回の変更契約額から独立して、別途提案されるべきものと考えます。

私は特別委員会においても655万円の発生原因と責任負担を明らかにした議案を分離し、再提出すべきであるというふうに主張をしまりました。

3、今回の措置の法的適合性について、執行部からも答弁がありました。公共工事標準請負契約約款第18条第4項、条件変更等の中には、設計図書に誤謬または脱漏があることと述べられておりますが、設計業者は設計図に間違いはないと明言しており、こうしたことからしますと、弁護士の見解についても、弁護士に法的適合性の検討を依頼した項目と趣旨、そして弁護士の見解を書面、あるいは整理した形で市民に明らかにし、公正、公平な判断の根拠を明らかにしていくことが必要と判断いたします。

4、今回の数量計算書の欠落によるプール補正予算は、9月議会の美並小学校の件に続き2回目です。同じ誤りが繰り返されており、またもや市税が投入されようとしています。責任の所在を明らかにし、3者の応分の負担を正確に検討すべきであります。

また、他の契約についても、検証を急ぐ必要があると考えます。公共料金の有料化が提案される財政事情が逼迫している中で、厳格な市税の使途が求められている、そういうふうに思います。

そしてまた5番目に、統合小学校は数カ月後に開校であります。速やかに責任ある対応をもって、小学生、そして父兄、全市民の不安と不信を取り除いていくことこそが市政に求められている、そういうものと考えます。

また、6番目に、基本的な姿勢として、明治天皇は五箇条の御誓文で「万機公論に決すべし」とまず第一に仰せられております。この案件を市民に明らかにし、市民の声を大切に、誰もが認

められる解決策を提示されることが今求められています。公明、公正な姿勢を求め、議案が再検討され、今回、否決されることを求めます。

以上、議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、その中の655万円相当を今回の変更契約額から独立させて提案されるか、または仮契約以降、契約されるでありましょう本契約において、数量計算書の欠落部分655万円は、市、設計業者、施工業者の3者の責任に応じた応分の負担によるとの附帯書面を付記されることを切に願い、また重ねて切に願い、反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

まず、賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

反対討論。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

来年4月開校という、この押し詰まった大切な時期に、このような事案が起こったことに対し、まことに残念に思います。新統合小学校へ移る子どもたち、保護者の皆様、そして市民の皆様に不安と不信感を抱かせてしまった責任は重大であります。一刻も早く原因を究明するとともに、責任の所在を明らかにし、それぞれがその責任に対する応分の負担を受けることによって遅滞なき工事完了を図るべきです。決して子どもたちの教育に悪影響を及ぼすようなことがないように、全力で解決を図ることを求めます。

さて、この議案は美並小学校のプール改築工事において、設計図面に添付された数量計算書、いわゆる内訳書の誤謬、脱漏による変更分約650万と、現場との協議の上、設計変更する部分約1300万円、諸経費合わせて2365万2000円の増額の変更契約の承認を求めるものです。

このうち、現場との協議で設計を変更する約1300万円においても、設計段階においてしっかりと現地調査をしていれば、途中で変更をする必要がなかった事柄も含まれており、公共工事に対する姿勢の甘さが見て取れ、歓迎すべきことではありません。

しかし、内訳書の誤謬、脱漏による変更分約650万円については、事の重大性が全く異なり、決して看過すべきものではありません。

市の説明によれば、この変更部分約650万円について、設計図書に誤謬、脱漏があったのだから、施工業者に責任は問えないとしております。さらに設計図書に誤謬、脱漏があったが、市に経済的な損害は発生していないため、設計業者に対して損害賠償は求められないとしており、責任の追及がなされないまま、ただ市民の血税のみが使われようとしているのです。

しかし、本当に損害は発生していないのでしょうか。答えは否であります。この工事に応札し

た業者、2つのJVですが、落札した業者の落札金額は、税抜きで3億3600万円です。次点のJVの入札金額は3億3900万円、その差300万円でした。この工事の入札においては、応札した2社に対し、正しい設計図面と間違った数値が書かれた内訳書が提供されました。落札した業者の担当者は市から提供された内訳書の数値をもとに入札したので、自分たちには落ち度はないと話しています。また、設計図面から数量を拾っていないとも断言されました。

つまり、請負した業者は、設計図面の確認をせずに3億3600万円で落札し、今回の変更契約で内訳書の間違い部分650万円を上乗せされました。結果、この工事は現場協議での変更を除けば、3億4250万円にふえてしまったわけです。

一方、次点のJVは入札前に内訳書の間違いを見つけて、市当局に質問をしています。担当部局も図面のほうが正しいことを伝えています。この事実から、次点のJVは設計図面から正しい数字をみずから拾って入札したことは明らかであります。次点のJVが落札していれば3億3900万円でできた工事が、いい加減な内訳書によって3億4250万円になってしまいました。その差350万円、これが市民の損害と言わずして何と云えばいいのでしょうか。

さらに、今回の問題発覚によって、市職員、議会、その他関係者が費やした労力と時間は全て税金で賄われているのです。これだけの浪費が行われているのに、市に経済的な損害は発生していないという認識は到底受け入れられるものではありません。

今回は、設計会社のいい加減な仕事が発端となっています。数量の積算を外注し、中身のチェックをしないまま納品しています。市は設計会社からの成果物のチェックをしませんでした。さらに、入札前に内訳書の間違いを認知しておきながら、何の対策も打たずに入札を敢行しました。この段階で内訳書のつくり直しを命じていれば、落札予定価格や最低制限価格も変更となっていたわけですから、今回の入札の正当性は大いに疑われます。

また、施工業者は内訳書に沿って入札した。設計図面は見っていないと話していますが、設計図面を見ないでどうやって工事金額を見積もったのでしょうか。

血税を投入する公共工事、社会の宝である子どもの、その教育施設にかかわる大切な事業への姿勢として、3者それぞれ余りにも無責任ではないでしょうか。問題は額の大小や、ましてや市の度量の問題ではありません。大切な教育施設だからこそ、清廉潔白が求められているのです。このまま責任の所在を明確にせずにいれば、市民の不信感は増すばかりです。こうした不祥事をうやむやにすることは行政の透明化に逆行することにはほかならず、談合を初めとした不正の温床となる危険性をはらんでいます。

よって、市当局はこの議案は一旦取り下げ、誤謬、脱漏による変更部分と、現場協議による変更部分を分けて、改めて議会の了承を得るべきであり、その際には設計業者、施工業者、市当局の責任の所在を明らかにし、応分の負担を条件としなければなりません。

以上の理由から議案第88号は否決すべきであります。議員諸侯の賢明なる判断を求め、反対討論を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論ございませんか。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について、反対の立場で討論に参加をいたします。

設計の計上漏れが原因で提示した金額655万8000円と、それに対する応分の諸経費約140万円で、その合計金額が約800万円となるわけでございますけれども、残りの1550万円については設計変更の内容を変更した金額で出た金額でございます。私が問題としているのは、計上漏れにより増額された分約800万円です。なぜ責任の所在を明らかにせずに市民に負担をさせるのかということでございます。

市の責任としては、設計コンサルタントから上がった成果品を精査できる職員がいないために、精査せずに決済し、計上漏れが発見できなかったことにより今回の問題が起きてしまったこと、本来、既存施設の解体工事の中で地中埋設物の撤去すべきところ、見過ごしをし、今回の工事中に発覚、事前に撤去できていれば安価な値段で施工ができたのではないかとということ。

また、設計業者の責任としては、図面は正しいが添付の設計内訳書で間違った数字を計上してしまったこと、このことが今回重大な点でございます。

また、工事業者の責任については、委員会の参考人質疑の中で設計図面は見えていない、設計内訳書で積算したと申しておりましたが、設計図面が工事においては基本であり、図面どおりに建築することが求められており、図面を見ないで積算するなどは通常考えられません。自社の積算ミスの内訳書のせいにしたことを非難したいと思います。本来であれば積算ミスが自社の恥であり、設計業者と話し合いで市に負担をさせないように対処すべきであったと思います。

このようなことから、市と設計業者、施工業者の3者に重大なミスが重なり、今回の結果となったわけでございます。

計上漏れによって提示された金額655万8000円と応分の諸経費、プラスすると800万円前後になると思います。この金額の3分の1を市が負担をし、残りの3分の2は設計業者と施工業者が負担する、市長におきましてはこのような英断を期待しておりましたが、全額を市の財政から支出することは、市民の理解を得ることは到底できないこととあります。地方交付税も今後削減されると聞いております。厳しい財政状況の中、無駄な支出は極力抑え、健全なる行政運営を強く望むものであります。

以上のことから、本議案に対して反対をさせていただきます。議員諸侯のご賛同をよろしくお願いたします。

[小座野定信議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

○10番（加固豊治君）

議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結についてに対する附帯決議（案）を提出します。

よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

ただいま加固豊治君ほか9名の議員から議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結についてに対する附帯決議（案）が提出をされました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時41分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

昼食休憩に入りたいと思います。再開は1時15分より再開いたします。

休 憩 午前11時41分

再 開 午後 1時15分

[小座野定信議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

ただいま提出されました発議第2号 「議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）を直ちに日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案を議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

本案は議題とすることに決定いたしました。

よって、発議第2号を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案書配付]

○議長（藤井裕一君）

配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

追加日程第 1 発議第 2 号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第1、発議第2号 「議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

「議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について」に対する附帯決議（案）の提案趣旨をご説明いたします。

平成27年12月15日、追加提出議案として議案第88号が提出され可決となりました。この議案は美並小学校のプールを改築し、来年4月に統合される霞ヶ浦地区の小学校と既存の霞ヶ浦中学校の児童生徒の共用プールとして使用するための工事を現場との打ち合わせ等を踏まえて変更する契約であります。

工事過程において、工事発注における設計図書のうち、設計数量計算書の中に設計図面と相違した内容があることが発覚し、工事内容の修正が余儀なくされる事態となりました。その結果、設計図面と数量計算書の相違による増額分として約655万円の追加、現場協議による必要と判断される工事分で約1295万円の追加、それらによる管理費及び消費税分として約415万円が追加、合わせて2365万円余りを増額する請負契約の変更となったわけであります。

一方では、数量計算書の相違による損害を業者に請求すべきとの意見もありましたが、設計図面に基づいて施工される中で、数量計算書のミスが工事途中に発見し修正されたことから、工事自体の実害は発生しないとのことも執行部から確認されたところでもあります。

しかしながら、実害がないとはいえ、落札された当初の計画から事業費が増額されたことは不満の残るところがあります。増額の一因である計算ミスを引き起こした業者に対し、相応の負担を求めるべきとの市民感情も当然のこととは思われます。

しかし、今回の請負契約の変更と、損害賠償請求は区別して考えることが適切と考えます。その観点から、今回は法に則った形でプール改築工事完成に必要な項目を追加する変更契約の内容であり、所期の目的達成のために可決することが必要と判断しました。

公共工事の品質確保の促進に関する法律が制定された際に、国の委員会で附帯決議が付されておりますが、地方公共団体もこの法律の基本に則り、市民の利益のために公共工事の品質を確保する義務を負っております。

この附帯決議において、公共工事の入札契約に関し、不良不適格業者の排除の徹底を図ることや、公共工事の入札及び契約の過程等に関して、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講じるとともに、当事者の苦情に適切に対応するため、法的整備を含む検討を行うこと、公共工事の品質管理の一層の促進を図るため瑕疵担保期間の延長、瑕疵担保責任の履行にかかわる保証のあり方などについて、総合的な観点から検討を行うこと、さらには公共工事にかかわる工事実績、評価等に関する情報の共有化のため、発注者支援データベースの整備に努めるとともに、その適正な運用の確保を十分に留意することなどが付されております。

さらには、地方自治法第234条には、契約の履行の確保が規定され、契約を締結する場合の適正な履行の確保に必要な事項として、地方自治体は必要な監督または検査を行うことが定められております。

議案第88号の上程により、設計図書の一部に瑕疵があったことは紛れもない事実として確認されたわけであるから、市民の負託に応えるため、今後は市として今般の設計瑕疵に関する賠償請求が可能であるか専門的な委員会を設置の上、検証を行うとともに、設計瑕疵に対する指導を適切に行うことを求めるものであります。

これらの趣旨を十分に踏まえ、行政のチェック機関である我々議会として、今後も設計事務の誤りを事前に阻止すべく適正な工事等の発注事務に誠実に従事し、市の将来のためにも健全な財産を建設していくことを市長に対し要望するものであります。

以上、議員諸侯の賛同をお願いいたしまして、提案の趣旨説明といたします。

○議長（藤井裕一君）

これより提案者への質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今の決議案でございますが、一旦採決をしたわけですね。ですから、これは附帯決議にはならないんじゃないかと思えます。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

ただいま提案者に対する質疑というようなことでございますので、ちょっと違うと思えます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

附帯決議を出したのは、今、提案説明をした人でしょう。ですから、附帯決議というのは議会運営上、一旦採決された後に出すのはおかしいんじゃないかというふうに言っているんです。その法的な根拠があるんですかということです。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時27分

再 開 午後 1時29分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

ただいまの佐藤議員の質問でございますが、この附帯決議（案）は議案が可決されてから提出するものでありますので、その点はご了承いただきたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これは実際に採決がもう終わったんですよ。だから、この附帯決議というのは議案と一体不可分のものじゃないですか。そういうことを言っているんですよ。ですから、実際には議案そのものについて賛成の方がたくさんいらっしゃいましたよね。でも実際には、その討論の中身はこれとは全く異質のものでありますよね。どう思われますか。提案者とあれば、いずれにしても、これは実際に議案と一緒になってくっつけて、この採決を求めるということであれば、また違ってくると思ひますよ。これを独立してやるというのは全く採決した中身と違っているんじゃないですかということなんですよ。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

ただいまの佐藤議員の質問にお答えします。

この附帯決議（案）につきましては、何ら問題ないと私は思っておりますので、よろしく願ひします。詳細につきましてはお手元に配付しました参考資料をお目通し願ひすれば。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

説明になっていないですよ。一体不可分なんじゃないですかと言っているんですよ。附帯ですから。ですから、もし必要であれば附帯というのを取って、これに対する決議というのであれば、また別かもしれませんよ。附帯ですからね、これ。一旦議決してしまったんですよ。おかしいじゃないですか。それがおかしくないというふうな答弁は、全然我々は納得することはできませんよ。ルール上、どうなっているんですか。この附帯決議という、そのものの名称の意味は。議事事務局のほうはそのことについては理解しているんですか。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時33分

再 開 午後 1時34分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの佐藤議員の質問に対しましては議会事務局より説明をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（櫻井 清君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

附帯決議は委員会で決めて本会議に報告されるものと、本会議で初めて議決されるものの2通りが考えられます。これについては本会議で議案が可決されてから、それに基づいて提出されるものということになります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今の議会事務局長のお話がよくわからないんですが、2つあるって。議案が採決された後と、それにくつつくやつと、また別に附帯決議というのが存在すると言いましたよね。それはどこに書いてあるんですか。その法的なルール上の規則、ルールというか、それがあつたらそれをお示ししていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

議会事務局長、櫻井君。

○議会事務局長（櫻井 清君）

それでは、再度ご質問にお答えいたします。

附帯決議は各委員会で決めて本会議に報告されるものが1つあります。

それから、本会議で初めて議決されるものがあります。それが2通りあるということで、それぞれ……今回は議会で議案第88号が可決されました。それに基づいて附帯決議を提出することができるということになります。

これについては地方議会運営に載っております。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時37分

再 開 午後 1時41分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

時間が長引くのでそのことについては留保しておきます。

それでは、提案者に対して説明を求めますが、真ん中の1ページのしかしながらと、実害がないとはいえ落札された当初の設計から云々とありまして、設計ミスを引き起こした業者に対する相応の負担を求めるとの市民の感情も当然のことと思われましてということを示して、しかし今回の請負契約の変更と損害賠償を区別して考えることが適切と考えますというふうに言っていますが、これについてはどのような観点でこのようにしたんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

佐藤議員の質問にお答えします。

ただいまの質問の内容ですが、この内容につきましては美並小学校のプールの改築ということは来年4月の霞ヶ浦地区の統合小学校と既存の中学校の関係を急がなければならないという観点からこのような文言を入れました。

また、今回の請負契約の変更と賠償請求を区別して考えるのは、私個人的にはそうでないといけないのではないかと思うところで書いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この今回の議案は法に則った形でのプール改築工事完成に必要な項目を追加する変更の契約の内容、法に則った形でのという意味を説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

お答えします。

法に則った形というのは、弁護士等を交えまして相談した結果を入れた文言でありますので、その点ご了承願います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

弁護士と相談したから法に則ったという趣旨のことを今述べたと思うんですね。弁護士が全権委任されて法の大家だからという理由になってしまっているんじゃないかなと思います。

それと、今回、今般の設計瑕疵に関する、裏面の最後の下から5行目、6行目ですか。今般の設計瑕疵に関する賠償請求が可能であるかどうかを専門的な委員会を設置の上、検証を行うということがありますが、これはどういうことを示しているんでしょうか。損害賠償が可能かどうかというのは専門的な委員会を設置するというのもう一つどういう意味なんですか。この2

つ、説明をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

佐藤議員の質問にお答えします。

専門委員会の設置の上というのは、そのままの文言でございますので、ご了承願いたいと思います。

行政のチェック機関ですか、もう一つ……

[佐藤議員「違う、賠償請求が可能かどうか」と呼ぶ]

○10番（加固豊治君）

その点につきましても今後検討すべき課題であると思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

専門的な委員会というのは、そういう意味では賠償請求が可能であるかどうかと、これは連動していると思いますので、専門的な委員会ということは、賠償請求という意味では法的な手続のことも言っているわけですよ。ということは、専門的なというのは、そういう弁護士も含んだ専門委員会のことを指し示しているのでしょうか。これで質問終わりますから、それにお答えください。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

佐藤議員の質問にお答えします。

そのようなことも今後考えるべきではないかと思っておりますので、ご了承願います。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

提案者に質問いたします。

この附帯決議（案）の内容は、先ほどの議決に際する質問等を含めまして、それとは異なる内容が書かれている。そういう意味では、先ほどの議案に賛成という形での立場の表明をしましたがけれども、それと整合性がない、例えば損害賠償の件についても、議案の質疑の中でもその額については、よりも優先するものとして工事が先行される、あるいは完成を急ぐべきであるという話もあった。そういうふうになってきますと、この文書を提出された方は、先ほどの議案に対して賛成できないのではないか、そういう内容が含まれている。そういう意味ではこの附帯決議は先ほどの88号議案に附帯され、そして採択されるべきものであった、そういう観点で、この附帯

決議があわせて提出されていたものであれば、ここに共同提出者として提出された方の議案に対する賛否の整合性もとれてくるのではないかというふうに思われますけれども、これは議会事務局に対して説明をちょっと求めたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

提案者への質問です。

○3番（設楽健夫君）

失礼しました。提案者に求めたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

設楽議員の質問にお答えします。

先ほど来、佐藤議員にもお話ししたとおり、附帯決議（案）ですので、必ずしも一致しているとは、私もそのように……設楽議員の質問の内容はちょっとご理解できない面もあるんですが、文書をよくお目通しいただきまして、再度お願いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この文面の最後のほうに、今般の設計瑕疵に関する賠償請求が可能であるかどうかを専門委員会の設置の上ということについては、先ほどの議案の質疑の中では、私もこういう質問をさせてもらいましたけれども、それとの整合性がとれないのではないか。

○議長（藤井裕一君）

設楽議員に申し上げます。

議案に対する質疑というようなことですので、内容がちょっと違うと思いますけれども。

3番 設楽議員。

○3番（設楽健夫君）

この議案は、附帯という文言を独立の決議案という形で提出するのが妥当であるというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより発議第2号の討論を行います。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第88号に対する附帯決議（案）に対して反対の立場で討論しますが、基本的にこの88号について賛同をした皆さんは、逆に私を初め反対した議員の討論の中身と合わせますと、反対の討論をした議員の内容がここに盛り込まれているように思います。にもかかわらず、賛成した議員のこの9名、小座野定信議員を除いた9名が、あの88号の議案に全面的に賛成するという内容を言っているわけですね。そうすると、この決議というのは提案者と中身がまさに矛盾しているというふうには言わざるを得ません。そういう意味で、この附帯決議については賛成することはできません。以上です。

○議長（藤井裕一君）

そのほか討論ございませんか。

14番 小座野定信君。

[14番 小座野定信君登壇]

○14番（小座野定信君）

賛成の立場から討論申し上げます。

私個人の心情から申しますと、この88号の議案としては否決をしたいという気持ちもございました。がしかし、子どもたちの教育環境を考えると、ここで否決すると次年度に持ち越しはできないと、予算を次年度に持ち越しができないということは、市の単独予算で追加工事をしなくてはいけない。そういう苦しい決断もあったわけでございます。多分にこの附帯決議に署名している議員も、一人一人、否決に向けて反対した人たちと考え方は非常に近いと思います。一人一人が苦渋の決断をし、この附帯決議となったわけでございます。事業は進めなくてはいけない。しかし、業者に対するペナルティーもしなくてはいけないのではないかという、そういう苦しい中での判断だったと思います。

よって、ここで文書にお示ししているように、最後に委員会を設けて業者に対する懲罰と言いますか、予算的なことも賠償請求ができるかどうか、それを検証してくださいという苦しい表現をしたところでございます。

心情もちろん大事ではございますが、子どもたちの教育環境を一日も早く充実させるということも我々議会人としては考えなくてはならない状況だという判断でございまして、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

その他討論ございませんか。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

先ほど反対の意見を述べさせていただきましたけれども、今、小座野議員がお話をされましたように、子どもたちが来年の4月の開校を待っている。父兄も心配している。市民の方も心配をしている。そうであるがゆえに、この問題はきちっと整理をして対処していくことが必要であるということを示述べてきました。

そして、議論の中で、この附帯決議を出された方の先ほどの立場と、この附帯決議の立場に対して、必ずしも一致していないという内容を自分は今感じています。かすみがうら市の市議会において、これはあらゆる立場を乗り越えて、一つの真理を求めていくために、この議論に対してその人の誠意と言ったらおかしなことになりますけれども、議論をそのまま真正面から行っていくということが必要かというふうに自分は思っています。そういう意味では、この9人の方が先ほどの討論の賛成という中から、そこに一つのこの附帯決議を出さなくてはいけないという考え方からこの附帯決議を出されてきているというふうに考えます。そういう意味では、私はこの附帯決議は先ほどの議案とともに提出されるべきであったということをもって反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

その他討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」「反対討論しているんだから、起立によってでしょう」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

すみません。わかりました。

これより発議第2号の採決を行います。

異議がありますので、起立により行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

発議第2号は原案のとおり可決されました。

[小座野定信議員 退席]

日程第 2 議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、一般会計決算審査特別委員会に付託しております。
これより委員長の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長 川村成二君。

[一般会計決算審査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○一般会計決算審査特別委員会委員長（川村成二君）

かすみがうら市議会一般会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、9月7日に付託されました議案第68号について、9月28日、29日、30日、10月1日に市長、副市長、担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第68号は起立採決により賛成者多数で認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過・概要は、委員会会議録のとおりであります。

以上で、一般会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第68号の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成26年度の当市の一般会計は、歳入総額が172億5996万円で、歳出総額は162億393万円となっております。

市債、いわゆる市の借金ですが、これは192億4873万円で、前年比では3億6471万円の増となっております。一方、基金の残高は66億2915万円、これを市民1人当たりに換算すると、借金は44万円、貯金は15万円ということになります。後年度交付税措置されるとしている臨時財政対策債を差し引くと、借金は26万円程度となりますが、いずれにしても借金が貯金より多いことには変わりありません。私は必要のない合併特例債事業などの一般単独事業債の活用は避けるべきだと思います。その最たるものが石岡地方斎場建設事業だったのではないのでしょうか。

反対の第1は、市民参画事業について、平成26年度は市政懇談会を実施しなかったことであり、返り咲きを果たした坪井市長ですが、広報などの一方的な文書による発信ではなく、市民からの意見を直接聞く場を設けるべきではなかったかと考えます。

特に、市長の公約にもない石岡市を軸とする3市1町による新たな広域ごみ焼却施設建設については、積極的に市民からの声を聞く必要性があったのではないのでしょうか。市民参画による市

政運営とはとても思えません。ごみの広域化にかかわる一般廃棄物処理基本計画についての意見公告、市民からの意見は全くありませんでした。広報のやり方に問題があると私は指摘しましたが、市当局側にははなから市民からの意見を聞く態度はなかったとっております。私は現有施設である新治地方広域事務組合環境クリーンセンターの改修で十分であり、性急な3市1町による広域ごみ処理焼却施設建設に向けた霞台厚生施設組合加入に反対の立場であることを改めて表明いたします。

第2に、霞ヶ浦地区小学校統合について、私は今でも住民合意がなされていないのではないかと考えております。統廃合計画の議論や進め方が余りにも早く、強引ではなかったのではないのでしょうか。その問題点の一つとして、審議の中でわかったことは、霞ヶ浦地区の小学校での放課後児童クラブ入会児童数、現在245名のことですが、今後の方向性が見えていないことが挙げられます。

さらに、廃校となる学校施設の利活用についても今後の課題となっていることは全く順序が後先ではないかと考えます。

第3に、石岡地方斎場組合の事業について、石岡市染谷に新たな斎場が昨年オープンいたしました。当市の平成24年度の維持管理費が992万7000円、26年度は1372万円と379万3000円増、38%アップであります。この建設事業が縮小されていなかったならば、さらに維持管理費が増大することになったのではないかと考えられます。

火葬件数についても、平成26年度実績が188件と昨年度より減、また式場の利用状況は当市千代田地区で負担増と言われておりますが17件で通常と変わりません。平均値よりも多い結果となっており、問題はないと思われれます。

第4に、農業水産事業の振興について、審議を通じて市の独自の取り組みが弱いと感じてなりません。当市は農業を基幹産業としなければならないところであります。特に農業後継者育成に市独自の支援策が必要ではないかと考えます。

第5に、商工業について特に住宅リフォーム助成制度については300万円に予算減額しておりますが、市民の要望、要求に追いついていないのではなかったかと思われれます。改善するとした千代田地区業者の実績は伸びておりません。市内商工業者の仕事起こしと支援を考え、来年度の増額を求めます。

第6に、就学援助について、私は一般質問でたびたび要請してまいりましたが、就学援助に熱心に取り組む姿勢が見られないことは残念であります。全国平均はおろか、県平均を下回る認定率は問題です。子育て支援の一つとして改善が求められると考えます。

地方自治体の使命は住民の福祉の増進にあります。市民の声に真摯に傾けた市政運営を求めて反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

賛成討論はございませんか。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成26年度の予算については、税収の低迷や社会保障費の負担増など、多額の財源を必要とする中で、限られた予算を効率的に、また効果的に編成され、執行がされております。

決算を見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が91.7%になっており、依然として財政の硬直化が懸念されております。しかし、そのような中であっても、市民福祉の向上に向けた各種施策の実施や、千代田地区の防災無線整備事業、神立停車場線整備事業、神立駅周辺整備事業などの大型事業の推進がされており、その努力について一定の評価をいたすところであります。

しかしながら、本市における山積される課題をクリアするためには、一層の緊張感を持った財政運営を行いながら、少子高齢社会や人口減少問題といった大きな課題に対応していかなければなりません。

監査委員の審査意見書で示された内容については、早急に検討及び取り組みが必要であり、庁内の総力をもってさらなる努力をしていただくことを切望し、本決算の認定に賛成をいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第68号は認定することに決定しました。

日程第 3 議案第 69号ないし議案第 74号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 田谷文子君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 田谷文子君登壇]

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長（田谷文子君）

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告を行います。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

本委員会は、9月7日に付託されました議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、以上6件の決算認定議案について、閉会中の9月29日に各担当部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第69号ないし議案第74号は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでございます。

以上で特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

国保の財政悪化と国保税高騰を招いている元凶は、国の予算削減であります。1984年、当時の自民党政府は、医療費の45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げる改悪を強行し、その後も、国保の事務費や国保税の低減措置などへの国庫負担を縮小・廃止してきました。

当市の歳入における国庫負担の割合ですが、平成17年度は国庫負担割合が33.53%だったのが、26年度は23.61%となっています。

当市における国民健康保険の加入者は、給与所得者が圧倒的に多く、報告では全体の28%を占めています。次に、年金等の方が18.7%で、いわゆる所得のない方が44.1%だとのことであります。これまで国保加入者というのは、農業とか自営業者が主でありましたが、これが逆に給与所

得のほうにシフトしてきているのが実態であります。非正規社員が被用者保険から追い出され、国保に加入する事態となっています。しかも、加入者の所得低下が進んでおります。

平成26年度における国保税の収納率は、平成25年度が89.86%、26年度は90.62%で、0.76%ほど伸びていますが、所得なしの方の収納率は77.81%であります。したがって、滞納額別世帯の構成としては、滞納額が50万円未満の世帯の滞納世帯に占める割合は84.34%となっていることがわかりました。その結果、短期被保険者証の発行は1,086件で、発行率は14.8%となっております。

決算全体として、一般会計からの法定外繰入額の増額もあり、実質収支額は1億9562万円で黒字決算となっております。今回は、そのうち1億5108万円を国保会計への積立金にしたことは評価したいと思っております。

国保会計は改善傾向にあるように思いますが、国保加入者からは高く払いきれないとの悲鳴が上がっております。私が行ったアンケートには、何と77%を超える方が引き下げるべきだと答えております。国保税の引き下げは、根本的には国保負担を引き上げることだと思っておりますが、まず当面は低所得者対策として、応益割の引き下げと、短期被保険者証の改善を求めて討論いたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第69号は認定することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時23分

再 開 午後 2時33分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第70号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第70号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論を行います。

75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしている後期高齢者医療制度が、お年寄りの暮らしと健康に重大な影響を与えています。厚労省の集計では、保険料を払えずに滞納している高齢者は全国で25万人以上、滞納のために資産を差し押さえられた人は毎年ふえ続けております。保険証が手元に来ない人も生まれています。高齢者を年齢で差別し、負担増などの痛みを強いる制度の根本的欠陥は明らかであります。後期高齢者医療制度は速やかに廃止するしかありません。

当市でも、滞納額が年々ふえ続けており、収入未済額は26年度は256万円で、滞納繰越額は389万円となっています。被保険者数5,152人のうち、普通徴収者、これは特別徴収者とは別で、実際に納付をする、こういう方が1,138人で、全体の22%となっており、保険料が高く支払いができないのが現実です。保険料は改定のたびに引き上げられてまいりました。75歳以上の人口の増加と医療費増が保険料に直接はね返る仕組みになっているためであります。今後もさらに上がることは避けられません。保険料を支払えない高齢者への制裁も深刻であります。病院窓口で全額負担となる資格証明書の発行数は、世論と運動での力で許していませんが、有効期間が短い短期保険証の発行は2万人を超えています。当市でも29の方が短期被保険者証であります。高齢者をお荷物扱いする政治に未来はありません。後期高齢者医療制度をきっぱりと廃止するべきであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第70号は認定することに決定しました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第71号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第71号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成26年度の下水道費分担金について、現年度負担金、分担金、合わせたもので収納率は100%、平成26年度と比較しますと2.8%の増となります。しかし、問題は霞ヶ浦地区の下水道の加入率が改善されていないことであります。千代田地区がほぼ100%であるのに対して、霞ヶ浦地区は76.4%であります。特に、加茂・牛渡流域特環の加入率は61.8%であります。前年比でも改善されておられません。5%アップを目指すとしましたが、結果的には2.6%でした。

下水道の建設に投資した総額は、これまでに約241億円ですが、千代田地区が123億円で、霞ヶ浦地区が118億円となっており、比率では51対49であります。

一方、平成26年度決算における使用料は、滞納分も含めて、千代田地区は2億5883万円で、霞ヶ浦地区は7288万円となっており、比率では78対22であります。費用対効果を考えれば、霞ヶ浦地区における加入率の向上は喫緊の課題であり、改善が求められます。戸別訪問を重ねての加入の促進だけでは難しいのではないのでしょうか。改めて大がかりな加入促進の調査と抜本的な促進対策が必要だと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第71号は認定することに決定しました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第72号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第72号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成26年度の農集使用料について、過年度の収入率が前年度と比べて落ち込んでおります。しかし、問題は加入率が全くと言ってよいほど伸びていないことであります。平成25年度では75.8%で、平成26年度は77%にとどまっています。千代田地区の加入戸数は21戸であります、霞ヶ浦地区は15戸であります。ここでも地域的な差が見られますが、利子補給や無利子貸し付けなどの加入促進の手だてを早急に行うべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第72号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第72号は認定することに決定しました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第73号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第73号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

65歳以上の1号被保険者の介護保険料は3年ごとに見直され、そのたびに引き上げが繰り返して行われてまいりました。当市では、第6期の介護保険料を基準月額5,400円で、年額6万4800円、第5期の基準月額4,900円で、年額5万8800円と比較し10.2%と大幅に引き上げました。

県のまとめによれば、当市の保険料は44市町村で9番目に高くなっています。年金が引き下げられる中、高齢者にとっては大変な負担となっています。高齢者の暮らしはたび重なる年金の引き下げ、医療費の負担増、消費税の増税や物価の高騰でますます苦しくなっています。今でも介護保険料の負担が重く困っているのに、今回の引き上げは高齢者の生活を一層脅かし、保険料を滞納すればともにサービスは受けられなくなる、そういう危険性があります。

介護保険会計は3年間トータルでどうなのかというふうに見るべきだと思いますが、最終年度の26年度で保険給付費で1億5809万2000円という異常な差額が出ました。3年間の予算総額84億8339万3000円に対して、決算額は81億9308万7000円で、その差額は2億9030万6000円となります。

私は少なくとも値上げを中止するために、介護給付費準備基金の全額取り崩しを行うと同時に、一般会計から繰り入れることを求めましたが、決算結果を見れば、当然の主張ではなかったかと考えます。

一方、1号被保険者数は1万1408人となりましたが、年金から天引きできない普通徴収者の方は2,077人で、全体に占める割合は18.21%にもなっています。高齢者の貧困が進んでいます。それに伴い滞納額はふえ続け、不納欠損額も年々ふえる傾向にあります。普通徴収被保険者数の2割近い方が滞納しており、通常通りの1割負担での介護保険が受けられなくなるおそれがあります。これでは収入の少ない低所得者の高齢者にとっては、利用したくても利用できない介護保険制度となっていると思います。保険料の引き下げと同時に、市独自の軽減策や利用料の軽減策も必要ではないでしょうか。

以上、討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第73号は認定することに決定しました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○ 1 1 番（佐藤文雄君）

議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について反対の討論を行います。

私は平成26年度決算において、予算と比較して収入減の中、費用を抑えて純損失を最小限に上げたという市当局、水道事務所の努力は認めます。その損失は、新会計制度の移行によるものであったことがわかりました。

霞ヶ浦地区旧出島村は、過大な人口予測による設備投資を行ってきました。それによって、霞ヶ浦地区の給水原価における減価償却費と支払い利息が占める割合が高くなっていました。当然、供給単価と給水原価は逆転、給水人口が伸びないため営業収益が改善されていません。そのため、水道会計に一般会計からの多額の繰入金を投入してまいりました。

一方、千代田地区は県からの受水費が占める割合が大きかったのですが、給水人口の伸びもあって、給水原価は漸減傾向にありました。しかし、合併によって水道会計も統合され、給水原価も均等化されましたが、両地区での問題は解決されておりません。水道事業における霞ヶ浦地区と千代田地区の比較について、26年度決算では給水収益は9億2220万円ですが、そのうち霞ヶ浦地区は3億2385万円で、千代田地区は5億9835万円となっており、その比率は35.1対64.9であります。給水人口は4万607人ですが、霞ヶ浦地区は1万6090人で、千代田地区が2万4517人、その比率は39.6対60.4であります。また、1人1日最大給水量については当市全体で311リットルであります。

また、合併時の平成17年度の給水人口は4万2873人ですから、実に2,266人の減となっております。これ以上、当市の人口はふえることは考えられません。また、1人1日最大給水量についても、節水機器等の普及で伸びることはありません。それにもかかわらず、国交省、そして県の水のマスタープランでは、過大な人口予測と水需要計画による八ツ場ダム、そして霞ヶ浦導水事業を推し進め、過大な設備投資のツケを利用者、市民に押しつけようとしております。

これでは、この事業が完成したならば、水道料金の引き下げに通ずることは明らかであります。今なすべきことは、一般会計からの補填をふやすと同時に、県との実施協定を現実の人口、そしてこの1日最大数量の供給に見合った協定に見直し、変更すべきであると考えます。

以上、反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第74号は認定することに決定しました。

日程第 4 請願第 8 号 請願書

○議長（藤井裕一君）

日程第4、請願第8号 請願書を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

平成27年議案審査特別委員会委員長 川村成二君。

[平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（川村成二君）

平成27年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第8号 請願書、副題、「美並小学校の校舎増築工事変更に関わる請負契約に対し納税者が納得できる契約内容に早急なる更改を求める為の異議申し立てについて」については、12月8日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査においては、請願者を参考人として招致し、意見等を聴取した上で、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第8号は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で平成27年第4回定例会議案審査特別委員会の委員長報告を終わります。

[「議長、動議」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

請願第8号の採択について、私は趣旨採択として動議を提出いたしたいと思います。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ただいま8番 古橋智樹君から請願第8号 請願書について趣旨採択することを求める動議が提出をされました。

所定の賛同者がありますので、動議は成立をいたしました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 3時07分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第8号 請願書については、趣旨採択とすることを求める動議を議題といたします。

動議の提出者から趣旨説明を求めます。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

請願第8号 請願書、美並小学校の校舎増築工事変更に関わる請負契約に対し、納税者が納得できる契約内容に早急なる更改を求めるための異議申し立てについて、ただいまの動議で提出いたしました趣旨採択の提案理由を申し上げます。

請願書の前文の5段目、1行目でございます。1行目から2行目にかけて、「この問題は、入札参加条件に特定条件は無く、且つ設計図書も問題無しなので、全て落札業者の自己責任にすべきである」という文言の「全て落札業者の自己責任」という部分につきまして、私としては市民感情の趣旨は賛同するものの、このフレーズ、文言につきましては異議がありまして、動議において趣旨採択の動議をいたしました次第でございます。

12月8日の委員会の中におきまして、賛成されました皆様方の市民感情に対する賛成した経緯は十分承知ではございますが、いま一度ご一考いただけますようよろしく重ねてお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

以上で動議の趣旨説明が終了いたしました。

これより動議に対する質疑を行います。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、趣旨説明がありましたが、趣旨採択とするということは、具体的にどういうことを指すのでしょうか。つまり、この記、1、2、3、4という項目があります。この1、2、3、4という項目についてどのような扱いをしようと考えているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

佐藤議員の質問にお答えします。

佐藤議員の申し上げた特に4項目、こちらにつきましては概ねの異論はございません。したがって、先ほど申し上げた前文におきましては異論があるということでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、全てということを取り上げて趣旨採択、しかしこの記の1、2、3、4は認めるというふうにおっしゃいました。ということは趣旨採択ではなく、採択をすべきなんじゃないですか。そういう一字一句文言を全て皆さんが了解しているとは思いませんよ。でも、記の1、2、3、4ということがきちっと受けとめるのであれば、この請願を採択すべきだというふうに読み取れるんですがいかがですか。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

佐藤議員の質問にお答えします。

請願というのは、4項目に限らず、前文も含めて、タイトルも含めての市民感情のあらわれでございます。4項目が納得いけば100%賛同するということには、佐藤議員もご理解のとおりならないと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

前文の中でいろいろ一字一句全部認めろということを行っているわけじゃないですよ。ですから、具体的な行動を市議会として起こしてほしいという要求でしょう、請願でしょう。ということは、1、2、3、4が具体的な議会に対する、もしくは行政員ということがありますから、市の職員というふうになっていると思うんですね。ですから、先ほど附帯決議が採択されましたが、その採択に非常に近い中身になっているんじゃないかと思うんですね。ですから、具体的な行動を起こす、趣旨採択になると、この4項目についてはどのような行動を起こすということになるんでしょうか。その趣旨採択の趣旨がわかりません。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

佐藤議員のご質問にお答えします。

私は前文も含めて全て納得いかなければ100%賛同にはなりません。したがって、佐藤議員がこの前文を尊重されないのであれば一度申立人とご協議いただきまして、でき得るならば、私にもお声かけいただきまして、再度ご提出なされたほうがよろしいかと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問に答えていないですよ。具体的にどういう行動、1、2、3、4は認めると言っているわけでしょう。ということは、具体的な行動はこの行動に基づくということなんじゃないですか。

ただ一字一句、私が理解できないのはだめだということではあっても、具体的な行動を、では趣旨採択になった場合はこの4項目はどうなるのかというふうに質問したんですよ。それに答えていないですよ。ちゃんと答えてください。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

佐藤議員の質問に再度お答えします。

何度申し上げても同じになるんですが、行動は委員長が報告したとおりの内容に、私もそれに賛同するだけのことでありますけれども、この請願100%はのめないということに変わりはありません。

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員に申し上げます。3回。

[佐藤議員「終わります」と呼ぶ]

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この請願の中、古橋議員の提案なんですけれども、実際の請願内容は4項目で請願が来ているというふうに判断するんですけれども、これについては認めると。それが請願内容だと思うんですね。それが一方で認めるという現実がありながら、請願ではなくて趣旨採択にするということについてはちょっと整合性がないというふうに思われるんですが……

[「はい」と呼ぶ者あり]

○3番（設楽健夫君）

もうちょっとよろしいですか。であるならば、1、4項目について認めるのであるならば、請願そのものを認めると同じことでありますから、あるいは趣旨採択の中でそれをどう扱うのかということをも明言されるべきだというふうに思いますけれども。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

設楽議員のご質問にお答えします。

先ほどの佐藤議員の質問とほぼ同じ趣旨の質問かと思えますけれども、その4点は先ほど申し上げたとおりですが、私は請願をこれは前文も含めてのこととさせていただきます。これをどこでどう市民の方がどの部分を読み取って理解されるかという、さまざまな考え方があろうかと存じます。そういう意味では私はこの「全てを落札業者の自己責任にする」ということは到底譲れるものではございません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この請願者の4項目について、これが一番肝心なところだというふうに思いますけれども、請願者のこの4項目の趣旨を、そして確認されたことについて採択すべきというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で、動議に対する質疑を終結いたします。

次に、趣旨採択とすることに対する討論を行います。

討論ございませんか。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第8号の件ですが、今、古橋議員から前文が自分としては納得できない。特に全て落札業者の自己責任にすべきだということについては納得できないというふうに述べられました。

しかし、一方で請願の趣旨とは別に、具体的な行動として1、2、3、4という記という中身があります。これについては認めるということであれば、請願を採択するということと同じであります。趣旨採択という意味合いの具体的な中身が古橋議員からは答弁は全くありませんでした。もし、全ての問題、また自己責任の問題、これが疑問であれば、具体的な小委員会、委員会の中で意見を述べて、また参考人質疑、さらには提案者、それから事業者も含めた、専門家も含めて質疑をしていく、その充実をすることによって解決できるのではないかと思います。

私はこれを採択すべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

その他討論ございませんか。

賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

反対討論ございますか。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

古橋議員からの提案のありました趣旨採択については反対をいたします。

趣旨採択とする場合は、その請願者の意図は十分理解できるけれども、実現が難しいと、そういう場合に趣旨採択をすべきであるというようなものであると考えております。実際に請願者が

この4つの項目を訴えるに至った経緯については、それはさまざまあろうかと思いますが、この小委員会を設置したりとか、税金を無駄にしないでくれとか、この4項目については本日のその他の議論でもありましたように、議員各位皆さんの総意であろうというふうには私は考えます。

しかも、実現が可能な内容でございますので、趣旨採択として扱うことには反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

その他討論ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第8号 請願書を趣旨採択とすることを求める動議の採決を行います。

この動議については異議がありますので、起立により行います。

請願第8号は動議のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

請願第8号 請願書は趣旨採択と決定をされました。

日程第 5 閉会中の継続審査について

次に、日程第5、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

平成27年第4回定例会議案審査特別委員会委員長より、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 6 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第6、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

○議長（藤井裕一君）

以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

平成27年第4回の市議会定例会の閉会に当たりましてご挨拶をさせていただきます。

今議会では当初に条例や補正予算など11件の議案をご提案させていただきましたところ、慎重審議の上、議決を賜り感謝を申し上げます。

また、追加でご提案をさせていただきました議案第88号 美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結につきましても可決いただきまして重ねて御礼を申し上げます。

その過程の中で、再び設計業務におけます計上誤りが判明したことにつきまして、議会を初め、市民の皆様にご心配をおかけしましたことに心からおわびを申し上げる次第であります。

今後、再発防止へ向け、早急に制度や庁内のチェック体制について改善に取り組んでまいります。

また、これまでの議案審議や一般質問を通した中でのご意見やご提案につきまして、今後の予算編成や市政運営に役立ててまいりたいと考えております。

結びになりますが、平成27年もあとわずかとなり、日に日に寒さも増してまいります。議員の皆様方にはくれぐれもご自愛をいただきまして、新たな気持ちでともに新年を迎えたいと思っております。新年がかすみがうら市にとりまして輝き、希望の年となりますことを祈念しご挨拶いたします。

○議長（藤井裕一君）

それでは、これをもちまして平成27年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会といたします。

慎重なるご審議をいただきまことにありがとうございました。

閉 会 午後 3時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 宮 嶋 謙

かすみがうら市議会議員 設 楽 健 夫

かすみがうら市議会議員 来 栖 丈 治